

「京都市未来こどもはぐくみプラン（仮称）」

中間とりまとめ案

～京都市の子ども・子育て支援施策の新たな総合計画～



平成26年10月
京 都 市



目 次

第Ⅰ部	計画の趣旨	1
1	計画策定の背景	2
2	計画の位置付け	4
3	計画期間	6
4	計画の対象	6
5	計画の基本理念と目指すまちのすがた	7
6	前プラン（「京都市未来こどもプラン」）の概要と取組状況	9
7	ニーズ調査・意識調査	11
第Ⅱ部	子どもと家庭を取り巻く状況	13
1	少子化の動向	14
2	世帯の状況	20
3	保護者の就労状況	24
4	子育ての現状と意識	28
第Ⅲ部	計画の内容	38
第1章	子どもを社会の宝として市民・地域ぐるみで子育てを支え合う 子育て支援の風土づくり	
(1)	子どもを共に育む京都市民憲章（愛称：京都はぐくみ憲章）の推進	40
(2)	子育て支援ネットワークの充実	44
第2章	次世代を育むすべての家庭を支援し支え合えるまちづくり	
(1)	子育てに生きがいを感じられる家庭・職場・地域社会づくり	
ア	子育て家庭への支援	47
イ	子育てを支え合える地域社会づくり	50
ウ	「真のワーク・ライフ・バランス」の推進	55
(2)	子どもの生活環境の整備と安全な生活が確保されるまちづくり	59
(3)	子育て家庭への経済的な支援	63
第3章	子どもを安心して生み健やかに育てることのできるまちづくり	
(1)	思春期における次世代を育む意識づくり	67
(2)	思春期のこころとからだの健康づくり	70
(3)	安心して妊娠・出産できる環境づくり	74
(4)	乳幼児の健やかな発育・発達と育児不安を軽減するための支援	78
(5)	子どもの病気や事故に的確に対応できる体制の充実	84
(6)	望ましい食生活を育むための環境づくり	88
第4章	安心して子育てできる幼児教育・保育の充実	
(1)	幼児教育・保育の提供体制の確保及び質の向上	94
(2)	多様な幼児教育・保育の提供及び質の向上	112
第5章	放課後の子どもたちの居場所づくり	
(1)	児童館・学童クラブ事業	123
(2)	放課後まなび教室	127

第6章 伝統と文化を受け継ぎ、次代と自らの未来を切り拓く子どもたちを育むまちづくり

- (1) 開かれた学校づくりと市民との市民ぐるみ・地域ぐるみで進める教育
 - ア 開かれた学校づくりの推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 131
 - イ 地域・各団体とも連携した「子どもを共に育む京都市民憲章」の普及・実践・・・・・・ 133
- (2) 確かな学力・豊かな心・健やかな体の調和のとれた育成
 - ア 確かな学力の向上と創造性豊かな子どもの育成・・・・・・・・・・ 135
 - イ 心身ともに健全でたくましい子どもの育成・・・・・・・・・・ 139
 - ウ 障害のある子どもへの教育の充実・・・・・・・・・・ 143
 - エ 魅力ある高校づくりの推進・・・・・・・・・・ 144
- (3) 子どもたちの「学び」を支える教育環境の充実
 - ア 安心安全でゆとりとうるおいのある学校づくりの推進・・・・・・・・ 146
 - イ きめ細かな指導による子どもたちの教育の充実・・・・・・・・ 148
- (4) 親と親になる世代への働きかけ、家庭教育の充実・支援
 - ア 親とこれから親になる青少年世代への働きかけ・・・・・・・・ 150
 - イ 家庭教育と子育て支援・・・・・・・・ 151
- (5) 青少年の自主性と創造力を育むまちづくり・・・・・・・・ 153

第7章 支援を必要とする子どもや家庭を大切にするまちづくり

- (1) 児童虐待対策・少年非行対策の推進
 - ア 児童虐待対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 155
 - イ 少年非行対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 161
- (2) 被虐待児をはじめとした養護等が必要な子どもの福祉 京都市家庭的養護推進計画・・・・ 164
- (3) 障害や疾病等で支援が必要な子どもの福祉・・・・・・・・ 185

第8章 ひとり親家庭の自立促進 ひとり親家庭自立促進計画・・・・・・・・ 194

第9章 子ども・子育て支援事業計画

- (1) 教育・保育提供区域の設定・・・・・・・・・・・・・・・・ 211
- (2) 幼児教育・保育の量の見込み並びに提供体制の確保の内容及びその実施時期・・・・ 215
- (3) 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み並びに提供体制の確保の内容及びその実施時期・・・・ 224
 - ア 利用者支援事業・・・・・・・・・・・・・・・・ 224
 - イ 時間外保育事業・・・・・・・・・・・・・・・・ 225
 - ウ 一時預かり事業（一般型）・・・・・・・・・・ 227
 - エ 一時預かり事業（幼稚園型）・・・・・・・・ 229
 - オ 病児保育事業・・・・・・・・・・・・・・・・ 231
 - カ 放課後児童健全育成事業・・・・・・・・・・ 232
 - キ 養育支援訪問事業・・・・・・・・・・・・・・・・ 236
 - ク 子育て短期支援事業・・・・・・・・・・・・・・・・ 241
 - ケ 地域子育て支援拠点事業・・・・・・・・・・ 243
 - コ 子育て援助活動支援事業・・・・・・・・・・ 248
 - サ 乳児家庭全戸訪問事業・・・・・・・・・・ 250
 - シ 妊婦に対する健康診査・・・・・・・・・・ 252

第 I 部 計画の趣旨

1	計画策定の背景	2
2	計画の位置付け	4
3	計画期間	6
4	計画の対象	6
5	計画の基本理念と目指すまちのすがた	7
6	前プラン（「京都市未来こどもプラン」）の概要と取組状況	9
7	ニーズ調査・意識調査	11

第Ⅰ部 計画の趣旨

1 計画策定の背景

京都市では、社会の宝である子どもを健やかで心豊かに育む社会を築くため、大人として何をすべきか、市民の共通規範として、平成19年2月に「子どもを共に育む京都市民憲章（愛称：京都はぐくみ憲章）」を制定しました。

そして、この憲章の精神を理念として、2010（平成22）年3月に、次世代育成支援対策推進法（以下「次世代法」という。）に基づく市町村行動計画に位置付ける「京都市未来こどもプラン」（以下「前プラン」という。）を策定し、社会全体で子どもたちを守り育むまちづくりを進めるための様々な取組を推進してきました。

現在、我が国においては、少子化の進展、家族規模の縮小や地域の共同関係の希薄化を背景として、家庭や地域の「子育て力」の低下が懸念される状況が続いています。

2013（平成25）年10月に実施した「京都市子育て支援に関する市民ニーズ調査」（以下「ニーズ調査」という。）においても、特に母親において、子育てに不安や負担を感じている人が多く見られます。また、ニーズ調査によると、父親の生活は仕事中心であり、家事や子育てについては、依然として母親が中心となって担われている状況がうかがえます。

また、この5年間で、児童虐待の相談・通告件数が大幅に増加しています。これは、児童虐待に対する社会的関心が高まっていることが大きな要因と考えられますが、通告を受け、児童虐待として認定される件数も増加していることから、未然防止や早期発見などの取組がより重要となっています。

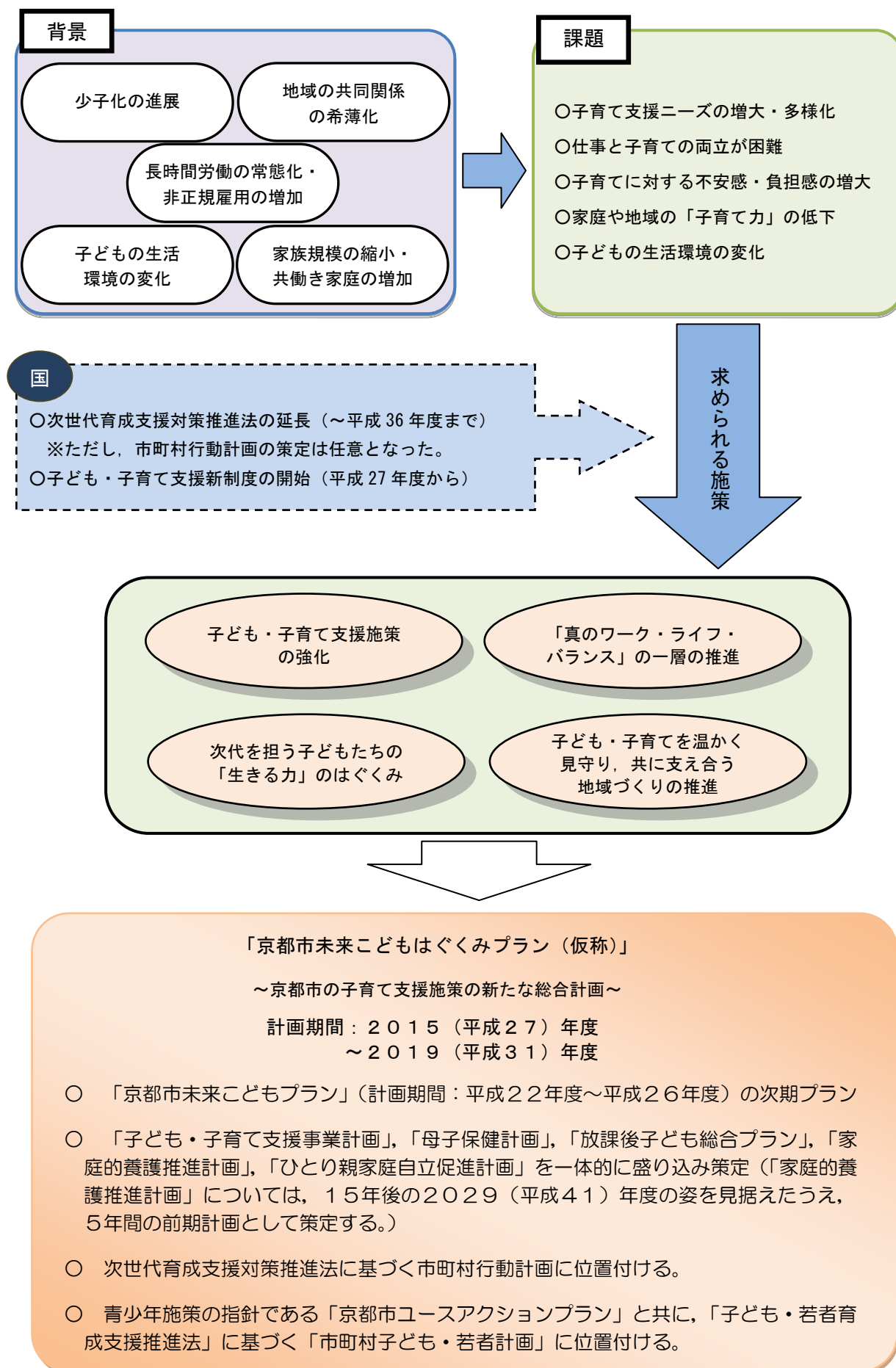
さらに、近年では、スマートフォンの急速な普及に伴い、長時間利用による生活習慣の乱れや犯罪やいじめに巻き込まれる危険性が危惧されるなど、子どもの生活や安全への悪影響も懸念されています。

このように、子どもや子育て家庭を取り巻く状況は、依然として厳しい状況にあります。しかし、その一方で、京都市では、市民ぐるみ・地域ぐるみで子どもや子育てを支える取組が着実に進んでいます。先に述べた「子どもを共に育む京都市民憲章（愛称：京都はぐくみ憲章）」については、その理念が浸透し、家庭、地域、学校、企業など、社会のあらゆる場で実践行動が広がるよう、2011（平成23）年4月に「子どもを共に育む京都市民憲章の実践の推進に関する条例」を施行し、憲章の実践を推進する行動の輪を広げる取組を進めています。また、子育てサロンや子育てサークルといった地域の住民同士で子育てを支え合う活動も盛んとなっています。

今後とも、こうした活動の輪を更に広げ、身近な地域において、子育てを支え合い、温かく見守る風土づくりを進めることが重要です。

この計画は、こうした背景を踏まえ、前プランを引き継ぐ後継プランとして策定するものです。また、策定に当たっては、保護者、子ども・子育て支援に関する事業に従事する方、学識経験者をはじめとする幅広い関係者により構成する「京都市子ども・子育て会議」において、市政の最重要課題として位置付ける少子化対策の観点からも調査審議を行っています。

今後5年間、この計画に基づき、子どもたちの未来のため、市民みんなで子どもをはぐくむまちづくりを推進していきます。



2 計画の位置付け

この計画は、「京都市未来こどもプラン」（２０１０（平成２２）年３月策定）の後継プランに当たる京都市の子育て支援施策の総合的な計画で、次世代育成支援対策推進法第８条に規定される市町村行動計画に位置付けるものです。

また、「安らぎのある暮らし」と「華やぎのあるまち」という目標を掲げ、「信頼」を基礎に社会の再構築を目指すというまちづくりの方針を理念的に示した「京都市基本構想」（１９９９年（平成１１年）１２月策定）を具現化するための「はばたけ未来へ！京プラン（京都市基本計画）（第２期）」の分野別計画として策定するものです。

なお、この計画は、次の計画を一体的に盛り込んでいます。

子ども・子育て支援事業計画

子ども・子育て支援法６１条に基づく、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他同法に基づく業務の円滑な実施に関する計画

母子保健計画

２１世紀における母子保健の国民運動計画である「健やか親子２１（第２次）」（２０１４年（平成２６年）策定）の趣旨を踏まえて、親と子の健康づくりや健康を支援する環境づくりを推進するための計画

放課後子ども総合プラン

すべての児童の安全・安心な居場所づくりの観点から、小学校の余裕教室等の活用や、教育と福祉との連携方法等について検討しつつ、放課後児童クラブ及び放課後子ども教室を計画的に整備していくための計画

京都市家庭的養護推進計画

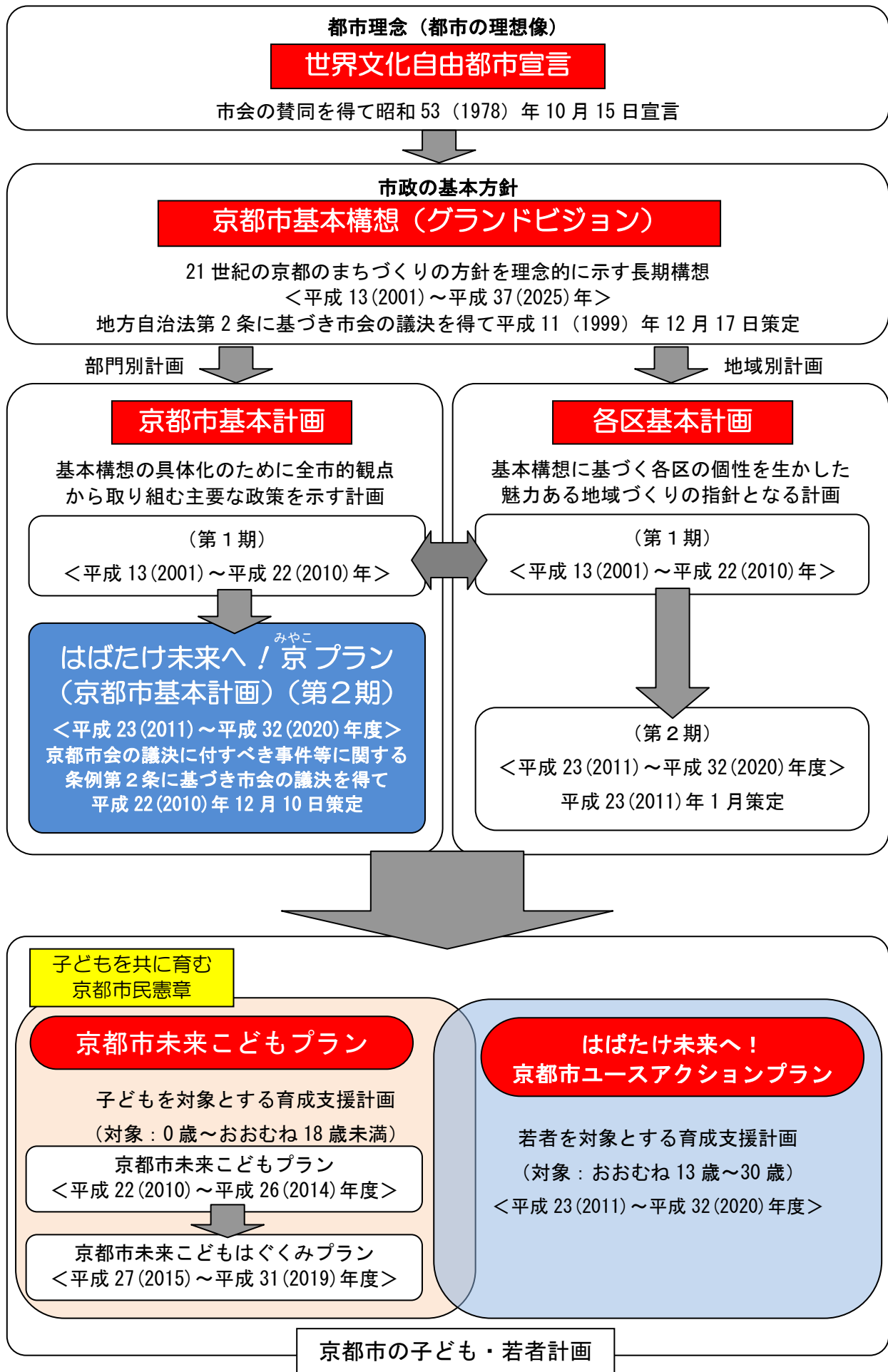
児童養護施設等の社会的養護の課題に関する検討委員会・社会保障審議会児童部会社会的養護専門委員会が２０１１（平成２３）年７月にとりまとめた「社会的養護の課題と将来像」を実現するための１５年間にわたる方針について、本市独自に定める計画（家庭的養護推進計画については、１５年後の平成４１年度の姿を見据えたうえ、５年間の前期計画として策定する。）

ひとり親家庭自立促進計画

母子及び父子並びに寡婦福祉法第１２条に基づき、厚生労働大臣が定めた「母子家庭等及び寡婦の生活の安定と向上のための措置に関する基本的な方針」（２００８（平成２０）年４月１日）に則し、今後における、母子家庭、父子家庭及び寡婦に対する自立支援対策を総合的かつ効果的に展開するための基本目標と具体的な措置等について盛り込んだ計画

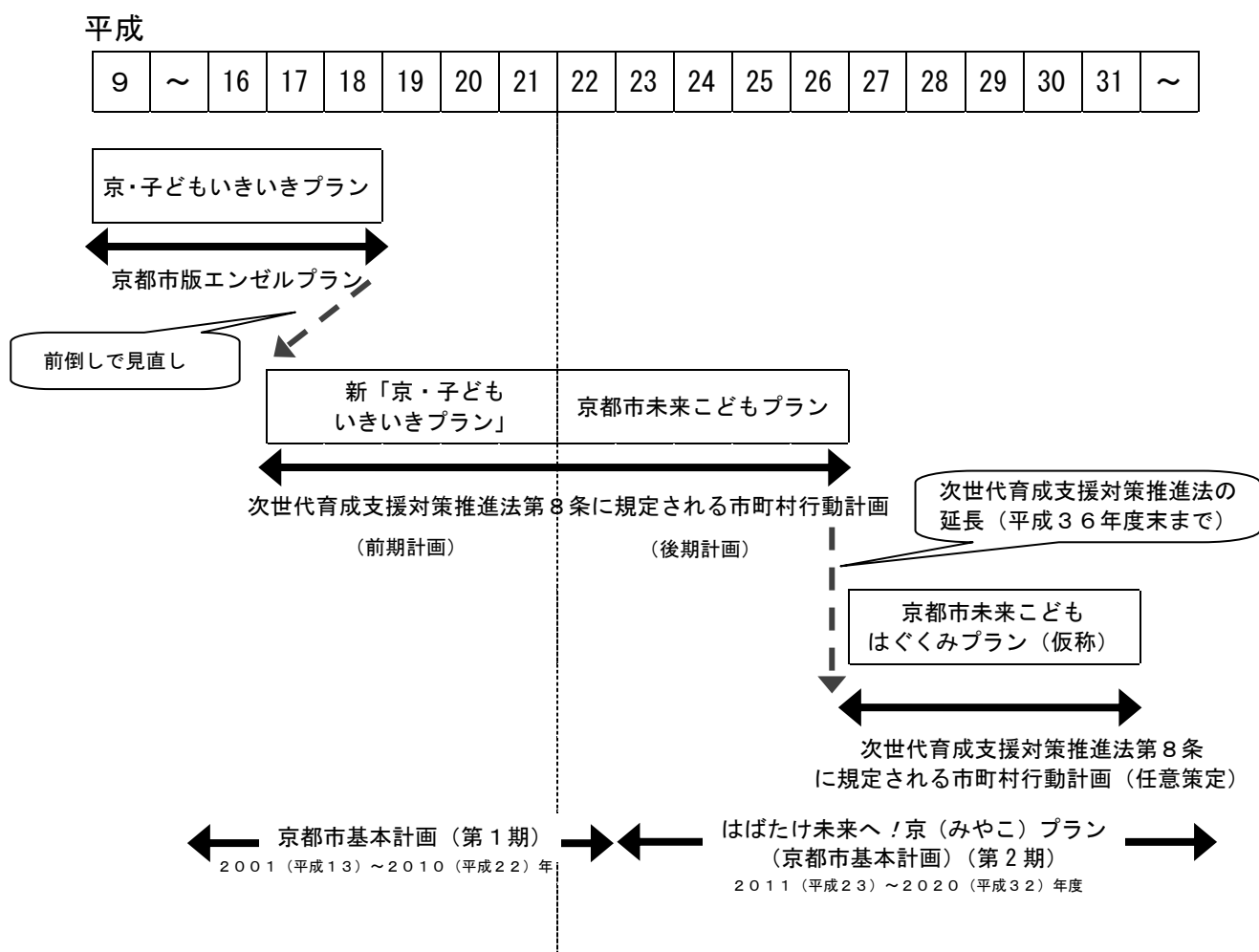
また、本プランは、青少年施策の指針である「京都市ユースアクションプラン」と共に、「子ども・若者育成支援推進法」に規定される「市町村子ども・若者計画」として位置付けるものです。

さらに、「はばたけ未来へ！京（みやこ）プラン」をはじめとする京都市の関連計画との整合を図ったものとなっています。



3 計画期間

この計画の期間は、2015（平成27）年度から2019（平成31）年度までの5年間とします。



4 計画の対象

この計画は、すべての子どもと子どもを育成し又は育成しようとする家庭，市民，事業者，行政など，市内のすべての個人，団体を対象とします。

なお，この計画における「子ども」とは，0歳からおおむね18歳未満とします。

5 計画の基本理念と目指すまちのすがた

(1) 基本理念

子どもたちの今と未来をみんなではぐくむ 子育て支援都市・京都

～子どもたちの今と未来のため、市民共通の行動規範として制定した「子どもを共に育む京都市民憲章」（愛称：京都はぐくみ憲章）の理念のもと、市民・地域ぐるみで子育てを支え合い、京都の未来を託す子どもたちを健やかで心豊かにはぐくむまちづくり、「京都で育ってよかった」、「京都で子育てをしたい」と思えるまちづくりを進めます～

(2) 目指すまちのすがた

基本理念を実現するため、市民みんなで子どもの成長段階に応じて、切れ目のない、きめ細かな取組を進めます。

1 子どもを社会の宝として、子どもの最善の利益を追求するまち

1989（平成元）年11月に国連総会において、「児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）」が採択されました。

我が国では、この条約を批准した1994（平成6）年から20年が経過した現在においても、児童虐待やいじめ、子どもを巻き込む犯罪など、子どもの人権を侵害し、命にも関わる深刻かつ重大な課題が生じています。

京都では、次代を担う子どもたちを健やかで心豊かにはぐくむ社会を目指す「京都はぐくみ憲章」を制定し、家庭、地域、育ち学ぶ施設、企業、行政など社会のあらゆる場で、実践行動の輪を広げる取組を進めています。

子どもたちの命と健やかな育ちを脅かすものに対して、市民一人ひとりが毅然とした態度で臨み、「京都はぐくみ憲章」の理念に基づく活動を実践することにより、子どもにとって最善の利益を追求していきます。

2 「真のワーク・ライフ・バランス」が息づき、男女が子育てを共に担う主役として、安心して子どもを生み育てることのできるまち

我が国では、近年、共働き世帯の増加傾向が続いていますが、子育てや家事の大部分を未だに女性が担っている実態があります。

子育てや家事は男女が協力して行うべきものであり、男女が共に、仕事や家庭生活、社会貢献などの調和を図り、生きがいと充実感を得て人生を送ることができる「真のワーク・ライフ・バランス」の推進に向けた取組が重要です。

また、安心して子どもを生み育てることのできる社会環境づくりには、幼児教育・保育の提供、学童クラブ事業をはじめとする子ども・子育て支援施策の充実が必要であり、これらを車の両輪として並行して取り組んでいきます。

3 「確かな学力」、「豊かな心」、「健やかな体」の調和をはぐくみ、子どもたちがたくましく未来を切り拓くことのできるまち

急速なグローバル化や情報化、絶え間ない技術革新など社会環境の変化が激しい時代にあって、これからの社会を生き抜き、自立して社会に貢献し、広く世界の発展に寄与するなど、たくましく未来を切り拓く子どもたちを育むことが求められています。

京都では、長い歴史の中で培ってきた伝統や文化を土台に、自由で先駆的な気風を育みながら「まちづくりは人づくりから」の理念を大切にして、個性豊かで活力に満ちたまちを築いてきました。

こうした京都ならではの特性をいかし、子どもたちが、確かな学力を身につけ、豊かな人間性を培い、心身共に健やかに育つことが大切であり、市民ぐるみ・地域ぐるみでこうした子どもたちの学びと育ちを支えるまちづくりを進めます。

4 家庭・地域・育ち学ぶ施設・企業・行政など社会のあらゆる場で、市民みんなが子どもの育ちと子育てを支え合い応援するまち

子育て家庭をめぐっては、家族規模の縮小、地域コミュニティの希薄化等による子育ての孤立化や、仕事と子育ての両立の難しさなど、様々な課題がありますが、これらを家庭・地域・育ち学ぶ施設・企業・行政など社会のあらゆる場で、一人ひとりが自らの課題として捉え、意識や行動の改革に向けた取組を進めていくことが重要です。

京都には、地蔵盆等の伝統行事や全国に先駆けた小学校の創設に見られるように、古くから地域を基盤とした子育てや人づくりの文化が根付いています。また、近年においても、地域の人々が身近な地域で子育てを支え合う、自主的な活動が展開されています。

こうした京都ならではの市民ぐるみ・地域ぐるみで子どもの育ちと子育てを支え合うまちづくりを更に進めます。

5 子どもが喜びの中で生まれ育ち、みんなが子育てに夢を持つことのできるまち

すべての子どもが周囲から祝福されながら生まれ、自らをかけがえのない存在と感じて他人との絆の中で育つことは、魅力あふれる京都を築いていくための礎となるものです。

市民みんなが子育てに誇りと夢を持つことができ、子どもを生み育てたい希望を持つ人の願いがかなえられるよう、社会全体で応援する風土づくりを進め、子どもたちがいきいきと輝くまちづくりを進めます。

6 前プラン（京都市未来こどもプラン）の概要と取組状況

■ 計画の趣旨・位置付け

2010（平成22）年3月に、京都市の子育て支援施策の総合的な計画で、次世代育成支援対策推進法第8条に規定する市町村行動計画（後期計画）に位置付けるものとして策定

■ 計画の期間

2010（平成22）年度から2014（平成26）年度までの5年間

■ 計画の対象

すべての子どもと子どもを育成し又は育成しようとする家庭，市民，事業者行政など，市内のすべての個人，団体（計画における「子ども」とは，0歳からおおむね18歳未満）

■ 基本理念（計画が目指すまち）

『子どもに笑顔 みんなではぐくみ 子育て“きょうかん”都市・京都』
～「子どもを共に育む京都市民憲章」の理念が市民生活の隅々まで浸透し，市民みんなで子育てを支え合い，子どもを生み育てる喜びを実感できるまち，子どもたちが「京都で育って良かったね」といえるまちづくりを目指します～

■ 施策概要と取組状況

前プランは，「子どもを共に育む京都市民憲章」の理念のもと，仕事と生活の調和を図り，安心して子どもを生むことのできる環境づくり，「市民力」，「地域力」を生かして子育てを支え合うことのできる風土づくり，明日の京都を担う子どもたちの「生きる力」をはぐくむことのできるまちづくりを目指す，総合的な取組を内容としています。

京都市では，この5年間で，前プランに掲げた227の施策すべてに着手し，児童虐待防止対策や待機児童の解消に向けた保育サービスの充実をはじめ，地域における子育て支援，ひとり親家庭への支援，母子保健・思春期保健，教育環境づくりなど，子育て支援の幅広い分野にわたり，総合的な取組を進めてきました。

この結果，前プランの数値目標を上回る保育所定員の確保を行い，平成26年4月当初において待機児童ゼロを実現したほか，多様な保育ニーズに対応する延長保育，一時保育等の実施箇所数拡大など，保育サービスの充実を着実に進めてきました。

また，「子どもを共に育む京都市民憲章の実践の推進に関する条例」の制定，つどいの広場の実施箇所数の拡大や住民相互による子育て支援活動である子育てサロン・サークルの活動促進など，市民みんなで子育てを支え合う風土づくりのための取組を積極的に進めてきました。

しかしながら，子育ての孤立化や児童虐待の増加といった子どもや子育て家庭を取り巻く深刻な状況は，大きくは改善しておらず，今後も更に取組を進めていくことが必要です。

＜前プランの進ちょく状況＞

2014（平成26）年度末（見込）

施策数等		「完了」又は「推進中」	「未着手」
施策総数	227	227	0
進ちょく率	100%	100%	0%
うち重点施策	129	129	0
うち推進施策	98	98	0

＜数値目標設定施策＞

施策名	平成21年度	平成25年度	達成率	(26年度) 目標
子育て支援活動いきいきセンター (つどいの広場)	20 箇所	31 箇所	88.6%	35 箇所
保育所定員	24,525 人	26,035 人	103.8%	25,075 人
延長保育 (夜間延長保育を含む)	179 箇所	192 箇所	98.5%	195 箇所
一時保育	42 箇所	50 箇所	100.0%	50 箇所
休日保育	5 箇所	6 箇所	85.7%	7 箇所
1歳6か月児健康診査 (受診率＋未受診者への支援)	95.9%	99.3%	99.3%	100%
学童クラブ事業と放課後学び教室との連携 一元化児童館【学童クラブを有した児童館】 (学童クラブ事業等登録児童数) 放課後まなび教室 (放課後まなび教室登録児童数)	130 箇所 (7,903 人) 全小学校区 179 校 (9,832 人)	130 箇所 (8,713 人) 全小学校区 166 校 (12,267 人)	100% 99.8% 100% 116.8%	130 箇所 (8,730 人) 全小学校区実施 (10,500 人)
土曜教室	小・中学校 239 校 (実施率 94.1%)	小・中学校 239 校	100%	全小・中学校実施
小学校での1週間にわたる長期宿 泊・自然体験活動	小学校 59 校 (実施率 33.0%)	小学校 166 校	100%	全小学校実施
中高生と赤ちゃんとの交流事業	30 箇所	46 箇所	92.0%	50 箇所

7 ニーズ調査・意識調査

この計画の策定に当たり、子育てに関する意識やニーズ、結婚や出産に関する意識などを把握し、子育て支援施策の展開の方向性を検討する基礎資料として活用するため、次の5つのニーズ調査・意識調査を実施しました。

① 京都市子育て支援に関する市民ニーズ調査

対象	京都市内在住の小学校入学前児童の保護者6,500人（小学校入学前児童調査） 京都市内在住の小学生児童の保護者6,500人（小学生児童調査）
期間	2013（平成25）年10月30日（水）から11月13日（水）まで

② 京都市結婚と出産に関する意識調査

対象	京都市内在住の18歳から49歳までの市民6,500人
期間	2013（平成25）年10月30日（水）から11月13日（水）まで

③ 京都市ひとり親家庭実態調査

対象	2013（平成25）年10月1日現在、京都市内在住の母子世帯（3,200人）・父子世帯（1,800人）
期間	2013（平成25）年10月30日（水）から11月13日（水）まで

④ 京都市母子保健に関する意識調査

対象	2013（平成25）年8月15日から9月20日の間に保健センター・支所における乳幼児健康診査（4か月児，8か月児，1歳6か月児，3歳児）に来所した保護者4,332人
期間	2013（平成25）年8月15日（木）から9月27日（金）まで

⑤ 京都市思春期に関する意識調査

対象	2013（平成25）年8月1日現在，13歳以上19歳以下の市民のうち住民基本台帳及び外国人登録者から無作為抽出した5,000人
期間	2013（平成25）年10月30日（水）から11月13日（水）まで

※ 各調査の結果は、以下のホームページで公開しています。

■ 京都市保健福祉局子育て支援部児童家庭課

<http://www.city.kyoto.lg.jp/hokenfukushi/soshiki/8-3-1-0-0.html>

■ 京都市保健福祉局保健衛生推進室保健医療課

<http://www.city.kyoto.lg.jp/hokenfukushi/soshiki/8-5-1-0-0.html>

第Ⅱ部 子どもと家庭を取り巻く状況

1	少子化の動向	14
2	世帯の状況	20
3	保護者の就労状況	24
4	子育ての現状と意識	28

第Ⅱ部 子どもと家庭を取り巻く状況

1 少子化の動向

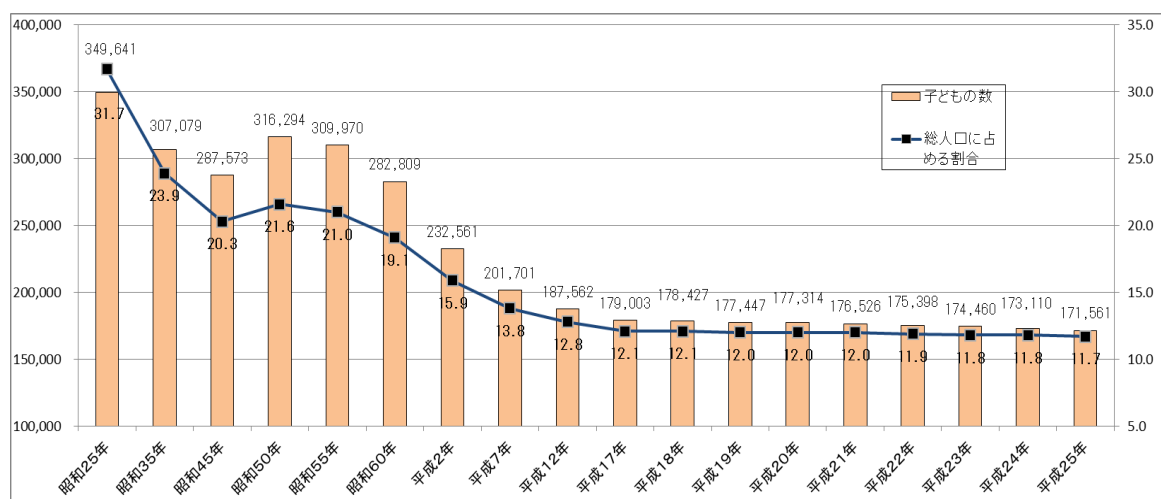
(1) 子どもの人口の推移

京都市の人口は、戦後増加を続けて、1968（昭和43）年に140万人を超え、1975（昭和50）年以降はおおむね146～147万人台で推移しています。

一方、子ども（15歳未満，以下同じ）の人口は、戦後の第1次ベビーブーム（1947（昭和22）年～1949（昭和24）年）後は減少し、第2次ベビーブーム（1971（昭和46）年～1974（昭和49）年）時に一旦増加していますが、その後は減少し続けています。近年は減少傾向が緩やかになり、この5年間は微減ですが、第1次ベビーブーム直後の子どもの人口と比べると、半数程度にまで減少しています。

総人口に占める子ども人口の割合も同様の傾向が見られ、2013（平成25）年では11.7%になっており、この5年間はほぼ横ばいで推移しています。一方、老年人口（65歳以上）の割合については、近年増加が続き、1994（平成6）年には子どもの人口割合を上回り、2013（平成25）年では子どもの人口の約2倍（25.1%）になり、少子高齢化が一層進行しています。

図1-1 子ども（15歳未満）の数と総人口に対する割合の推移（京都市）

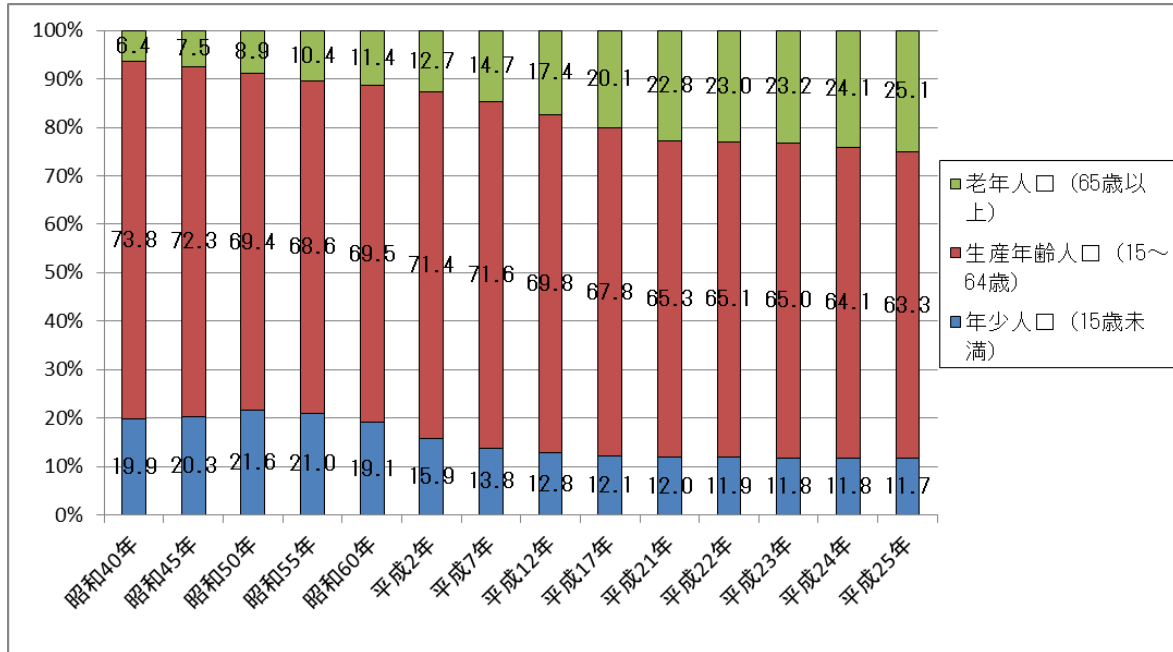


資料：総務省統計局「国勢調査」（～昭和60年）

京都市（平成2年～）

各年10月1日

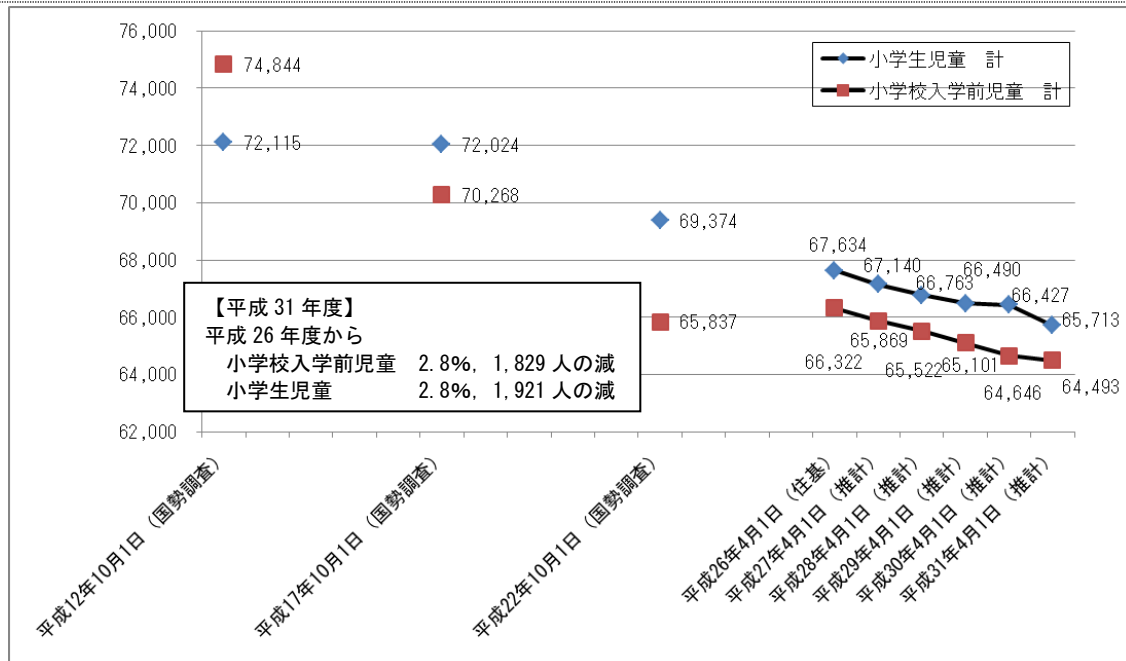
図1-2 年齢3区分別人口の推移（京都市）



資料：京都市 各年10月1日現在

このプランの計画期間である2019（平成31）年度までの年度当初人口を推計すると、2014（平成26）年度当初に比べ、2019（平成31）年度においては、小学校入学前児童で66,322人から約1,800人、小学生児童で67,634人から約1,900人の減少が見込まれます。

図1-3 将来推計人口（京都市）



資料：総務省統計局「国勢調査」

京都市

コーホート変化率法による推計：

各コーホート（同じ年又は期間に生まれた人々の集団）について、過去における実績人口の動勢から「変化率」を求め、それに基づき将来人口を推計する方法

（男女別年齢別住民基本台帳人口及び外国人登録人口，母親の年齢5歳階級別出生数，年齢5歳階級別女子人口，男女別出生数を使用）

総人口に対する子ども人口の割合を行政区別にみると、西京区（13.9%）、伏見区（12.6%）が高く、東山区（7.5%）が低くなっています。

最近3年間の子どもの人口の動向をみると、中京区で増加しています。

表1-4 行政区別子どもの人口（15歳未満）の推移

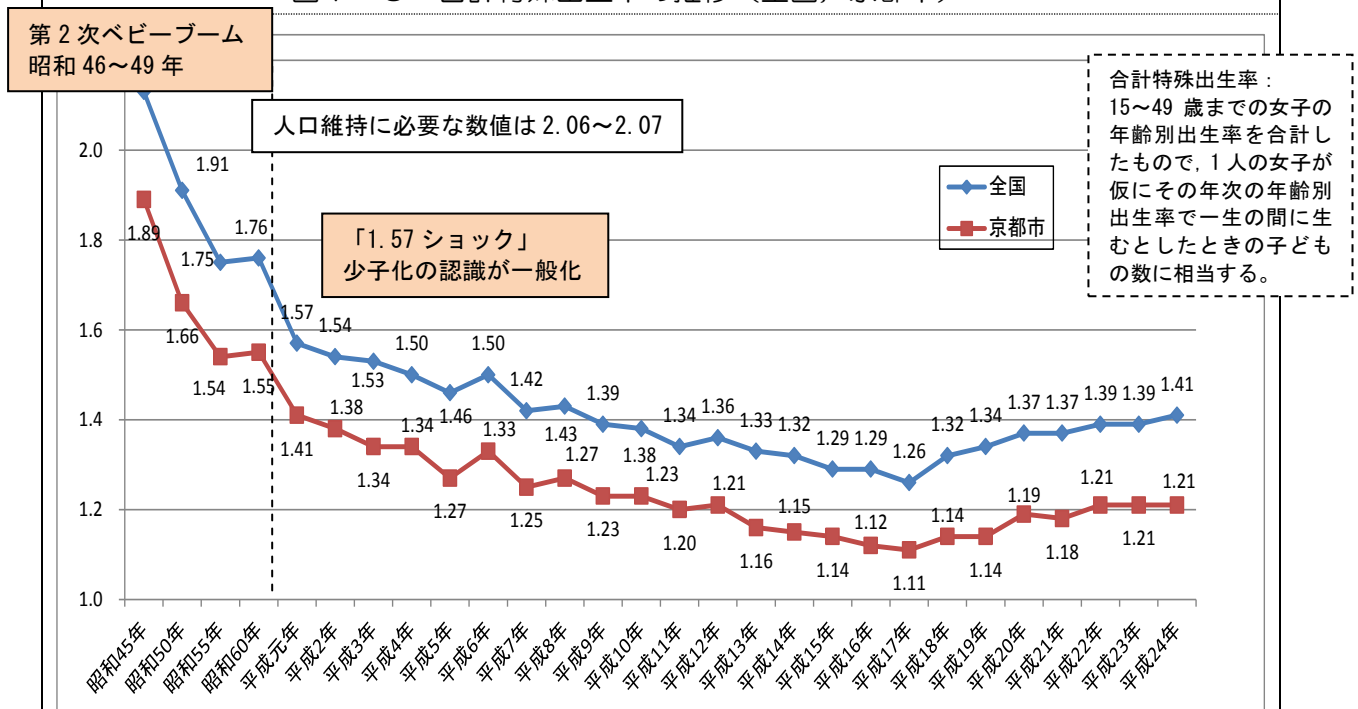
	平成23年 (人)	平成24年 (人)	対前年増減 (人)	平成25年 (人)	対前年増減 (人)	平成25年 総人口(人)	対総人口 割合
京都市	174,460	173,110	△ 1,350	171,561	△ 1,331	1,470,742	11.7%
北区	13,713	13,440	△ 273	13,323	117	120,262	11.1%
上京区	8,077	8,116	39	8,124	△ 8	83,196	9.8%
左京区	18,101	18,238	137	18,335	97	168,180	10.9%
中京区	11,382	11,405	23	11,542	137	107,445	10.7%
東山区	2,964	2,952	△ 12	2,985	33	39,651	7.5%
山科区	16,815	16,623	△ 192	16,294	△ 329	135,193	12.1%
下京区	7,817	7,823	6	7,892	69	80,421	9.8%
南区	11,980	11,964	△ 16	11,851	△ 113	98,813	12.0%
右京区	24,694	24,611	△ 83	24,481	△ 130	203,769	12.0%
西京区	21,789	21,446	△ 343	21,101	△ 345	151,797	13.9%
伏見区	37,128	36,492	△ 636	35,633	△ 859	282,015	12.6%

資料：京都市 各年10月1日

（2）未婚化・晩婚化の進行

女性が一生の間に生む子どもの数の動向を示す合計特殊出生率も年々減少しており、2005（平成17）年には過去最低である1.11にまで落ち込みました。この数年は若干上昇しているものの、人口の維持に必要とされる2.06～2.07を大幅に下回っており、2012（平成24）年では、1.21となっています。

図1-5 合計特殊出生率の推移（全国、京都市）



資料：厚生労働省「人口動態統計」

京都市

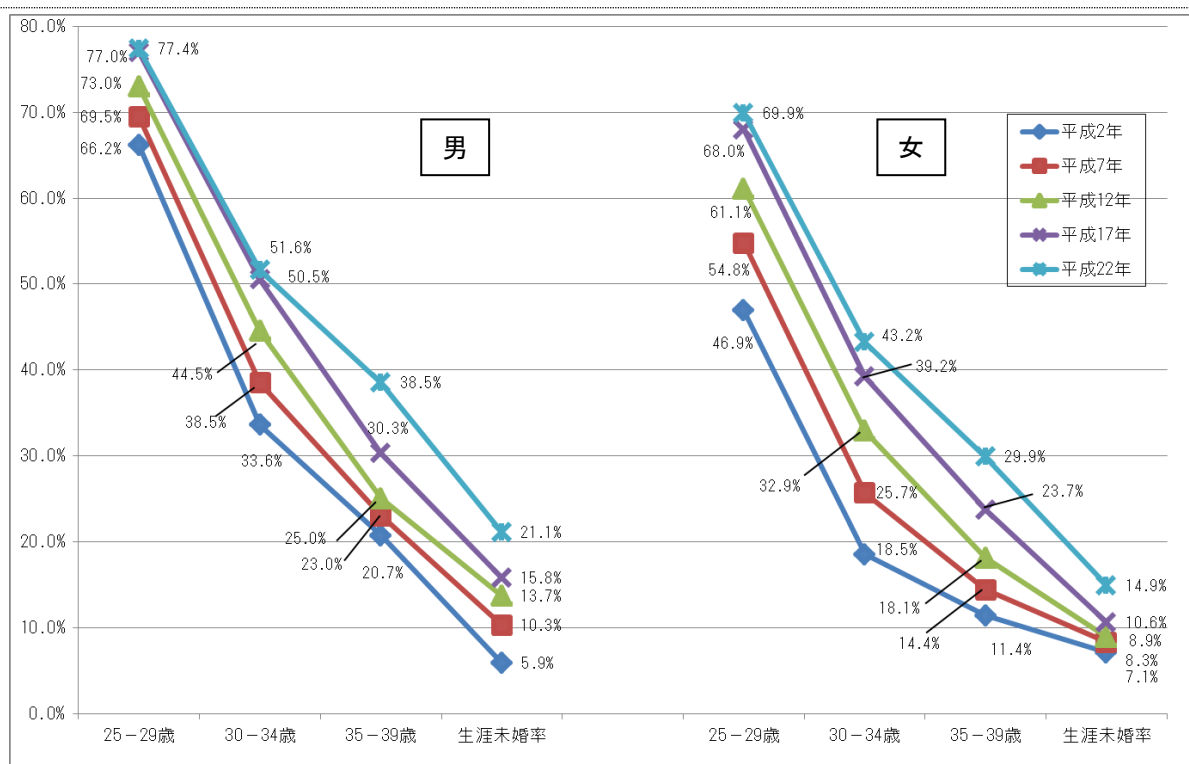
少子化の要因としては、「未婚率の上昇」や「晩婚化」が言われています。

京都市における2010（平成22）年の年齢別未婚率をみると、男性では、25～29歳で77.4%，30～34歳で51.6%，35～39歳で38.5%，女性では、25～29歳で69.9%，30～34歳で43.2%，35～39歳で29.9%となっており、近年、未婚率が更に上昇しています。

また、初婚年齢の推移をみると、1970（昭和45）年で男性が27.4歳、女性が24.6歳であったものが、2012（平成24）年では男性が31.4歳、女性が29.9歳になり、約40年間で男性が4.0歳、女性が5.3歳上昇しています。この5年間をみても、男女共に約1歳上昇しており、更なる晩婚化が進行しています。

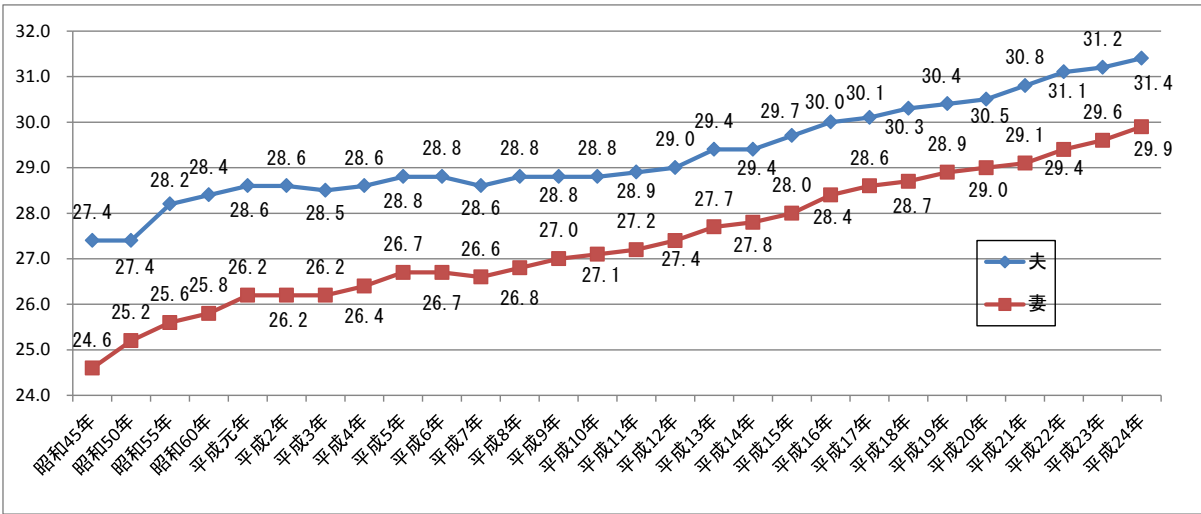
このような晩婚化の進行を反映し、女性の年齢別出生児数は、35歳から39歳の間で緩やかな増加傾向を示しています。一方、20歳から24歳の間及び25歳から29歳の間の出生児数は近年、減少傾向にあります。

図1-6 年齢別未婚率の推移（京都市）



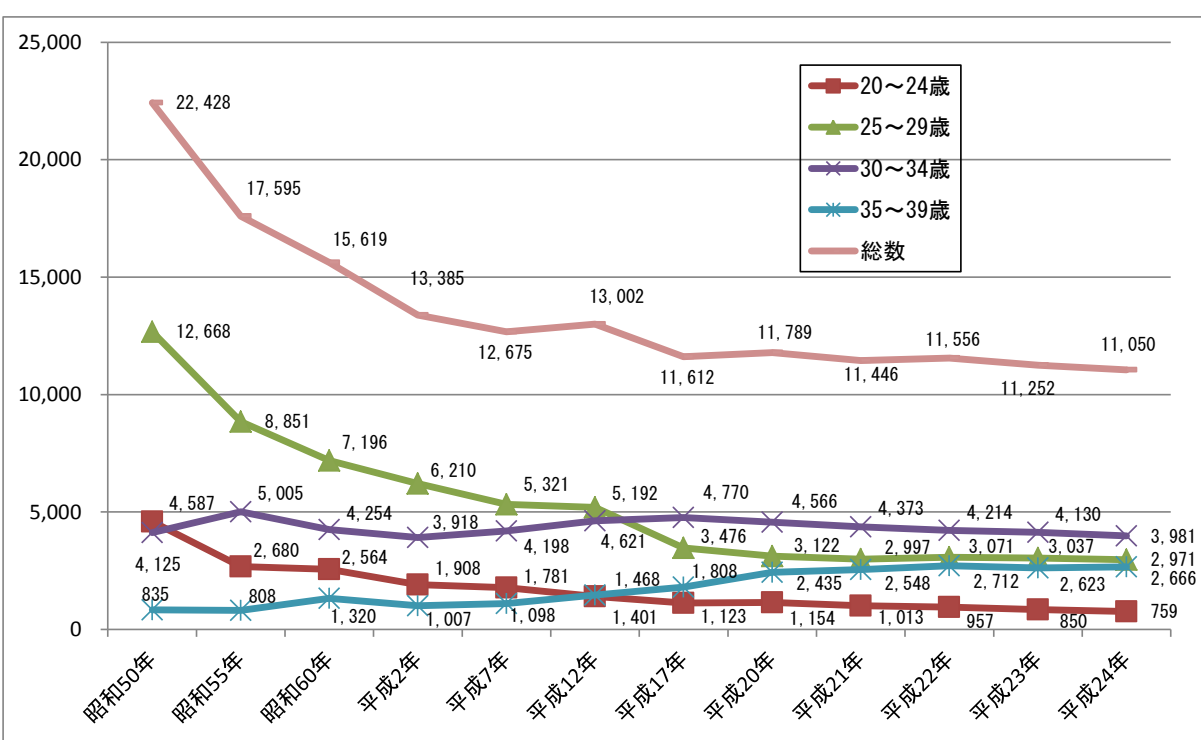
資料：総務省統計局「国勢調査」

図1-7 初婚年齢の推移（京都市）



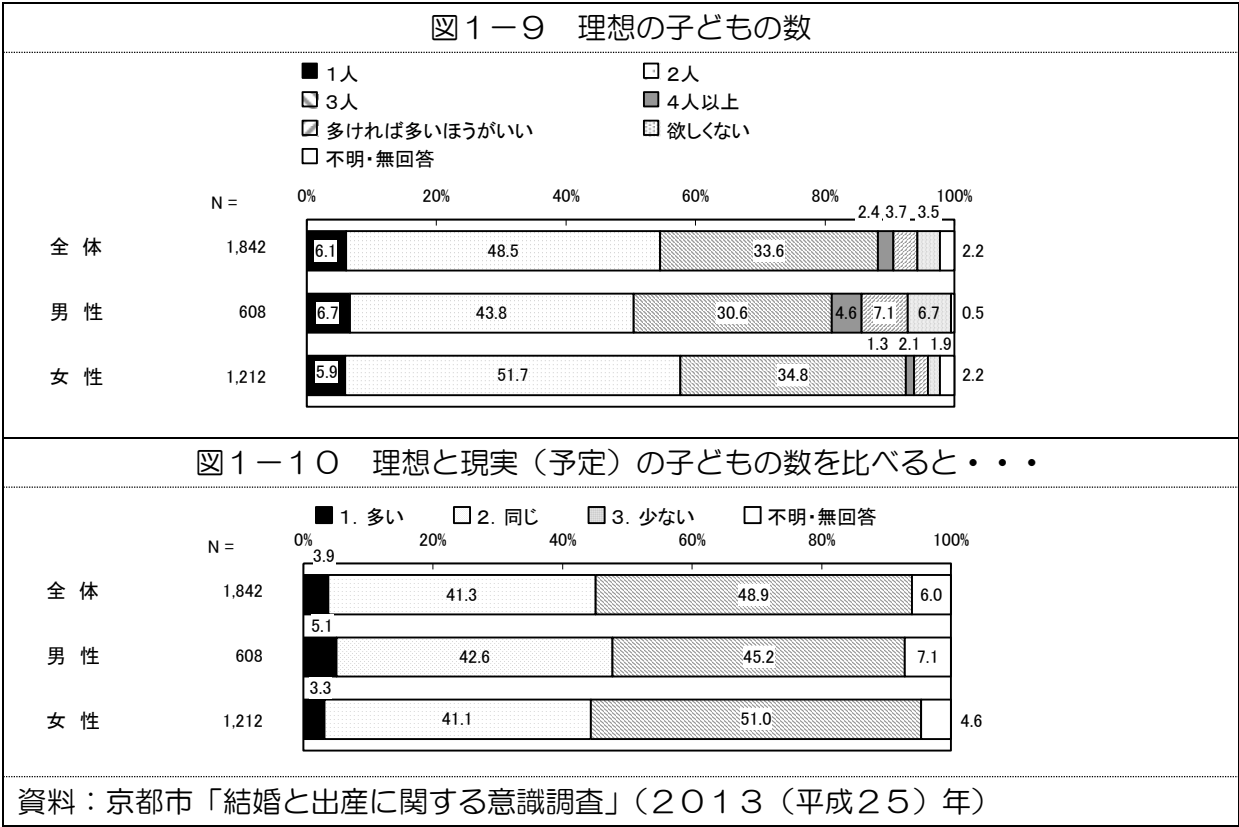
資料：厚生労働省「人口動態統計」

図1-8 女性の年齢別出生児数（京都市）



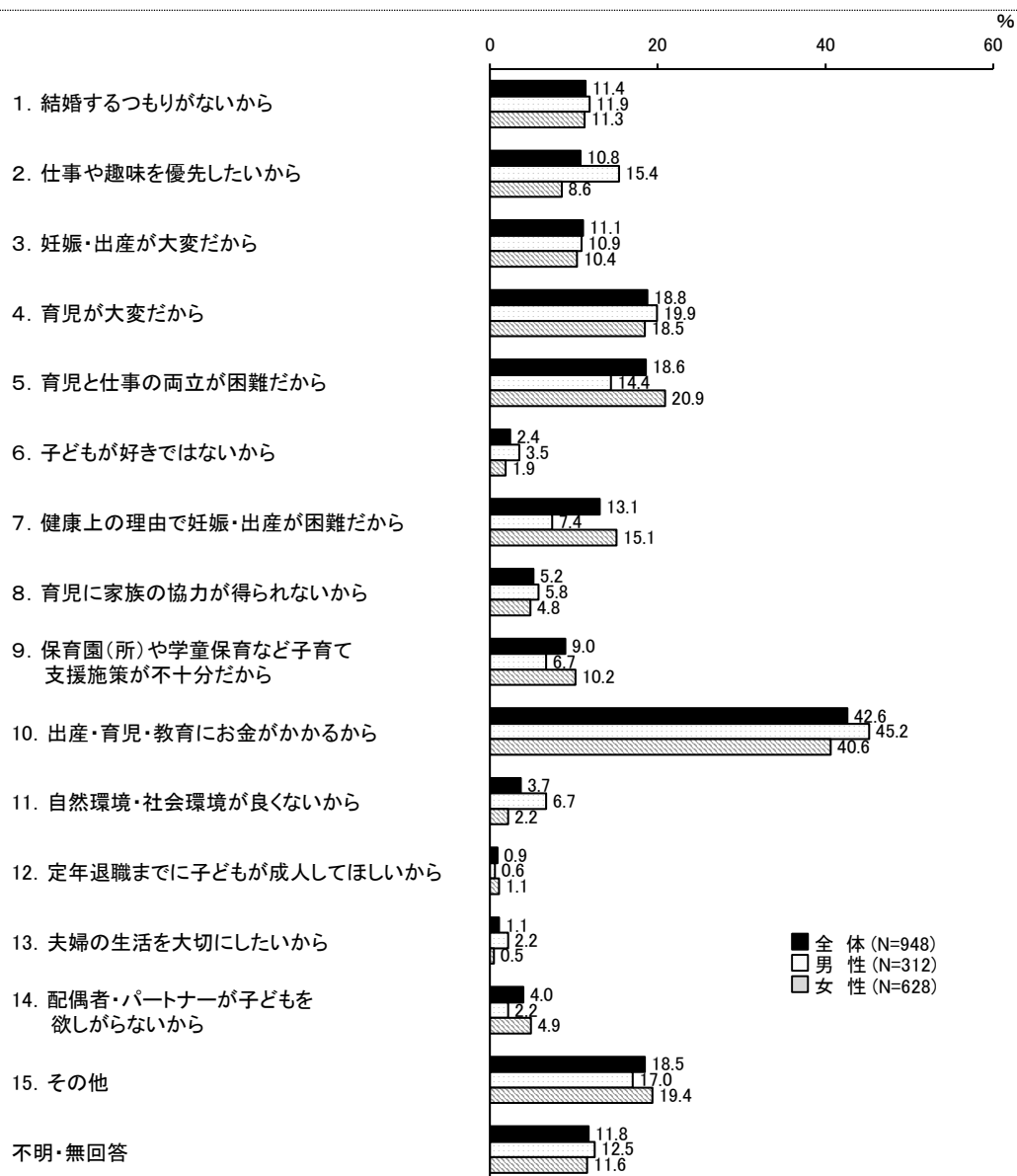
資料：厚生労働省「人口動態統計」

出生に関する動向については、2013（平成25）年に実施した「京都市結婚と出産に関する意識調査」（以下「結婚と出産に関する調査」という。）で「理想の子どもの数と現実（予定）」について聞いており、理想は2人が一番多い結果となり、2008（平成20）年に実施した同調査における結果と同様の傾向がみられます。また、結婚と出産に関する意識調査においては、「現実又は予定の子ども数は、理想よりも少ない」との回答が約4割に上っています。



さらに、子どもが欲しくない理由、実際には理想より子どもの数が少なくなりそうな理由について聞いていますが、「出産・育児・教育にお金がかかるから」、「育児と仕事の両立が困難だから」、「育児が大変だから」、「健康上の理由で妊娠・出産が困難だから」などの回答が多い結果となりました。

図 1-11 子どもが欲しくない理由、実際には理想より少なくなりそうな理由



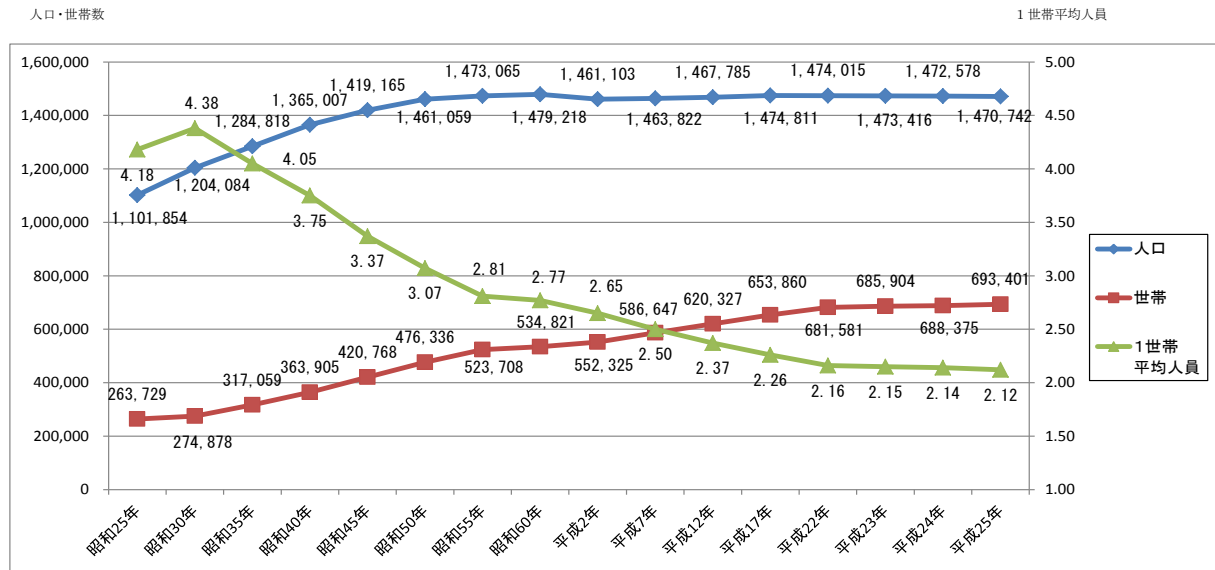
資料：京都市「結婚と出産に関する意識調査」（2013（平成25）年）

2 世帯の状況

京都市の世帯数は、戦後増加し続けていますが、一方で、世帯当たりの平均人員は減少し続けています。世帯当たりの平均人員は、2013（平成25）年では2.12人になり、戦後において最も多かった1955（昭和30）年の4.38人に比べて、半数以下にまで減少しており、近年も微減傾向が続いています。

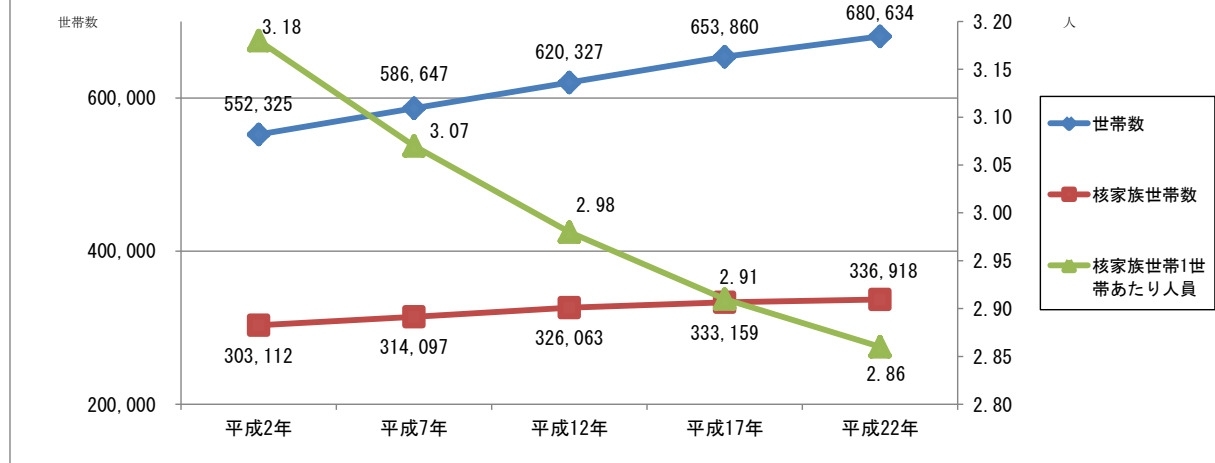
1990（平成2）年から2010（平成22）年において、核家族の状況をみると、世帯数は増加していますが、世帯当たりの人員は減少しています。また、世帯構成別の変化をみると、夫婦のみの世帯が約4割増加している一方で、6歳未満の子どもがいる核家族世帯は約2割減少し、夫婦・子ども・親を含む3世代世帯も5割近く減少しており、家族規模の縮小が一層進んでいると言えます。

図2-1 人口・世帯数・1世帯あたり平均人員の推移（京都市）



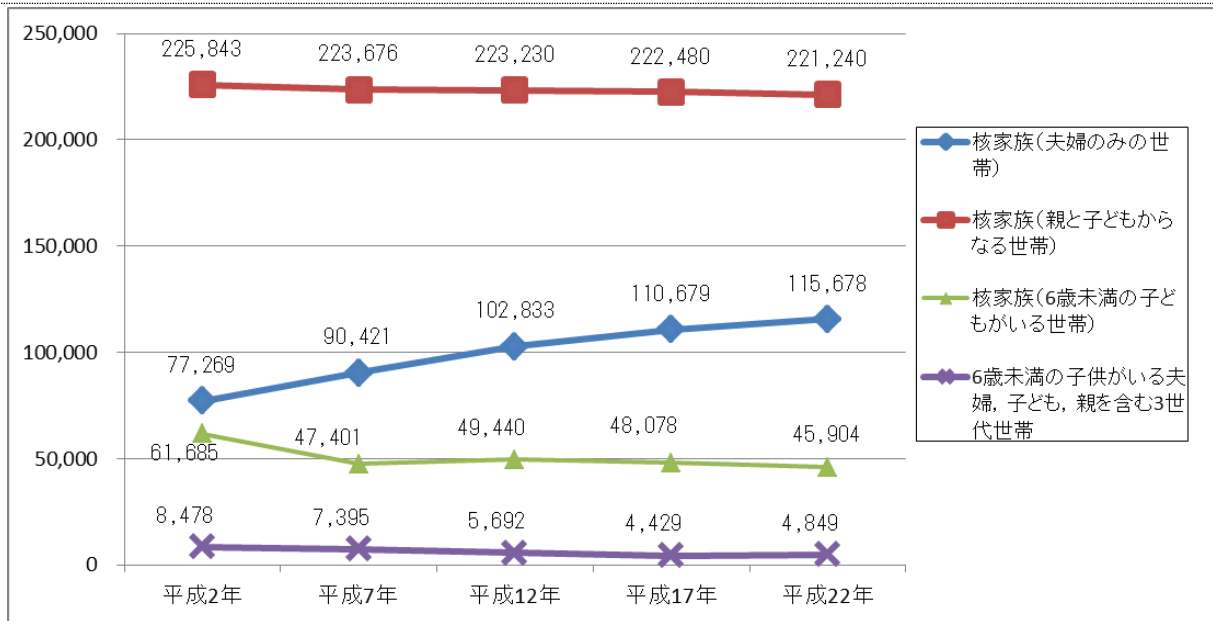
資料：京都市 各年10月1日現在

図2-2 核家族世帯数と1世帯あたり人員の推移（京都市）



資料：総務省統計局「国勢調査」

図2-3 構成別世帯数の推移（京都市）

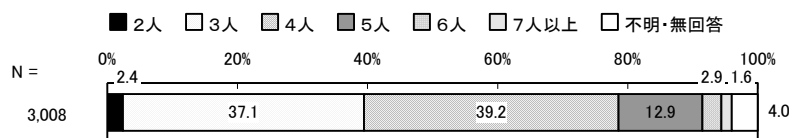


資料：総務省統計局「国勢調査」

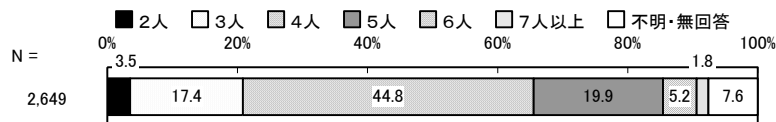
子どもがいる世帯の家族の人数はニーズ調査結果をみると、小学校入学前児童では4人、小学生児童では4人（前回（2008（平成20）年実施）のニーズ調査では、それぞれ3人、4人）が最も多く、子どもの人数は、小学校入学前児童では1人、小学生児童では2人（前回ニーズ調査でも、それぞれ1人、2人）が最も多くなっています。同居・近居の状況をみると、前回ニーズ調査と同様、両親と子どもの世帯が大半を占めています。

図2-4 家族の人数

<小学校入学前児童調査>



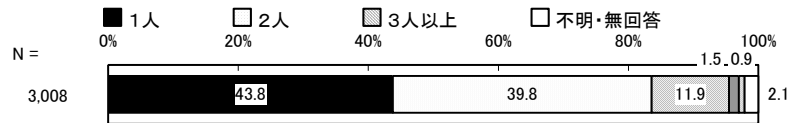
<小学生児童調査>



資料：京都市「子育て支援に関する市民ニーズ調査」（2013（平成25）年）

図2-5 子どもの人数

<小学校入学前児童調査>



<小学生児童調査>

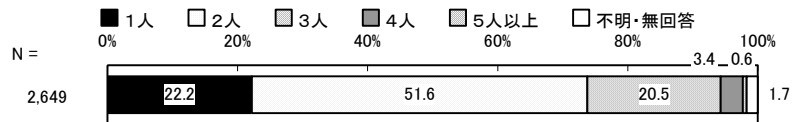
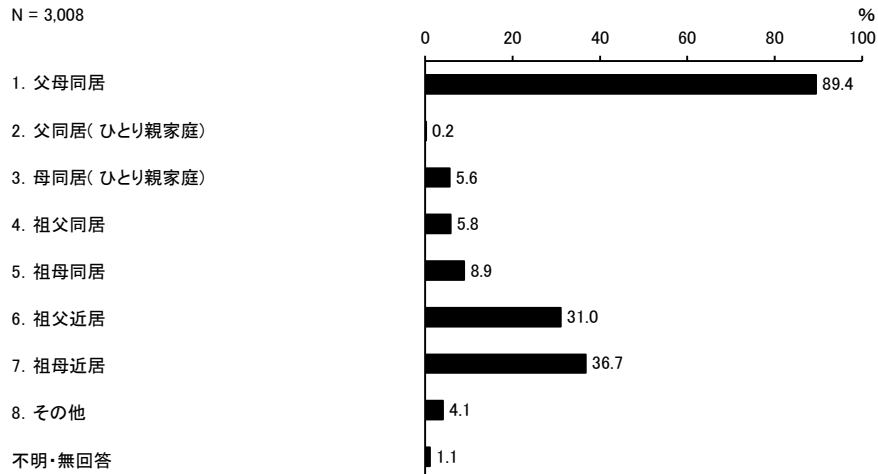
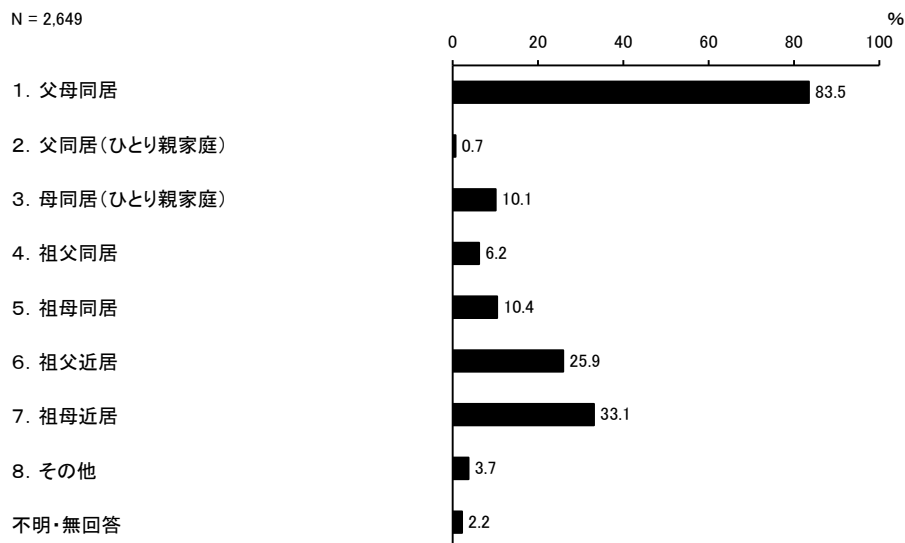


図2-6 同居・近居の状況

<小学校入学前児童調査>



<小学生児童調査>



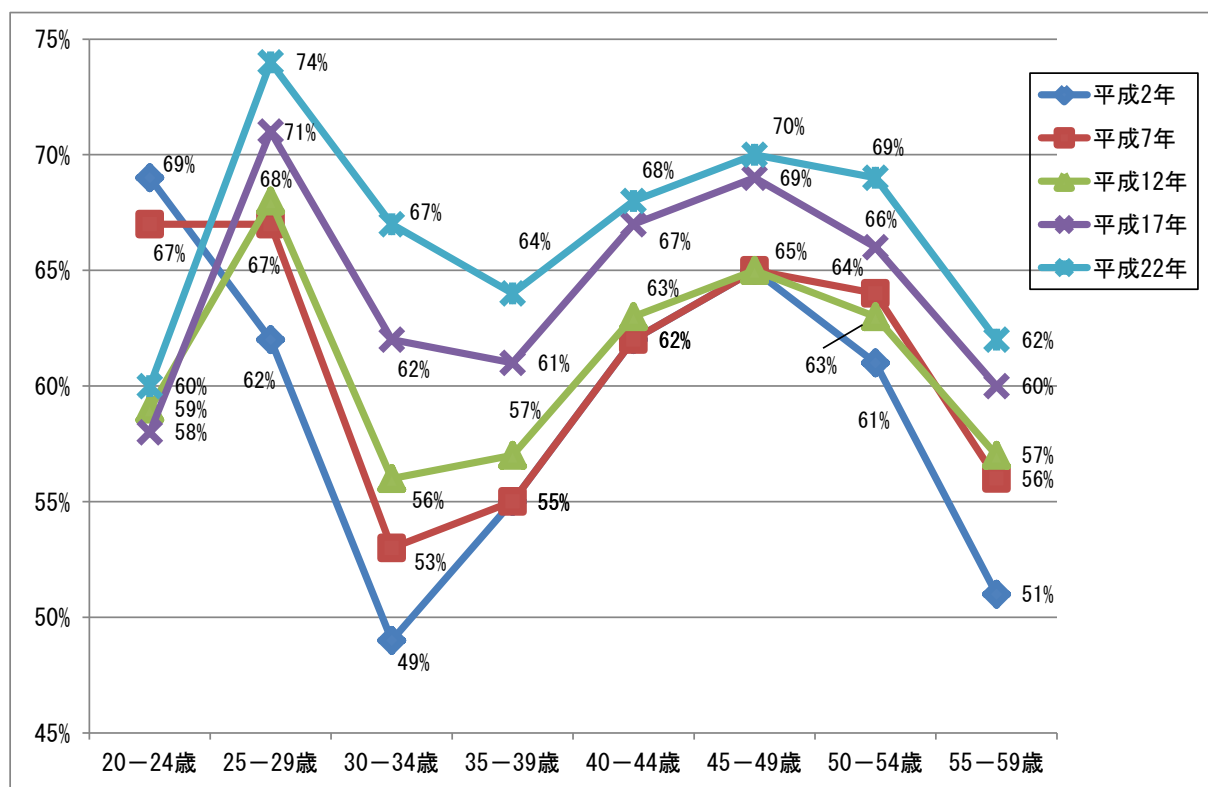
資料：京都市「子育て支援に関する市民ニーズ調査」（2013（平成25）年）

3 保護者の就労状況

1990（平成2）年から2010（平成22）年において、女性の年齢別労働力人口の割合をみると、20歳から24歳を除いて、いずれの年齢層においても働く女性の割合が増加しています。依然として、女性就労特有の「M字カーブ」を示していますが、特に30歳から34歳の減少幅が小さくなっており、それに伴い緩やかなカーブになりつつあります。

ニーズ調査では、フルタイムで就労している父親が多いのに対し、パート・アルバイト等で就労する母親が多いことがわかります。

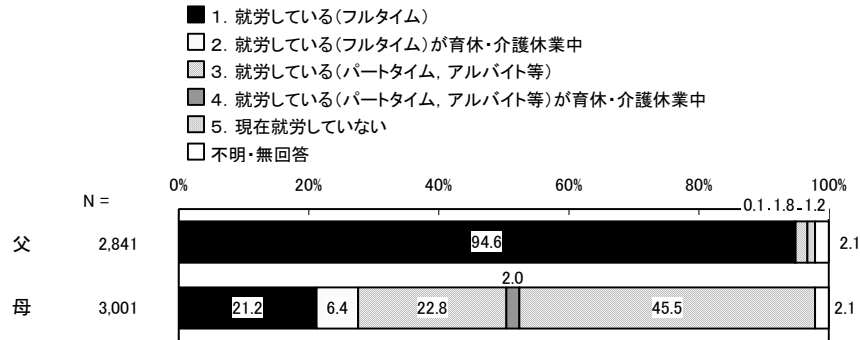
図3-1 女性の年齢別労働力人口割合（京都市）



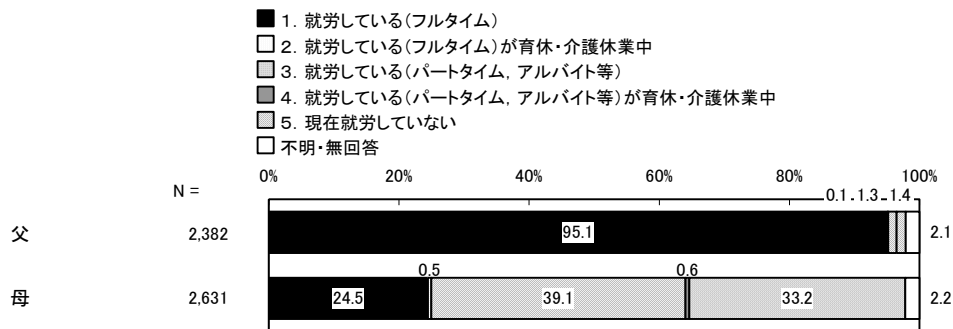
資料：総務省統計局「国勢調査」

図3-2 保護者の就労状況

<小学校入学前児童調査>



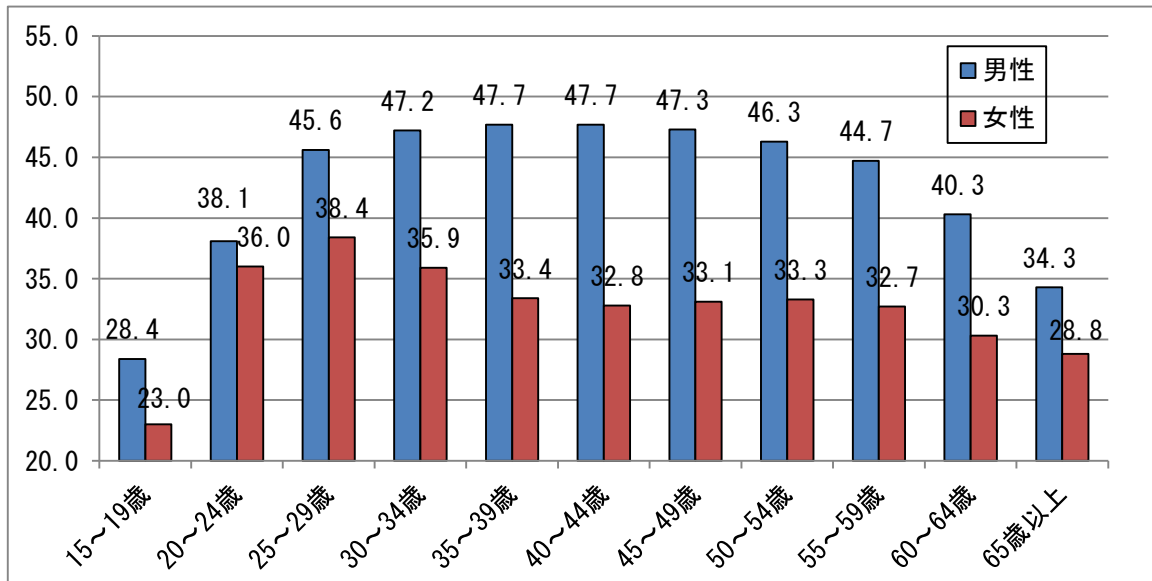
<小学生児童調査>



資料：京都市「子育て支援に関する市民ニーズ調査」（2013（平成25）年）

年齢別平均週間就業時間をみると、子どもが主に乳幼児や小学生であると考えられる30歳から44歳の間で、男性の就業時間が長くなっている一方、女性の就業時間は短い傾向が見られます。年齢別平均週間就業時間は、2005（平成17）年に実施された「国勢調査」の状況と比較してもほとんど変化は見られません。

図3-3 年齢別男女別平均週間就業時間（全国）

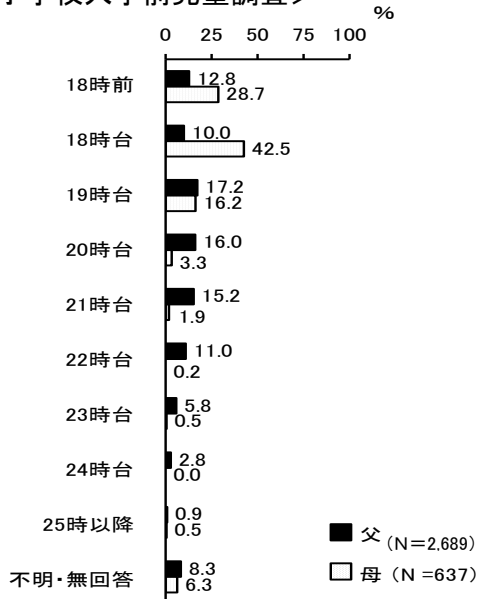


資料：総務省統計局「労働力調査」（2012（平成24）年）

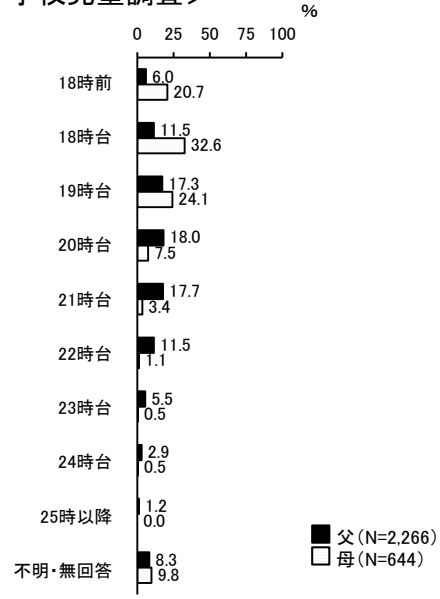
ニーズ調査において、父親の帰宅時間をみると、約3人に1人が21時以降と回答しており、父親が家で過ごせる時間、子どもと関われる時間は少ないと言えます。また、父親が子育てに関わりづらい理由としては、「残業や休日出勤が多く、仕事を優先せざるを得ないこと」の回答が最も多く、前回ニーズ調査と同じ結果となっています。

図3-4 フルタイムで就労している保護者の帰宅時間

<小学校入学前児童調査>



<小学校児童調査>

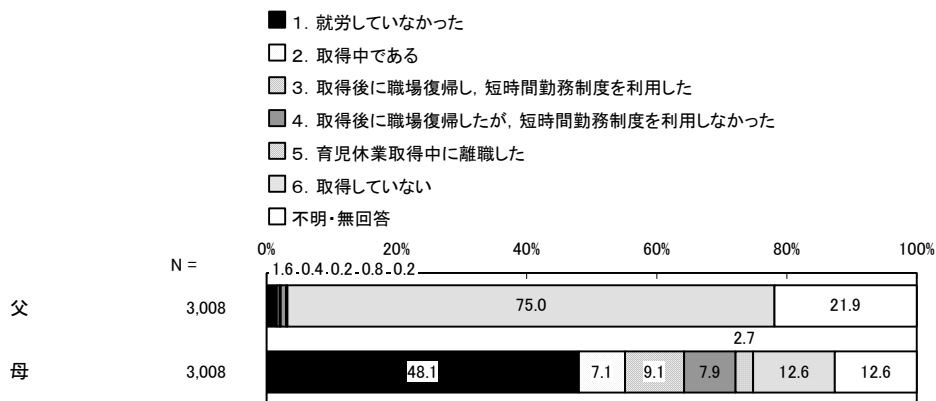


資料：京都市「子育て支援に関する市民ニーズ調査」（2013（平成25）年）

さらに、父親の育児休業取得率をみると、0.4%と母親に比べてかなり低い状態のままであり、この5年間に変化は見られません。

図3-5 育児休業の取得状況

<小学校入学前児童調査>



資料：京都市「子育て支援に関する市民ニーズ調査」（2013（平成25）年）

このような状況の中、子育てと仕事の両立支援策に対する要望については、「子どもの用事（学校行事、病気など）のときに休める制度や時間単位休暇制度」が一番多く、次いで、「男性・女性がともに育児休業制度を取得しやすい環境の整備」が多く、前回のニーズ調査とほぼ同様の結果となっています。（参照 P 57 図4-4）

4 子育ての現状と意識

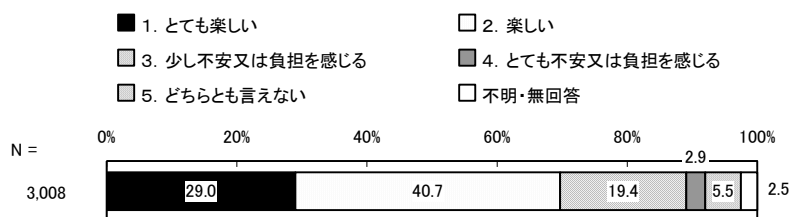
(1) 子育ての実態と意識

ニーズ調査で、育児や家事を主にしている人について聞いていますが、「子どもを風呂に入れる」、「子どもと遊ぶ」を除くほとんどの項目で、母親が大部分を担っている実態があります（前回ニーズ調査とほぼ同じ結果）。

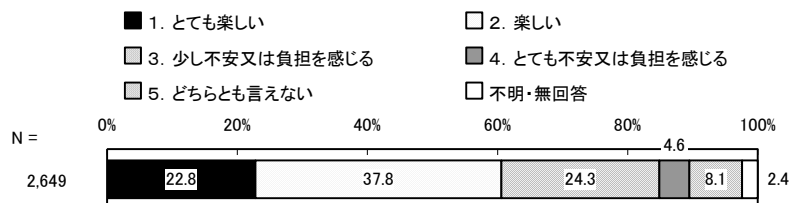
子育てをしている今の気持ちについては、小学校入学前児童で約7割、小学生で約6割の保護者が「とても楽しい」、「楽しい」と回答しています。

図4-1 子育てについての気持ち

<小学校入学前児童調査>



<小学生児童調査>



資料：京都市「子育て支援に関する市民ニーズ調査」（2013（平成25）年）

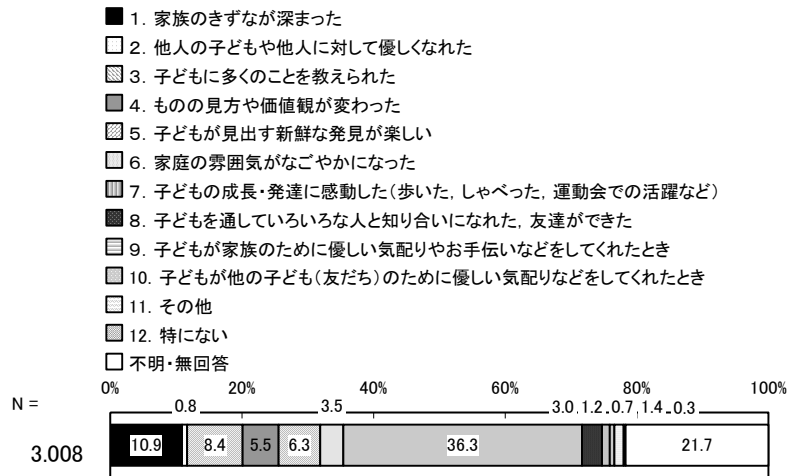
子育てが楽しい、良かったと感じること（とき）は、「子どもの成長・発達に感動した」が最も多く、次に「家族のきずなが深まった」、「子どもに多くのことを教えられた」が多くなっています。

一方、悩みや不安については、「子どものしつけ」、「子どもの教育費」が小学校入学前児童、小学生児童共に多く回答されています。

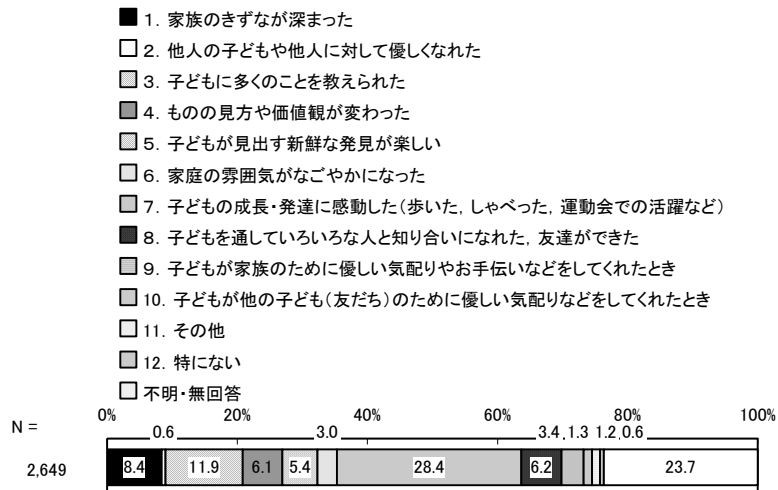
いずれも前回ニーズ調査の結果と同じ傾向が見られます。

図4-2 子育てが楽しい、良かったと感じること（とき）

<小学校入学前児童調査>



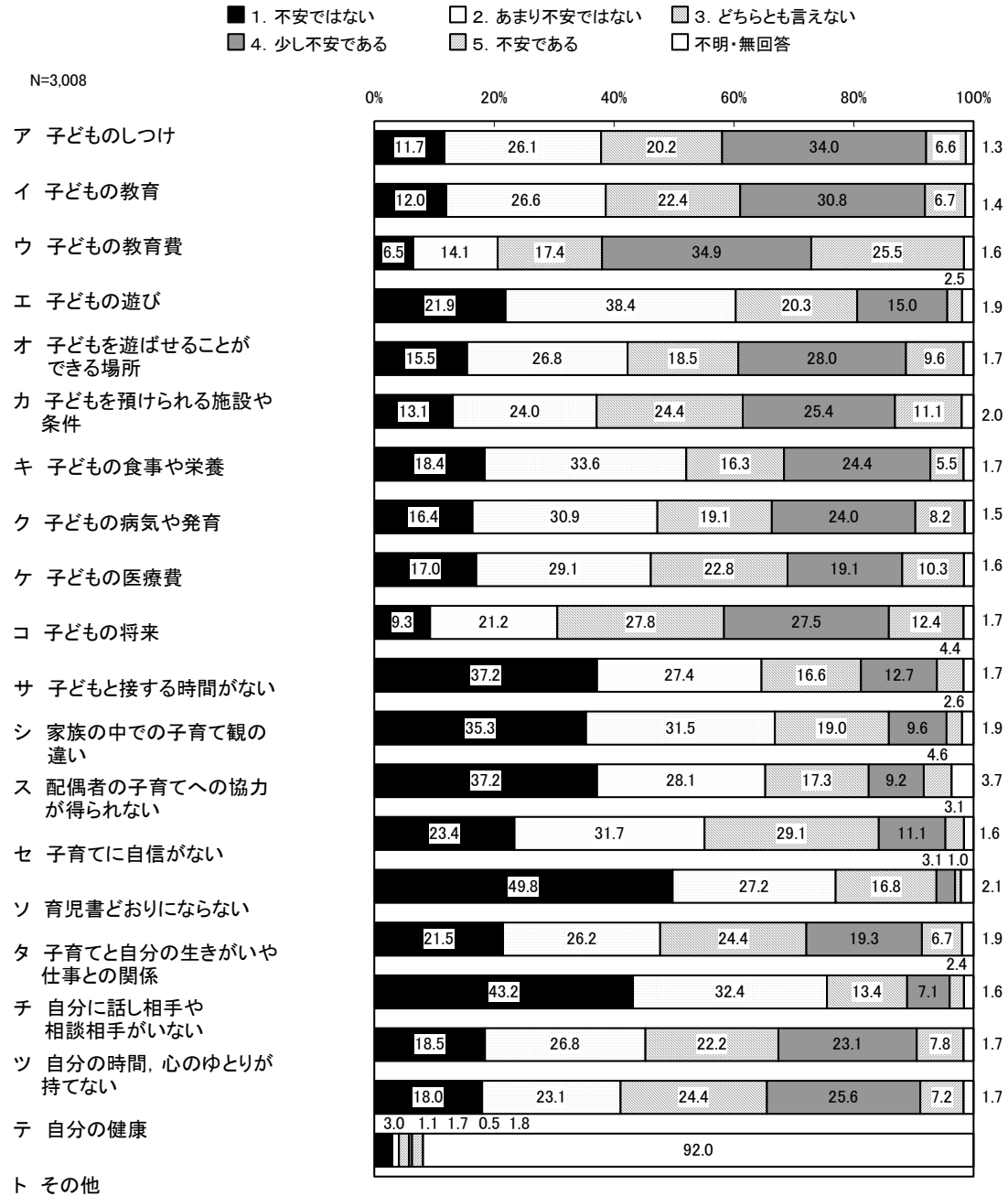
<小学生児童調査>



資料：京都市「子育て支援に関する市民ニーズ調査」（2013（平成25）年）

図4-3 子育てに関する悩みや不安

<小学校入学前児童調査>

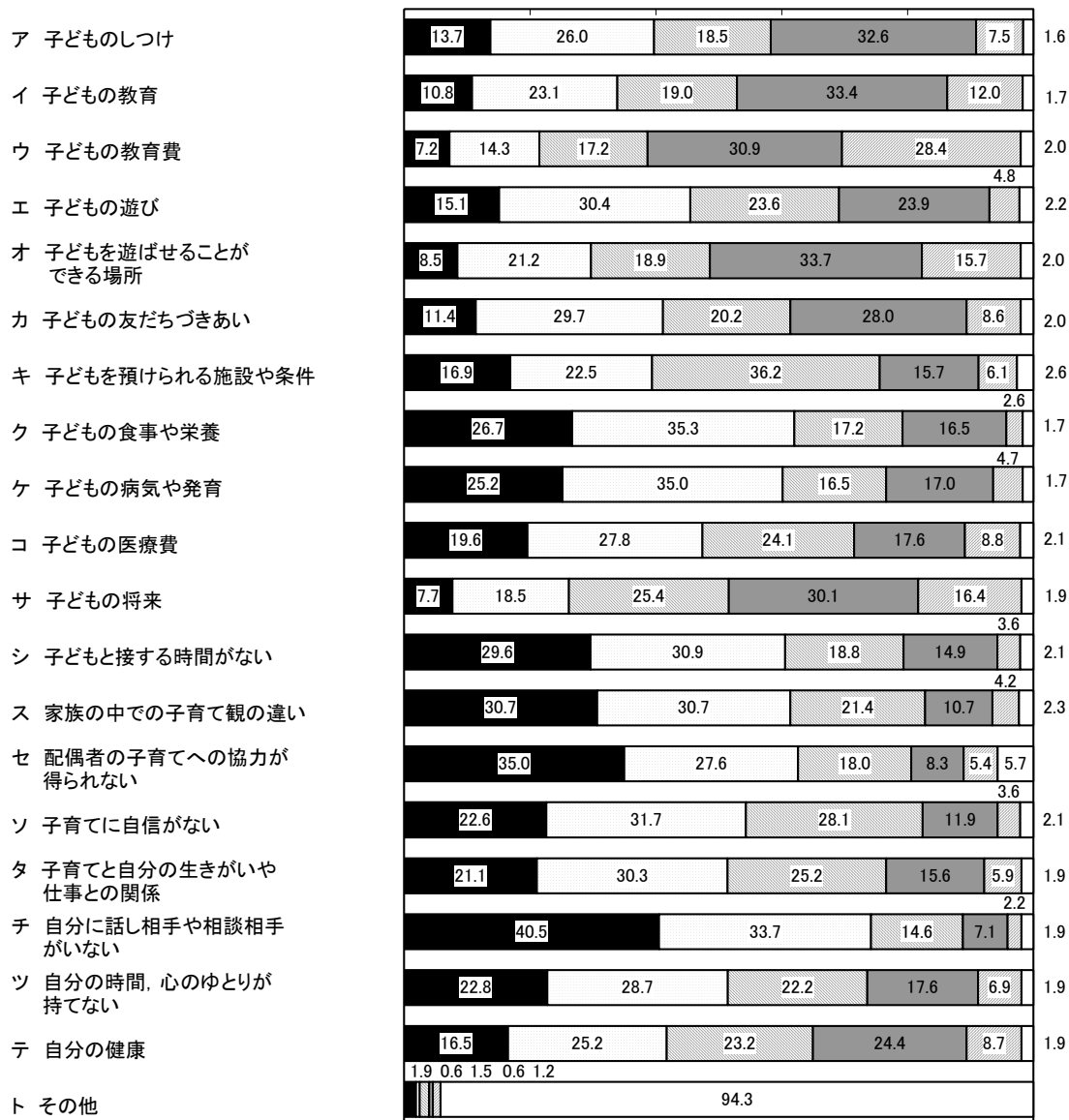


<小学生児童調査>

☒ 1. 不安ではない ☐ 2. あまり不安ではない ☐ 3. どちらとも言えない
☐ 4. 少し不安である ☐ 5. 不安である ☐ 不明・無回答

N = 2,649

0% 20% 40% 60% 80% 100%



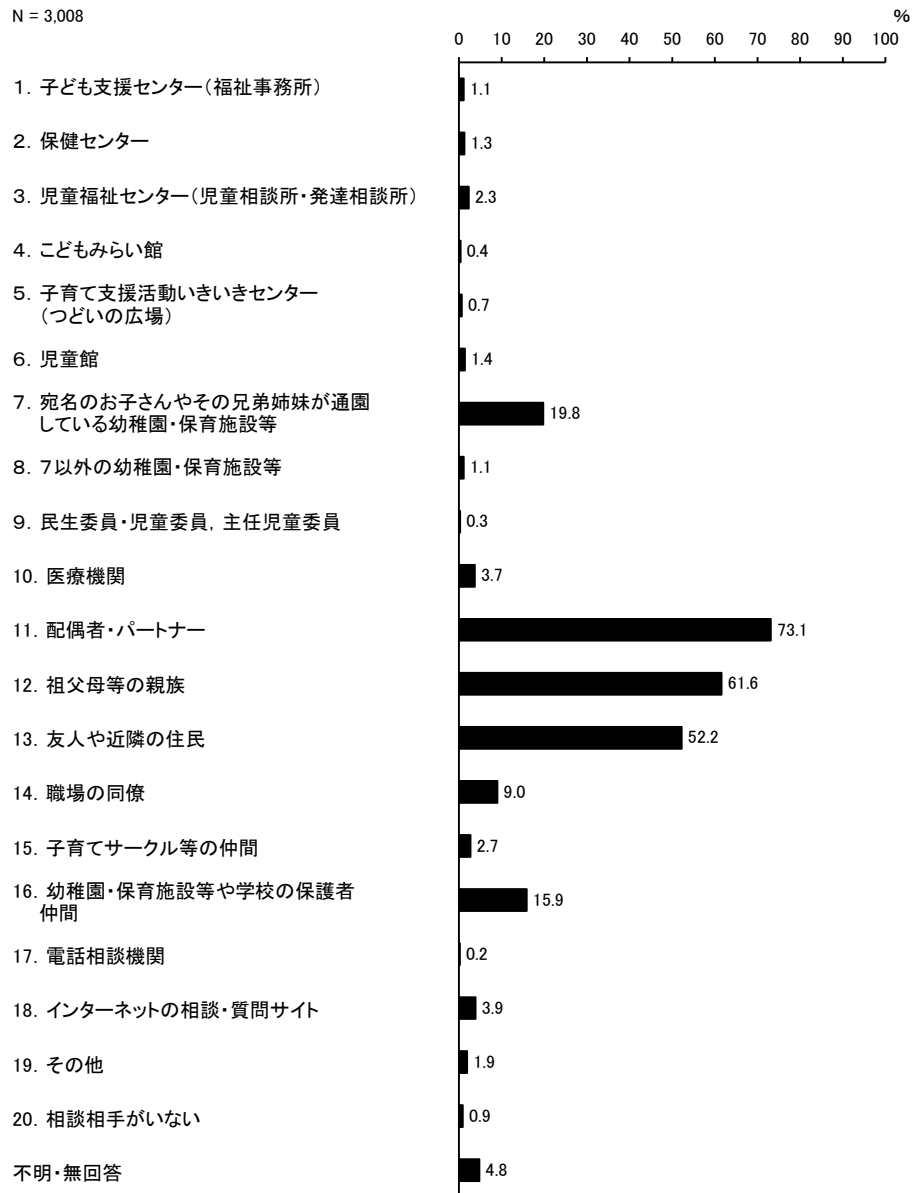
資料：京都市「子育て支援に関する市民ニーズ調査」（2013（平成25）年）

子育ての悩み等の相談先としては「配偶者やパートナー」、「祖父母等の親族」、「友人や近隣の住民」の順に回答が多く、前回ニーズ調査と同様の傾向であり、身近な人が中心となっています。

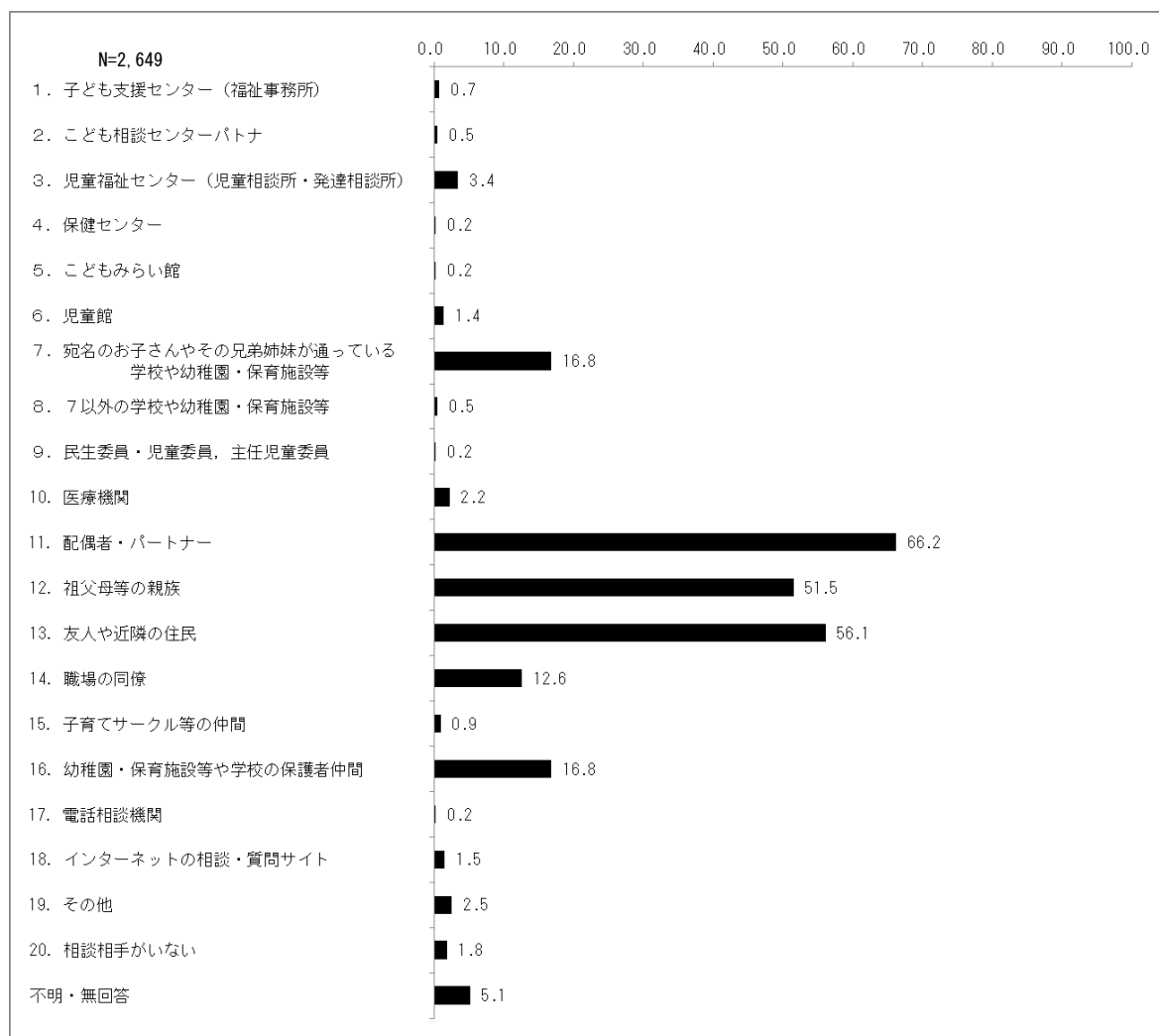
図4-4 子育ての悩み等の相談先

<小学校入学前児童調査>

N = 3,008



＜小学生児童調査＞

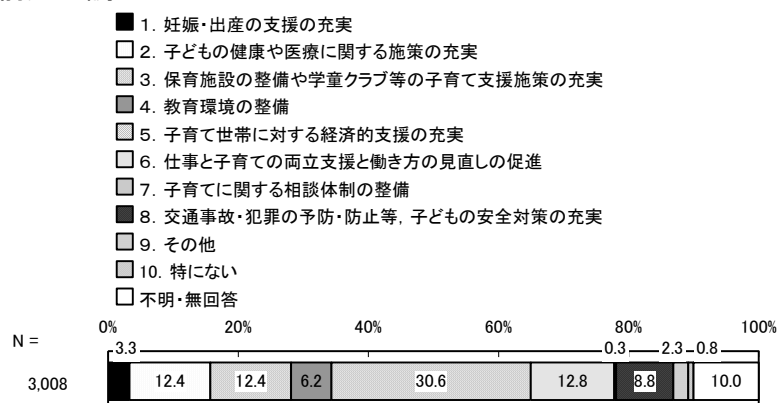


資料：京都市「子育て支援に関する市民ニーズ調査」（2013（平成25）年）

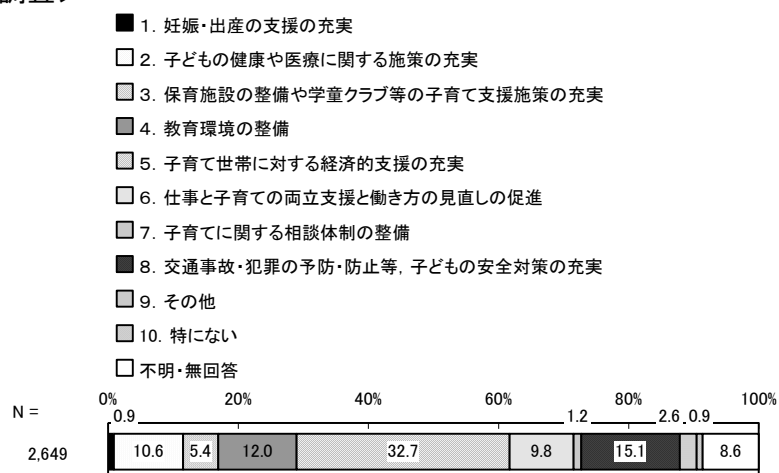
期待する子育て支援策については、「子育て家庭への経済的な支援対策の充実」、「仕事と子育ての両立支援と働き方の見直しの促進」、「子どもの健康や医療に関する施策の充実」や「保育施設の整備や学童クラブ等の子育て支援施策の充実」が多くなっていますが、小学生児童においては「交通事故・犯罪の予防・防止等、子どもの安全対策の充実」に対する期待が、小学校入学前児童と比べて大きくなっています。

図4-5 子育てに関して、京都市・京都府・国に期待すること

<小学校入学前児童調査>



<小学生児童調査>



資料：京都市「子育て支援に関する市民ニーズ調査」（2013（平成25）年）

(2) 小学校入学前の子どもの保育

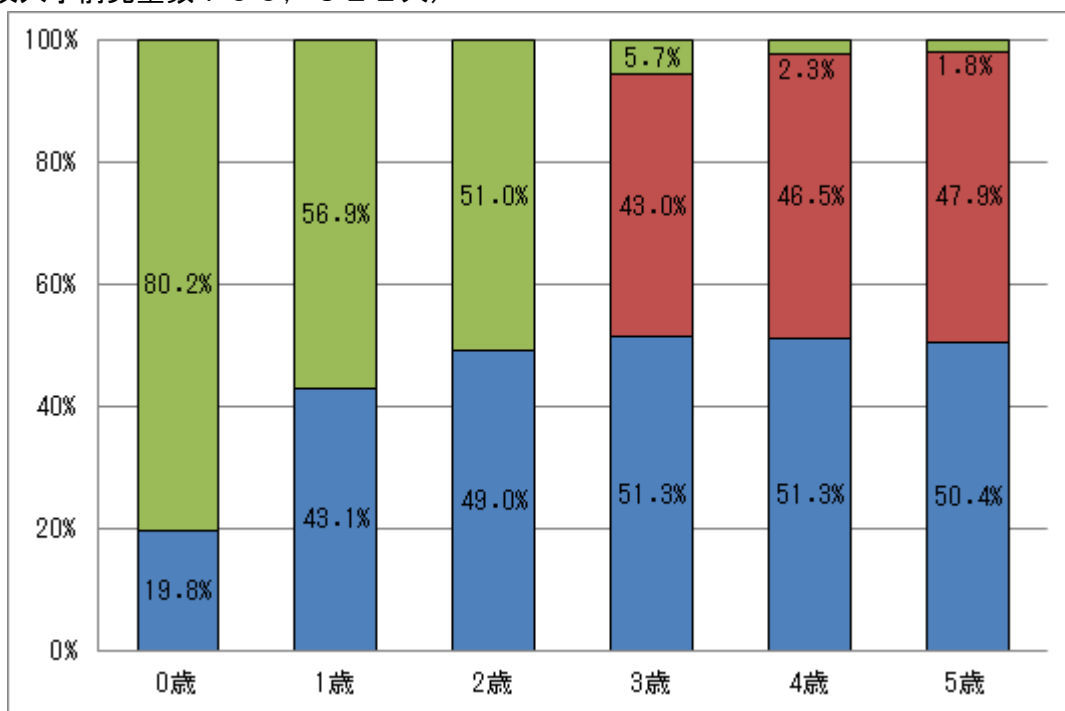
子どもたちの日中の生活の中心となる場所は、小学校入学後は小学校等になりますが、小学校入学前の子どもたちは、親の就労や家庭の状況等によって異なります。

保育園（所）、幼稚園、昼間里親等に通っていない子どもの割合は、3歳未満では約6割となっています。とりわけ0歳児は、約8割の子どものが在宅で育児が行われています。これらの家庭では、保育園（所）等に通っている子どもの家庭に比べて、子育てについて専門的な知識等を持つ施設からの日常的な支援を受けにくい状況にあると言えます。

京都市では、児童館や子育て支援活動いきいきセンター（つどいの広場）をはじめ地域における子育て支援拠点の整備等を進めてきましたが、特に乳幼児期は、在宅での育児が中心となっているため、今後も地域や近隣において適切な養育環境を確保することが重要と言えます。

図4-6 小学校入学前児童の状況（平成26年度）

（小学校入学前児童数：66,322人）



	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳
■その他	8,748	6,219	5,680	628	249	198
■幼稚園	0	0	0	4,765	5,139	5,369
■保育園（所）等	2,158	4,702	5,463	5,690	5,665	5,649
小学校入学前児童数計	10,906	10,921	11,143	11,083	11,053	11,216

※保育園（所）等には、昼間里親、小規模保育、家庭的保育を含む。

※その他は、小学校入学前児童数から保育園（所）等・幼稚園児童数を差し引いた数

※小学校入学前児童数（住基人口）及び保育園（所）等児童数は平成26年4月1日現在

※幼稚園児童数は、平成26年5月1日現在。

（３）子育ての費用

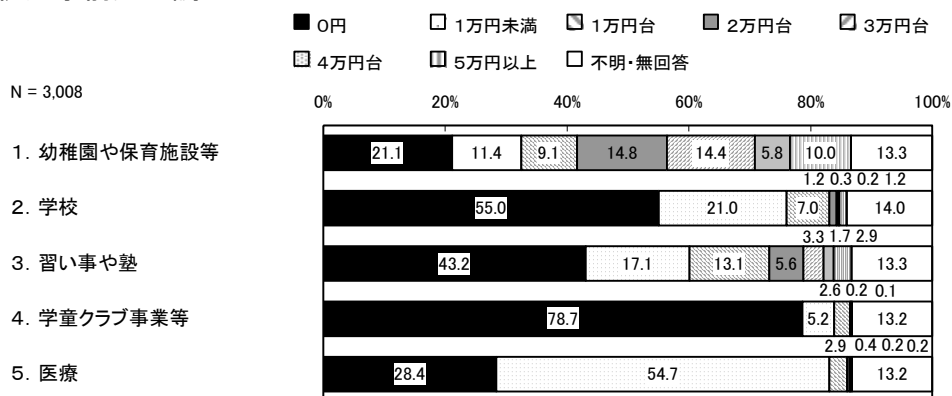
ニーズ調査において、世帯の子ども全員にかかる費用を聞いていますが、小学生児童のいる世帯では、小学校への就学上必要となる費用について、月２万円未満の家庭が約８割であるのに対し、利用するかどうかを選択できる習い事や塾の費用について、月２万円以上上かけている世帯が約４割を占めています。

また、子育て全般にかかる経済的負担軽減の要望が多くなっており、厳しい経済情勢のもとで、市民の負担感が大きくなっていることがうかがえます。

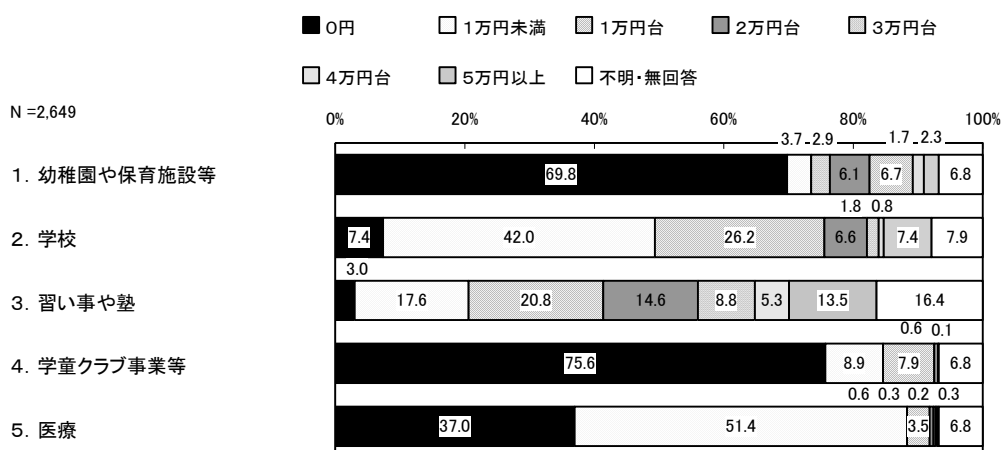
厚生労働省が「国民生活基礎調査」を基に算出した相対的貧困率を公表していますが、２０１２（平成２４）年の貧困率は１６．１で、２００６（平成１８）年の１５．７から０．４ポイント上昇しています。また１７歳以下の子どもの貧困率は１６．３となっており、２００６（平成１８）年の１４．２から２．１ポイント上昇しています。

図４－７ 世帯の子ども全員にかかる費用

<小学校入学前児童調査>

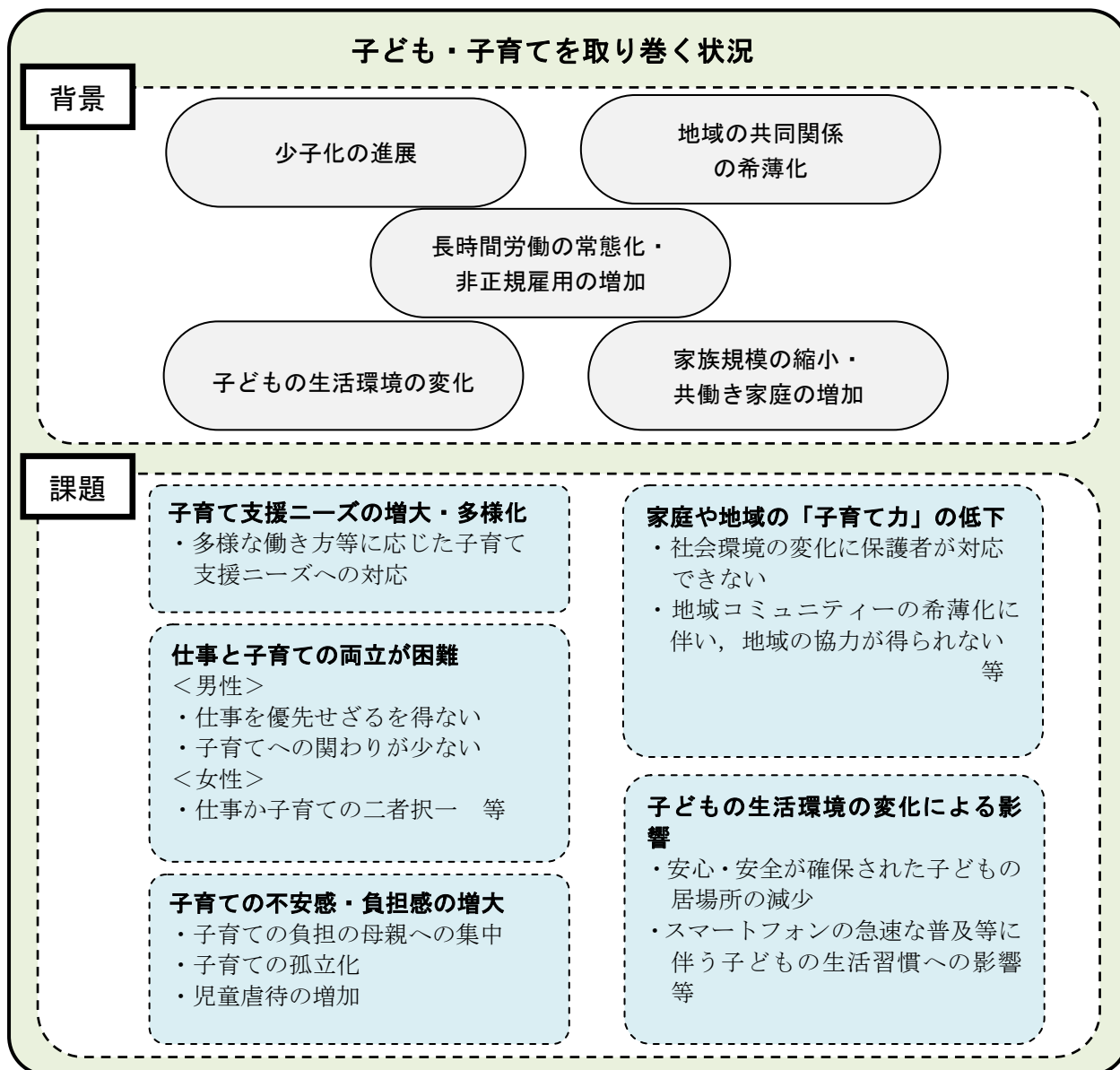


<小学生児童調査>

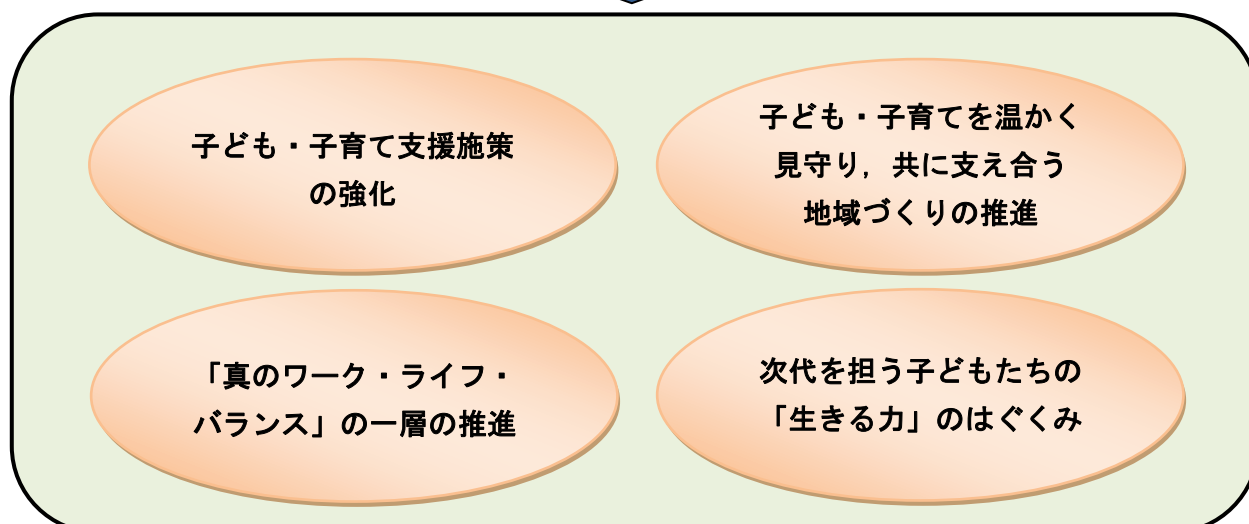


資料：京都市「子育て支援に関する市民ニーズ調査」（２０１３（平成２５）年）

■ 子どもと家庭を取り巻く状況



求められる施策



第Ⅲ部 計画の内容

第1章	子どもを社会の宝として市民・地域ぐるみで子育てを支え合う 子育て支援の風土づくり	
(1)	子どもを共に育む京都市民憲章（愛称：京都市はぐくみ憲章）の推進	4 0
(2)	子育て支援ネットワークの充実	4 4
第2章	次世代を育むすべての家庭を支援し支え合えるまちづくり	
(1)	子育てに生きがいを感じられる家庭・職場・地域社会づくり	
ア	子育て家庭への支援	4 7
イ	子育てを支え合える地域社会づくり	5 0
ウ	「真のワーク・ライフ・バランス」の推進	5 5
(2)	子どもの生活環境の整備と安全な生活が確保されるまちづくり	5 9
(3)	子育て家庭への経済的な支援	6 3
第3章	子どもを安心して生み健やかに育てることのできるまちづくり	母子保健計画
(1)	思春期における次世代を育む意識づくり	6 7
(2)	思春期のこころとからだの健康づくり	7 0
(3)	安心して妊娠・出産できる環境づくり	7 4
(4)	乳幼児の健やかな発育・発達と育児不安を軽減するための支援	7 8
(5)	子どもの病気や事故に的確に対応できる体制の充実	8 4
(6)	望ましい食生活を育むための環境づくり	8 8
第4章	安心して子育てできる幼児教育・保育の充実	
(1)	幼児教育・保育の提供体制の確保及び質の向上	9 4
(2)	多様な幼児教育・保育の提供及び質の向上	1 1 2
第5章	放課後の子どもたちの居場所づくり	放課後子ども総合プラン
(1)	児童館・学童クラブ事業	1 2 3
(2)	放課後まなび教室	1 2 7
第6章	伝統と文化を受け継ぎ、次代と自らの未来を切り拓く子どもたちを育むまちづくり	
(1)	開かれた学校づくりと市民との市民ぐるみ・地域ぐるみで進める教育	
ア	開かれた学校づくりの推進	1 3 1
イ	地域・各団体とも連携した「子どもを共に育む京都市民憲章」の普及・実践	1 3 3
(2)	確かな学力・豊かな心・健やかな体の調和のとれた育成	
ア	確かな学力の向上と創造性豊かな子どもの育成	1 3 5
イ	心身ともに健全でたくましい子どもの育成	1 3 9
ウ	障害のある子どもへの教育の充実	1 4 3
エ	魅力ある高校づくりの推進	1 4 4
(3)	子どもたちの「学び」を支える教育環境の充実	
ア	安心安全でゆとりとうるおいのある学校づくりの推進	1 4 6
イ	きめ細かな指導による子どもたちの教育の充実	1 4 8
(4)	親と親になる世代への働きかけ、家庭教育の充実・支援	
ア	親とこれから親になる青少年世代への働きかけ	1 5 0
イ	家庭教育と子育て支援	1 5 1
(5)	青少年の自主性と創造力を育むまちづくり	1 5 3

第7章 支援を必要とする子どもや家庭を大切にするまちづくり	
（１）児童虐待対策・少年非行対策の推進	
ア 児童虐待対策	155
イ 少年非行対策	161
（２）被虐待児をはじめとした養護等が必要な子どもの福祉	164
京都市家庭的養護推進計画	
（３）障害や疾病等で支援が必要な子どもの福祉	185
第8章 ひとり親家庭の自立促進	194
ひとり親家庭自立促進計画	
第9章 子ども・子育て支援事業計画	
（１）教育・保育提供区域の設定	211
（２）幼児教育・保育の量の見込み並びに提供体制の確保の内容及びその実施時期	215
（３）地域子ども・子育て支援事業の量の見込み並びに提供体制の確保の内容及びその実施時期	224
ア 利用者支援事業	224
イ 時間外保育事業	225
ウ 一時預かり事業（一般型）	227
エ 一時預かり事業（幼稚園型）	229
オ 病児保育事業	231
カ 放課後児童健全育成事業	232
キ 養育支援訪問事業	236
ク 子育て短期支援事業	241
ケ 地域子育て支援拠点事業	243
コ 子育て援助活動支援事業	248
サ 乳児家庭全戸訪問事業	250
シ 妊婦に対する健康診査	252

第1章 子どもを社会の宝として市民・地域ぐるみで子育てを支え合う子育て支援の風土づくり

(1) 子どもを共に育む京都市民憲章（愛称：京都はぐくみ憲章）の推進

子どもを共に育む 京都市民憲章



わたくしたちのまち京都には、子どもを社会の宝として、愛し、
いつく慈しみ、将来を託してきた、人づくりの伝統があります。

そうした伝統を受け継ぎ、人と自然が調和し、命のつながりを
大切にして、子どもを健やかで心豊かに育む社会を築くことは、
京都市民の使命です。

大人は、子どもの可能性を信じ、自ら育つ力を大切にして、
子どもを見守り、^ほ褒め、時には叱り、共に成長していくことが
求められます。そして、子どもを取り巻く状況^{おひや}を常にみつめ、
命と健やかな育ちを脅かすもの^{きぜん}に対して、毅然とした態度で
臨む必要があります。

わたくしたちは、子どもたちの今と未来のため、家庭、地域、
学校、企業、行政など社会のあらゆる場で、人と人の絆^{きずな}を結び、
共に生きるうえでの行動規範として市民憲章を定めます。



京都はぐくみ憲章

わたくしたちは、

- 1 子どもの存在を尊重し、かけがえのない命を守ります。
- 1 子どもから信頼され、模範となる行動に努めます。
- 1 子どもを育む喜びを感じ、親も育ち学べる取組を進めます。
- 1 子どもが安らぎ育つ、家庭の生活習慣と家族の絆^{きずな}を大切にします。
- 1 子どもを見守り、人と人が支え合う地域のつながりを広げます。
- 1 子どもを育む自然の恵みを大切に、社会の環境づくりを優先します。

1925
平成19年2月5日（育児ニコニコ笑顔の日）制定
3月13日 京都市会が憲章推進を決議

制定の経緯

京都のまちは、地蔵盆や各地域の祭り、伝統行事に象徴されるように、子どもを大切にする文化を誇りとし、また、全国に先駆けて小学校を創設し、地域住民が運営に参画するなど、地域社会を基盤にした子育てと人づくりを担う自治の精神に満ちた輝かしい伝統を有しています。

そうした精神と社会の在り様は、子どもに社会の一員として愛される喜びと愛することの大切さを教え、共に生きるうえでの規律、支え合い、育ち合いの姿勢を自然と学ばせ、身につけさせる役割を担ってきました。

しかし、今、現代社会において、急速な情報化に加えて、物質的な豊かさや利便性があまりにも優先され、家庭での親子、更に兄弟姉妹や祖父母、地域での人と人とのふれ合いやつながりといった、子どもの健やかな育ちに大切な力が失われつつあります。

さらに、子どもの命が粗末に扱われたり、子ども自身が自尊感情を持てず、命を軽視してしまう現実を前に、改めて京都のまちが培ってきた次世代育成の精神と地域社会の力に依拠しつつ、子どもを健やかに育むため、市民の心意気を行動で示すことが緊急の課題となっています。

こうした状況の下、2006（平成18）年6月には「人づくり21世紀委員会からの提言」が提出されるなど、子どもの命と健やかな成長を最優先させるため、今、大人として何をなすべきかを共に考え行動する市民の輪が広がってきています。

こうした動きを受け、児童虐待等の様々な子どもの問題に取り組んできた京都子どもネットワーク連絡会議とも連携し、親として市民として、更には企業としての行動のあり方を具体化する「子どもを共に育む京都市民憲章」を制定する運びとなったものです。

現状と課題

「子どもを共に育む京都市民憲章（愛称：京都はぐくみ憲章）」（以下「憲章」という。）は、次代を担う子どもたちが健やかに生まれ育つ社会を目指し、子どもたちのために大人として何をすべきか、市民共通の行動規範として、2007（平成19）年2月5日に制定しました。

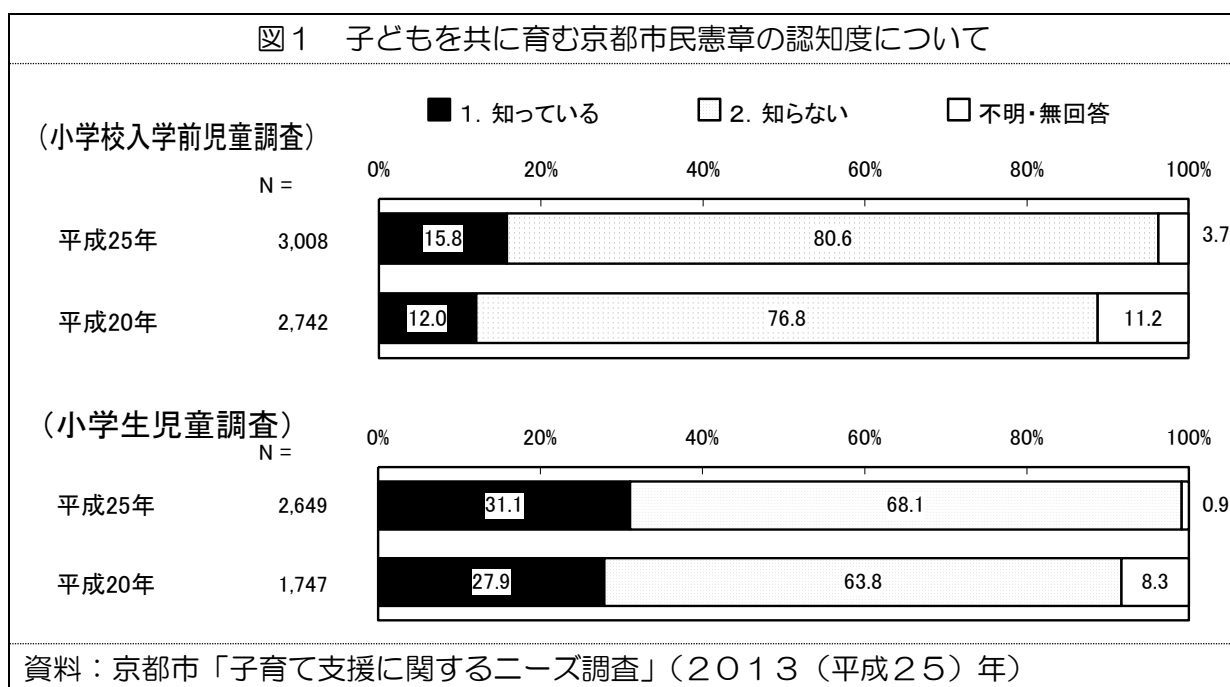
また、2011（平成23）年4月には、憲章の理念が市民生活の隅々にまで浸透することを目指し、「子どもを共に育む京都市民憲章の実践の推進に関する条例」を施行し、「京都市子どもを共に育む京都市民憲章推進協議会」（以下「推進協議会」という。）の設置や、毎年度の「行動指針」の制定、憲章の「実践推進者」の表彰、毎年2月5日の「憲章の日」を契機とした普及啓発の取組など、憲章の実践を推進する機運づくりを進めているところです。

さらに、2013（平成25）年6月には、人づくり21世紀委員会から、憲章の更なる普及等に関する提言が市長に提出され、この提言も踏まえ、同年8月に、市長から推進協議会に対して「憲章の実践の推進に向けた具体的な方策及び条例の見直し」について諮問しました。推進協議会では、広く市民意見も聴取しながら、6回にわたる議論を重ね、市長への答申が提出されました。

推進協議会の答申を踏まえ、2014（平成26）年3月には、子どもを育む社会の環境づくりを優先するため、「真のワーク・ライフ・バランス」を実現するための取組の充実や、ソーシャルメディアを含むインターネットの不適切利用対策を進めるために必要な措置を新たに盛り込んだ改正条例を施行しました。また、新たに決定した愛称「京都はぐく

み憲章」や新ロゴマークを活用し、憲章の理念をわかりやすく周知するための広報や、事業者を対象にした啓発、情報発信の充実に取り組んでいるところです。

一方で、ニーズ調査結果によれば、憲章の認知度については、2008（平成20）年の前回調査と比べ、小学校入学前児童の保護者で3.8ポイント、小学生児童の保護者で3.2ポイント上昇しているものの、憲章の制定から7年が経過した現在も、まだまだ市民一人ひとりにまで浸透していない状況であり、一層の普及啓発に取り組む必要があります。



子どもの命や健やかな育ちを脅かすものに対する「緊急の方策」の推進

「子どもを共に育む京都市民憲章の実践の推進に関する条例」では、子どもの命や健やかな育ちを脅かすものに対する「緊急の方策」として、「児童虐待対策」、「いじめ対策」、「児童ポルノ対策」、「薬物乱用対策」、「性感染症対策」、「インターネットの不適切利用対策」及び「電子・映像メディア依存対策」の7つの方策について規定し、京都市において取組を進めるとともに、この間、国・京都府においてもその対策のための法整備が進められてきました。

一方で、条例制定後、スマートフォンの普及に伴い、ソーシャルメディアが、子どもたちの間にも急速に広がっています。ソーシャルメディアは、コミュニケーション手段の提供に積極的な役割を果たす一方、保護者の知らない間に子どもたちがこれらを介して犯罪等に巻き込まれたり、長時間にわたる利用（依存状態）などにより生活が乱れたりするケースなど、子どもたちの健やかな育ちに悪影響を与えており、ソーシャルメディアを含む「インターネットの不適切利用対策」及び「電子・映像メディア依存対策」については、更なる取組の拡充が必要です。

また、例えば「インターネットの不適切利用」と「いじめ」といった緊急の対策を要する課題同士が結び付き、より複雑になっているケースへの対策を講じる必要も生じており、引き続き、7つの緊急の方策について、市民・地域ぐるみの取組を進める必要があります。

施策を展開する今後の方向性

京都のまちが培ってきた次世代育成の精神と地域社会の力を最大限活用し、子どもを健やかで心豊かに育む社会を築くために、憲章の理念が家庭、地域、育ち学ぶ施設、企業など社会のあらゆる場でしっかりと根付き、実践行動の輪が一層広がるよう、取組を進めます。

憲章は、子どもに関わる施策の根幹の理念となるものであり、あらゆる分野の施策を計画・実施する際には、「子どもたちの今と未来のために、どのように取組を進めるべきか」という視点をもって、市役所、区役所・支所の各組織が緊密に連携し、取組を進めます。

施策・主な取組

● 「京都はぐくみ憲章」の普及と憲章の理念に基づく実践の推進

憲章の理念に基づく実践行動が、市民生活のあらゆる場に息づくよう、毎年度の「行動指針」の制定、憲章の「実践推進者」の表彰をはじめ、憲章の実践を推進する機運づくりを進めます。

また、全庁が一体となって取組を進めることはもとより、家庭、地域、育ち学ぶ施設、企業、行政など、市民や社会のあらゆる構成団体と協働し、積極的な普及促進に取り組みます。

更に、従来の広報媒体に加えて、若年層への効果的な広報啓発として、スマートフォンアプリを活用し、身近な地域で取り組まれている憲章の実践活動の情報発信を行うなど、市民が憲章を身近に感じ、その実践につながる取組を進めます。

● 7つの「緊急の方策」など、子どもの命や健やかな育ちを守る取組の推進

「児童虐待対策」、「いじめ対策」、「児童ポルノ対策」、「薬物乱用対策」、「性感染症対策」、「インターネットの不適切利用対策」及び「電子・映像メディア依存対策」の7つの「緊急の方策」を中心に、子どもの命や健やかな育ちを脅かすものに対し、その状況の点検及び必要な措置の検討、そして市民や保護者向けの情報提供及び研修の実施や、育ち学ぶ施設職員への研修の充実などの取組を進めます。

(2) 子育て支援ネットワークの充実

現状と課題

京都市では、全市レベル・行政区レベル・身近な地域レベルの三層からなる「子どもネットワーク」を構築し、市民と行政が一体となって子育てを支えています。

全市レベルでは、児童福祉センターをはじめとする子育て支援の中核機関のほか、子育てに関わる団体、機関、行政等の参画を得て、「京都子どもネットワーク連絡会議」を設置し、「京都市未来こどもプラン」の進ちょく管理や、子どもと家庭に関する全市的課題に取り組んでいます。

また、2012（平成24）年8月に公布された子ども・子育て支援法では、市町村は、「市町村子ども・子育て支援事業計画」を策定し、計画的に施策を推進するとともに、いわゆる地方版「子ども・子育て会議」の設置に努めることとされました。

京都市では、2013（平成25）年7月に、保護者、事業者代表、労働者代表、子ども・子育て支援事業従事者、学識経験者等、幅広い関係者の方々の参画を得て「京都市子ども・子育て会議」を設置し、この会議のもとで京都市の子ども・子育て支援の諸課題に総合的に対応するため、新たな体制を構築しました。

行政区レベルでは、児童相談所、保健センター、保育園（所）、児童館、小・中学校、主任児童委員等をはじめとする子どもや子育てに関わる関係機関で構成する子育て支援調整会議及び被虐待児をはじめとする要保護児童等の保護、支援を行うネットワークである要保護児童対策地域協議会を設置し、各区役所・支所福祉部（福祉事務所）の子ども支援センターが事務局を担っています。

身近な地域レベルでは、保育園（所）や児童館を「地域子育て支援ステーション」に指定し、子育て相談や講座、地域交流をはじめとする各種事業の展開を図っています。

(子どもネットワーク)

全市 レベル	■子育て支援の中核機関 児童福祉センター、第二児童福祉センター、こどもみらい館、こども相談センターパトナ、京（みやこ）あんしんこども館が総合的かつ専門的な機能をいかして事業を推進している。 ■京都子どもネットワーク連絡会議 子どもと家庭に関わる行政、民間の関係機関・団体等で設置（1997（平成9）年12月）。子育て支援を総合的に推進するために協議、連絡調整を図っている。
行政区 レベル	■子ども支援センター（福祉事務所） 行政区内での子育て支援ネットワークの拠点として設置（1999（平成11）年9月）。子育てに関する総合相談・情報発信、区域内の関係機関のネットワークづくり（＝子育て支援調整会議）等を実施している。 ■保健センター 行政区内で、妊娠－出産－育児期に至るライフサイクルに応じ母子保健施策を推進する拠点として、医療機関等の関係機関とも連携し、各種母子保健事業を実施している。 ■子育て支援調整会議 区域内の子どもに関わる関係機関・団体等で設置（2006（平成18）年度全区・支所設置完了）。地域における児童問題の把握や情報交換等を行っている。
身近な地域 レベル	■地域子育て支援ステーション（2013（平成25）年4月1日現在、175箇所） 保育園（所）や児童館を身近な地域における子育て支援の拠点として指定（1998（平成10）年5月から）。子育て相談や講座、子育て情報の収集・発信、地域交流事業等を展開している。

また、112の団体と13の行政区・地域の人たちが参画する「人づくり21世紀委員会」では、子どもたちを取り巻く様々な今日的課題を社会全体の問題として捉え、学校・家庭・地域社会の連携の下、多様な活動を推進しています。近年においても、「薬物」、「エイズ」、「虐待」、「インターネット・携帯電話の弊害」等の「子どもの命に関わる緊急課題」の解決に向けた取組が、「子どもを共に育む京都市民憲章」制定の契機となるなど、全国的にも例のない市民ぐるみの活動を推進しています。

それぞれのネットワークは、設立の経過や具体的な狙いに違いはありますが、子育てを支え合い、子どもが健やかに育まれるまちづくりを進めるという点では、目指す目標は同じです。こうした様々な子育て支援活動が、お互いに連携し、情報や成果を共有し合うことで、それぞれの活動が、一段と大きな効果を発揮するとともに、より幅広い関係機関・団体や市民が関わる全市的な取組へと発展していくことが期待できます。

施策を展開する今後の方向性

子育て支援に関連するネットワークが連携することで、それぞれの活動を円滑で効果的なものにするとともに、保健・福祉・教育等の枠組みを越えた共同の取組を展開し、全市的な子育て支援の風土づくりにつなげていきます。

身近な地域での子育て支援活動が広がり、子育てしやすい地域の社会環境づくりを目指すうえで、「子どもネットワーク」の果たす役割は重要です。今後も、全市レベル・行政区レベル・身近な地域レベルの三層からなる京都式の「子どもネットワーク」が核となり、子どもや子育てに関わる関係機関・団体や企業・市民が連携してネットワークを一層強化・発展させていくよう努めます。

また、妊娠・出産から子どもの成長や発達に応じた子育ての段階ごとに切れ目のない支援を行い、子どもたちや子育て家庭を取り巻く様々な問題に対してより迅速で的確な支援に結び付けていくために、関係機関・団体等の連携により情報共有の強化と役割分担の明確化を図っていきます。

こうした取組により、身近な地域での子育て支援活動の輪を広げ、社会全体で子どもと子育てを温かく見守り、応援し、共に支える、子育てしやすいまちづくりを推進していきます。

施策・主な取組

● 子育て支援の中核機関の連携強化と機能充実

子育てに関わる総合的かつ専門的な機能を有する子育て支援機関の機能の一層の充実を図り、地域の関係機関との連携を強化します。

<保健福祉局、教育委員会>

【中核機関】

◇児童福祉センター

◇第二児童福祉センター

◇子育て支援総合センターこどもみらい館

◇教育相談総合センター（こども相談センターパトナ）

◇子ども保健医療相談・事故防止センター「京（みやこ）あんしんこども館」

● 子ども支援センターの機能強化

「子どもネットワーク」における行政区レベルの子育て支援拠点として、児童相談所、

保健センター、保育園（所）、児童館、小・中学校、主任児童委員等をはじめとした子どもに関わる関係機関との連携を深め、区域内のネットワークの充実に努めます。

＜保健福祉局＞

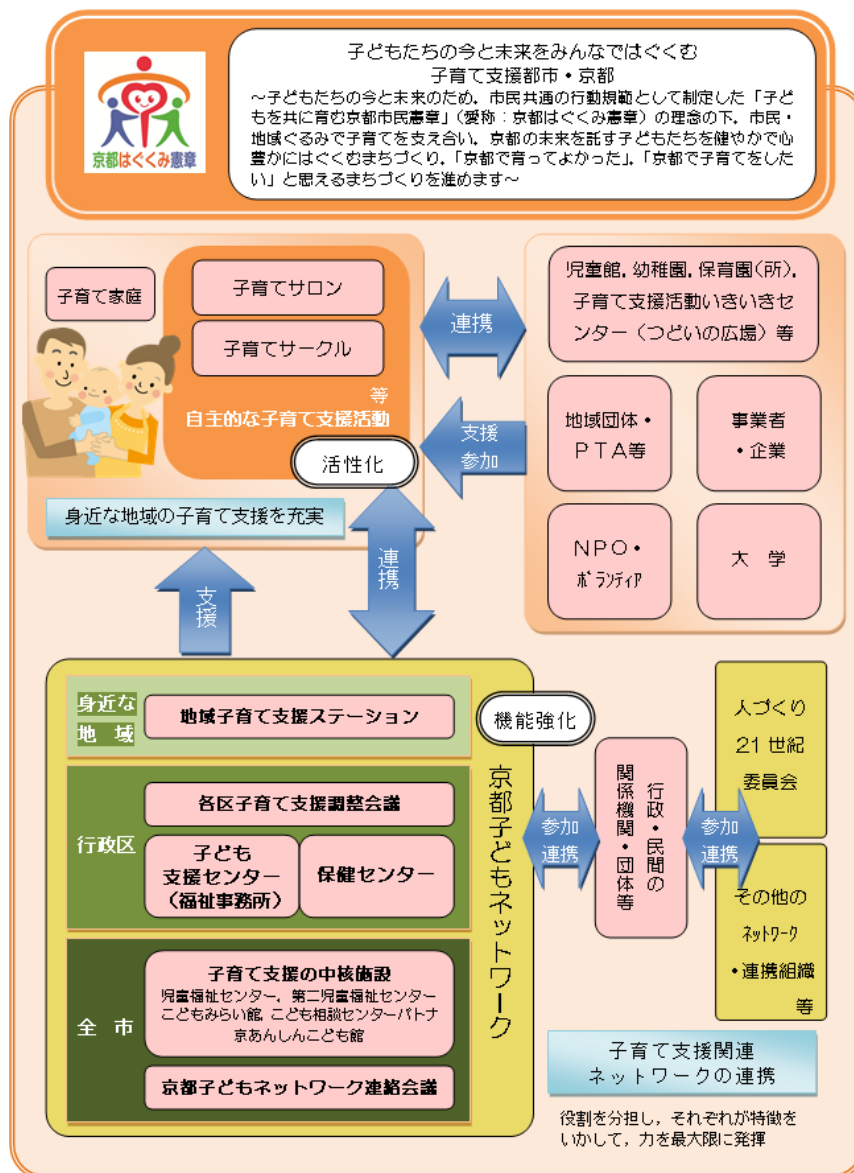
【主な取組】

- ◇子育て支援調整会議の開催
- ◇子ども支援センター職員の専門性の向上
- ◇育児支援家庭訪問事業の実施（再掲）
- ◇要保護児童対策地域協議会の設置（再掲）

● 地域子育て支援ステーション事業の機能強化

「子どもネットワーク」における身近な地域の子育て支援拠点として、地域の団体と連携を図りながら、子育て相談や各種講座、子育て情報の収集・発信等の取組の充実に努めます。

＜保健福祉局＞



第2章 次世代を育むすべての家庭を支援し支え合えるまちづくり

(1) 子育てに生きがいを感じられる家庭・職場・地域社会づくり

ア 子育て家庭への支援

現状と課題

現在の社会では、家族規模の縮小や地域の共同関係の希薄化などにより、子育て中の親が孤立しやすい状況になっています。特に、乳幼児期においては、在宅での子育てが中心となることから、父親の子育てへの関わりや親族・近隣からの支援、子育て仲間との交流などにより孤立化を防ぎ、子育てへの不安や負担感を軽減することが重要です。

ニーズ調査においても、子育てに「少し不安を感じる」又は「とても不安を感じる」と回答した方は、全体の2割強ですが、「子育て仲間がいない」母親に着目してみると、「少し不安を感じる」又は「とても不安を感じる」と回答した方は、4割弱となっており、不安や悩みを相談できる相手がいることの重要性がうかがえます。

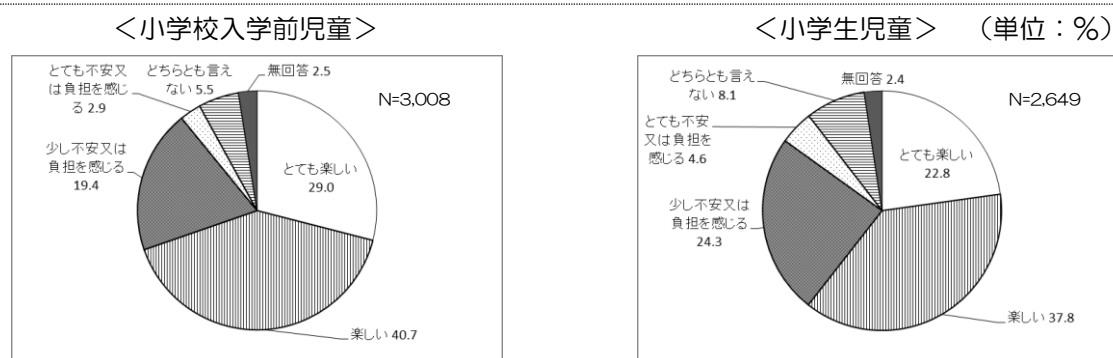
また、ニーズ調査では、依然として育児や家事の大部分を母親が担っている状況も示されており、子育てへの父親の関わりを増やしていくことの必要性もうかがえます。

子育てへの不安や負担感から子育てに喜びを感じられないことにより、児童虐待に進展するという憂慮すべき事態を防ぐためには、様々な行政施策により継続的な支援を実施していくことも重要ですが、地域社会の子育て力の回復や「真のワーク・ライフ・バランス」の推進など、社会全体での総合的な取組が求められています。

また、ニーズ調査では、子育ての不安や負担といった消極面の回答があった一方で、子育てが楽しいという回答も多く寄せられていることから、子育て家庭をしっかりと支援したうえで、子育ての積極面について、これから子育てをしていくこととなる若い世代に啓発していくための取組を進めていくことも必要です。

京都市においては、これまでから様々な子育て支援施策を推進しており、児童館、保育園（所）、幼稚園や子育て支援活動いきいきセンターなどにおいても、日々地道で熱心な子育て支援の取組が行われています。一方で、多様な施策の中から自らのニーズに合った、必要な施策等を見つけ利用することは容易ではないため、行政の窓口等での適切な情報提供に加え、近年、急速に普及しているスマートフォンなど、新たな媒体の活用により、必要な情報をいつでも簡単に入手できる情報提供体制の構築など、時代のニーズに応じた手法を検討していくことも求められています。

図2 子育てをしている今の気持ち



資料：京都市「子育て支援に関する市民ニーズ調査」（2013（平成25）年）

施策を展開する今後の方向性

子育てに喜びを感じられる社会環境の構築のためには、男女が共に子育てに関わり、仕事との両立を実現できる家庭・職場・地域社会づくりが不可欠であり、働き方の見直しや職場における子育てへの理解・協力の促進、地域での子育て家庭への支援など、社会全体での取組を進める必要があります。

妊娠・出産・育児に切れ目のない支援を行うため、家庭訪問等により、母と子の心身の状況を把握し、情報提供、助言を行い、必要に応じて継続的な支援を行うとともに、各機関がそれぞれの専門性をいかして、様々な不安や悩みについての相談に対応していきます。

また、身近な地域における子育て相談への対応や保護者同士が気軽に集い交流できる場の提供など、子育ての孤立化を防ぐための取組を引き続き実施していくとともに、スマートフォンアプリによる子育て関連情報の発信など、多様なメディアの活用により、子育て家庭に必要な情報を確実に届けることにより、子育てをする親の不安や悩みを解消し、子どもがいる生活に充実感を感じられるための取組を推進していきます。

さらに、早い段階からの親となるための準備や親として学び育つための支援の充実のため、「親育ち」の機会を提供する「子どもを共に育む『親支援』プログラム」等の取組の推進や小中高生・大学生など、次に親となる世代に対する、子どもを生み育てることの素晴らしさも含めた啓発などにより、家庭の養育力の向上を図ります。

施策・主な取組

● 新生児等訪問指導事業（こんにちは赤ちゃん事業）の実施

子育ての孤立化を防ぐため、乳児のいるすべての家庭を訪問し、様々な不安や悩みを聞き、子育て支援に関する情報提供等を行うとともに、母子の心身の状況や養育環境等の把握及び助言を行い、支援が必要な家庭に対し適切なサービスにつなげます。

＜保健福祉局＞

● 育児支援家庭訪問事業の実施

子育てに不安や課題を抱えながら、自ら支援を求めることが困難な家庭など、子育て支援を必要とする家庭を訪問し、子育ての不安や悩みの相談に応じるとともに、具体的な育児の助言、援助などを行います。

＜保健福祉局＞

● 一時的な預かり事業の推進

保育園（所）における一時保育、ファミリーサポート事業、子育て支援短期利用事業（ショートステイ、トワイライトステイ）などの一時的な預かり事業を推進します。

＜保健福祉局＞

【主な取組】

◇一時保育 （再掲）

◇ファミリーサポート事業 （再掲）

◇子育て支援短期利用事業（ショートステイ、トワイライトステイ） （再掲）

● 子育て相談事業の推進

児童福祉センター、こどもみらい館、京（みやこ）あんしんこども館、子ども支援センター、保健センター、児童館、保育園（所）、幼稚園、認定こども園、子育て支援活動いきいきセンター（つどいの広場）など、子育て支援機関による相談事業を推進します。

＜保健福祉局，教育委員会＞

● 子育て支援情報の的確な提供

＜保健福祉局，教育委員会＞

【主な取組】

- ◇出生児宅への出産お祝いレター及び子育て応援パンフレットお届け事業の実施
- ◇妊娠・出産・育児テキスト「赤ちゃんといっしょ」の配布
- ◇親育ち本「すくすく子育てアドバイス！」の発行
- ◇インターネット等による子育て支援情報の発信
- ◇母子健康手帳記載内容の充実
- ◇親子の健康づくり講座の実施（再掲）
- ◇すくすく子育て情報発信事業の実施
- ◇子ども保健医療相談・事故防止センター「京（みやこ）あんしんこども館」における相談・情報提供（再掲）
- ◇子育てサロンや子育てサークル等の活動情報の提供
- ◇健診をはじめとする各種母子保健事業や子育て支援事業における情報提供等，サービスの機会を捉えた情報発信の充実

● 親になるための準備，親として学び育つための支援

出産まで子どもとふれ合う体験が少ない親が増加している中，事前に子育てに関する体験や知識を学ぶことができるような取組を進めます。

また，親自身や妊娠期の夫婦が，親としての心構えや知識，技術等を学ぶとともに，親自身が自覚を持って子どもと向き合い，学び育つことのできる環境をつくります。

＜保健福祉局，教育委員会＞

【主な取組】

- ◇「子どもを共に育む『親支援』プログラム」の実践の場の拡大（再掲）
- ◇親子の健康づくり講座の実施（再掲）
- ◇思春期の性と母子保健教育の推進（再掲）
- ◇中高生と赤ちゃんとの交流事業の推進（再掲）
- ◇親になることの苦労や素晴らしさも含めた啓発

● 第三子以降等産前産後ヘルパー派遣事業の実施

母親が第三子以降の子ども又は多胎児の出産の前後で家事や育児を行うことが困難で，適切に家事等を行う方がいない家庭にヘルパーを派遣し，産前・産後期の負担軽減を図ります。

＜保健福祉局＞

● 育児支援ヘルパー派遣事業の実施

母親が産後の体調不良や育児不安を抱える家庭に家事や育児の援助を行うヘルパーを派遣し，安心して子育てができるよう支援します。

＜保健福祉局＞

● 子育て支援情報発信事業 新規（推進中）

子育てに関する施策やイベント情報のリアルタイム発信や乳幼児を連れた外出時に必要な設備のある施設の案内など，スマートフォンアプリによる子育て関連の情報発信を行い，子どもを安心して生み，健やかに育てられる環境を整備します。

イ 子育てを支え合える地域社会づくり

現状と課題

在宅での子育てが中心となる乳幼児期には、親子が他の親子や地域住民と気軽に交流できる機会が特に必要であり、地域が持つ子育て力を活性化させ、子育て家庭にとって「身近な地域」を中心とした子育て支援活動の展開を図っていくことが重要です。

現在、地域においては、社会福祉協議会、民生児童委員会、人づくり21世紀委員会、その他多くの地域団体が子育て支援活動を展開しており、また、児童館等の子育て支援施設がこうした活動と連携し、取り組んできたところであり、今後もより広範な市民が子育て支援活動に参画できるよう一層の取組が必要です。

ニーズ調査でも、子育てするうえで近隣や地域の人々に期待することとして、「子どもが事故や犯罪被害に巻き込まれないよう気を配りあうこと」、「子どもの危険な行為やいたずらを注意しあえること」の割合が高く、多くの子育て家庭が子どもや子育てへの地域の関わりを望んでいることがうかがえます。

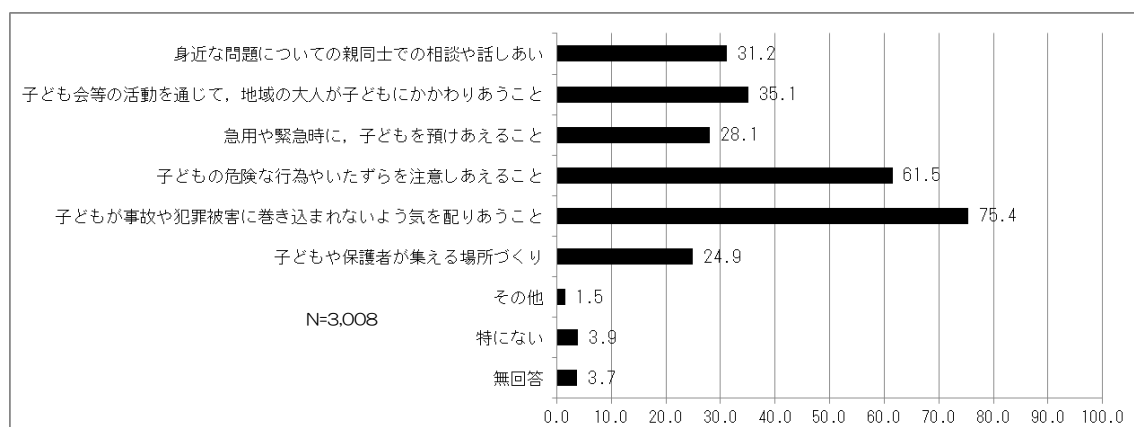
近年、子育てサロンや子育てサークルなど、住民相互で行われる自主的な子育て支援活動が展開されており、地域の子育て支援力を育む場として、その役割の重要性が増していますが、こうした自主的な活動については、運営面でのノウハウの不足や活動場所の確保などの課題もあります。

このため、京都市では、これまで子育てサロン等アドバイザー派遣事業への助成などによる地域の子育て支援活動への支援を行ってきており、今後とも、児童館や幼稚園、保育園（所）などの施設においてこれまでに蓄積されてきた地域の子育て支援のノウハウもいかしながら、更なる活性化を図っていく必要があります。

また、市民相互による子育ての支え合いの制度である「ファミリーサポート事業」についても、地域の子育て力の活性化の観点から、会員数の拡大や会員への研修の充実など、更なる事業の推進と定着化を図っていく必要があります。

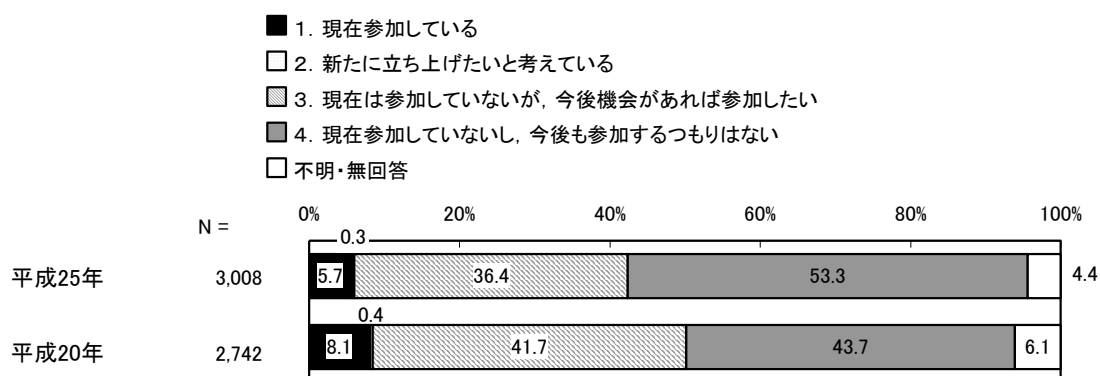
こうした取組により、生み出される地域による支え合いの風土は、市民一人ひとりが、地域や社会での様々な「つながり」を大切にし、仕事や家庭生活、社会貢献などにおいて、生きがいと充実感を持って心豊かな人生を送る「真のワーク・ライフ・バランス」の実現にも欠かすことができないものです。

図3-1 子育てをするうえで、近隣・地域に期待すること（小学校入学前児童）



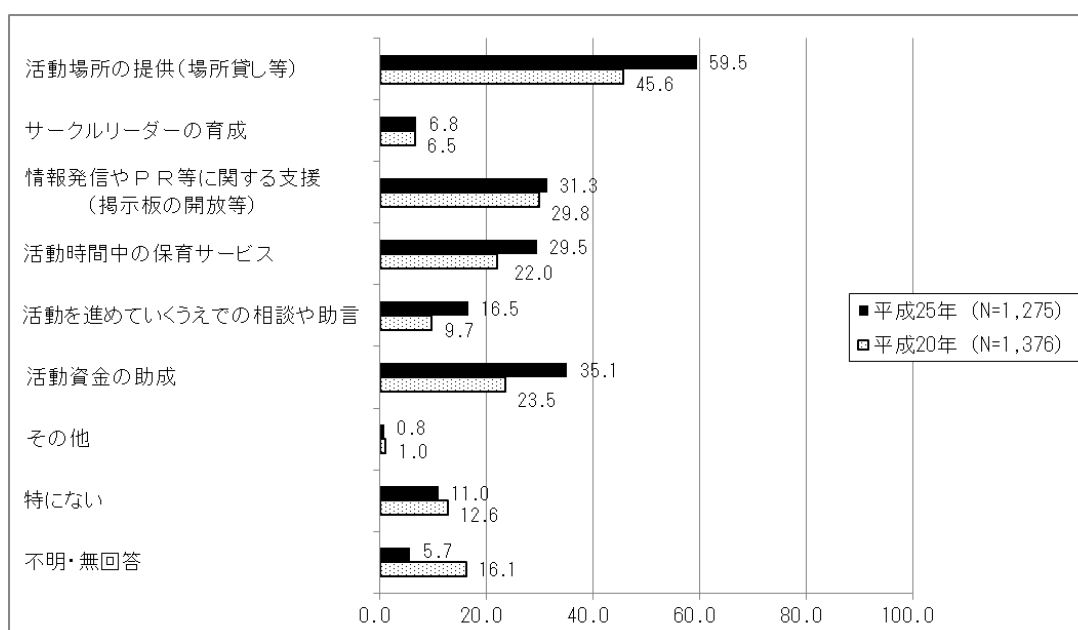
資料：京都市「子育て支援に関する市民ニーズ調査」（2013（平成25）年）

図3-2 子育てサークルなど自主的な活動への参加状況（小学校入学前児童）



資料：京都市「子育て支援に関する市民ニーズ調査」（2013（平成25）年）

図3-3 自主的活動に当たって行政や地域に期待すること（小学校入学前児童）



資料：京都市「子育て支援に関する市民ニーズ調査」（2013（平成25）年）

施策を展開する今後の方向性

子育てに喜びを感じられる地域社会づくりのためには、子育て支援サービスの充実とともに、地域の人々が、子どもや子育て家庭を温かく見守り、支え合う、子育てしやすい地域の風土を醸成することが必要です。

とりわけ、京都のまちが培ってきた子育てを支え合う風土に根差した協力、協働の取組として、ファミリーサポート事業や子育てサロン・子育てサークル等、地域の住民主体の子育て支援活動が展開されており、こうした活動を一層活性化していくことが重要です。このため、児童館や子育て支援活動いきいきセンター等の地域の子育て支援拠点では、その人的・物的資源を最大限に活用して住民相互による子育て支援活動を支援するとともに、連携・協力して子育て支援活動に取り組むことで、身近な地域における子育て支援拠点としての機能強化を図っていきます。

また、行政と社会福祉協議会等の公共的団体、民生委員・児童委員、主任児童委員、市民団体（NPO等）との連携を更に深め、それぞれの役割分担の下、協力を進めていくため、引き続き、地域コミュニティの活性化に努めていきます。

施策・主な取組

● 地域において住民相互で行われる子育て支援活動の活性化

ファミリーサポート事業や「子育てサロン」、「子育てサークル」など、地域において住民相互で行われる子育て支援活動を、地域の子育て支援拠点や公共的団体等との協力関係の強化により、一層推進します。

＜保健福祉局，教育委員会＞

【主な取組】

◇ファミリーサポート事業の推進

子育ての援助を受けたい市民（依頼会員）と援助を行いたい市民（提供会員）とが会員となり、市民相互で育児を助け合う同事業について、会員数の更なる拡大や会員への研修の充実による一層の推進を図ります。

＜保健福祉局＞

◇子育てサロン等アドバイザー派遣事業補助 新規（推進中）

試行的・モデル的に新たなアイデアやユニークな取組にチャレンジする子育てサロンや子育てサークルに対してアドバイザーを派遣し、取組実績を市内で活動する子育てサロン等へ幅広く周知する京都市社会福祉協議会の事業に補助を行い、地域において気軽に参加できる子育てサロンや子育てサークルの活動の活性化を図ります。

◇子ども支援センターにおける子育てサロンや子育てサークル等への活動支援

◇地域子育て支援ステーション（保育園（所）、児童館）における子育てサークルの育成や幼児・母親クラブの実施

◇子育てサークル支援情報の提供（こどもみらい館）（再掲）

● 子ども支援センターの機能強化（再掲）

「子どもネットワーク」における行政区レベルの子育て支援拠点として、児童相談所、保健センター、保育園（所）、児童館、小・中学校、主任児童委員等をはじめとした子どもに関わる関係機関との連携を深め、区域内のネットワークの充実に努めます。

＜保健福祉局＞

【主な取組】

- ◇子育て支援調整会議の開催
- ◇子ども支援センター職員の専門性の向上
- ◇育児支援家庭訪問事業の実施（再掲）
- ◇要保護児童対策地域協議会の設置（再掲）

● 地域子育て支援ステーション事業の機能強化（再掲）

「子どもネットワーク」における身近な地域の子育て支援拠点として、地域の団体と連携を図りながら、子育て相談や各種講座、子育て情報の収集・発信等の取組の充実を図ります。

＜保健福祉局＞

● 地域における子育て支援拠点としての児童館・保育園（所）・幼稚園・認定こども園等の機能強化

児童館、保育園（所）、幼稚園、認定こども園、子育て支援活動いきいきセンター（つどいの広場）などが、その持っている知識・経験・場などの資源を「家庭」、「地域」などに還元し、身近な地域における子育て支援の拠点としての役割をより一層果たすよう機能強化に取り組みます。

＜保健福祉局，教育委員会＞

● 子育て支援を行うNPO・ボランティア団体等への活動支援

京都市市民活動総合センター及び京都市福祉ボランティアセンターにおいて、NPOやボランティア団体等による市民活動を総合的にサポートするとともに、市民相互の交流や連携を図ります。

また、身近な場所でまちづくり活動ができるよう活動場所の提供を行うなど、各種活動支援を行います。

＜文化市民局，保健福祉局＞

【主な取組】

- ◇市民活動総合センター（ひと・まち交流館京都）
- ◇福祉ボランティアセンター（ひと・まち交流館京都）
- ◇地域のまちづくり支援拠点「暮らしの工房」づくりの支援
- ◇京（みやこ）・地域福祉パイロット事業の実施（再掲）
- ◇市民活動・NPO・ボランティア活動環境整備（プラットフォーム）事業の実施

● 子育て支援ボランティアの育成とコーディネートの充実

地域の子育て支援の場を支えるボランティアなどを育成し、子育て支援者のコーディネートを行います。

＜保健福祉局，教育委員会＞

【主な取組】

- ◇子育てボランティアバンクの実施
- ◇子育て支援ボランティアの育成（こどもみらい館）（再掲）
- ◇絵本ふれあいボランティアの育成

● 地域の子育て支援活動への市民団体，学生や大学，企業等の参加の促進

市民や市民団体，学生や大学，企業等が地域社会の一員として子育て支援活動ができるような体制の整備に努めます。

＜総合企画局，産業観光局，保健福祉局，教育委員会＞

● あらゆる世代の子育て支援への参画（世代間交流）の促進

高齢者福祉施設と児童福祉施設等との交流を促進し、各施設間でのネットワークづくりを進めることで、高齢者と子どもたちとの世代間交流の促進を図るなど、あらゆる世代の子育て支援への参画が進むよう努めます。

＜保健福祉局，教育委員会＞

【主な取組】

◇児童館・保育園（所）・幼稚園，認定こども園等における交流事業の実施

◇いきいきお年寄りのネットワークづくり 新規（推進中）

● 民生委員・児童委員，主任児童委員の活動の活性化

＜保健福祉局＞

● 社会福祉協議会との連携

＜保健福祉局＞

● 人づくり21世紀委員会（再掲）

人づくり21世紀委員会（代表：尾池和夫京都大学元総長）は，市内112団体（2014（平成26）年6月現在）の参画の下，「子どもたちのために，今，大人として何ができるか，共に考え行動する」ネットワークとして，子どもの命に関わる緊急課題や「子どもを共に育む京都市民憲章」の推進に取り組んでいます。

今後，加盟団体の一層の連携による，活動のネットワーク拡大を支援するとともに，子どもたちを取り巻く今日的課題を共有し，行政区ネットワーク実行委員会を核として，地域活動の一層の推進を図ります。

＜教育委員会＞

ウ 「真のワーク・ライフ・バランス」の推進

現状と課題

京都市では、2010（平成22）年度に策定した「はばたけ未来へ！京プラン（京都市基本計画）」において、目指すべき京都の未来像の一つの柱として、人間らしくいきいきと働き、家庭・地域で心豊かに生活できる「真のワーク・ライフ・バランスを実現するまち・京都」を掲げ、この未来像を実現するために、特に優先的に取り組むべき11の重点戦略の一つとして、「真のワーク・ライフ・バランス戦略」を掲げています。

さらに、この京プランの実効性を確保するため、2012（平成24）年3月に「真のワーク・ライフ・バランス」推進計画を策定し、取組を進めているところです。

仕事と生活の調和だけでなく、地域・社会への参加、貢献などがバランスよく充実した「心の調和」を目指す「真のワーク・ライフ・バランス」の推進のためには、子育てや家事は男女が協力して行うべきものとの視点に立った取組を進めていくことが重要です。

しかし、ニーズ調査によると、子育てや家事への父親の関わりは、母親と比べると、依然として低い水準にあります。

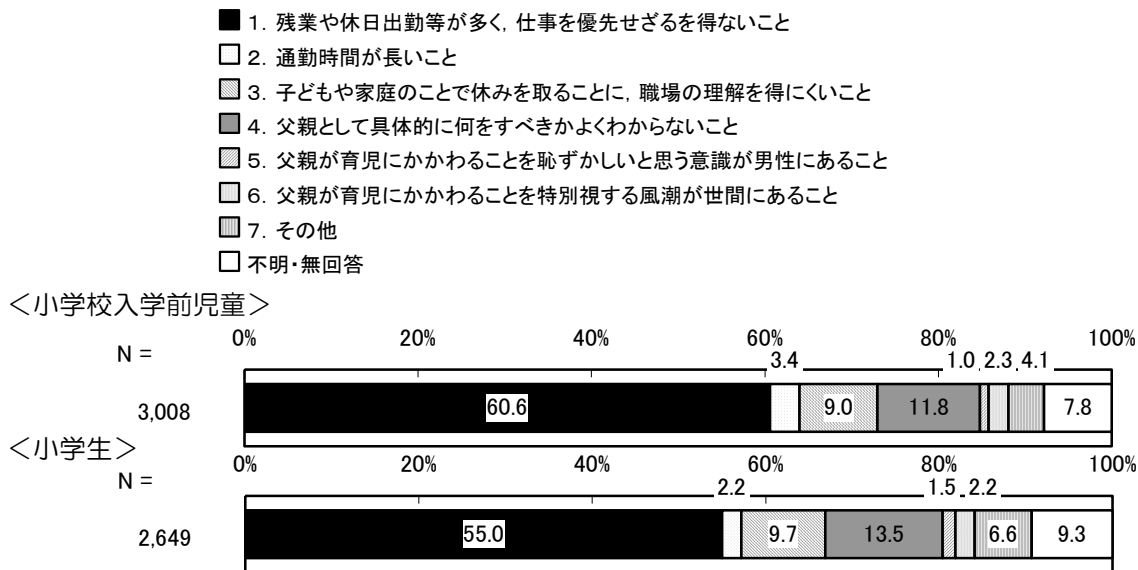
父親が子育てに関わりづらい理由については、「残業や休日出勤等が多く、仕事を優先せざるを得ないこと」が最も多く、帰宅時間についても、約3人に1人が21時以降と回答するなど、父親にとって子育てと仕事の両立が困難な状況が浮き彫りとなっています。

これに対し、子育てと仕事の両立を支援するために社会全体で取り組んでほしい制度や支援策として、「子どもの用事（学校行事、病気など）のときに休める制度や時間単位休暇制度」の回答が特に多くなっています。

また、結婚と出産に関する意識調査によると、仕事をしていた女性の6割近くが出産を機に離職しています。離職の理由として最も多いのは、「家庭生活（家事や子育てなど）に専念したかった」ですが、次いで「職場が育児休業制度などを利用しづらい雰囲気であった」、「仕事と家庭生活の両立が困難だった」となっており、女性が、仕事か子育ての二者択一を迫られている状況は、従前から変わりなく、両立支援の取組が必要です。

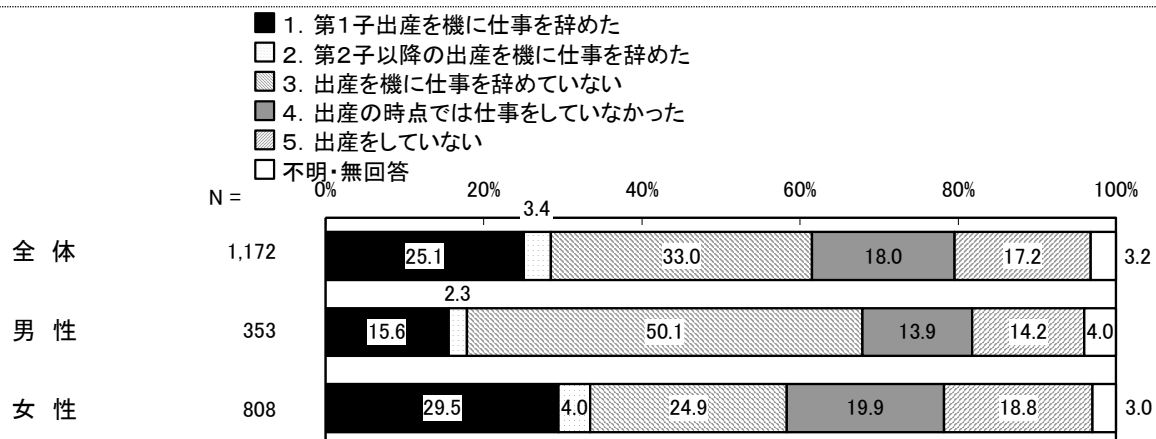
男女が共に仕事や家庭生活、社会貢献などにおいて、生きがいと充実感を得て人生が送れる「真のワーク・ライフ・バランス」を実現し、定着させていくためには、「真のワーク・ライフ・バランス」の理念の更なる浸透を図り、働く人を含めた市民一人ひとりの意識改革や行動はもちろんのこと、「人々が働く場」、「家庭」、「地域や社会」という3つのコミュニティのそれぞれにおいて、働き方の見直しや男性の子育てへの積極的な関わり、企業や地域による子育て家庭への支援など、子育て支援に関する社会全体の課題について総合的に議論し、仕事と子育ての両立を支援するための取組を進めていくことが重要です。

図4-1 父親が子育てに関わりづらい理由



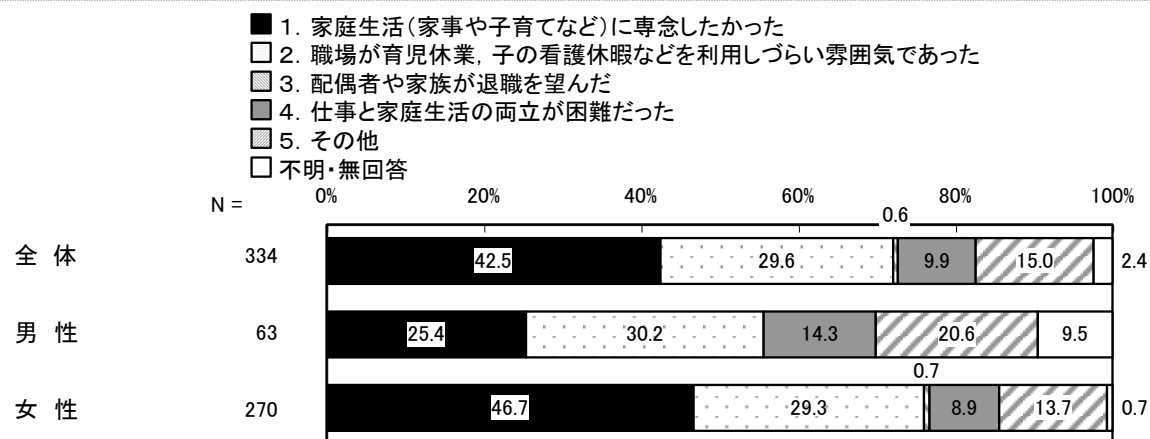
資料：京都市「子育て支援に関する市民ニーズ調査」（2013（平成25）年）

図4-2 出産後の就労状況



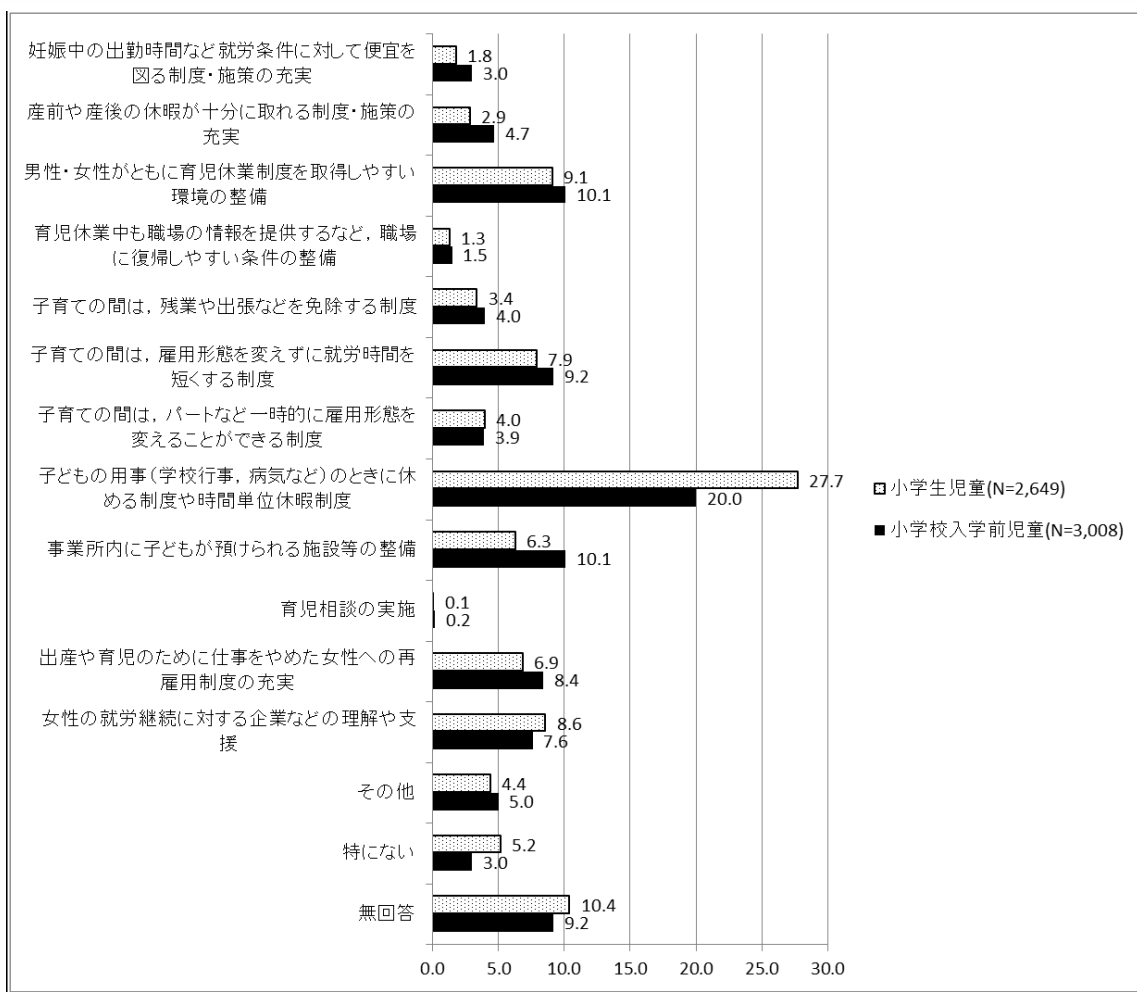
資料：京都市「結婚と出産に関する意識調査」（2013（平成25）年）

図4-3 出産を機に仕事をやめた理由



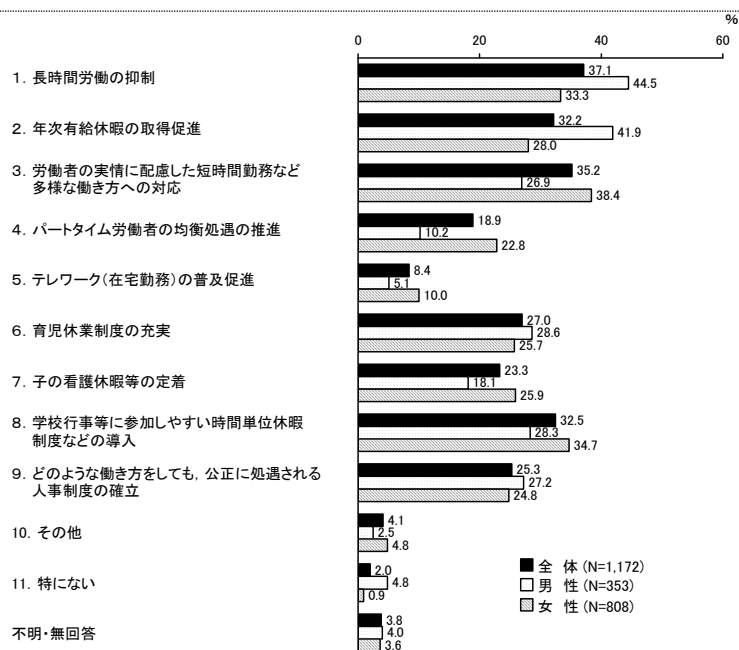
資料：京都市「結婚と出産に関する意識調査」（2013（平成25）年）

図4-4 子育てと仕事の両立のために希望する制度や支援策



資料：京都市「子育て支援に関する市民ニーズ調査」（2013（平成25）年）

図4-5 仕事と生活の調和実現のため、国や京都市に期待すること



資料：京都市「結婚と出産に関する意識調査」（2013（平成25）年）

施策を展開する今後の方向性

仕事と子育ての両立支援については、企業自身の取組としても、一部から積極的な取組報告が行われるなど、徐々に浸透はしてきていますが、企業経営を取り巻く環境が依然として厳しい状況の中、全体的な広がりには至っていません。今後も、企業における男女が共に働きやすい環境づくりに向けた積極的な取組を求めるべく、様々な機会を通じての連携や協働が必要です。また、企業だけでなく、働く者も含めた社会全体としての認識と仕組みが伴わないと有効なものとはなり得ず、家事や子育てに関する男性の意識と能力の向上を支援するなど、男女が共に子育てや地域づくりの主役として活動していくための意識づくりが必要です。

さらに、仕事と子育ての両立支援については、保育園（所）や学童クラブ事業の一層の充実が必要であり、待機児童を出さないための取組だけでなく、障害のある子どもの受入体制や延長保育の充実など、子どもの状況や保護者の就労形態に応じたきめ細かな子育て支援の実施により、子育てしながら働き続けられる環境整備を進めていきます。

施策・主な取組

- 「子どもネットワーク」への企業等の参画と連携強化
 - 働き方の見直しによる仕事と生活の調和の推進のための広報・啓発
 - 企業等における仕事と家庭生活等の両立支援の取組の推進
誰もが子育てや地域活動等をしながらいきいきと働き続けられるよう、長時間労働の解消、女性の能力の積極的な活用、仕事と家庭生活等の両立支援、誰もがお互いに働きやすい職場づくりに向けた取組等を推進する企業を支援します。
 - 家事、子育て等における男性の積極的な参加の推進
家事、子育て等に関する男性の意識と能力の向上を支援します。
 - 企業を通じた勤労者への両立支援や子育て支援施策に関する情報提供等の推進
働きながらもそれぞれのニーズに合わせた支援が受けられるように、両立支援や子育て支援施策に関する情報を、企業を通じて勤労者に提供していきます。
 - 保育園（所）や学童クラブ事業等の幼児教育・保育の一層の充実
- <文化市民局、保健福祉局>

（２）子どもの生活環境の整備と安全な生活が確保されるまちづくり

現状と課題

子どもの健やかな育ちを支えるまちづくりのためには、それぞれの地域において安心・安全な生活環境を確保することが重要ですが、少子高齢化や家族規模の縮小などによる社会構造の変化、地域の共同関係の希薄化などにより、子どもの安心・安全の確保について、地域がその役割を果たしていくことが困難な状況になってきています。

一方で、ニーズ調査では、子育てをするうえで地域に期待することは何かという質問に対して、「子どもが事故や犯罪に巻き込まれないよう気を配りあうこと」、「子どもの危険な行為やいたずらを注意しあえること」という回答が多く、住民相互の協力、協働という面での地域への期待が大きいことがうかがえます。

また、ニーズ調査においては、平日の日中の主な遊び場（小学校入学前児童）として、「自宅」の割合が前回調査より増える一方、「公園・ちびっこひろば」や「家の近くの路地や道路」の割合は前回調査より減少するなど、都市化の進展により、子どもの安全な遊び場の確保が困難となっている状況もうかがえます。

さらに、子どもとの外出時に困ること・困ったこととして、「買い物や用事の合間の気分転換に、子どもを遊ばせる場所が少ないこと」、「交通機関や建物がベビーカーや自転車の通行の妨げになっていること」などが上位を占めています。

その他住宅等も含め、子育てをする人に配慮したまちづくりは、子育て支援の大きな要素の一つであり、これらのハード面での環境整備が求められています。

また、近年の新たな課題として、スマートフォン等を用いたソーシャルメディアの不適切利用、長時間利用による生活の乱れや、ネットいじめ、誘い出しによる犯罪被害等、子どもの健やかな育ちに大きな悪影響が生じていることが社会問題となっています。

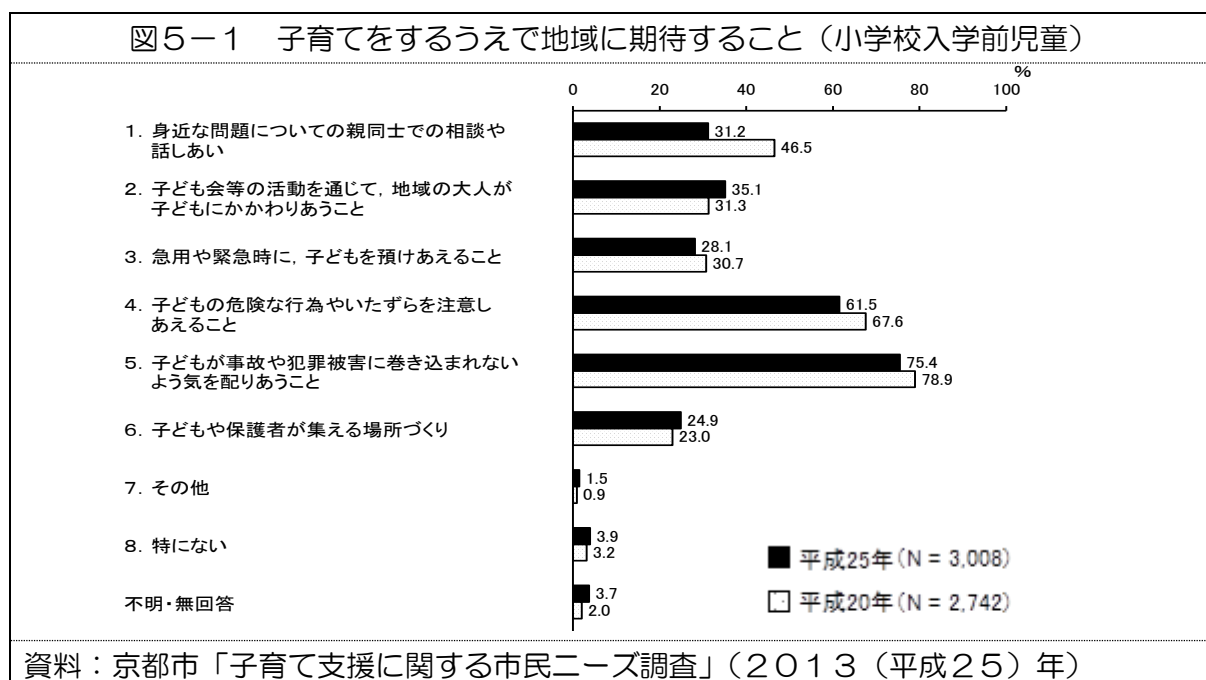


図5-2 平日日中の遊び場（小学校入学前児童）

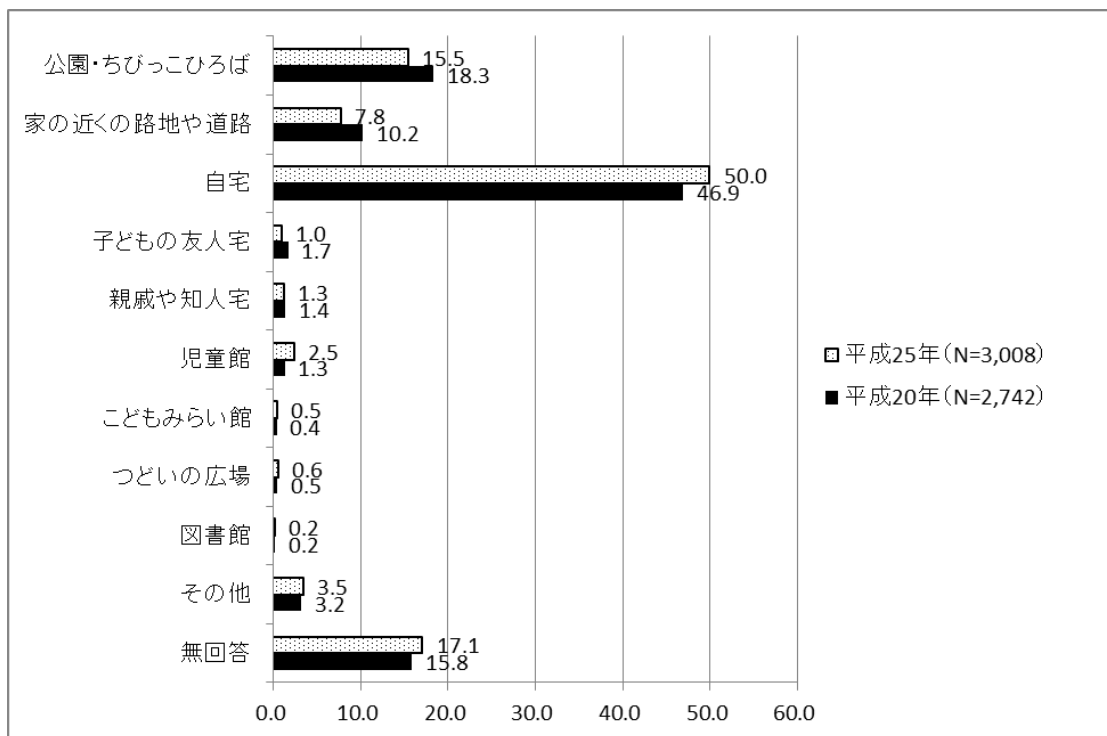
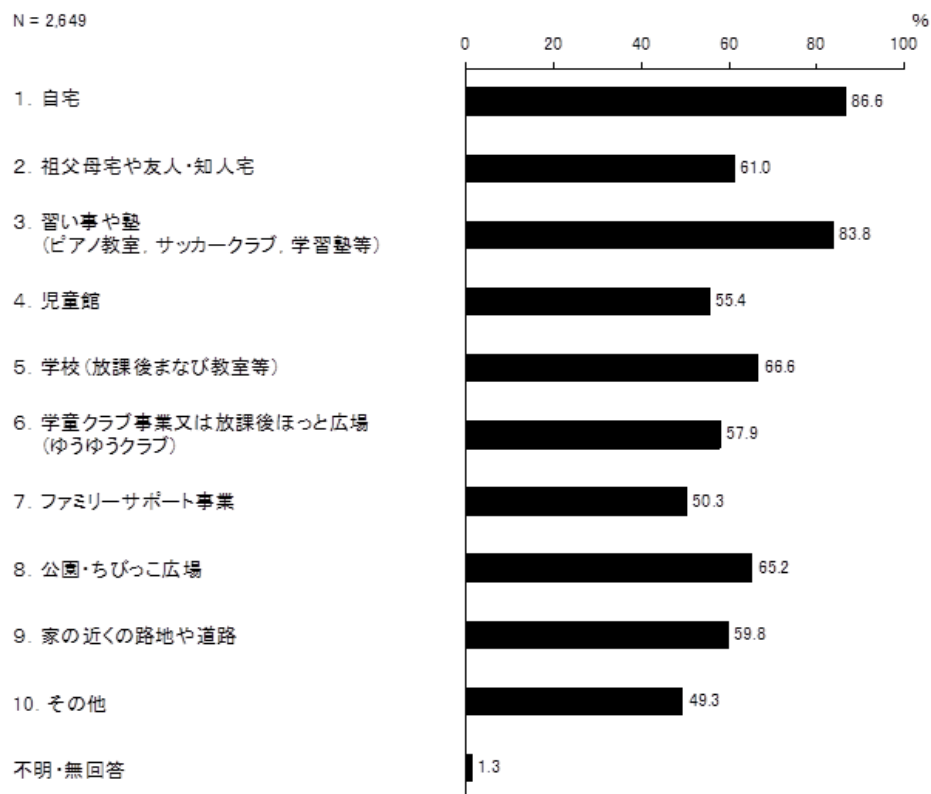
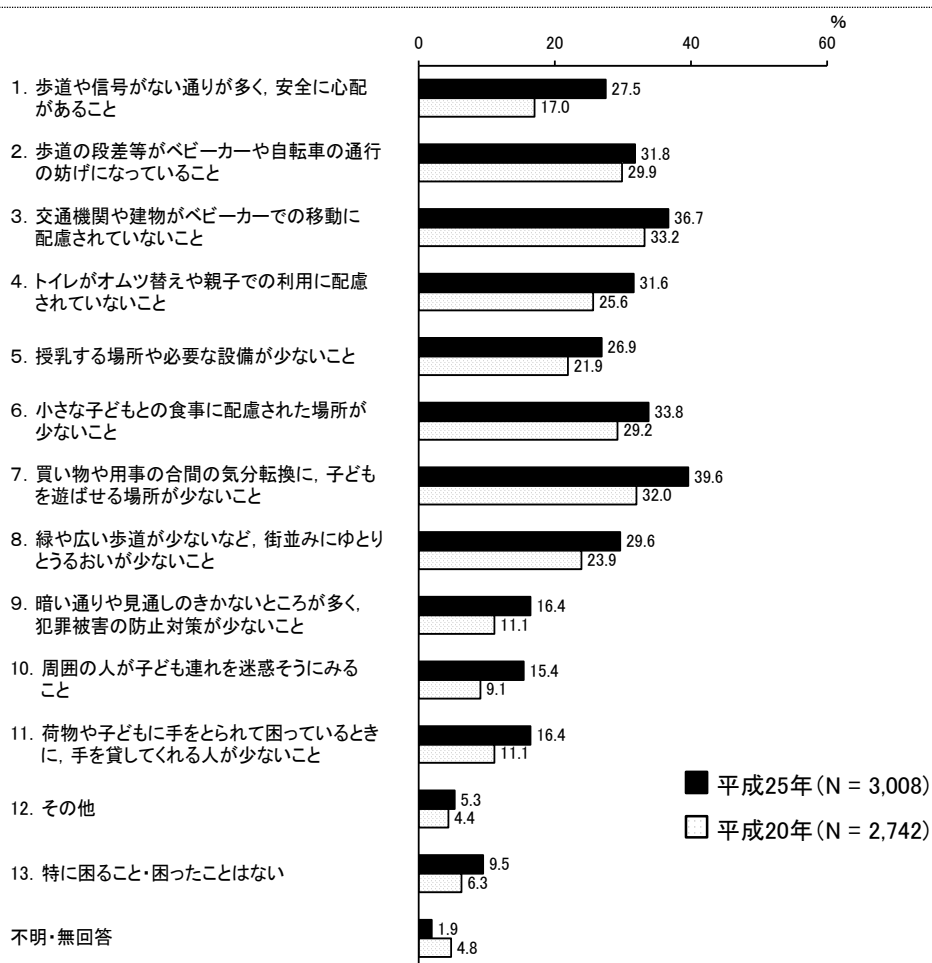


図5-3 平日放課後の主な過ごし場（小学生児童）



資料：京都市「子育て支援に関する市民ニーズ調査」（2013（平成25）年）

図5-4 子どもとの外出の際に困ること（小学校入学前児童）



資料：京都市「子育て支援に関する市民ニーズ調査」（2013（平成25）年）

施策を展開する今後の方向性

幼い子ども連れでも外出しやすいなど、子育てにやさしいまちづくりのため、「すべての人にやさしい、ひとづくり、ものづくり、まちづくり」を基本とする「ユニバーサルデザイン」の理念に基づき、ハード・ソフト両面にわたる子育て環境の整備を推進するとともに、子育て家庭の利用に役立つ情報発信を併せて行っていきます。

子どもたちの健やかな成長を支えるため、家庭、地域、学校、関係団体、行政がしっかりと連携し、児童館や幼稚園、保育園（所）、認定こども園等の子育て支援施設が持つ役割、機能も十分活用しながら、子どもたちに様々な社会体験、生活体験、自然体験を通じ、豊かな感性を育む場を提供するとともに、地域ぐるみで子どもが安心・安全に暮らせるまちづくりを推進していきます。

また、ソーシャルメディアの利用に潜む危険性やインターネットの不適切利用から子どもを守る取組を更に進めていきます。

施策・主な取組

（子どもの生活環境の整備）

① 子育て家庭にやさしい環境の整備

- 「ユニバーサルデザイン」の理念に基づく子育てしやすい生活環境の整備
- 公共的施設への授乳コーナーやベビールーム、トイレ内ベビーシート等の設備

の拡充

- 公共的施設や公的な催し、会議等での保育コーナーの設置
- ② 子どもが安心・安全に暮らせる居住環境等の確保
 - 主要公園の運営
 - 街区公園等の計画的整備
 - 子どもの安全な通学を確保するための道路整備
 - 子育て世代が居住する住宅の耐震改修の促進
 - 多様な世代が安心して暮らせる市営住宅の供給
- ③ 子どもたちの健やかな成長のための場づくり
 - 児童館、子育て支援活動いきいきセンター（つどいの広場）の運営
 - 保育園（所）・幼稚園、認定こども園等の施設の地域への開放の一層の推進
 - 子どもの豊かな感性を育む文化事業の推進
 - 子どもの成長に応じた多様な遊び、体験の場の提供と情報発信
 - 動物園の再整備
 - 児童厚生施設の運営助成
 - 動物を通じて命の大切さを感じる心を育む京都動物愛護センターの開設

（子どもの安全な生活が確保されるまちづくり）

- 子どもの交通安全を確保するための活動の推進
- 地域ぐるみの子どもの安全確保の取組の推進
- 市公用車等を活用した子どもや地域の安心・安全を見守る取組の推進
- 携帯電話・インターネット、ソーシャルメディアの不適切利用から子どもを守る取組の推進

(3) 子育て家庭への経済的な支援

現状と課題

子育て家庭への経済的支援策については、2010（平成22）年度に、従来の「児童手当」に代わって「子ども手当」が創設され、対象年齢が中学校修了前までに拡大されるとともに、手当額が増額されるなどの充実が図られました。2012（平成24）年度からは、新たな「児童手当」に移行し、中学校修了前までの児童が対象の制度として実施されています。

京都市の制度としては、国が定める基準を上回る就園奨励費の支給による幼稚園保育料の軽減措置や、国基準より低い保育所保育料の設定と共に、同時入所の3人目以降無料化を実施するなど、京都市独自の負担軽減策を実施しています。また、「子ども医療費支給制度」について、2012（平成24）年9月に対象年齢の拡大、2013（平成25）年9月に支給方法の簡素化を図るなど、諸施策において各種の子育て家庭への負担軽減策を実施しています。

しかし、ニーズ調査によると、行政に期待することとして、「子育て家庭に対する経済的支援の充実」が最も多く、依然として、経済面での市民要望が高いことがうかがえます。

また、結婚と出産に関する意識調査においても、子どもを持たない理由、あるいは、実際には理想より子どもの数が少なくなりそうな理由として、「出産・育児・教育にお金がかかるから」と答えた人が多くなっています。

子育て家庭の経済的負担の軽減については、社会全体で子育てを支え合う観点や子どもの貧困対策の観点などから、一定の行政的配慮が有効かつ必要ですが、一方で、巨額の経費を要する負担軽減策の実施は、厳しい自治体財政の下、地方自治体単独事業として実施していくことには限界があります。このため、今後、国が進める経済的支援の取組に対しては、的確に対応するとともに、国レベルで実施すべきと考えられる施策については、国へ強く要望していくことが必要です。

また、限られた自治体財源の中での子育て家庭への支援策については、経済的支援のみに重点を置くのではなく、保育園（所）や医療体制等の子育て環境の整備、子育ての不安や心配を取り除く施策の推進など、幅広くバランスを保ちつつ総合的に実施していくことが求められます。

施策を展開する今後の方向性

ニーズ調査においては、子育て全般に係る経済的負担軽減の要望が多くなっており、厳しい経済情勢の下、市民の負担感が依然として大きいことがうかがえます。

子育てに係る経済的負担軽減については、社会全体で子育てを支え合う観点からも、今後とも配慮が必要ですが、現在実施されている子育て家庭への経済的給付事業については、「児童手当」、「児童扶養手当」など国の制度が中心であり、今後も国の制度を核とした対応となることが考えられます。こうしたことから、今後とも、国の施策動向に的確に対応しつつ、国への要望を適切に行っていきます。

また、厳しい経済状況を踏まえて、市民の負担については、公平性がより強く求められており、施策の性格や機能を踏まえつつ、受益と負担のあり方を慎重に検討し、対応していきます。

ニーズ調査においては、経済的負担軽減の要望のほかに、各種子育て支援サービスの質的・量的充実についても数多くの要望が寄せられています。子育て支援については、こう

した幅広い施策がバランス良く、必要に応じて提供されたとき、子育てに対する負担感が軽減されるものであり、総合的なバランスを勘案しつつ子育て支援施策の推進を図っていきます。

（参考）現行の子育てに係る主な経済的支援策（負担軽減策）は、以下のとおりです。

■ 教育費の負担の軽減に向けた取組

・市立幼稚園保育料等減額措置

- ◇市民税非課税世帯などに対し、保育料及び入園料を減免
- ◇幼稚園（保育園（所））から小学校3年生までに2人以上の兄弟がいる3番目以降の園児の保育料及び入園料を無料化
- ◇幼稚園（保育園（所））から小学校3年生までに1人の兄弟がいる2番目園児の保育料及び入園料は半額
- <参考>
保育料（年額）132,000円 入園料 20,000円

・私立幼稚園就園奨励費

- ◇市内在住で私立幼稚園に3～5歳児を通園させている保護者に対し、保育料等及び教材費を補助（市民税の所得割額による区分あり）
- ◇幼稚園（保育園（所））から小学校3年生までに2人以上の兄弟がいる3番目以降の園児に対する補助金を増額することにより、保育料及び入園料をほぼ無料化
- ◇補助限度額（年額）308,000円～25,000円

・市立小・中学校の就学援助

- ◇生活保護受給世帯に準じる世帯などに対し、学用品費、新入学学用品費、校外活動費、学校給食費、修学旅行費、医療援助費等を援助
- ◇4人世帯の場合 年収約420万円

・市立高等学校就学支援金

- ◇京都市立高等学校に在籍する生徒に対し、授業料を補助（市民税の所得割額が304,200円以上の世帯を除く）

・市立小・中学校総合育成支援教育就学奨励費

- ◇育成学級に在籍している児童生徒の保護者に就学援助費の半額等を援助
- ◇在籍者の約8割（就学援助対象者を含む）が受給

・高校進学・修学支援金支給事業

- ◇生活困窮のため学資の負担が困難な高校生に対し、その修学に要する費用の一部を援助
- ◇助成額（年額）
入学支度金 45,000円～178,000円
学用品購入等助成金 6,000円～144,000円

■ 保育料等の負担の軽減に向けた取組

・多子世帯保育料軽減

- ◇同時入所の2人目は1人目のおおむね半額、3人目以降は無料化

・保育料の軽減（国基準を下回る料金設定）

- ◇国基準を下回る料金設定

・学童クラブ事業利用料の軽減（国が示す考え方を下回る料金設定）

- ◇料金階層の見直しによる細分化（26年4月から実施）
- ◇2人目以降の利用料金を減額

■ 医療費等の負担の軽減に向けた取組

・未熟児養育医療給付

◇指定医療機関に入院し、養育を行う必要のある未熟児に対し、入院養育に要する費用を公費負担

・小児慢性特定疾患治療研究事業

◇特定の疾病にかかっている乳幼児、児童に対し、委託医療機関で入院及び通院治療を受ける場合、医療に要する費用を公費負担（所得に応じて自己負担あり）

・自立支援医療（育成医療）給付

◇身体に障害のある乳幼児、児童に対し、指定医療機関で医療を受ける場合、医療に要する費用を公費負担（所得制限あり）

・不妊治療費助成制度

◇不妊治療に要した医療費の自己負担額の $1/2$ （上限 6 万円※／人・年度）を助成
※人工受精を伴う場合は上限 10 万円

・特定不妊治療費助成事業

◇不妊治療のうち、体外受精及び顕微授精に要した医療費の一部（治療ステージにより、上限 15 万円（もしくは 7 万 5 千円）×2 回※／年度）を助成（所得制限あり）
※初年度のみ 3 回 通算 5 年度・通算 10 回まで

・妊婦健康診査の公費負担の拡充

◇妊婦が医療機関や助産所で受診する妊婦健康診査
14 回分について公費負担
（2008（平成 20）年 7 月）
公費負担の回数 原則 1 回 → 一律 5 回
里帰り出産等に伴う府外での受診についても対応
（2009（平成 21）年 4 月）
公費負担の回数 一律 5 回 → 一律 14 回
助産所での受診についても対応

・入院助産制度

◇生活保護受給世帯などに対し、指定の助産施設における出産のための入院から退院までの入院助産を受ける費用を本人負担額（課税状況による）を除いて助成

・子ども医療費支給制度

◇小学校 6 年生までの子どもが、健康保険証を使って診療を受けた場合に、窓口で支払われる医療費（医療保険の自己負担額から一部負担金を差し引いた金額）を助成
◇一部負担金
入院（小学 6 年まで）200 円（1 箇所 1 医療機関につき）
外来（3 歳未満）200 円（1 箇所 1 医療機関につき）
（3 歳～小学 6 年まで）3,000 円（1 箇所 1 医療機関につき）
※複数医療機関等を受診するなど 1 箇所の自己負担額合計が 3,000 円を超えた場合、超えた額を償還払い

・ひとり親家庭等医療費支給制度

◇ひとり親家庭等の母又は父と子などが、健康保険証を使って診療を受けた場合に、窓口で支払われる医療費（医療保険の自己負担額）を助成

・重度心身障害者医療費支給制度

◇重度の心身障害のある方が、健康保険証を使って診療を受けた場合に、窓口で支払われる医療費（医療保険の自己負担額）を助成

・自立支援医療（精神通院）の利用者負担軽減策

◇精神通院医療に要する費用の一部を公費負担。重度の障害のある方や収入が低い世帯については、京都市独自に所得階層を細分化するとともに国制度より低い負担上限月額を設定することにより利用者負担を軽減

■ その他の支援

・ 児童手当

◇中学校修了前（15歳到達後の最初の年度末まで）の児童を養育している方に支給
◇所得基準額未満
3歳未満 一律（月額） 15,000 円
3歳～小学校修了前 第1・2子（月額） 10,000 円
第3子以降（月額） 15,000 円
小学校修了後中学校修了前 一律（月額） 10,000 円
所得基準額以上 一律（月額） 5,000 円（特例給付）

・ 児童扶養手当

◇児童（18歳到達後の最初の年度末までの児童、又は一定の障害のある20歳未満の児童）を養育しているひとり親家庭の親等に支給（所得税現あり）
※ 物価指数の変動に応じた手当額の改定あり
◇児童1人 全額支給（月額）41,020 円
一部支給（月額）41,010 円～9,680 円
児童2人 全額支給（月額）46,020 円
一部支給（月額）46,010 円～14,680 円

・ 特別児童扶養手当

◇一定の障害のある20歳未満の児童を家庭で育てている父母、又は父母に代わって児童を育てている方に支給（所得制限あり）
◇子ども1人につき1級障害の場合（月額） 49,900 円
2級障害の場合（月額） 33,230 円

・ 障害児福祉手当

◇日常生活において常時介護を必要とする20歳未満の在宅の重度障害児に支給（所得制限あり）
◇（月額）14,140 円

・ 出産育児一時金

◇国民健康保険の被保険者が出産したときに支給
◇妊娠84日以上であれば、死産・流産でも支給
◇出産時1人につき42万円（産科医療補償制度の対象となる場合。対象とならない場合は40.4万円）

・ 障害福祉サービス、障害児施設の利用者負担軽減策

◇障害福祉サービス（介護給付費・訓練等給付費）や障害児施設の利用者負担軽減
◇重度の障害のある方や収入が低い世帯については、京都市独自に所得階層を細分化するとともに国制度より低い負担上限月額を設定することにより負担を軽減

第3章 子どもを安心して生み健やかに育てることのできるまちづくり （母子保健計画）

（1）思春期における次世代を育む意識づくり

現状と課題

思春期は、近い将来に妊娠・出産・育児という親としての役割を控えており、父性、母性を育み、次代を担う意識を育てる大切な時期です。

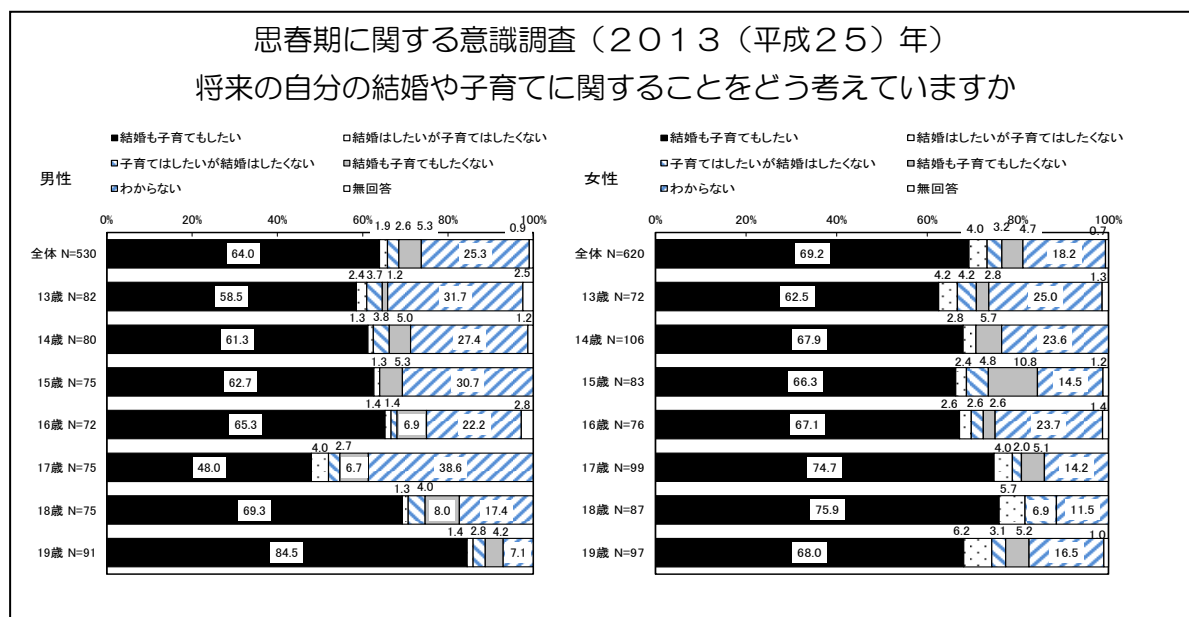
次代の社会を担う子どもたちが健やかに生まれ、育っていくためには、家庭や教育機関、地域など様々な場面において、各分野の関係機関が連携して積極的に取り組んでいかななくてはなりません。

しかしながら、少子化の進展や地域コミュニティの希薄化により、家族像が見えづらくなっている中、2013（平成25）年8月に実施した「京都市思春期に関する意識調査」（以下「思春期に関する意識調査」という。）によると、小さな子どもと「ふれ合う機会がない」と答えた割合は、2008（平成20）年調査と比較すると増加しています。また、

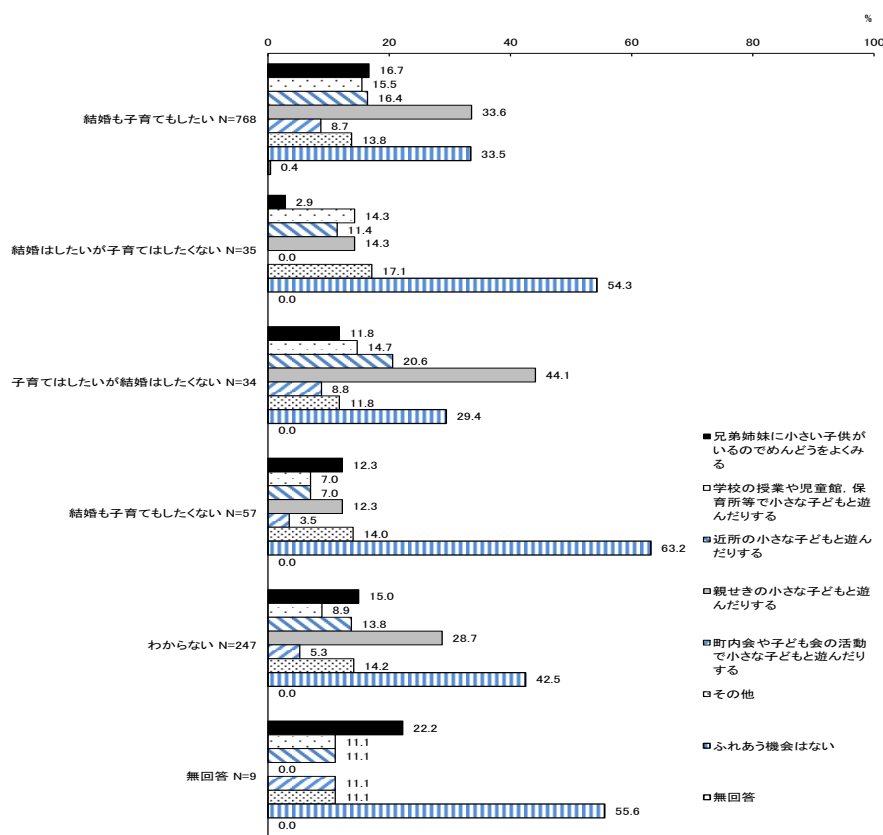
「結婚はしたいが子育てはしたくない」、「結婚も子育てもしたくない」と回答した者では、小さい子どもと「ふれ合う機会がない」という回答の割合が高くなっています。

将来については、「結婚も子育てもしたい」と答えた割合は、男性の64.5%、女性の69.2%、「どちらもしたくない」と答えた割合は男性の5.3%、女性の4.7%となっていました。

また、京都市の2013（平成25）年合計特殊出生率は、1.26であり、前年より0.05上昇しましたが、全国の1.43よりは低くなっています。このような中、次代を担う思春期の子どもたちが、子育てや男女が協力して家庭を築くことの大切さなどについて理解し、健やかな父性、母性を育むことが重要となっています。そのためには、関係機関が連携して、子どもを生み育てること、親や家庭の役割など、子育てに関する意識の啓発を行うとともに、子どもにとって安心できる家庭を築いていくことについて早期から学習する機会を提供する必要があります。



思春期に関する意識調査（2013（平成25）年） 小さな子どもとふれ合う機会と将来の結婚・子育ての関係



施策を展開する今後の方向性

心身ともに成長が著しく、人格形成にとって重要な時期である思春期において、子どもが心身ともにより健やかに成長し、健やかな父性、母性を育むために、家庭、地域、育ち学ぶ施設、企業、行政がしっかり連携して、社会全体で子どもの育ちと子育てを支えていく必要があります。そのためには、思春期の子どもを取り巻く支援者のネットワークシステムの構築が必要です。

出生数の減少により、日常の中で乳幼児とふれ合う機会が少なくなった思春期の子どもたちが乳幼児とふれ合うことで、生命の尊さを感じ、思いやりの心を育み、次代を担う子どもたちが健やかでいきいきと育っていけるよう支援することが必要です。

また、子どもの成長を見守る親の喜びや責任を身近に体験することで、自分の育てられた過程を振り返る機会とします。

なお、生涯を通じて健康を保持できるより良いライフプランを考えるためには、妊娠・出産等に関する情報の提供が重要であり、医学的・科学的に正しい知識を身につけられる機会を積極的に設けることが必要です。

施策・主な取組

● 学校保健・地域保健等の連携による思春期保健対策の強化 **新規**

将来の妊娠・出産，子育てを見据え，生涯を通じて健康を保持できるライフプランをよりよく考えるための材料として，医学的・科学的に正しい知識を身につけられるよう，地域保健・学校保健等が連携して，命の誕生から命の大切さに関する知識の普及啓発を行います。

＜保健福祉局，教育委員会＞

【主な取組】

- ◇思春期保健対策の連携の推進 **新規**
- ◇思春期保健健康教育の推進（喫煙防止，禁酒，薬物，性感染症，など）
- ◇医療専門職等による健康教育の推進 **新規**
- ◇思春期の子どもを持つ保護者向け健康教育の推進
- ◇にんしんホッとナビの実施 **新規（推進中）**
- ◇保健センター事業を活用した乳幼児ふれあいの促進
- ◇中高生と赤ちゃんとの交流事業の充実
- ◇学校で行う性に関する指導の推進
- ◇不妊に関する普及啓発事業の実施
- ◇「子どもを共に育む『親支援』プログラム」の実践（再掲）
- ◇「青少年のための親学習プログラム」の普及・啓発

（2）思春期のこころとからだの健康づくり

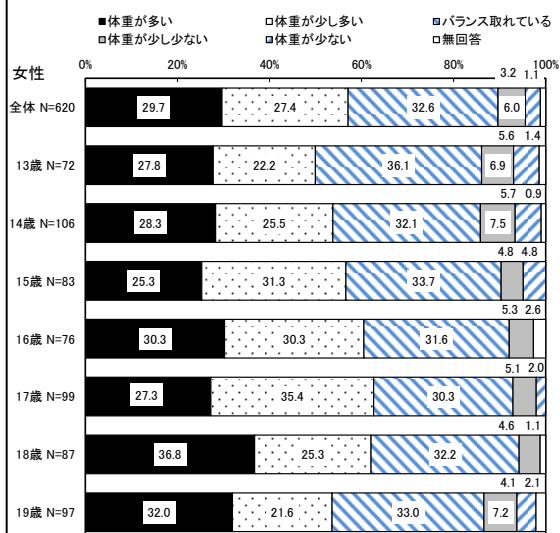
現状と課題

思春期は一生における心身の健康の基礎を形成し、身体的・精神的に自主性を育む大切な時期です。思春期における生活習慣は、生涯にわたり影響を及ぼします。また、大人と子どもの両面を持つ時期であり、発達の不均衡、情緒の不安定、性的関心の高まり、さらには、性行動の活発化など、身体的にも精神的にも最も変化の著しい時期です。

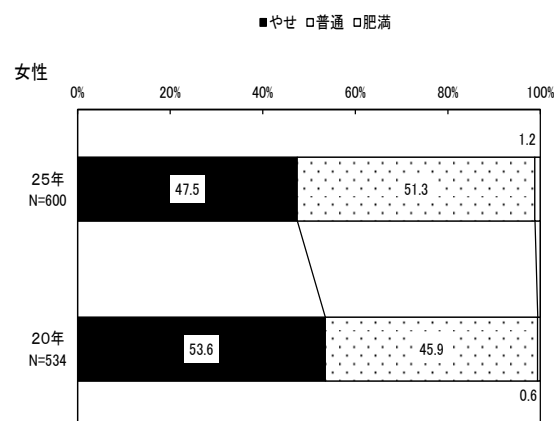
思春期に関する調査によると、ふだんの生活では、前回調査に比べ、朝食の摂取率などの食習慣は改善していますが、年齢が上がるにつれて、運動量が低下しています。体格を表す体格指数（BMI）は、男女とも低年齢で低下傾向にあります。前回調査と比較して、女性のやせに対する願望は減少していますが、女性の約6割が「体重が多い」と思っています。食生活や運動などの生活習慣は、次世代にも受け継がれていくものであり、また、若い女性の無理なダイエットは、貧血、骨粗しょう症、月経不順などの原因となり、将来の不妊や低体重児の出産など妊産婦や新生児の健康にも大きな影響を及ぼすことから、正しい知識の普及や生活習慣の改善については、本人、保護者への積極的な普及啓発をはじめ、今後も引き続き取り組まなければならない課題です。

思春期に関する意識調査（2013（平成25）年）

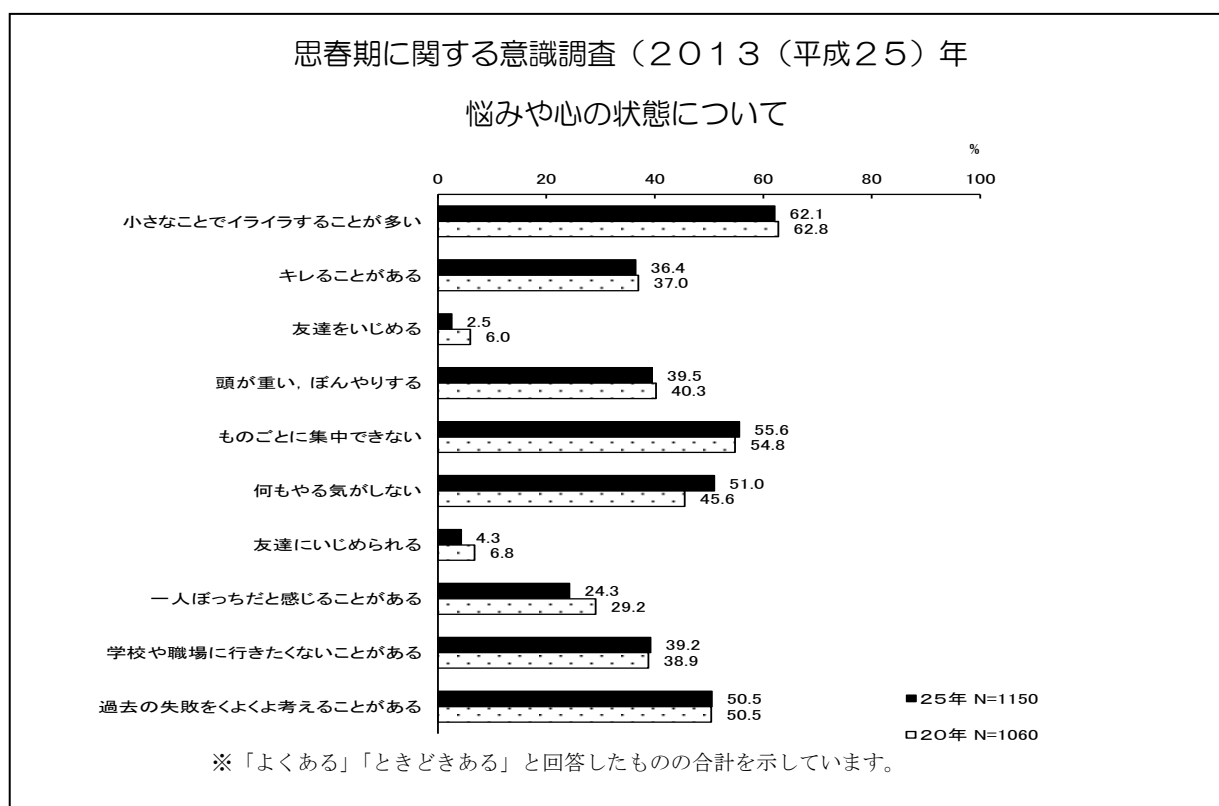
あなたは、自分の身長と体重のバランスが取れていると思いますか。



あなたの身長であなたが理想と考える体重はどれくらいですか。



また、こころの問題では「いじめ」や「一人ぼっちだと感じる」となどの負の感情は減少していますが、「何もやる気がしない」と感じる者が増加しています。ひきこもりやニート、若者の自殺などの問題とも関連しており、関係機関等と連携しながら思春期精神保健対策を更に推進していく必要があります。

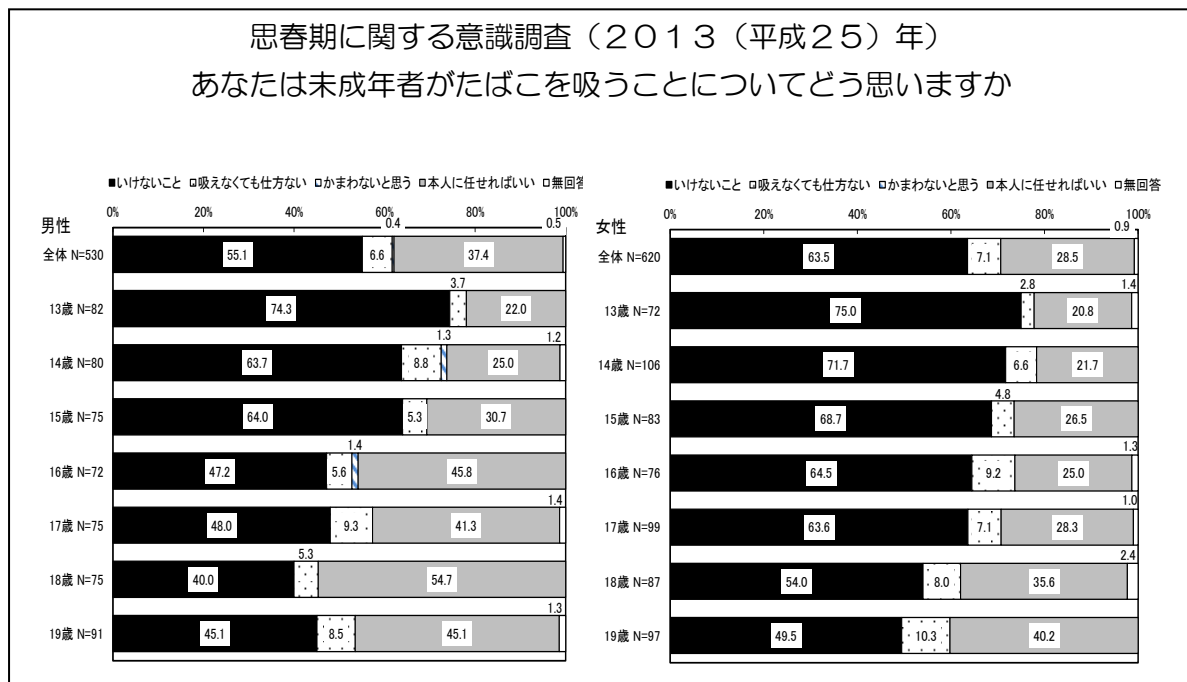


思春期に関する調査では、喫煙、飲酒、薬物乱用などに対する意識は向上していますが、年齢が上がるにつれ、喫煙、飲酒については肯定感も高くなっています。喫煙を継続している者は、学習経験について「ない」、「覚えていない」と回答する割合が高くなっています。喫煙については、2008（平成20）年度から市内の中学生・高校生を対象に防煙セミナーを実施しています。今後も、繰り返し学習機会を設けることが必要です。

また、思春期の子どもたちの性に関わることについては、コンドームの使用で性感染症の予防ができると理解している者は、男女ともにその割合が前回調査に比べ増加しています。性感染症や避妊方法についての情報収集経路は、男女とも学校の先生が最も多くなっていますが、インターネットが第3位となっています。

厚生労働省の統計では、性感染症は減少傾向にありますが、梅毒は増加しています。性器クラミジア感染症は将来の不妊の原因となることもありますが、年齢別では15～24歳までの年齢層において急激に増加しています。

思春期の子どもたちを取り巻く環境は多様であり、情報収集先も多様化していることから、教育、医療、保健、福祉、家庭などが連携を図り、正しい知識の普及啓発を進めるとともに、多分野からの総合的な支援体制を整備することが必要となっています。



施策を展開する今後の方向性

思春期は、一生における心身の健康の基礎を形成し、身体的・精神的発達や自主性が育つ大切な時期であることを踏まえ、思春期の子どもを取り巻く環境を十分認識し、家庭、地域、育ち学ぶ施設、企業、行政等と連携し、相談体制の強化や健康教育の充実を図っていく必要があります。

また、思春期の問題は思春期を迎えて突然生じるものではなく、幼少時の生活習慣や、生活体験などが大きく影響しています。これらのことを踏まえ、子育て世代への教育も含め、一人ひとりが自らの健康をセルフケアできる視点をいかした取組を推進します。

施策・主な取組

● 学童・思春期から成人期に向けた保健対策の強化と健康教育の推進

性感染症の感染防止、危険ドラッグ等の薬物の乱用防止、薬物、防煙、飲酒、不健康な「やせ」等について、自ら考え、自分を大切にしながら行動できるように、保健センター等専門機関や薬事監視員が正しい情報提供を行うとともに、学校保健との積極的な連携や家庭、地域、民間団体との協働による健康教育の充実を図ります。

<保健福祉局、教育委員会>

【主な取組】

- ◇思春期の子どもを持つ保護者向け健康教育の推進（再掲）
- ◇思春期保健健康教育の推進（防煙セミナー、飲酒、薬物、性感染症など）
- ◇関係する専門機関による正しい情報提供の実施
- ◇専門機関と学校保健の連携や地域、民間団体との協働の強化
- ◇危険ドラッグをはじめとする薬物の乱用防止に係る普及啓発活動の推進

● 思春期のこころの健康問題への対応の充実

思春期のこころの健康問題に適切に対応するため、子どもが抱えるストレスや悩みなどの相談を行い、不安を軽減するとともに、こころの問題を早期に発見し、治療に結び付けるなど個々の問題に応じた支援を行います。また、ひきこもり対策の充実を図ります。

<保健福祉局、文化市民局、教育委員会>

【主な取組】

◇こころの健康増進センターで行う思春期外来や相談

◇思春期・青年期の精神保健講座

◇思春期・青年期のこころの問題を考える講演会

◇ひきこもり地域支援センターで行う相談 新規（推進中）

◇ひきこもりに関する相談・支援

◇思春期・青年期の自殺対策

◇保健センターで行う相談

◇学校で行うスクールカウンセラーによる相談の充実

◇京都府警察（少年サポートセンター）で行う相談

◇こども相談センターパトナで行う相談

◇医療機関で行う相談

● 思春期に関わる関係機関の連携の強化

複雑困難な背景がある問題について、効果的な支援のあり方を構築するために、関係機関の連携強化と相談体制の充実を図ります。

＜保健福祉局，教育委員会＞

【主な取組】

◇思春期保健対策の連携の推進（再掲） 新規

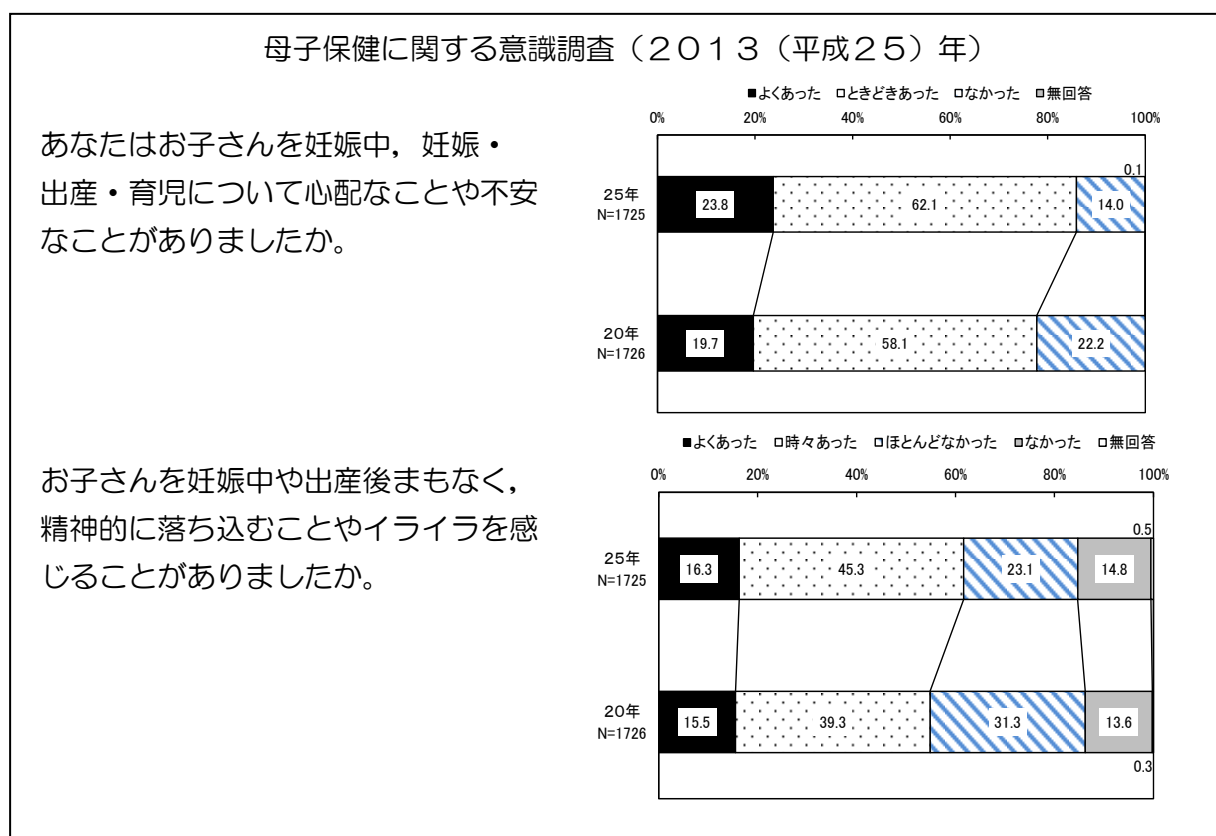
◇「京都市児童・生徒登校支援連携会議」の取組

（３）安心して妊娠・出産できる環境づくり

現状と課題

妊娠・出産・産褥期は、短期間で大きな心身の変化に加えて、生まれてくる子どもに愛情を注ぎ、育てるという人生の中での大きなライフイベントです。しかし、少子化、晩婚・晩産化により、妊娠・出産・育児のイメージを持つことが容易でなく、多くの妊産婦が心配や不安を感じています。

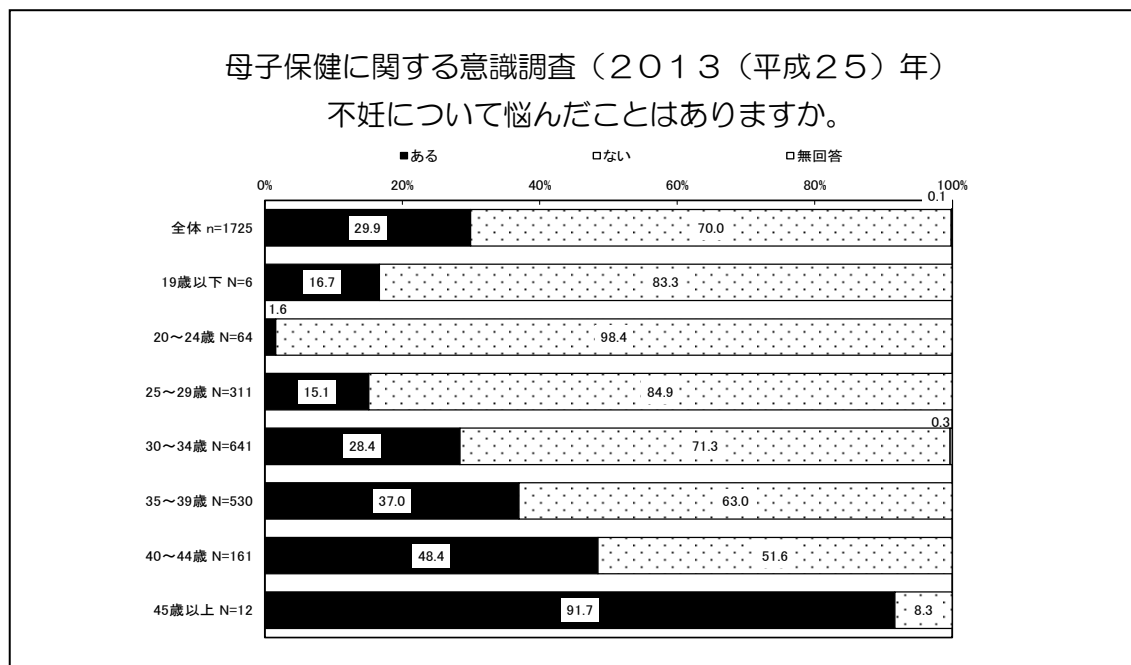
2013（平成25）年8月に実施した「京都市母子保健に関する意識調査」（以下「母子保健に関する意識調査」という。）においては、回答した母親の年齢は35歳以上の割合が前回の「母子保健に関する意識調査」（2008（平成20）年）の35.1％から40.7％へ増加しており、晩産化が見られます。また、妊娠・出産・育児において心配・不安を持つ割合は前回調査の77.8％から85.9％へと増加しています。また、精神的に落ち込むことやイライラを感じることも前回調査の54.8％から61.6％へ増加しています。



少子高齢化、家族規模の縮小に加え、地域のつながりの希薄化等によって、妊産婦やその家族を支える周囲の力が弱くなってきており、妊娠・出産・子育てに係る父母の不安や負担が増えてきているため、社会全体で切れ目なく、妊産婦やその家族を支援する仕組みが必要です。

なお、晩婚・晩産化の影響によって、不妊に対する悩みも増加しており、「母子保健に関する意識調査」では年齢が高くなるほど増加し、40～44歳では、48.4％、45歳以上では、91.7％が不妊の悩みを持っていました。年齢が高くなるほど流産・死産のほか妊娠に伴う産科合併症として、妊婦高血圧症候群、前置胎盤等の女性や子どもの健康を害するリスクが高くなる傾向があるとともに、不妊治療を行ったとしても出産に至る確率が下がることが医学的に明らかになっています。

こうした事実を知らなかったために、妊娠・出産の計画を遅らせ、不妊治療を受けることになった方や、治療の開始が遅れてその効果が出にくくなった方もいると見られます。当事者である男女が希望する妊娠・出産を実現するために、不妊治療費の助成など経済的な支援に加え、正確な情報が的確に提供され、様々な情報に基づく判断がなされる仕組みづくりが必要です。



施策を展開する今後の方向性

少子高齢化、家族規模の縮小、地域のつながりの希薄化等において、地域の妊産婦やその家族を支える力が弱くなってきており、妊娠、出産、子育てに係る父母の不安や負担が増えてきているため、妊産婦やその家族が安心して妊娠・出産・育児の時期を過ごせるよう、より身近な場で切れ目なく妊産婦を支援する仕組みが必要です。

また、晩婚・晩産化の影響も含め、不妊に対する悩みも増加しており、不妊治療費の助成等、経済的な支援に加え、正確な情報が的確に提供され、様々な情報に基づく判断がなされるよう、情報提供する仕組みづくりに取り組みます。

施策・主な取組

● 妊産婦の健康の保持増進のための支援

妊婦健康診査の定期的な受診の勧奨や健康教室における必要な情報提供などにより、健康に関する意識の向上を図ります。また、多胎など特に支援が必要な妊婦には、母子健康手帳発行時の面接から継続した家庭訪問などによる支援を行います。さらに、地域の子育て支援拠点と母子保健の事業が連携し、身近な地域で家庭を見守る体制づくりに努めます。

<保健福祉局，教育委員会>

【主な取組】

◇妊婦相談事業 新規（推進中）

◇こんにちはプレママ事業 新規（推進中）

◇妊婦健康診査の公費負担の拡充

◇母子健康手帳の交付による自己の健康管理の促進

- ◇すくすく子育て情報発信事業の実施
- ◇親子の健康づくり講座の実施
- ◇パパママの健康増進の推進
- ◇情報発信の強化 新規
- ◇新生児等訪問指導事業（こんにちは赤ちゃん事業）における保健指導などの実施
- ◇スマイルママ・ホッと事業（産後ケア事業）新規（推進中）
- ◇育児支援家庭訪問事業の充実 新規（推進中）
- ◇妊産婦及び家族への禁煙支援，妊産婦の飲酒の防止
- ◇保健センターやこころの健康増進センターで行うこころの健康相談
- ◇母子保健・子育て支援の機関連携強化
- ◇子どもを共に育む『親支援』プログラムの実践・推進
- ◇スマートフォンアプリによる情報発信（再掲）新規（推進中）

● 妊産婦に優しい環境づくりの推進

妊産婦に優しい環境づくりを推進するために，母性健康管理指導事項連絡カードの周知，プレママ・マークの普及を推進するなど，妊産婦への配慮ある社会を目指した取組を行います。

<保健福祉局>

【主な取組】

- ◇プレママ・マーク等の周知を通じた育児しやすい環境づくりの充実
- ◇父親の育児参加を促進するための環境づくり 新規
- ◇母性健康管理指導事項連絡カード※の周知

※ 働く妊産婦が通勤緩和や勤務時間の短縮，勤務内容の変更などが必要な場合，主治医から指導を受けた内容を伝えるため事業主に提出するカード

- ◇受動喫煙防止の普及啓発

● 出産準備への支援と虐待の未然防止

虐待を未然に防止するため，妊娠・出産期から医療機関との連携を強化し，保健師等の家庭訪問による母子の心身状況・養育環境の把握，助言など，出産準備をきめ細やかに支援します。

<保健福祉局>

【主な取組】

- ◇妊婦相談事業（再掲）新規（推進中）
- ◇こんにちはプレママ事業（再掲）新規（推進中）
- ◇にんしんホッとナビの実施（再掲）新規（推進中）
- ◇医療機関と保健センターの連携による妊娠・出産期からの家庭支援の強化
- ◇スマイルママ・ホッと事業（産後ケア事業）（再掲）新規（推進中）
- ◇妊婦健康診査未受診者支援
- ◇育児支援家庭訪問事業の充実（再掲）新規（推進中）
- ◇外国人（妊産婦）の通訳派遣

● 産後うつ病などの早期発見と対応の充実

産後のマタニティブルーやうつ病を早期に発見し，適切に対応するために，母子健康手帳交付時に，必要な情報を提供するとともに，特に支援が必要な家庭には，保健師等による専門的な支援に併せて，産前・産後ホームヘルプサービスによる家事や育児の支援を行います。

<保健福祉局>

【主な取組】

- ◇妊婦相談事業（再掲） 新規（推進中）
- ◇こんにちはプレママ事業（再掲） 新規推進中
- ◇新生児等訪問指導事業（こんにちは赤ちゃん事業）における保健指導等の実施（再掲）
- ◇育児支援家庭訪問事業の充実（再掲） 新規（推進中）
- ◇第3子以降等産前産後ヘルパー派遣事業の実施（再掲）
- ◇精神保健福祉相談員による訪問指導の実施
- ◇外国人（妊産婦）の通訳派遣（再掲）
- ◇医療機関と保健センターの連携による妊娠・出産期からの家庭支援の強化（再掲）

● 妊娠中からの口腔保健の推進

妊娠期には、体調の変化や“つわり”により歯みがきが十分にできない状態が続くことなどから、むし歯や歯周病が起こりやすくなり、妊娠中の歯周病は早産や低体重児の出産につながるおそれもあります。妊娠中の歯科健診・相談による適切な口腔保健指導を行うとともに、生涯を通じた歯の健康と子どものむし歯予防のために、妊娠中から予防方法の知識や情報を提供します。

<保健福祉局>

【主な取組】

- ◇親子の健康づくり講座の実施（再掲）
- ◇妊産婦歯科相談，健診，指導

● 不妊に対する支援の充実

将来の妊娠に向けて、思春期の時期から不妊に関する正しい知識の普及啓発を行うとともに、不妊治療を受けている夫婦等の相談や交流会及び、不育症や男性不妊も含めた治療費助成などの支援を行います。

<保健福祉局>

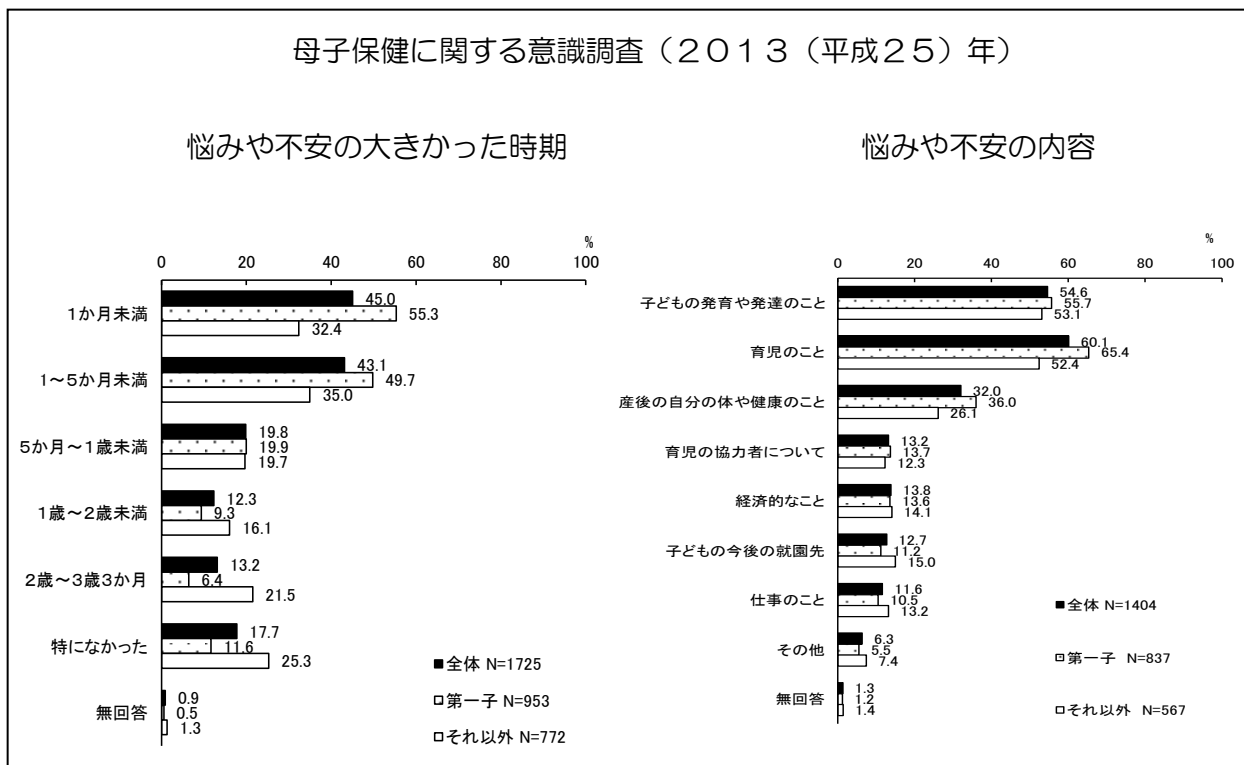
【主な取組】

- ◇不妊に関する普及啓発事業の実施
- ◇不妊相談事業の実施
- ◇不妊治療費助成制度の拡充
 - ・不育症治療助成制度の実施
 - ・男性不妊治療費助成範囲の拡大
- ◇特定不妊治療費助成事業の実施

（４）乳幼児の健やかな発育・発達と育児不安を軽減するための支援

現状と課題

2013（平成25）年8月に実施した「母子保健に関する意識調査」においては、子育て中の悩みや不安が大きかった時期は「1か月未満」と「1～5か月未満」が多くなっており、第1子でその割合は高くなっています。また、悩みや不安が「特になかった」と回答した者は、前回調査と比較し減少しており、子育て中の悩みや不安を抱える母親が増加しています。また、悩みや不安の多いものは「子どもの発達や発育のこと」、「育児のこと」であり、こうした悩みや不安を抱える母親により丁寧かつ的確な支援ができる仕組みが必要です。

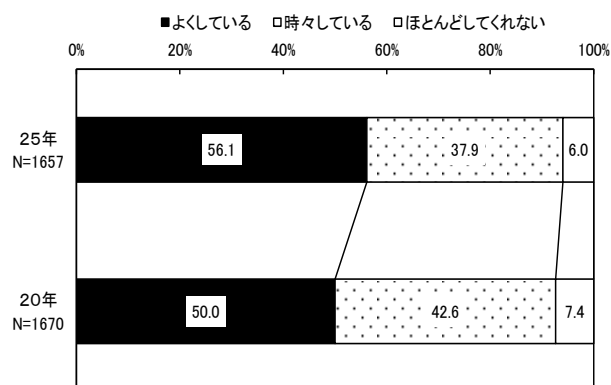


京都市では、母子健康手帳の交付時に保健師がすべての妊婦と面接を行う妊婦相談事業のほか、妊娠中のこんにちはプレママ事業及び、産後4か月までの家庭を対象に行う新生児等訪問指導事業（こんにちは赤ちゃん事業）といった家庭訪問事業を実施するなど、妊産婦等への支援ニーズを踏まえた、妊娠期から子育て期までを総合的に支援する取組を進めています。また、2014（平成26）年度からは、妊娠・出産包括支援モデル事業として、出産直後の心身のケアが必要で、支援が受けられない母子を対象とした「スマイルママ・ホッと事業（産後ケア事業）」を開始しました。今後も更に切れ目のない支援の充実を図ることが求められています。

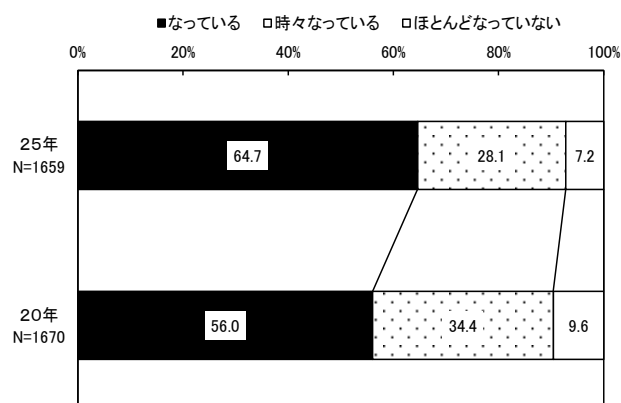
また、父親の育児参加の状況については、前回調査から増加し、父親が精神的な支えになっていると回答した母親の割合も増加しています。妊娠・出産・育児において、父親の役割は増大しており、母親だけではなく、父親への支援も必要です。就労している父親も多く、就労している母親も含めて、社会全体への意識啓発等の取組が必要です。

母子保健に関する意識調査（2013（平成25）年）

お父さんは育児に参加してくれますか。



お父さんはあなたの精神的な支えになっていますか。

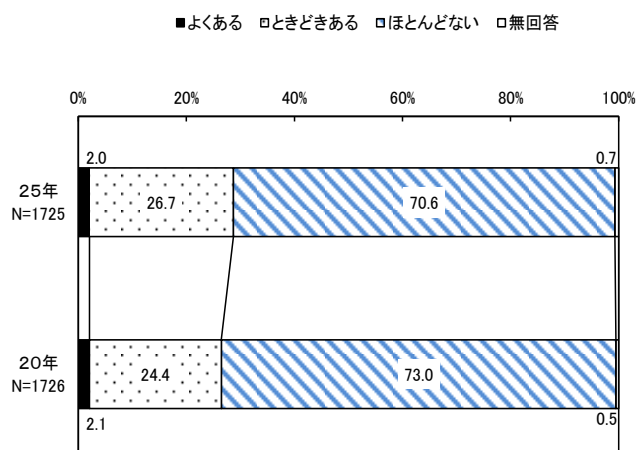


なお、「母子保健に関する意識調査」では、子どもの育てにくさについて「よくある」、「時々ある」と回答した者は前回調査の26.5%と比較し、28.7%とやや増加しています。また、「必要以上の厳しさで子どもに接したことがある」と回答した者も同様に44.0%から47.5%へと増加しています。子どもの育てにくさについては、一部に発達障害などの要因も考えられ、乳幼児健康診査において、支援の必要な子どもの早期発見と適切な支援につなぐことが必要です。

京都市の乳幼児健康診査の受診率（2013（平成25）年度）は、4か月が97.5%、8か月が97.2%、1歳6か月が96.4%、3歳3か月が93.3%と他の政令市平均（4か月が95.9%、8か月が87.6%、1歳6か月が95.5%、3歳3か月が92.7%）と比較して高くなっており、発達の遅れ等の早期発見につながる機会を見逃さず、相談しやすい体制づくりを進めるとともに、関係機関等と連携し、地域での孤立化防止対策などに努める必要があります。

母子保健に関する意識調査（2013（平成25）年）

現在、お子さんを育てにくい
と感じることがありますか。



施策を展開する今後の方向性

親子の健やかな成長発達のために、妊娠・出産包括支援モデル事業として妊産婦等への支援ニーズを踏まえた、妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援の拡充とともに、父親の育児参加が更に広がるよう意識の向上を図る取組を進めます。

家庭や地域における子育て機能の低下や子育て中の親の孤立感、イライラ感、負担感の増大等といった問題が生じていることに対し、親子が心身ともに健やかに育つために、保健分野のみではなく、家庭、育ち学ぶ施設、地域、職場、企業その他の社会のあらゆる分野と連携し、子育てしやすい地域づくりの取組を推進します。

子どもの育てにくさについては、乳幼児健康診査での早期発見と適切な支援を行い、育てにくさに寄り添う支援に取り組みます。

施策・主な取組

● 父親の育児参加の推進（父親への育児支援対策）

妊娠中から育児への関心を高めるとともに、育児や子どもの発育・発達について学ぶことができるよう情報を提供するなど、育児のスタートとなるこの時期に父親の積極的な育児参加を推進します。また、企業や社会に向け、子育てを応援することへの意識啓発をすることが必要です。

<保健福祉局>

【主な取組】

◇プレママ・マーク等の周知を通じた育児しやすい環境づくりの充実（再掲）

◇妊娠期からの子育て支援（父親の育児参加の推進） **新規**

◇すくすく子育て情報発信事業の実施（再掲）

◇ふれあいファミリー食セミナー（プレママ・パパコース）の実施（休日開催）（再掲）

◇乳幼児とのふれあい促進（再掲） **新規**

◇将来の育児参加に向けた思春期からの性と母子保健教育の推進

・中高生と赤ちゃんとの交流事業の充実（再掲）

・学校で行う性に関する指導の推進（再掲）

◇親子の健康づくり講座の実施（再掲）

◇母子保健・子育て支援の機関連携強化（再掲）

◇父親の子育て参加を推進するおやじの会（再掲）

◇OK（O：おやじの/K：子育て参加に理解がある）企業の普及・啓発

◇妊娠期からの子育て支援（父親への育児支援対策）新規

● 見守り育む地域づくり，親子の健康づくり

母子保健の専門機関と児童館，子育て支援活動いきいきセンター（つどいの広場）等地域の子育て支援拠点との積極的な連携を通じて，身近な地域における効果的な相談支援を推進し，育児不安を軽減するとともに，生涯を通じた健康づくりのため，生活の基礎となる乳幼児期から，親子で心身の健康づくりに取り組む健康教育を推進します。

<保健福祉局>

【主な取組】

◇親子の健康づくり講座の実施（再掲）

◇パパママの健康増進の充実（再掲）

◇情報発信の強化（再掲）新規

◇母子保健・子育て支援の機関連携強化（再掲）

◇こどもみらい館の総合的な子育て相談事業の推進

◇スマートフォンアプリによる情報発信（再掲）新規（推進中）

● 乳幼児健康診査の充実

これまで培ってきた乳幼児健康診査のノウハウや体制を活用し，疾病を早期発見するとともに，すべての子どもの健やかな成長・発達のために，必要な情報の提供と適切な支援を行います。

<保健福祉局>

【主な取組】

◇1歳6か月児健康診査における心理スクリーニングの充実新規（推進中）

◇乳幼児健康診査における保育園（所）・児童館との連携新規（推進中）

◇親子の健康づくり講座の実施（再掲）

◇絵本ふれあい事業の実施

◇乳幼児健康診査後の家庭訪問など支援の充実

◇親子すこやか発達教室の実施

◇すべての乳幼児健康診査未受診者への支援

● 必要な人に届く子育て支援情報の発信

子どもの健やかな成長発達のために，育児に必要な情報の効果的な発信を行います。

<保健福祉局>

【主な取組】

◇乳幼児健康診査における保育園（所）・児童館との連携新規（推進中）

◇情報発信の強化（再掲）新規

◇スマートフォンアプリによる情報発信（再掲）新規（推進中）

● 育てにくさを感じる親への支援

乳幼児の健やかな発達を確保するため，乳幼児健康診査において発達に支援が必要な乳幼児を早期に発見するとともに，医療機関との連携を強化し，適切に療育につなぐ支援を行うなど，親の不安感の軽減を図ります。

<保健福祉局>

【主な取組】

- ◇1歳6か月児健康診査における心理スクリーニングの充実（再掲） 新規（推進中）
- ◇親子すこやか発達教室の実施（再掲）
- ◇すべての乳幼児健康診査未受診者への支援（再掲）
- ◇育児支援家庭訪問事業の充実（再掲） 新規（推進中）
- ◇第3子以降等産前産後ヘルパー派遣事業の実施（再掲）
- ◇母子健康手帳発行時の面接や家庭訪問指導の実施（再掲）
- ◇医療機関と保健センターの連携による妊娠・出産期からの家庭支援の強化（再掲）

● 乳幼児健康診査未受診者等養育上の問題を抱える家庭への支援

乳幼児健康診査未受診者や養育上の問題を抱える家庭に必要な支援を提供するために、保健師等による家庭訪問など積極的な支援を行います。

<保健福祉局>

【主な取組】

- ◇すべての乳幼児健康診査未受診者への支援（再掲）
- ◇育児支援家庭訪問事業の充実（再掲） 新規（推進中）
- ◇母子健康手帳発行時の面接や家庭訪問指導の実施（再掲）
- ◇医療機関と保健センターの連携による妊娠・出産期からの家庭支援の強化（再掲）
- ◇居所不明児童等への対応の徹底

● 母親の育児不安の軽減と孤立化の防止

母親の心身の健康状態から支援が必要な家庭に、保健師等による家庭訪問など継続した適切な支援を実施することにより、心身の健康の確保に努めます。

<保健福祉局>

【主な取組】

- ◇新生児等訪問指導事業（こんにちは赤ちゃん事業）における保健指導などの実施（再掲）
- ◇スマイルママ・ホッと事業（産後ケア事業）（再掲） 新規（推進中）
- ◇育児支援家庭訪問事業の充実（再掲） 新規（推進中）
- ◇保健センターやこころの健康増進センターにおけるこころの健康相談

● 多胎児を養育する家庭への支援

近年、多胎妊娠が増加していることを踏まえ、施策の実施に当たっては、多胎妊娠についても配慮するとともに、民間団体等とも連携しながら各種教室、交流会の開催等、適切な支援を行います。

<保健福祉局>

【主な取組】

- ◇妊婦相談事業（再掲） 新規（推進中）
- ◇こんにちはプレママ事業（再掲） 新規（推進中）
- ◇育児支援家庭訪問事業の充実（再掲） 新規（推進中）
- ◇第3子以降等産前産後ヘルパー派遣事業の実施（再掲）
- ◇民間団体、地域との連携による学習会、交流会等の開催

● 乳幼児期からの歯と口の健康づくりの推進

保護者が乳幼児期から生涯を通じた歯の健康づくりに積極的に取り組めるよう、歯科相談事業を充実し、個別及び集団での歯の生えはじめからのフッ化物応用を推進します。

また、むし歯の原因となるミュータンス菌は、乳幼児期の育児を通して保護者から感

染するため、育児に関わる保護者（保育者）が、子どもの健康な歯と口の発達のため定期的に歯科健診を受診できるよう支援を行います。

＜保健福祉局＞

【主な取組】

- ◇乳幼児の歯科相談、健診、指導
- ◇子どもの歯の成長記録ノート「歯ッピーパスポート」の配布（8 か月児）
- ◇8 か月児健康診査での歯科保健指導
- ◇集団フッ化物洗口支援事業
- ◇成人・妊婦歯科相談

（５）子どもの病気や事故に的確に対応できる体制の充実

現状と課題

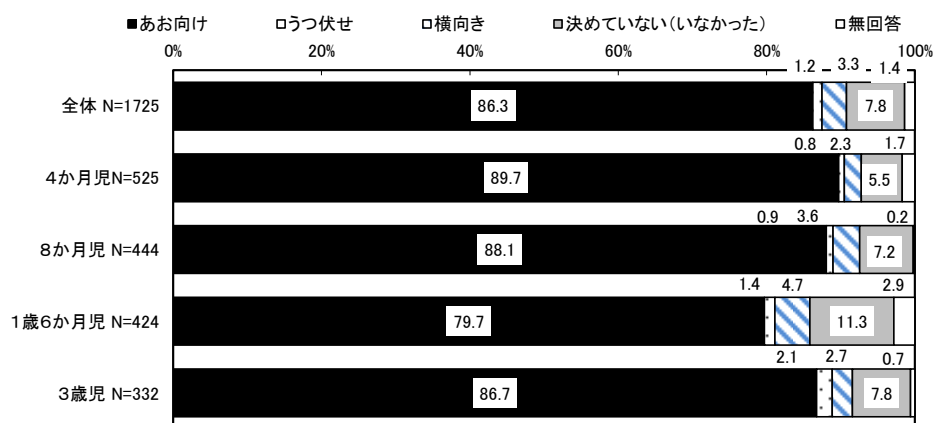
心身機能の未熟な乳幼児期の事故は、生命や子どもの成長発達に大きな影響を及ぼす危険があり、子どもの事故による負傷の防止は、健全育成のために不可欠ですが、1歳から15歳未満までの死因の第1位は、不慮の事故となっています。保護者にとって、子どもの事故は大きな不安をもたらすものであり、特に、子育て経験の少ない場合はなおさらです。保護者が適切な事故防止策と事故時の対処法を学ぶことにより、子育てに対する安心感が高まります。

京都市では、乳幼児健康診査、新生児等訪問指導事業（こんにちは赤ちゃん事業）の面接時や訪問時に子どもの事故防止に係る普及啓発に取り組んでいるほか、子ども保健医療相談・事故防止センター「京（みやこ）あんしんこども館」において、子どもの事故予防対策について、実際に体験できるブースを設け、休日にも妊婦とその家族を対象とした事故防止教室を実施しています。妊娠前から意識を高め、出産後の育児が安心して行えるように取り組んでいます。

なお、乳幼児突然死症候群は、0歳児の死因の第3位となっており、乳児期のうつぶせ寝の影響も指摘されていますが、「母子保健に関する意識調査」では、0歳児（4か月児、8か月児）でうつぶせ寝をしている割合は、前回調査と比較し、減少傾向にあります。また、4か月児から3歳児まで全体でも、うつぶせ寝をしている割合は1.2%と大変少なく、うつぶせ寝の危険性に関する知識が浸透してきたこともうかがえますが、今後も引き続き、知識の普及に取り組む必要があります。

母子保健に関する意識調査（2013（平成25）年）

お子さんの寝返りができるまでは、どのように寝かせていましたか。



子どもが何時でも安心して医療サービスを受けられるよう小児医療の充実を図ること、特に休日・夜間における小児救急患者を受け入れる小児救急医療体制は極めて重要な課題です。京都市では、平日の午前0時まで、土曜日は午後から翌朝まで京都市急病救急センターで小児科の診療を行っています。今後も引き続き、小児科救急医療体制の充実を図るとともに、より適切な受診に向けて、子どもの病気や事故について、家庭において適切に判断し、対応するために必要な知識・技術の普及啓発を図る必要があります。

（年齢別に見た死亡順位）

	第1位		第2位		第3位		第4位		第5位	
年齢	死因	死亡数 死亡率	死因	死亡数 死亡率	死因	死亡数 死亡率	死因	死亡数 死亡率	死因	死亡数 死亡率
0歳	先天性 奇形等	807 77.8	呼吸器 障害等	313 30.2	乳幼児突然 死症候群	141 13.6	不慮の 事故	93 9	出血性 障害	81 7.8
1～4 歳	先天性 奇形等	177 4.2	不慮の 事故	123 2.9	悪性 新生物	101 2.4	心疾患	60 1.4	肺炎	48 1.1
5～9 歳	不慮の 事故	102 1.9	悪性 新生物	84 1.6	先天性 奇形等	35 0.7	その他の 新生物	32 0.6	肺炎	28 0.5
10～ 14歳	悪性 新生物	110 1.9	不慮の 事故	94 1.6	自殺	75 1.3	心疾患	28 0.5	脳血管 疾患	18 0.3

資料「厚生労働省平成24年人口動態統計月報年計（概数）の概況」

施策を展開する今後の方向性

今後も引き続き、子どもの事故防止対策を図るために、積極的な情報収集・分析を行うとともに、保護者や子どもに関する施設の関係者等が、子どもの病気や事故について、適切に判断、対応するために必要な知識や技術の普及・啓発を図ります。

万一事故が発生した際の子どもの救命については、身近な保護者等が的確な初期対応（応急手当）を行うことにより大きく改善されることから、より多くの保護者が心肺蘇生法等の技術を習得できるよう、効果的な取組を推進します。

子どもの事故は、出生直後から発生し、窒息や乳児突然死症候群などの重篤な事故につながるため、妊娠期から事故防止対策の意識を高める取組を推進します。

施策・主な取組

● 小児救急医療体制の充実

容態の急変しやすい小児の救急医療に対応していくため、初期救急医療における診療体制の充実を図るとともに、家庭において適切に判断、対応できるための必要な知識や技術を提供します。

<保健福祉局>

【主な取組】

◇休日・夜間・平日準夜帯の医療体制確保

◇深夜帯における医療体制確保

◇親子の健康づくり講座の実施（再掲）

● 子どもの事故防止と応急手当に関する取組の充実

家庭や地域における事故を防止するために、子ども保健医療相談・事故防止センター「京（みやこ）あんしんこども館」を活用し、事故防止について市民への積極的な普及啓発を行います。また、家庭や地域、保育の現場における応急手当や心肺蘇生法等生命を救う知識と技能の普及啓発を推進します。

<保健福祉局>

【主な取組】

◇子ども保健医療相談・事故防止センター「京（みやこ）あんしんこども館」における事業の実施

◇保健医療相談

◇心肺蘇生法講習，自転車用ヘルメットとチャイルドシート使用講習会等

◇「子どもの事故防止実践マニュアル」お届け事業

◇すくすく子育て情報発信事業の実施（再掲）

◇親子の健康づくり講座の実施（再掲）

◇保健センターで行う母子健康手帳の交付，乳幼児健康診査，相談，指導，情報の提供（再掲）

◇保育園（所）や幼稚園など子どもを預かる施設における事故防止に向けた環境整備と子どもへの指導

◇警察が行う交通安全教室等

● 病氣中（病児）・病氣回復期（病後児）の子どもを持つ親への育児支援

子どもが病氣中（病児）又は病氣回復期（病後児）にあり，自宅での保育や集団保育が困難な場合において，病氣の子どもを一時的に保育します。

<保健福祉局>

【主な取組】

◇病児・病後児保育

● 障害のある子どもや長期療養児の支援の充実

障害のある子どもや慢性疾患等による長期療養児が，地域で安心して暮らせるよう，日常生活等の問題に関する相談支援や医療給付を行います。

<保健福祉局>

【主な取組】

◇保健師の家庭訪問による療養相談等の支援

◇小児慢性特定疾患治療研究事業の充実

◇自立支援医療（育成医療）給付

◇未熟児養育医療給付

◇先天性代謝異常等検査の実施

● 乳幼児突然死症候群（SIDS）予防の推進

発生を防ぐために正しい情報や知識を普及するとともに，発生頻度を高める一つの要因である親の習慣的喫煙に対して，受動喫煙防止の普及啓発を推進します。

<保健福祉局>

【主な取組】

◇すくすく子育て情報発信事業の実施（再掲）

◇親育ち本「すくすく子育てアドバイス！」の発行

◇親子の健康づくり講座の実施（再掲）

◇受動喫煙防止の普及啓発（再掲）

● 予防接種の取組の推進

定期の予防接種などを実施するとともに，接種率向上のための普及啓発に取り組みます。

特に，先天性風しん症候群の発生予防のため，風しん予防接種及び抗体検査の普及啓

発に取り組めます。

＜保健福祉局＞

【主な取組】

◇予防接種事業の実施

◇風しん予防対策の推進

◇乳幼児健康診査における普及啓発

◇親子の健康づくり講座の実施（再掲）

◇すくすく子育て情報発信事業の実施（再掲）

◇親育ち本「すくすく子育てアドバイス！」の発行

● 妊娠期からの事故・病気の予防

＜保健福祉局＞

【主な取組】

◇風しん予防対策の推進（再掲） 新規（推進中）

◇妊娠期からの事故予防教育 新規（推進中）

● 災害時の乳幼児及び妊産婦への支援

災害時の避難所生活において、特別な配慮を必要とする乳幼児、妊産婦などを対象とした福祉避難所の協定締結及びガイドライン作成に取り組めます。

＜保健福祉局＞

【主な取組】

◇「京都市災害時における妊産婦等支援ガイドライン（仮称）」の策定

◇妊産婦福祉避難所の協定締結推進

（6）望ましい食生活を育むための環境づくり

現状と課題

近年、子どもの食をめぐるのは、発育・発達の重要な時期にありながら、栄養摂取の偏り、朝食の欠食、小児期における肥満の増加、思春期におけるやせの増加など、問題は多様化、深刻化し、生涯にわたる健康への影響が懸念されています。

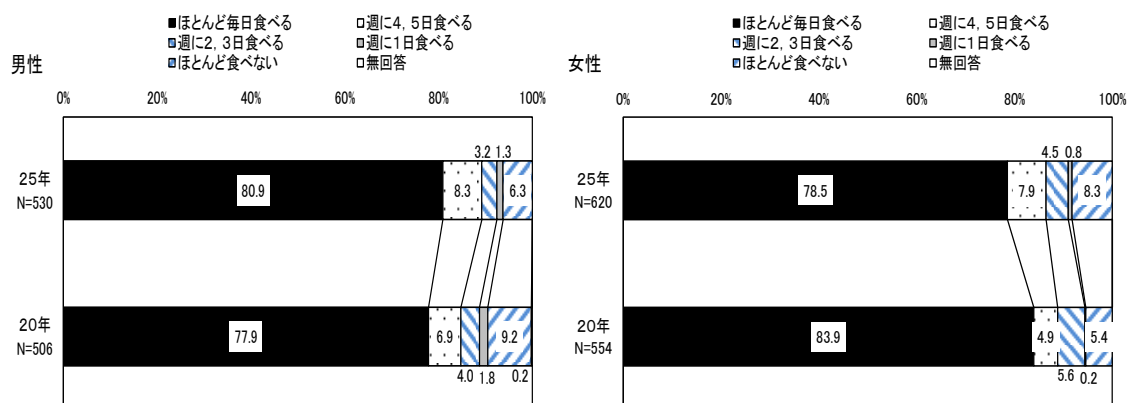
2013（平成25）年8月に実施した「思春期に関する意識調査」では、朝食の摂取状況については、男性は80.9％、女性は78.5％が「ほとんど毎日食べる」と回答されています。男性は2008（平成20）年調査の77.9％から増加し、女性は83.9％から減少しました。三食を規則的に摂ることが大切ですが、とりわけ朝食は、一日の初めに、脳へエネルギーを補給し、その働きを活性化させるために必要であるため、今後も朝食の摂取の理解に向けた啓発の取組を進めることが大切です。

また、自分や家族のために食事作りや手伝いを「ほとんどしない」の回答の割合は、男性が61.3％、女性が51.3％で、最も高くなっています。「食事作り」や「手伝い」は、家庭内等で「食」が次世代に伝えられていく機会であり、将来の健康な家庭づくりにつながるスキルを身につけることとなります。

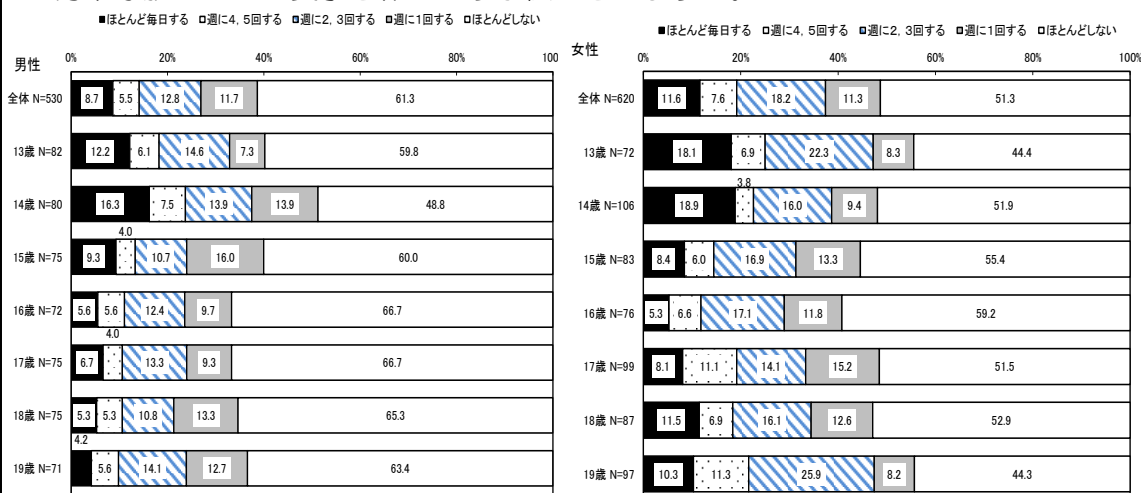
思春期は子どものころから培った食習慣が身につき、自立に向かう時期ですが、クラブ活動や塾通い等で不規則な食生活から、個食、欠食、外食、夜食、間食等により問題が生じやすい時期でもあります。また、この時期には、肥満ややせといった将来の健康に影響を及ぼすような健康課題も見られるため、自分の食生活を振り返り、評価し、改善できる力や、自分の身体の成長や体調の変化を知り自分の身体を大切にできる力を育むことが大切です。

思春期に関する意識調査（2013（平成25）年）

ふだん朝食を食べますか。



自分や家族のために食事を作ったり手伝いをしますか。



2013（平成25）年8月に実施した「母子保健に関する意識調査」では、母親が家族の食事作りで工夫していることとして、「いろんな食材を利用する」、「行事食や旬の食材を取り入れる」、「うす味を心がける」は増加していますが、「できるだけ手作りする」、「食の品質・安全性を確かめる」、「子どもと一緒に作る機会を持つ」が減少しています。

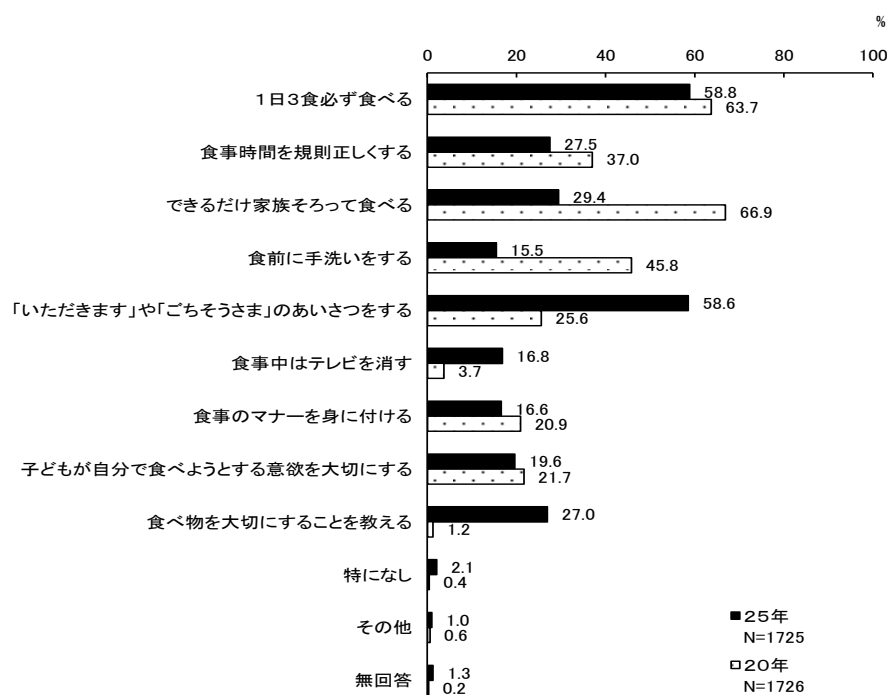
また、食事作りを楽しんでいると感じていない母親が増加し、食事作りが楽しくない理由は、「面倒だ」、「時間がない」が増加しています。

子どもの健やかな心と身体を育むためには、「何を」、「どれだけ」食べるかということとともに、「いつ」、「どこで」、「誰と」、「どのように」食べるかということも重要になります。人との関わりも含め、これらのほどよいバランスが、心地よい食卓を作り出し、心の安定をもたらす、健康な食習慣の基礎になっていきます。またそうした安定した状態の中で、食べるという自分の欲求に基づき行動しその結果から学ぶ自発的体験を繰り返し行うことで、子どもの主体性が育まれることにもなります。

乳幼児期から、発育・発達段階に応じた豊かな食の体験を積み重ねていくことによって、生涯にわたって健康でいきいきとした生活を送る基本としての食生活を営む力が育まれていきます。子どもが成長していく過程で、親をはじめ、子どもの食に関わる人々に対し、子どもの“食べる力”を育てていくための支援をしていく環境づくりが必要です。

母子保健に関する意識調査（2013（平成25）年）

家族の食生活で気をつけていることはありますか。



施策を展開する今後の方向性

乳幼児期は、生涯にわたる健康づくりの基礎となる生活習慣を確立する最も重要な時期です。中でも食べることは健やかに暮らすためには切り離すことができないものです。また、児童期から思春期においては、食の体験を通じて食の大切さを実感したり、正しい選択、判断を身につけていく時期です。それぞれの発達段階に応じた、食育を推進することが必要です。

また、思春期は、食事作りや手伝いなどの機会が、年齢が上がるほど減少しています。家庭が食育において重要な役割を有していることを再認識するため、親世代には健全な食生活が実践できるよう情報提供をするとともに、子どもに対する食育の担い手となるよう支援していく取組が必要です。

今後とも、新「京（みやこ）・食育推進プラン」に基づき、すべての子どもが心身ともに健やかに育ち、「楽しく食べる子ども」を育むための環境づくりを推進していきます。

施策・主な取組

● 「早寝早起き朝ごはん」の推進

1日の食事のリズムを見直し、規則的な生活リズムに改善するように保護者と子どもに様々な機会を通じて啓発するとともに、「朝食を毎日家族そろって食べよう」等をスローガンに子どもの生活、食事の状況を把握し、それぞれの家庭に合った支援を保健センター、保育園（所）、幼稚園、認定こども園、学校等が継続的に行います。

<保健福祉局、教育委員会>

【主な取組】◇乳幼児健康診査等における啓発と指導

◇保育園（所）、幼稚園、認定こども園、学校における啓発

● 妊娠期・授乳期・乳児（離乳）期における食育の推進

出産前から適切な食生活を学習し、乳児期からの授乳や離乳食等望ましい食習慣の定着を図るための支援をします。

<保健福祉局>

【主な取組】

- ◇親子の健康づくり講座の実施（再掲）
- ◇ふれあいファミリー食セミナー（すくすくコース）の充実 新規（推進中）
- ◇ふれあいファミリー食セミナー（プレママ・パパコース）の実施
- ◇乳児期の栄養相談・指導の実施
- ◇保育園（所）を通じた食育の推進
- ◇「子どもを共に育む『親支援』プログラム」の実践・推進（再掲）

● 幼児期における食育の推進

一生を通じて生活リズムの基礎を作る重要な時期です。食への関心を持てるよう食べる意欲を大切に、食の体験を広げます。

<保健福祉局，教育委員会>

【主な取組】

- ◇ふれあいファミリー食セミナー（わんぱくコース）の実施
- ◇幼児期の栄養相談・指導の実施
- ◇保育園（所）を通じた食育の推進（再掲）
- ◇保育園（所）における保護者や地域に対する食育の推進
- ◇保育所給食担当者研修会の開催
- ◇幼稚園から保護者への情報提供，支援
- ◇幼稚園での栽培，調理等の取組

● 学童期における食育の推進

食への興味や関心を深めるため、自分で理解したことを積極的に試し、様々な食に関わる活動を体験します。また、食事のバランスや自分に合った量を学び、家族や仲間とともに食べる機会を大切にします。

<保健福祉局，教育委員会，産業観光局>

【主な取組】

- ◇「学校給食における『和食』の検討会議」の提言を踏まえた取組や地産地消（知産知消）の取組など、学校給食を通じた食育の推進
- ◇栄養教諭の配置
- ◇「学校給食にチャレンジしよう～チャレンジクッキング」の実施
- ◇小学校出前板さん教室の実施
- ◇日本料理アカデミーと連携した「日本料理に学ぶ食育カリキュラム 推進事業」の実施
- ◇経済連やJAとの連携による食育授業
- ◇児童館，学童保育所等における教室，イベント活動の実施
- ◇ふれあいファミリー食セミナー（わんぱくコース）の実施

● 思春期における食育の推進

将来の健康に悪影響を及ぼすことがないように、自分の身体の成長や体調の変化を知り、自分らしい望ましい食習慣や食の自己管理能力を身につけ、自分の体を大切にでき

る力を育む学習をします。

＜保健福祉局，教育委員会＞

【主な取組】

- ◇「完全自由選択制」による中学校給食の実施
- ◇学校給食を通じた食育の推進
- ◇「食教育主任」の中学校全校配置
- ◇「市立中学校教育研究会食教育部会」の設置

● 食育と歯科保健の推進

歯の生えはじめの時期から，それぞれのライフステージにおける正しい「食べ方」を導くことにより「摂食」，「咀嚼」，「嚥下」の口腔機能の発達と健康的な顎・顔面の成長を促すとともに，規則正しい食生活の確立によるむし歯予防の支援を行います。

＜保健福祉局＞

【主な取組】

- ◇8か月児健康診査での歯科保健指導（再掲）
- ◇親子の健康づくり講座の実施（再掲）
- ◇乳幼児の歯科相談，健診，指導（再掲）

● 生産・流通関係者との交流

食べ物と生産をできるだけ近づけて認識できるよう，生産者や流通関係者等との連携・協力の下，地域の特性を踏まえた多彩な体験学習を行い，食への感謝の気持ちを育てることに努めます。

＜産業観光局，教育委員会＞

【主な取組】

- ◇食の海援隊・陸援隊の育成
- ◇鍋まつりの開催
- ◇市場見学会の実施
- ◇京の旬野菜推奨事業の実施
- ◇未来の農業サポーター育成事業
- ◇ミートフェアの開催

● 食の安全・安心対策の推進

保健センターが中心になり，食中毒予防のための知識や技術を伝え，また，自らに合った食品を選択する力を身につけられるよう，食品表示の見方等の学習の機会を提供します。

＜保健福祉局＞

【主な取組】

- ◇ホームページ，啓発パンフレットなどで正確な情報提供
- ◇乳幼児健康診査や健康教育等での啓発
- ◇「京都市食の安全安心推進計画」に基づく参加型リスクコミュニケーションの推進

● 食育指導員（食育に関するボランティア）による食育の推進

子どもたちへの食育の大切さや食に関する知識，経験を有した食育指導員が保育園（所），学校地域等において料理教室等の体験活動を行うほか，食文化の継承や食を通じた健康づくり等の普及啓発活動を行います。

＜文化市民局，産業観光局，保健福祉局，教育委員会＞

【主な取組】

- ◇保育園（所）、幼稚園、認定こども園、児童館、小学校等における食育活動
- ◇保健センター事業等に参画

第4章 安心して子育てできる幼児教育・保育の充実

(1) 幼児教育・保育の提供体制の確保及び質の向上

現状と課題

ア 幼稚園、保育園（所）、小規模保育事業等の状況

小学校入学前児童数は、少子化の進展による人口減少社会の到来に伴い、年々減少傾向にあります。しかしながら、男性が働き手の中心という家族形態から、男性も女性も共に働き、子育てをするという家族形態への変化や、都市化の進行による家族規模の縮小等の社会環境の変化により、保育ニーズについては、年々増加する傾向にあります。

このような中、京都市では、前プランに掲げる「安心して子どもを生み育てられるまち・京都」を実現するため、子育て環境の充実を市政の最重要課題に位置付け、全力で取組を進めてきました。

とりわけ、保育所待機児童の解消に向けては、子育て家庭の保育ニーズにしっかりと応えるため、前プラン計画期間の5年間で、民間保育園60箇所（うち14箇所、705人分は2014（平成26）年度事業）の新設・増改築等に取り組んできた結果、保育所入所児童は、2010（平成22）年4月の26,613人から2,255人増加し、2014（平成26）年4月には過去最高の28,868人となりました。これに伴い、小学校入学前児童に占める保育所入所児童の割合は、過去最高の43.5%となり、他の政令市平均（31.6%）を大きく上回っています。

また、これに加えて、昼間里親（※1）16箇所の新設等により103人分、小規模保育事業等6箇所の新設等により66人分、合計169人分の0～2歳児の受入枠拡大を実施しています。

さらには、3歳以上の小学校入学前児童の約半数が就園している幼稚園においては、近年、就労している保護者が増加していることを踏まえ、幼稚園の良さをいかしながら保育ニーズに応えるための預かり保育（※2）の取組が広がっており、この取組の充実を支援するために、2014（平成26）年度には新たに京都市独自の補助制度を立ち上げたところであり、市内の私立幼稚園97箇園の62%に当たる60箇園において、この制度を利用して開園時間の延長などに取り組まれています。

（※1） 昼間里親とは、産休明けから3歳未満までの子どもを家庭的な雰囲気の中で保育する京都市独自の事業です。

（※2） 預かり保育とは、保護者の要望や地域の実情に応じて、幼稚園において通常の教育時間の前後や長期休業期間中に在園児を預かる事業です。

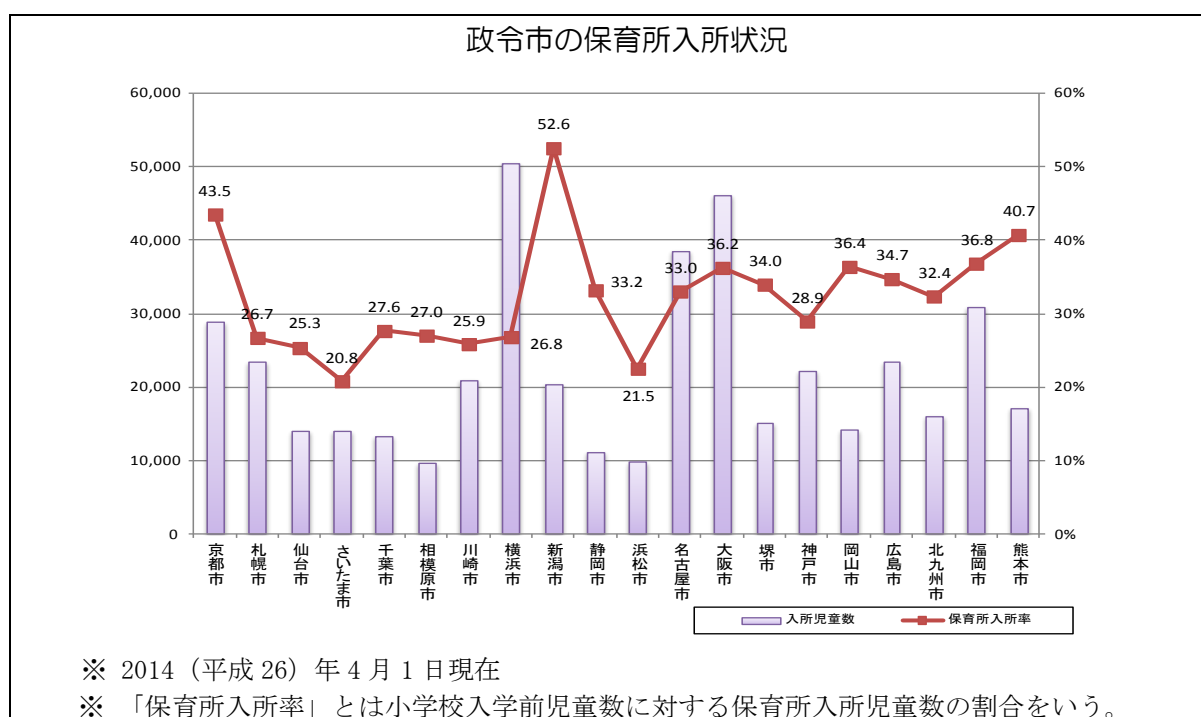
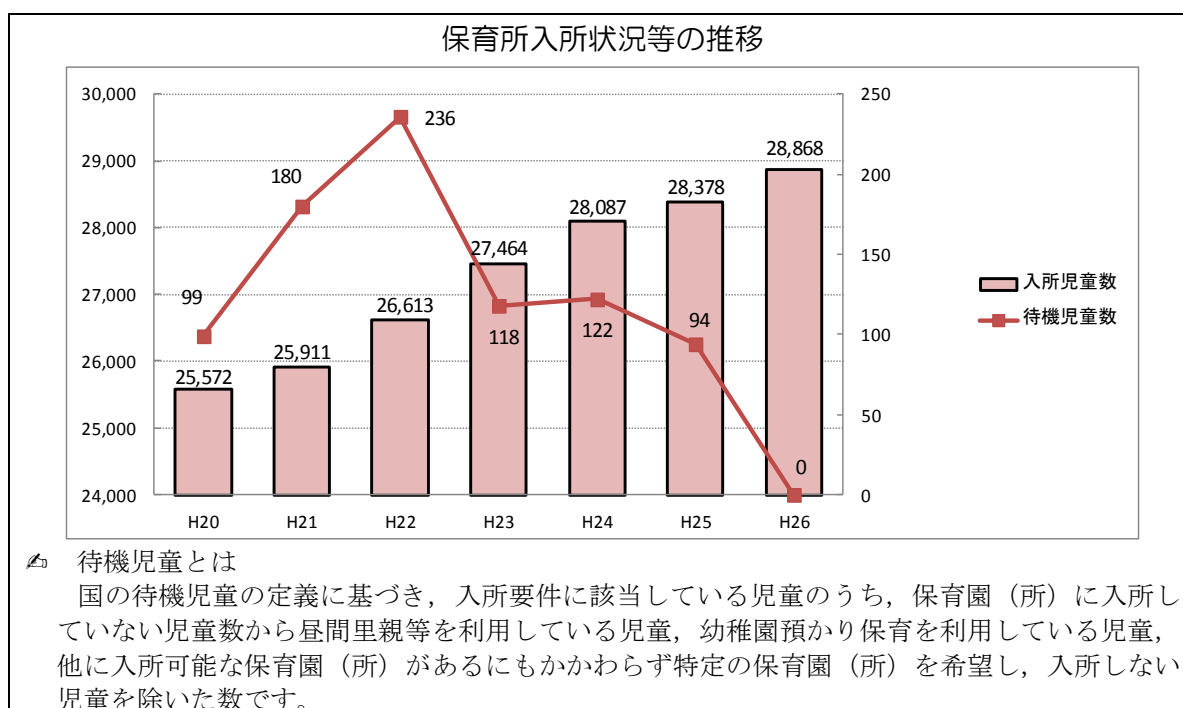
以上のような取組を総合的に推進することにより、2014（平成26）年4月には、関西の政令市で初となる「待機児童ゼロ」を達成しました。

「待機児童ゼロ」の達成により、保育に対する市民の期待・保育ニーズがこれまで以上に高まることが予想されることから、2015（平成27）年4月に向けては、過去を取組を大幅に上回る730人分（民間保育園整備705人、昼間里親定員増25人）の受入枠拡大を図るなど、待機児童ゼロの継続に向けて、更に取組を強化しているところです。

このような幼児教育・保育の「量の拡充」の取組と合わせて、に更に質の高い幼児教育・保育を提供するため、保育士、幼稚園教諭、保育教諭等の人材を確保し、質の向上を図るなど、「質」、「量」両面にわたるより一層の充実が求められています。

保育所入所児童数等の推移							(単位：人)
年度	22	23	24	25	26	27	22→27
小学校入学前 児童数	67,929	67,725	67,738	66,791	66,322	65,869	△2,060
入所児童数	26,613	27,464	28,087	28,378	28,868	29,573	+2,960
定 員	24,525	24,945	25,335	25,540	26,035	26,740	+2,215
施設数(箇所)	255	252	253	254	260	265	+10

※ 各年度4月1日時点。2015（平成27）年度は推計値（2014（平成26）年度予算における民間保育園整備705人分を含む。）



前プラン保育所定員の数値目標達成状況

平成 22 年度	前プラン目標 (平成 26 年度)	平成 26 年度	平成 27 年 4 月 (※)
24,525 人	25,075 人	26,035 人	26,740 人

(※) 2014 (平成 26) 年度予算における民間保育園整備 705 人分を含む。

預かり保育実施箇所数の推移

(国公立合計)

年 度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
実施園数	92 園	94 園	95 園	98 園	99 園

※ 私立幼稚園の実施園数は、府預かり保育特別補助金が支出されている幼稚園数を計上している。宗教法人や個人設置の幼稚園は、同補助金の対象外となっているため、預かり保育を実施していたとしても計上されていない。

昼間里親等の箇所数及び受入児童数の推移

年度	昼間里親		グループ型小規模保育事業		保育所実施型家庭的保育事業	
	箇所数	受入児童数	箇所数	受入児童数	箇所数	受入児童数
21	31	293	—	—	—	—
22	33	316	—	—	—	—
23	33	284	—	—	—	—
24	37	334	—	—	—	—
25	41	368	2	26	2	7
26	44	396	3	42	3	21

※各年度 4 月 1 日時点

行政区別の施設数、定員及び入園・入所児童数

	幼稚園			保育園 (所)		
	施設	定員	入園児童数	施設	定員	入所児童数
北	9	1,740	1,007	20	2,120	2,473
上京	13	1,950	1,187	13	1,265	1,411
左京	16	3,035	1,930	30	2,470	2,844
中京	5	1,085	739	15	1,720	1,864
東山	3	730	597	9	815	928
山科	10	2,665	1,376	20	2,585	2,958
下京	9	1,370	1,083	11	1,120	1,176
南	2	515	459	29	2,305	2,661
右京	14	3,476	2,302	33	3,005	3,268
西京	7	2,196	1,413	18	1,825	1,969
洛西	7	1,600	919	8	925	986
伏見	13	3,515	1,739	30	3,425	3,715
深草	4	750	331	7	720	839
醍醐	2	660	193	17	1,735	1,776
合計	114	25,287	15,275	260	26,035	28,868

※ 幼稚園は 2014 (平成 26) 年 5 月 1 日、保育園 (所) は 2014 (平成 26) 年 4 月 1 日現在

イ 子育て支援の重要性と「真のワーク・ライフ・バランス」の推進

「男女雇用機会均等法」、「パートタイム労働法」、「次世代育成支援対策推進法」等の改正等、法制面での充実が図られてきたことにより、男女間の賃金格差の縮小や女性管理職の増加等、男女共同参画社会の実現に向けた取組が着実に進展しつつありますが、未だ就業の継続を希望しながら出産・子育てを機に仕事をやめざるを得ない女性も少なくありません。こういった状況を踏まえれば、職場における子育てへの理解促進、働く者の働き方の見直しといったワーク・ライフ・バランスの推進等により子育てに向き合える環境整備を図るとともに、幼児教育・保育の拡充により父母共に子育てしながら働き続けられる条件整備について、これまで以上に進めていく必要があります。

また、ニーズ調査では、少子化対策に効果がある施策として、92%の方が「保育所に入所しやすい環境づくり」を、86%の方が「長時間保育の拡充」を挙げています。

保育を利用しやすい環境整備を中心とした子育て支援の充実及び「真のワーク・ライフ・バランス」の推進は、単に子育て家庭の親子、家族のためだけでなく、わが国の少子化、子どもを生み育てたいという願いがかなえられる子育て環境を実現し、社会全体で解決していくことが求められています。

結婚と出産に関する意識調査（2013（平成25）年）
少子化対策として効果のある施策

	保育所に入所しやすい環境づくり	長時間保育の拡充
かなり効果がある	62.9%	57.0%
少しは効果がある	28.6%	29.1%
あまり効果がない	4.3%	9.7%
全く効果がない	2.0%	1.0%
わからない	0.9%	1.8%
不明・無回答	1.4%	1.4%

※施策項目の抜粋

（設問）以下の施策等について、少子化対策として効果があると思いますか。各項目につき当てはまる番号1つに○をつけてください（問10）

ウ 幼児教育・保育の量の見込み

国においては、保育ニーズがピークを迎える2017（平成29）年度末までに待機児童を解消することを目標に掲げ、待機児童解消に意欲的な地方自治体を支援するための「待機児童解消加速化プラン」を2013（平成25）年度に策定しました。

京都市では、同プランを積極的に活用し、2014（平成26）年4月には555人分の児童受入枠を拡大し、さらに、2015（平成27）年4月に向けては、過去最大となる705人分の児童受入枠の拡大に取り組んでいるところです（2014（平成26）年度事業）。

一方で、保育を必要とする児童の数は年々増加する傾向にあり、これまでの取組を考慮してもなお、2017（平成29）年度末までに京都市において4,679人分の保育ニーズが新たに発生すると見込まれ、全体として34,681人分のニーズに対応することが求められています。

このニーズに的確に応えるためには、自然豊かな山間部と、都市機能が集積し人口が

集中する都心部とで、大きく状況が異なることなど、地域の特性を十分に踏まえ、そのニーズに即した多様な幼児教育・保育の提供に向けて、計画的に取組を進める必要があります。

そのために、2019（平成31）年度までの5年間を取組期間とし、本プランのと一体的に策定する「京都市子ども・子育て支援事業計画」に基づき、幼児教育・保育及び子ども・子育て支援の需要に対する提供体制の確保等を進めていきます。

幼児教育・保育の量の見込み							
(単位:人)							
	年度		27	28	29	30	31
保育	0歳児	小学校入学前児童数	10,928	10,854	10,783	10,708	10,655
		保育の量(3号)	2,947	3,457	3,966	3,966	3,966
		要保育率	27.0%	31.9%	36.8%	37.0%	37.2%
	1・2歳児	小学校入学前児童数	21,823	21,959	21,879	21,730	21,579
		保育の量(3号)	10,618	10,853	11,086	11,086	11,086
		要保育率	48.7%	49.4%	50.7%	51.0%	51.4%
	3～5歳児	小学校入学前児童数	33,118	32,709	32,439	32,208	32,259
		保育の量(2号)	18,226	18,927	19,629	19,629	19,629
		要保育率	55.0%	57.9%	60.5%	60.9%	60.8%
	幼児教育	幼児教育の量(1号)	14,892	13,782	12,810	12,579	12,630
合計	小学校入学前児童数	65,869	65,522	65,101	64,646	64,493	
	保育の量	31,791	33,237	34,681	34,681	34,681	
	要保育率	48.3%	50.7%	53.3%	53.6%	53.8%	

※「1号」…3～5歳・幼児教育のみ 「2号」…3～5歳・要保育 「3号」…0～2歳・要保育
※各年度とも、年度末時点の数値

幼児教育・保育の量の平成26年度末からの増加見込み						
(単位:人)						
年度	26	27	28	29	30	31
0～2歳児(3号)	12,621	944	1,689	2,431	2,431	2,431
0歳児	2,815	132	642	1,151	1,151	1,151
1・2歳児	9,806	812	1,047	1,280	1,280	1,280
3～5歳児(2号)	17,381	845	1,546	2,248	2,248	2,248
合計	30,002	1,789	3,235	4,679	4,679	4,679

※ 各年度とも、年度末時点の数値

エ 幼児教育・保育の提供体制

(ア) 現状の提供体制及び既存施設の活用

2015（平成27）年4月に本格実施される子ども・子育て支援新制度においては、保護者の選択に基づき、多様な施設・事業所において、幼児教育・保育及び地域の子ども・子育て支援事業を総合的に提供していくことが求められます。

京都市では、現在、幼稚園114箇所、保育園（所）260箇所が市内に設置されています。これらの幼稚園、保育園（所）については、設立目的や積み重ねた伝統、歴史などにそれぞれの特徴や特色があり、長年、常に時代に順応した質の高い幼児教育・保育が営まれ、子育て支援施策に重要な役割を果たしてきました。今後とも、それぞれの良さや強みをいかし、これまで以上に連携を深めることによって、多様な幼児教育・保育ニーズの受け皿となることが期待できます。

これらのことを踏まえて、今後の保育ニーズの増加に対しては、これまでの保育園（所）の新設を中心とした整備に加えて、既存施設等地域の社会資源の積極的な活用により対応することが求められます。

また、幼稚園のみ又は保育園（所）のみが設置されている地域等においては、その地域の幼児教育・保育ニーズや施設の状況等によって、認定こども園のような幼児教育・保育の機能を一体的に提供する施設に変わっていくことを求められる場合があります。

(イ) 保育の利用状況

a 年度途中の保育所入所申込児童の多くは乳児であることから、低年齢児（0～2歳）への対策を充実させる必要があります。併せて、小学校入学前まで切れ目なく幼児教育・保育を提供できる受け皿づくりを進めていく必要があります。

b 現在、保育園（所）では、保育時間が8.5時間以内の子どもが半数近くを占めており、ニーズ調査においては、保育の必要性の要件を満たしている保護者（母親）のうち、1日当たりの就労時間が8時間未満の者が約41%となっています。

預かり保育の時間も含め、8時間前後の保育を実施している幼稚園が一定数あることから、夏休み等の長期休業期間中の十分な預かり保育や一時預かり事業（幼稚園型）が実施できれば、比較的短時間の保育ニーズについては、幼稚園の預かり保育や一時預かり事業（幼稚園型）の拡充・充実により、対応できると考えられます。

一方で、フルタイム就労者をはじめとした半数近くの方が9時間以上の保育を利用しており、これらのニーズに対応するための保育園（所）、認定こども園等が必要となります。

保育時間別の保育所入所児童数の比率

	8.5 時間	9 時間	9.5 時間	10 時間	10.5 時間	計
児童数	12,888	3,359	4,932	3,844	3,845	28,868
構成比	44.6%	11.6%	17.1%	13.3%	13.3%	100.0%

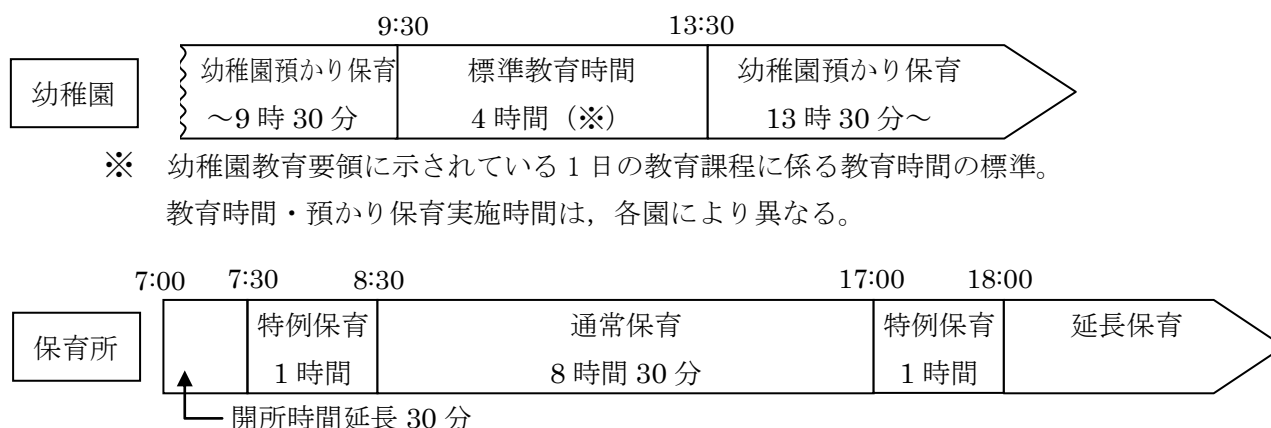
※ 2014（平成26）年4月1日現在

保護者（母親）の1日当たり就労時間（ニーズ調査）

パートタイム、アルバイト等 (保育の必要性の要件を満たすもののみ)						フル タイム	合 計
4 時間	5 時間	6 時間	7 時間	8 時間以上	小計		
109 人	146 人	143 人	75 人	38 人	511 人	637 人	1,148 人
9.5%	12.7%	12.5%	6.5%	3.3%	44.5%	55.5%	100%

*フルタイムは1週5日・1日8時間程度の就労

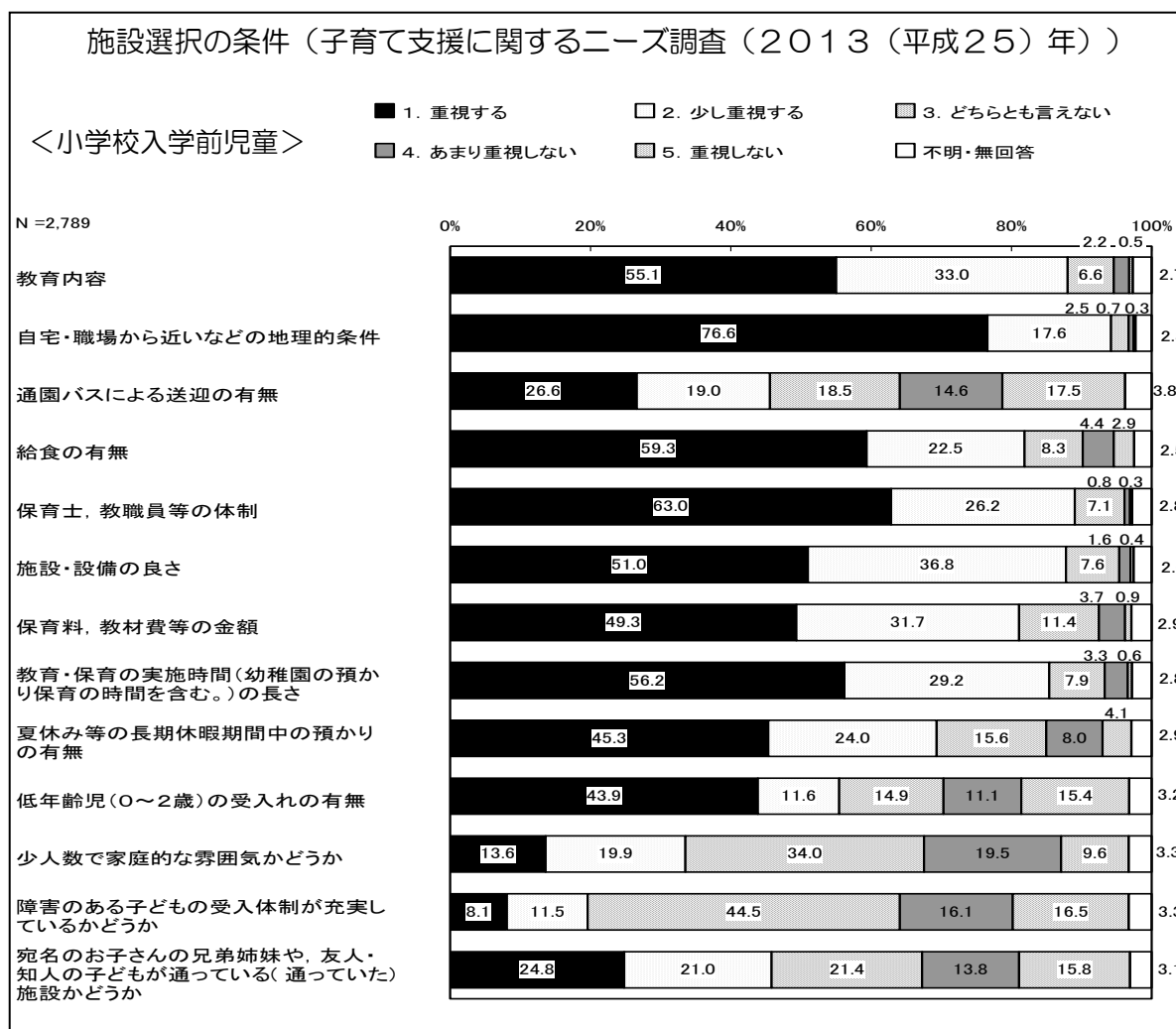
保育園（所）と幼稚園の開所時間比較



オ 利用調整及び利用者支援

ニーズ調査においては、施設を選択する際に重視する条件として最も多かったのは、自宅・職場からの近さなどの地理的条件となっており、続いて、保育士・教職員等の体制、給食の有無、教育・保育の実施時間（幼稚園における預かり保育の時間を含む。）の長さ、教育内容の順となっています。職員体制や教育内容等の「質」の部分が重視されつつも、保護者のニーズに合った「利用のしやすさ」が優先される傾向がうかがえます。

このような結果を踏まえれば、利用者が子どもの状況や自らのニーズに合う幼児教育・保育を選択できるよう、利用調整や情報提供等の利用者支援等が重要であると考えられます。



カ 幼児教育・保育の質の維持向上

(ア) 幼児教育・保育の質の充実

多くの子どもが初めての集団生活を送る場となる幼稚園、保育園（所）、認定こども園、小規模保育事業所等は、家族規模の縮小や働く保護者の増加によって生活時間の多くを過ごす場所となっており、子どもたちの健全な成長を育む場として大きな役割を担っています。

乳幼児期における幼児教育・保育は、子どもの健全な心身の発達を図りつつ生涯にわたる人格形成の基礎を培うなど、その子どもの人生にとって大変重要であり、一人ひとりの発達の特性に応じた適切な関わりや、質の高い幼児教育・保育及び子育て支援の安定的な提供を通じ、子どもの健やかな成長を保障することが求められています。

また、京都市においては、3歳以上の小学校入学前児童の約97%が保育園（所）や幼稚園等に通っており、その後、義務教育である小学校に入学しています。子どもの成長や発達は乳幼児期とそれ以降で連続しており、保育園（所）や幼稚園等での幼児教育・保育は、義務教育及びその後の教育の基礎を培うものであることから、幼稚園、保育園（所）、認定こども園、小規模保育事業所等がそれぞれの役割を果たすとともに、家庭、地域ともしっかりと連携し、子どもたち一人ひとりの状況や、幼児教育・保育の取組の成果を適切に小学校に引き継ぐことが、「育ち」の連続性の観点からも重要となります。

3歳以上の小学校入学前児童の施設利用状況

年度		22	23	24	25	26
小学校入学前児童数		33,840	33,726	33,932	33,545	33,352
入所児童数	保育所	16,195	16,377	16,717	16,825	16,993
	幼稚園	16,214	16,060	16,079	15,653	15,275
	小規模保育ほか	5	4	9	8	11
利用割合		95.8%	96.2%	96.7%	96.8%	96.8%

※ 幼稚園は5月1日現在の在籍者数。その他は4月1日現在の利用児童数。

(イ) 保育士等確保の取組

幼児教育・保育ニーズの量的拡充に対応するためには、それを支える保育士、幼稚園教諭、保育教諭等の人材の確保・質の向上が不可欠となります。

特に、保育士の有効求人倍率は、2013（平成25）年1月においては7割超の都府県が1倍を超えている状況となっています。京都府においては0.76倍となっていますが、今後、全国においては2017（平成29）年度末でまでに約7.4万人の人材不足が見込まれています。

国が保育士資格を有しながら保育士として就職を希望しない求職者に対して行った調査では、保育士としての勤務経験のある方の3割以上の勤務年数が3年未満にとどまっており、就業の継続に向けた相談・支援の充実が必要です。

その他、潜在保育士となっている方の保育現場への復帰に向けた取組も重要となりますが、国の調査では、保育士への就業を希望しない理由として、若い世代ほど賃金や休暇の少なさ等の処遇面を、世代が高くなるにつれ、ブランクや体力面の不安を挙げる方が多くなっており、世代に応じたきめ細かな対策が必要となります。

京都市では、「京都市保育人材サポートセンター」の設置（2014（平成26）年

4月)等の取組を進めているところですが、大学のまち京都の強みをいかすとともに、ハローワークとの連携強化を図るなど、今後とも、一層、人材確保の取組の充実を図っていく必要があります。

保育士資格を有しながら保育士としての就職を希望しない
求職者に対する意識調査（職業安定局）

○ 保育士としての勤続年数

1年未満	1年以上 3年未満	3年以上 5年未満	5年以上 10年未満	10年以上 20年未満	20年以上
67件	135件	137件	205件	94件	28件
10.0%	20.2%	20.5%	30.7%	14.1%	4.2%

○ 年齢別に見た保育士への就業を希望しない理由（項目抜粋）

		賃金が希望と 合わない	休 暇 が 少 な い・休暇がとり にくい	ブランクがあ ることへの不 安	自身の健康・体 力への不安
20代	309 人	179件	148件	35件	84件
		57.9%	47.9%	11.3%	27.2%
30代	250 人	140件	100件	58件	78件
		56.0%	40.0%	23.2%	31.2%
40代	198 人	86件	61件	64件	85件
		43.4%	30.8%	32.3%	42.9%
50代	147 人	45件	40件	58件	91件
		30.6%	27.2%	39.5%	61.9%
60代 以 上	54人	5件	5件	24件	37件
		9.3%	9.3%	44.4%	68.5%

指定保育士養成施設一覧比較

	学生定員		学校数		人口	人口に対する学生定員	
	人数	順位	学校数	順位		学生定員/人口	順位
札幌市	1,760	11	10	8	1,936,460	9.09	18
仙台市	2,720	7	13	4	1,068,511	25.46	5
さいたま市	1,020	13	4	16	1,243,436	8.20	19
千葉市	1,840	10	6	11	964,055	19.09	9
横浜市	3,916	5	13	4	3,702,551	10.58	16
川崎市	1,000	15	2	19	1,448,196	6.91	20
相模原市	900	16	2	19	720,570	12.49	12
新潟市	880	18	5	13	809,934	10.87	15
静岡市	1,020	13	5	13	709,702	14.37	10
浜松市	890	17	4	16	793,437	11.22	14
名古屋市	4,475	4	16	3	2,271,380	19.70	8
京都市	4,550	2	18	2	1,470,742	30.94	2
大阪市	7,366	1	20	1	2,683,487	27.45	4
堺市	776	20	6	11	840,862	9.23	17
神戸市	3,240	6	11	7	1,539,751	21.04	7
岡山市	2,210	9	9	10	713,433	30.98	1
広島市	2,680	8	10	8	1,183,156	22.65	6
北九州市	1,320	12	5	13	968,122	13.63	11
福岡市	4,476	3	13	4	1,506,313	29.71	3
熊本市	860	19	4	16	739,541	11.63	13

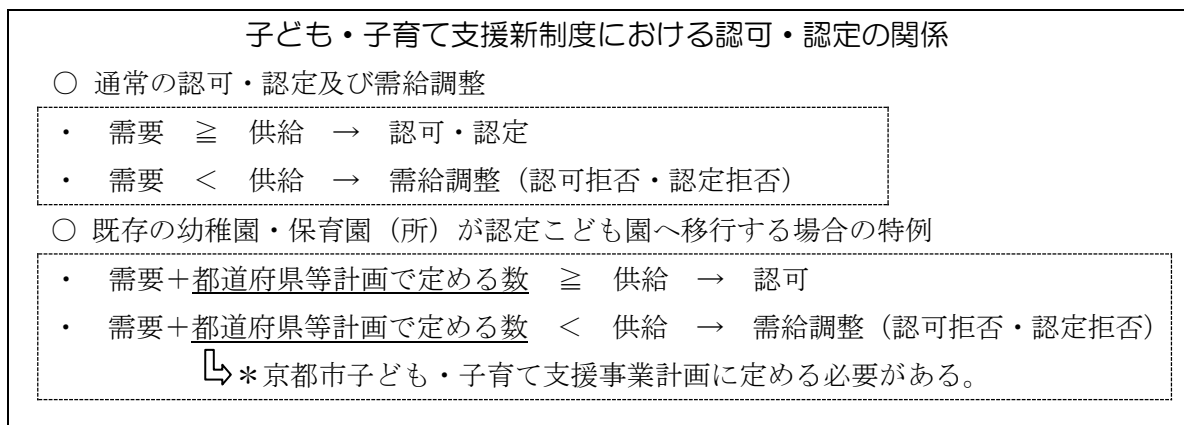
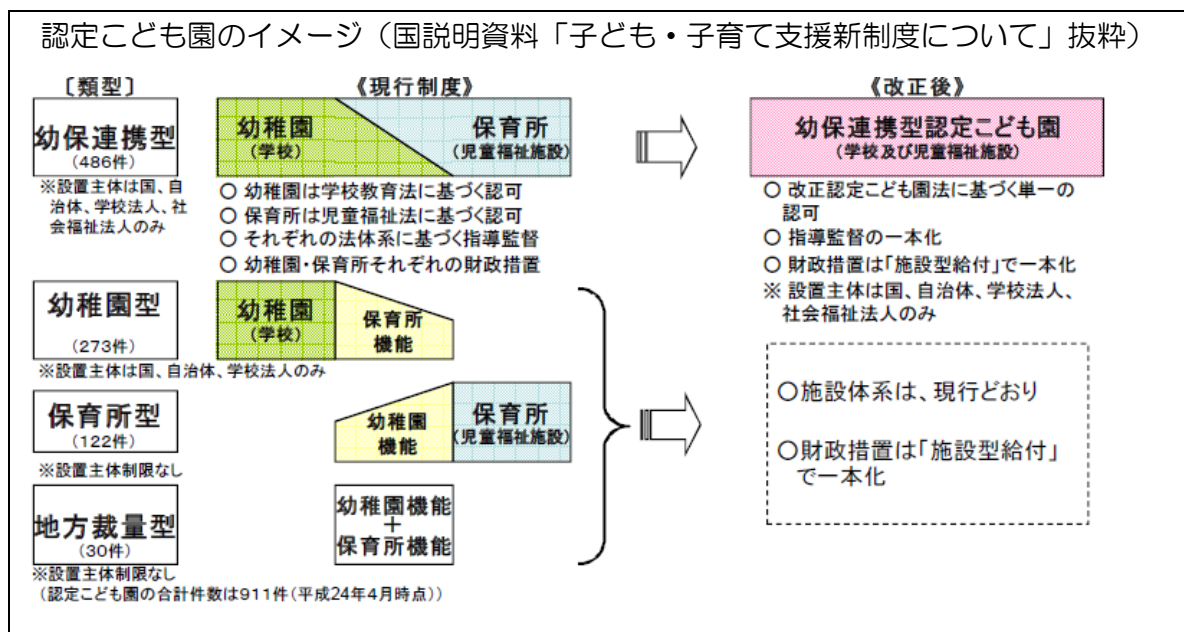
※2013（平成25）年4月1日現在

キ 幼児教育・保育の一体的提供

子ども・子育て支援新制度においては、地域の幼児教育・保育ニーズを踏まえて、保護者の就労状況等にかかわらずすべての子ども・子育て家庭に質の高い幼児教育・保育及び地域の子ども・子育て支援を総合的に提供することが求められ、とりわけ幼児教育・保育の提供に当たっては、幼稚園と保育園（所）の機能や特徴を合わせ持ち、地域の子ども・子育て支援を行う「認定こども園」の普及を図っていくこととされています。

子ども・子育て支援新制度では、地域の幼児教育・保育の需要（量の見込み）に対して供給（確保の状況）が不足している場合は、事業申請者が適格性や認可・認定基準を満たす場合は、原則として認可・認定することとなり、供給が充足している場合は、原則として認可・認定しないこととなりますが、既存の幼稚園・保育園（所）からの認定こども園への移行を促進するために、需給調整の特例が設けられています。

京都市における認定こども園については、2014（平成26）年4月現在1箇所ですが、子ども・子育て支援新制度の施行を機に増加することが想定されます。これまで幼児教育・保育ニーズの対応を認可幼稚園、認可保育所を中心に行ってきたという京都市の特徴を踏まえ、今後とも適切な幼児教育・保育水準を維持していく仕組みが必要となります。



施策を展開する今後の方向性**ア 幼児教育・保育の「量の拡充」**

従来からの保育所整備等を中心とした確保方策に加えて、幼稚園をはじめとした地域資源の積極的な活用、預かり保育や小規模保育事業等の実施などにより「量の拡充」を図っていきます。

(ア) 3歳児から5歳児までに対する提供体制の確保方策

2014（平成26）年4月1日時点の保育所入所児童のうち、1日の保育時間が8.5時間以下の者が全体の半数近くを占める（44.6％）ことや、将来的に要保育認定に係る就労時間の下限をこれまでの月64時間から、月48時間に引き下げることを踏まえて、3歳児から5歳児までに係る今後確保すべき幼児教育・保育の提供体制については、その50％を幼稚園の預かり保育（一時預かり事業（幼稚園型）を含む。）により確保します。

幼稚園の預かり保育を除いた50％については、保育園（所）及び認定こども園の新設、増改築、分園設置等の特定教育・保育施設により確保します。

(イ) 0歳児から2歳児までに対する提供体制の確保方策

上記（ア）により預かり保育を実施する幼稚園が、小規模保育事業等の連携施設となることも想定して、これと同数は0歳児から2歳児までを対象とする小規模保育事業等の地域型保育事業により提供体制を確保することとします。

地域型保育事業で確保できない保育ニーズについては、保育園（所）及び認定こども園の新設、増改築、分園設置等の特定教育・保育施設により確保します。

(ウ) 提供区域ごとの提供体制の確保方策

幼児教育・保育の提供区域によって、幼稚園や保育園（所）の分布に偏りがあるため、提供区域内で提供体制を調整するとともに、提供区域をまたぐ通園の状況を勘案して、提供区域間でもこれを調整します。

幼児教育・保育の提供体制の確保方策及び実施時期

(単位:人)

年度		27	28	29	30	31
0～2歳児(3号)	特定教育・保育施設	522	916	1,307	1,307	1,307
	地域型保育事業	422	773	1,124	1,124	1,124
	計	944	1,689	2,431	2,431	2,431
	0歳児	特定教育・保育施設	73	384	776	776
		地域型保育事業	59	258	375	375
		計	132	642	1,151	1,151
	1・2歳児	特定教育・保育施設	449	532	531	531
		地域型保育事業	363	515	749	749
		計	812	1,047	1,280	1,280
3～5歳児(2号)	特定教育・保育施設	423	773	1,124	1,124	1,124
	幼稚園預かり保育	422	773	1,124	1,124	1,124
	計	845	1,546	2,248	2,248	2,248
合計	特定教育・保育施設	945	1,689	2,431	2,431	2,431
	地域型保育事業	422	773	1,124	1,124	1,124
	幼稚園預かり保育	422	773	1,124	1,124	1,124
	計	1,789	3,235	4,679	4,679	4,679

※ 各年度末時点における提供体制の平成26年度末からの増加分

提供区域ごとの教育・保育の提供体制の確保の内容

提供区域	小学校区	保育提供体制			
		保育所整備	小規模保育事業	幼稚園預かり保育	合計
北1	柊野, 大宮, 上賀茂, 元町, 紫竹, 紫明	88	50	25	163
北2	待鳳, 鳳徳, 鷹峯, 紫野, 楽只, 柏野, 金閣, 衣笠, 大將軍	70	34	65	169
上京1	京極, 新町, 室町, 西陣中央, 御所南(上京区内)	31	20	41	92
上京2	乾隆, 翔鸞, 正親, 二条城北, 仁和	83	34	63	180
左京1	花背	0	0	0	0
左京2	大原, 八瀬	0	0	0	0
左京3	鞍馬, 静原, 市原野, 岩倉北, 岩倉南, 明德	57	16	23	96
左京4	上高野, 修学院, 修学院第二, 松ヶ崎, 葵, 下鴨, 養正, 養徳	41	30	75	146
左京5	北白川, 錦林, 第三錦林, 第四錦林	88	38	66	192
中京1	御所南, 高倉	235	64	31	330
中京2	洛中, 朱雀第一, 朱雀第二, 朱雀第三, 朱雀第四, 朱雀第六, 朱雀第七, 朱雀第八	224	73	32	329
東山	開晴, 一橋, 月輪, 今熊野	59	35	59	153
山科1	音羽, 音羽川, 大塚, 大宅	50	43	0	93
山科2	安朱, 山階, 西野, 陵ヶ岡, 鏡山	46	39	43	128
山科3	山階南, 百々, 勸修, 小野	32	27	0	59
下京1	洛央, 淳風, 醒泉, 下京渉成, 梅小路, 光徳	89	43	47	179
下京2	七条, 七条第三, 西大路	82	23	40	145
南1	凌風, 九条弘道, 九条塔南, 南大内, 唐橋, 吉祥院, 祥豊, 祥栄, 上鳥羽	68	44	46	158
南2	大藪, 久世西	89	32	0	121
右京1	高雄, 宇多野, 御室, 花園	54	11	17	82
右京2	広沢, 嵐山, 嵯峨	41	21	34	96
右京3	安井, 山ノ内, 太秦, 南太秦, 常盤野, 嵯峨野, 梅津北, 梅津	85	50	83	218
右京4	西院, 葛野, 西京極, 西京極西	108	46	61	215
右京5	宕陰	0	0	0	0
右京6	京北第一, 京北第二, 京北第三	4	3	0	7
西京1	嵐山東, 松尾, 松陽, 桂川	151	56	67	274
西京2	桂徳, 桂, 桂東, 川岡, 川岡東, 檜原	217	74	58	349
洛西	大枝, 桂坂, 新林, 境谷, 竹の里, 福西, 上里, 大原野	69	45	66	180
伏見1	竹田, 伏見住吉, 伏見板橋, 下鳥羽	53	45	23	121
伏見2	伏見南浜, 桃山, 桃山東, 桃山南	93	40	36	169
伏見3	向島, 向島南, 向島二ノ丸, 二ノ丸北, 向島藤の木	1	1	0	2
伏見4	横大路, 納所, 明親, 美豆, 神川, 久我の杜, 羽束師	53	45	0	98
深草	深草, 稻荷, 藤ノ森, 藤城, 砂川	53	27	23	103
醍醐	北醍醐, 醍醐, 醍醐西, 池田, 池田東, 春日野, 日野, 小栗栖, 小栗栖宮山, 石田	17	15	0	32
合 計		2,431	1,124	1,124	4,679

※ 平成26年5月補正予算までの整備予定(675人分)を含めた、平成26年度末における保育の提供量(30,002人分)を超えて、平成27年度から平成29年度末までの間に整備を要する保育の量を示す。

※ 各年度における教育・保育の量の見込み並びに実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及び実施時期については、「第9章(2) 幼児教育・保育の量の見込み並びに提供体制の確保の内容及びその実施時期」を参照

イ 幼児教育・保育の「質の向上」

乳児期におけるしっかりとした愛着形成を基礎とした情緒の安定や他者への信頼感の醸成、幼児期における他者との関わりや基本的な生きる力の獲得等、一人ひとりがかけがえのない主体として受け止められ、認められる経験を通して、自己肯定感が育まれるよう、質の高い幼児教育・保育の提供に努めます。

多くの子どもが初めての集団生活を送る場となる幼稚園、保育園（所）、認定こども園、小規模保育事業所等において、子どもの健やかな成長を保障するために、質の高い幼児教育・保育を安定的に提供するとともに、幼児教育・保育の取組の成果を小学校以降の学童期に適切に引き継ぐための取組を推進していきます。

また、質の高い幼児教育・保育を提供するための、幼稚園教諭、保育士、保育教諭等の人材育成や安定的な人材確保、質の向上に取り組みます。

ウ 幼児教育・保育の一体的提供の確保

幼保連携型認定こども園は、幼稚園と保育園（所）の良さを併せ持ち、子どもたちに質の高い幼児教育・保育を総合的に提供するとともに、保護者の就労状況にかかわらず、同じ施設で幼児教育・保育の利用が可能となるなど、子ども・子育て支援新制度の下、新たな利用者ニーズに応えていくものです。

市営保育所においては、幼児教育・保育の総合的な提供とその実践例の提示や、認定こども園への移行及び設置に当たって支援を必要とする事業者に対する必要な支援を行うため、市立幼稚園をはじめ、私立幼稚園や民間保育園と十分に連携しながら、その取組状況を踏まえ、一部の市営保育所について、モデル的に幼保連携型認定こども園への移行に取り組みます。

また、将来的に、希望する既存施設が認定こども園へ移行できるよう、移行に係る需給調整の特例を活用し移行枠を設定するとともに、的確に施設の意向を踏まえ、移行時期の調整を図るなど、円滑な移行を支援します。

なお、保育園（所）から認定こども園への移行に際しては、保育に関する需要が供給を上回る提供区域においては、保育が必要な児童の受入枠を減らして、教育のみの児童の定員を設けることを制限します。

さらに、京都ならではの質の高い幼児教育・保育を目指すため、幼稚園及び保育園（所）のいずれの認可も受けない地方裁量型認定こども園の設置は、事業計画上見込まないこととします。

エ きめ細かな利用調整及び利用者支援

幼児教育・保育の提供体制を確保するとともに、保育園（所）のほか、認定こども園、幼稚園の預かり保育、小規模保育事業等の多様な施設・事業の中から、利用者が子どもの状況や自らのニーズに合う幼児教育・保育を選択できるよう、本市の区役所・支所福祉部（福祉事務所）において、きめ細かな利用調整や情報提供等の利用者支援を行っていきます。

施策・主な取組

● 保育所「待機児童ゼロ」を継続するための取組

多様な取組により幼児教育・保育ニーズに対応し、「安心して子どもを生み育てることのできるまち・京都」の実現を目指し、保育所「待機児童ゼロ」の継続に努めます。

＜保健福祉局，教育委員会＞

【主な取組】

◇保育所待機児童ゼロの継続

● 認可保育所の整備による受入児童数の拡大

大規模住宅開発等により保育需要が見込まれる地域や，長時間保育へのニーズに対して，保育園（所）の新設や既存保育園（所）の増改築により受入児童数の拡大を図っていきます。

また，耐震性の低い既存保育園（所）において，耐震診断や耐震改修の実施により安心・安全な保育環境の整備を図るとともに，スペース等に余裕がある施設においては，併せて保育所定員の拡大を図っていきます。

＜保健福祉局＞

【主な取組】

◇施設整備による保育所定員（受入児童数）の拡大

◇既存保育園（所）の耐震改修による保育環境の整備 新規（推進中）

● 幼稚園における保育の必要な児童の受入児童数の拡大

幼稚園施設を活用し，幼稚園の良さをいかした一時預かり事業（幼稚園型）や預かり保育の実施・拡充等を図るとともに，小規模保育事業の実施を促進します。

＜教育委員会，保健福祉局＞

【主な取組】

◇幼稚園における預かり保育の実施・拡充 新規（推進中）

◇幼稚園における小規模保育事業の実施 新規

● 小規模保育事業等の地域型保育事業の実施・推進

産前産後休業明けや育児休業明けの職場復帰の促進を図るため，子ども・子育て支援新制度において市町村による認可事業として児童福祉法に位置付けられた地域型保育事業の積極的な活用により，利用ニーズの高い低年齢児（0歳から2歳児）の受入枠を拡大し，保育ニーズに機動的に対応していきます。

また，地域型保育事業の利用児童が必要に応じた支援が受けられるとともに，3歳以降に幼児教育・保育施設を利用できるよう，幼稚園，保育園（所），認定こども園等に対して，連携施設となることへの働きかけを行っていきます。

なお，子ども・子育て支援新制度開始以前から事業を実施している昼間里親等については，移行特例を設けて，新制度への円滑な移行を図るなど，これまで培ってきた家庭的な保育を継承していきます。

＜保健福祉局，教育委員会＞

【主な取組】

◇幼稚園における小規模保育事業の実施（再掲） 新規

◇需要が見込まれる地域への機動的な対応 新規（推進中）

◇連携施設の確保に向けた支援 新規

◇昼間里親等の円滑な子ども・子育て支援新制度への移行 新規

● 人材確保に向けた取組の推進

保育の量的拡充が図られる中、安心・安全で質の高い幼児教育・保育の提供を行うために、幼稚園教諭、保育士、保育教諭等の安定的な人材の確保を図ります。

とりわけ、保育士確保に当たっては、人材育成、就業の継続及び再就職の支援、職場の環境改善、ハローワーク及び保育士養成校との連携強化等に取り組み、幼児教育・保育ニーズに応じていきます。

<保健福祉局>

【主な取組】

◇総合的な人材確保に取り組む「京都市保育人材サポートセンター」による支援の実施 **新規（推進中）**

◇保育園就職フェアの実施 **新規（推進中）**

◇潜在保育士の再就職を支援する研修の実施 **新規（推進中）**

◇保育士の就業継続支援研修の実施 **新規（推進中）**

- ・管理者に対する人事管理及び職場環境改善
- ・新人保育士の育成及びアフターケア
- ・家庭と仕事との両立支援

◇大学のまち京都の強みをいかした保育士養成校との連携強化の推進

● 幼児教育・保育の一体的提供

一部の市営保育所について、モデル的に幼保連携型認定こども園への移行に取り組みます。また、既存施設から認定こども園への移行に際して、きめ細かな支援を行っていきます。

<保健福祉局，教育委員会>

【主な取組】

◇市営保育所（一部）の認定こども園への移行 **新規**

◇希望する私立幼稚園及び民間保育園の認定こども園への移行 **新規**

◇認定こども園への移行及び設置に当たって支援を必要とする事業者に対する支援 **新規**

◇京都市独自の「幼保連携型認定こども園教育・保育課程編成要領」の策定 **新規**

◇既存施設からの認定こども園への移行に係る需給調整の特例の活用（都道府県計画等で定める数） **新規**

- ・幼稚園から移行する認定こども園における保育が必要な児童の定員については、学級数に35を乗じて得た人数と同数までとします。
- ・保育園（所）から移行する認定こども園における教育のみの児童の定員については、保育ニーズのピークと見込まれる2017（平成29）年度までは、保育が必要な児童の受入枠を減らして設けることを制限します。また、2018（平成30）年度以降については、基盤整備の状況や保育ニーズの推移等を考慮しながら、教育のみの児童の定員の設定について判断していきます。

なお、需要が供給を下回る地域においては、その下回る範囲内において、保育が必要な児童の受入枠を減らし、教育のみの児童の定員を設けることができるものとします。

● 幼児教育・保育内容の充実

＜保健福祉局，教育委員会＞

【主な取組】

- ◇一人ひとりの特性に応じて，子どもが自発的，意欲的に関われる環境の構成及び豊かな遊びの提供
- ◇基本的な生活習慣を身につけるとともに，道徳性・規範意識の芽生えを培う取組の充実
- ◇幼稚園，保育園（所），認定こども園等においては，主体的な遊び等を通じた「学びの基礎力」及び集団生活を通じた周囲と共に「生きる力の基礎」の育成
- ◇“京都ならではのほんまもん”の体験や親子で本に親しむ機会の充実

● 保・幼・小・中の連携推進

子どもの発達の連続性について相互理解を深め，校種間の滑らかな接続を図るために，幼稚園，保育園（所）と小学校，中学校の間で，相互訪問，交流事業の促進，保育要録・指導要録の活用等，効果的な連携を進めます。

＜保健福祉局，教育委員会＞

【主な取組】

- ◇幼稚園・保育園（所）及び認定こども園における小学校との接続を見通した幼児教育・保育の推進

● 幼稚園，保育園（所），認定こども園等の職員の専門性の向上

質の高い幼児教育・保育及び子育て支援を提供するために，幼稚園教諭・保育士・保育教諭等の研修等により専門性を高めるとともに，幼稚園教諭・保育士・保育教諭等を目指す学生を対象とした実践力を高める研修の実施等によって，人材育成の充実を図ります。

＜保健福祉局，教育委員会＞

【主な取組】

- ◇保育士・幼稚園教諭・保育教諭養成大学連携講座の実施 新規（推進中）
- ◇保育士等への研修の充実

● 幼児教育・保育の質の向上に向けた取組

質の向上を図るため，京都市独自に上乗せしている保育を必要とする児童に対する職員配置について，引き続き維持・向上に努めていきます。

また，保育士等への研修を実施するとともに，専門的かつ客観的な視点での評価を受ける第三者評価の受審を促します。また，京都市による実地指導監査や子ども・子育て支援新制度による給付対象施設・事業者であることの確認等の機会を捉えて，法人等の人員配置，幼児教育・保育の内容，財務状況等を分析し，適切な指導・監査を行うなど，良質な幼児教育・保育の提供に努めていきます。

＜保健福祉局＞

【主な取組】

- ◇保育を必要とする児童に対する国基準を上回る職員配置の維持・向上
- ◇保育士等への研修の充実（再掲）
- ◇第三者評価受審の促進
- ◇運営指導及び監査の強化
- ◇事故報告の徹底等による再発防止の強化

◇情報公開の促進

● 保育所定員の調整

保育需要の地域偏在を解消するため、今後の保育需要の動向を見極め、定員調整を実施します。

<保健福祉局>

● 利用者への支援ときめ細かな対応の推進

保育施設・事業の利用に当たっては、市民生活に密着した相談や支援を要することから、市民にとって身近な相談機関である区役所・支所（福祉事務所）において、利用者が自らのニーズに合う施設を選択できるよう、地域の幼児教育・保育施設の情報提供、保育の利用調整等、利用者の視点に立ったきめ細かな支援を行っていきます。

<保健福祉局>

【主な取組】

◇区役所・支所を中心とした利用調整及び利用者支援の実施 **新規**

◇ホームページによる情報提供の充実

◇施設・事業所情報をまとめたリーフレットの作成

◇福祉事務所職員への研修の充実 **新規（推進中）**

● 市営保育所のあり方の再構築

「市営保育所の今後のあり方に関する基本指針」を改定し、子ども・子育て支援新制度導入後の市営保育所の果たすべき役割・機能を改めて示すとともに、増加かつ多様化する保育ニーズに対し、引き続き、公民の役割分担を見直し、公民が一体となって京都市の保育水準の向上、地域の子育て支援の更なる充実を図ります。

<保健福祉局>

【主な取組】

◇認定こども園への移行及び設置に当たって支援を必要とする事業者に対する支援（再掲） **新規**

◇京都市独自の「幼保連携型認定こども園教育・保育課程編成要領」の策定（再掲） **新規**

◇障害のある児童に対する保育の実践の発信

◇全行政区における要保護児童対策地域協議会への参画 **新規**

◇地域の子育て支援の取組の充実（市内全域において児童福祉センター、福祉事務所及び保健センターと連携した養育不安や困難を抱える家庭に対する訪問事業等を実施）

◇地域の新たな保育ニーズに対する事業をモデル的に実施（保育体験型親支援事業（親子半日保育体験）等） **新規（推進中）**

◇保育所以外の市営施設等に配置した保育士が習得した知識・経験を市営保育所の運営に活用

◇公民の役割分担を踏まえた市営保育所の民間移管 **新規（推進中）**

(2) 多様な幼児教育・保育の提供及び質の向上

現状と課題

ア 多様な幼児教育・保育の提供

家族規模の縮小・都市化の進展や社会・経済環境の変化は、地域社会のつながりの希薄化、働き方の多様化等、子育てを取り巻く環境に変化をもたらし、子育てに関する意識の変化等とも相まって、子育てに不安や負担感を抱く家庭が増えています。

国が若年層（15～39歳）に行った意識調査では、6割以上の方が、子育てで最も大変な時期として出生から小学校入学前までと回答するなど、乳幼児期の子育て支援の充実を望まれる傾向がうかがえます。

国調査 子育てで最も大変な時期はいつ頃か

乳児（およそ出生～1歳未満）	28.1%
幼児（およそ1歳～小学校就学まで）	32.8%
小学生	6.9%
中学・高校生	26.5%
大学生	5.1%
学校卒業以降	0.7%

資料：厚生労働省政策統括官付政策評価官室委託「若者の意識に関する調査」（2013年）

（設問）子育てで最も大変な時期はいつ頃だとお考えですか？（子どもがいらっしゃる方は実体験に基づいてお答え下さい。）

京都市においては、こうした状況の変化等を背景にして、増加・多様化する幼児教育・保育ニーズに柔軟に対応するために、保護者のニーズに応じたきめ細かな保育時間の設定や長時間の保育を必要とする方への延長保育、夜間保育の実施をはじめ、一時的な就労や保護者のリフレッシュ等を図るための一時保育、就労されている方で幼稚園に通わせたいというニーズ等に対応するための預かり保育の拡充等、利用者の視点に立った多様な幼児教育・保育の拡充に取り組んでいます。

こうした取組により、全国的にも高い水準の幼児教育・保育を提供しているところですが、年々利用実績が増加していることや、ニーズ調査においても各種保育サービスの充実を希望される方が多いことから、更なる充実に努めていく必要があります。

とりわけ、病児・病後児保育については、実情やニーズ調査等から、早急な対策が必要な状況にあります。一方、国の調査等においては、子の看護休暇制度の浸透が十分ではないこと、病児・病後児保育等の保育サービスの充実だけでなく、子育てと仕事を両立するための社会の理解の促進が望まれていることから、「量の拡大」と合わせて、労働行政を所管する都道府県等とも連携して、仕事と家庭生活等の両立支援の取組を推進していく必要があります。

なお、京都市では、幼稚園、保育園（所）、小規模保育事業等の認可施設・事業により多様な幼児教育・保育の提供を図ることとしておりますが、これらの施設等で対応できない各種保育ニーズ等の受け皿となっている認可外保育施設に対して、子どもの安心・安全の確保の観点から、保育の質の向上を図るため、毎年、施設への実地による指導監査を実施しております。

保育園（所）における幼児教育・保育の実施状況

（※各年度3月末時点）

延長保育

	21 年度	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度
施設数	179	182	185	188	192
年間延べ利用件数	435,057	450,785	463,205	496,009	503,538

一時保育

	21 年度	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度
施設数	42	44	46	48	50
年間延べ利用件数	50,236	57,572	59,909	62,693	64,519

休日保育

	21 年度	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度
施設数	5	5	6	6	6
年間延べ利用件数	1,935	2,091	2,620	3,090	2,468

病児・病後児保育

	21 年度	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度
施設数	5	5	6	6	6
年間延べ利用件数	571	666	1,469	2,724	2,977

前プランの数値目標達成状況

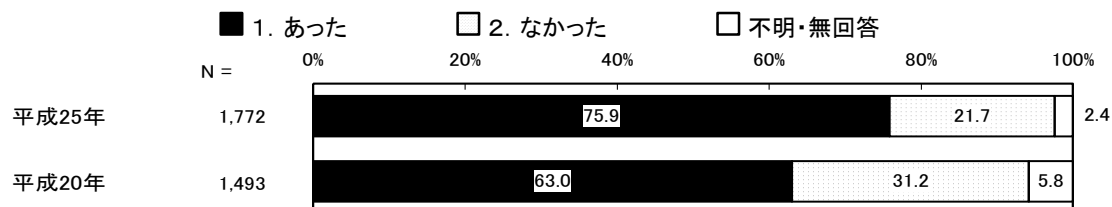
事業名	平成21年度	前プラン目標数	平成26年度
延長保育	179箇所	195箇所	195箇所
一時保育	42箇所	50箇所	50箇所
休日保育	5箇所	7箇所	7箇所（予定）

子育て支援に関する市民ニーズ調査（2013（平成25）年）

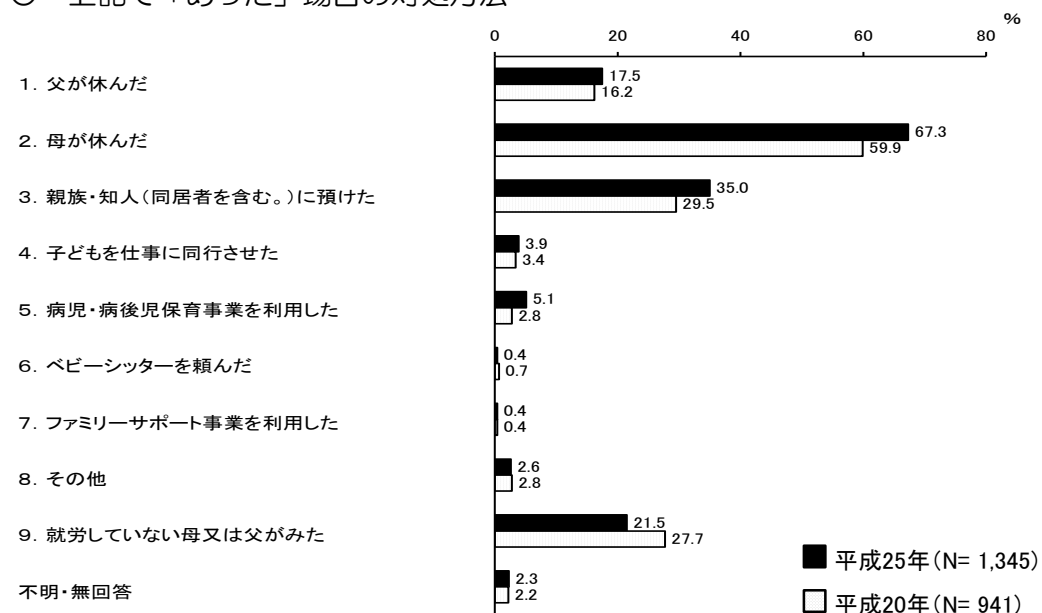
子どもの病気・病後時の対応について

＜小学校入学前児童＞

○ 子どもが病気や病気の回復期であるために、幼稚園・保育施設等を利用できなかったことがあったか。



○ 上記で「あった」場合の対処方法



（設問）この1年間に、宛名のお子さんが病気や病気の回復期であるために、幼稚園・保育施設等を利用できなかったことがありましたか。（問 13-1）

この1年間の対処方法とそれぞれの日数はおおむね何日ですか。（問 13-2）

国調査 子の看護休暇制度について

○ 現在の勤務先の子の看護休暇制度の内容

	男性（正社員）	女性（正社員）	女性（非正社員）
よく知っている	5.7%	16.8%	3.2%
だいたい知っている	15.7%	30.4%	9.9%
あまり知らない	32.8%	29.6%	26.8%
全く知らない	45.8%	23.2%	60.1%

○ 子どもの病気への対応に必要な施策

	男性 （正社員）	女性 （正社員）	女性 （非正社員）
病児・病後児保育等の 保育サービス充実	26.0%	35.3%	32.6%
仕事と家庭の両立についての 社会の理解の促進	36.1%	34.0%	37.3%
仕事と家庭の両立のための 施策の周知方法	10.9%	6.5%	7.8%
子の看護休暇の日数の延長	4.7%	6.7%	4.8%
子の看護休暇取得を原因とする 減数補填	9.9%	8.8%	9.5%
不利益取扱いに対する指導の強化	10.3%	7.6%	6.3%
その他	2.1%	1.1%	1.8%

資料：厚生労働省 平成23年度育児休暇制度等に関する実態調査のための調査研究事業報告書
 （設問） ・ 子の看護休暇制度の認知状況
 ・ 子どもの病気への対応に必要な施策

結婚と出産に関する意識調査（2013（平成25）年）

少子化対策として効果のある施策

N=1,842

	子どもが病気の ときの看護休暇	病児・病後児の 保育受入施設の 拡充
かなり効果がある	54.1%	47.9%
少しは効果がある	32.5%	33.5%
あまり効果がない	8.8%	13.6%
全く効果がない	0.8%	1.1%
わからない	2.1%	1.9%
不明・無回答	1.7%	2.0%

（設問）以下の施策等について、少子化対策として効果があると思いますか。各項目につき当てはまる番号1つに○をつけてください（問10） ※施策項目を抜粋している。

イ 様々なニーズに対するきめ細かな対応

(ア) 地域における子育て支援拠点としての役割

子育ては、自らも学び、成長するための大切な営みですが、とりわけ乳幼児期においては、不安や悩みを抱えながら子育てを行っている方が少なくなく、父親の子育てへの関わりや親族・近隣からの支援、身近な地域との交流等により孤立化を防ぐことが重要です。

しかしながら、近年の家族規模の縮小や地域のつながりの希薄化等は、子育てを応援してきた支え手の減少を招き、子どものみならず保護者の育ちを支える人間関係を弱めるなど、多くの子育て家庭の不安や負担感の増大へとつながっています。

このような状況下においては、専門機関や地域における子育て支援が一層重要となっています。とりわけ、幼稚園、保育園（所）、認定こども園等は、職員の専門性をいかし、地域における子ども・子育て支援の中核的な役割を担うことが期待されており、子どもたちの健やかな成長を確保していくために、地域に開かれ、保護者のみならず地域の人々との協働による支援や見守り活動への参画等を通して、在宅で子育てに専念されている方などを含めた、幅広い子育て家庭への支援が求められています。

(イ) 障害のある児童等への対応

近年、障害のある児童で、集団生活を営む施設の利用を望まれる保護者が増えてきています。障害がある児童と障害のない児童が共に生活することは、障害のある児童の発達の促進にとどまらず、障害のない児童にとっても、遊びやふれ合いを通じて喜びを共感し、仲間意識を高め、思いやりの心を養うなど、互いの豊かな人間性の育みを促進させることから、幼稚園、保育園（所）等では受入れの拡大に努めているところです。

子ども・子育て支援新制度では、障害のある児童を受け入れる小規模保育事業、家庭的保育事業者に対して給付費が加算される仕組みが設けられることや、障害等がある児童で個別のケアが必要な場合に利用者の居宅において1対1の保育を実施する居宅訪問型保育事業が設けられるなど、障害のある児童の受入促進を図るための施策が充実されます。また、京都市においては、これまでから幼稚園、保育園（所）等での障害のある児童の受入れに当たっては、障害等の状況に応じて保育士加配等を行っており、今後とも、障害等の状況に応じたきめ細かな支援を受けながら幼児教育・保育を利用できるよう、より一層環境を整えていく必要があります。

また、食物アレルギーをはじめ、喘息、アトピー性皮膚炎等のアレルギー疾患のある児童が年々増えていますが、とりわけ、誤食によりアナフィラキシーショックを引き起こす危険性のある食物アレルギーについては、乳幼児の生命を守る観点からも慎重な対応が必要となります。京都市では、アナフィラキシーショックの既往のある児童の受入れについても、保育士を加配する等によって対応しておりますが、今後とも、きめ細かなニーズへの対応が求められています。

さらに、虐待を受けた児童が近年増加傾向にあり、これらの児童に幼稚園、保育園（所）、認定こども園等が関わることは、児童虐待の早期発見・早期対応や未然防止に有効であることから、積極的な受入れを図るとともに、関係機関との連携による支援を強化していく必要があります。

障害のある児童の幼児教育・保育の状況

◇保育園（所）

	保育園（所） 数	障害のある 児童が入所 している保 育園（所）数	入所児童数 ①	障害のある 児童の数 ②	入所率 ②／①
21年度	254	199	27,401	886	3.2%
22年度	254	215	28,038	898	3.2%
23年度	252	200	28,742	987	3.4%
24年度	253	212	29,320	1,035	3.5%
25年度	254	205	29,498	1,275	4.3%

※各年度3月31日現在

※保育園（所）数は、休所中1箇所を除く

◇幼稚園

	幼稚園数	障害のある 児童が入園 している 幼稚園数	入園児童数 ①	障害のある 児童の数 ②	入園率 ②／①
21年度	116	90	16,373	317	1.9%
22年度	116	88	16,219	350	2.2%
23年度	116	88	16,086	392	2.4%
24年度	116	92	16,079	412	2.6%
25年度	116	93	15,678	485	3.1%

保育園（所）に入所している被虐待児童数

入所児童数	うち被虐待児童数	割合
28,868人	449人	1.56%

※2014（平成26）年4月1日現在（児童相談所調べ）

(ウ) 食育の推進

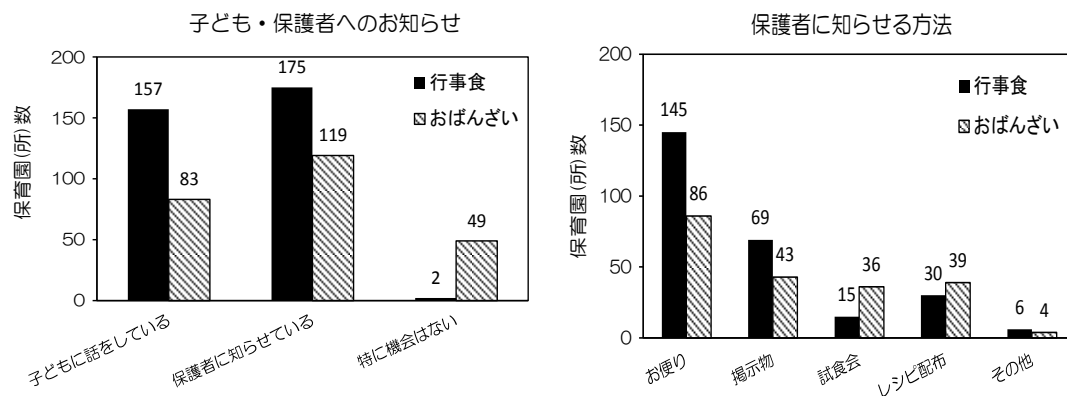
社会状況の変化に伴い、子どもたちの食の乱れや健康への影響が見られることから、幼稚園、保育園（所）等は、子どもへの食育を進めていく場として大きな役割を担っており、幼稚園、保育園（所）等の関係者はあらゆる機会及び場所を利用して、積極的に食育の推進に努めることが求められています。

また、子どもへの食育は、家庭の食育への良い波及効果をもたらすことが期待できるため、家庭や地域と連携を深めつつ、幼稚園、保育園（所）等において、食育の一層の普及促進を図るための取組を行う必要があります。

さらに、年々子どもの食事に対して困っていると感じている保護者が増加しており、

幼稚園，保育園（所）等の人的・物的資源をいかし，在宅の子育て家庭に対しても食に関する相談・支援等ができる機会を積極的に作っていくことが求められています。

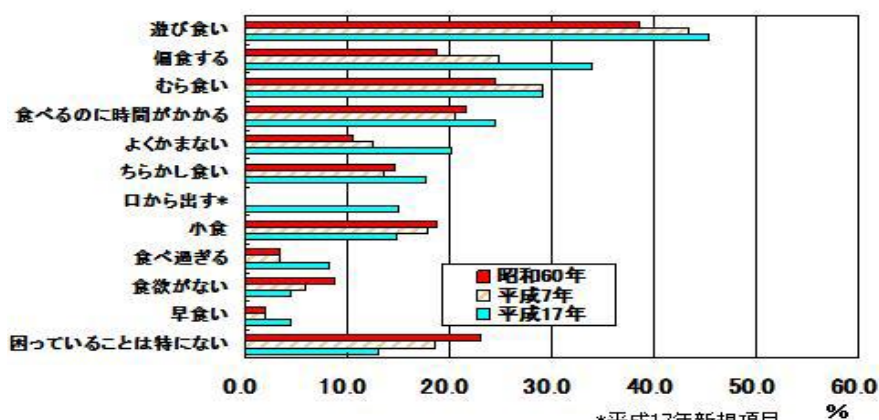
行事食及びおばんざいについて，そのいわれなどを子どもに話したり，保護者に知らせる機会と方法



資料：京都市（2014（平成26）年4月「京の食文化（和食）に親しむ食育の取組」アンケート）

子どもの食事で困っていること

図8 子どもの食事で困っていること(1歳以上、複数回答)



*平成17年度乳幼児栄養調査結果報告、厚生労働省、2006年6月、調査対象者2241名。

施策を展開する今後の方向性**ア 「子どもを共に育む京都市民憲章（京都はぐくみ憲章）」の取組の推進**

すべてのサービス提供、施策の推進等に当たっては、幼稚園、保育園（所）、認定こども園、小規模保育事業等をはじめ、家庭、地域、企業等が連携して社会全体で、子育て中の保護者の気持ちを受け止め、寄り添い、支えることを通じ、共に子どもを育てていく意識を高めるなど、次代を担うすべての子どもたちが健やかに成長できるよう京都はぐくみ憲章の理念が市民生活の隅々にまで浸透し、社会のあらゆる場で実践行動の輪が広がることを目指した取組を推進していきます。

イ 幼児教育・保育の「量の拡充」及び「質の向上」

子どもや子育て家庭の置かれた状況、幼児教育・保育の提供区域のバランスや利用状況等を踏まえ、市民の利用ニーズに対応できるよう、多様な幼児教育・保育の「量の拡充」に取り組みます。

また、幼稚園、保育園（所）、認定こども園等の職員の専門性をいかし、親支援も含めたきめ細かい子育て支援に取り組むなど、更なる「質の向上」を図ります。

ウ きめ細かな利用者支援

利用者が自らのニーズに合う幼児教育・保育を選択できるよう、利用調整や情報提供等を行う利用者支援に取り組んでいきます。

施策・主な取組

● 延長保育事業（時間外保育事業）の充実

保護者の就労時間の長時間化や周辺部の住宅開発による通勤距離の広がり等に伴う保育時間帯の拡大のニーズに対応するため、保育園（所）の開所時間を超えて実施する延長保育について、地域的なバランスを考慮したうえで拡充を図ります。

(単位：人日)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み (人日)	627, 152	682, 069	736, 372	791, 066	849, 608

<保健福祉局>

【主な取組】

◇延長保育事業の拡充

● 一時預かり事業の充実（一般型）

保護者の就労形態の多様化に伴う一時的な保育、保護者の傷病等による緊急時の保育、保護者のリフレッシュや育児疲れ解消等、幼稚園、保育園（所）、認定こども園、小規模保育事業等を利用しない保護者のニーズに対応するために、地域的なバランスを考慮したうえで拡充を図ります。

(単位：人日)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み (人日)	41, 005	42, 814	43, 620	46, 653	49, 736

<保健福祉局，教育委員会>

【主な取組】

◇一時預かり事業（一般型）の拡充

- 幼稚園等による預かり保育の充実（一時預かり事業（幼稚園型）を含む。）

幼稚園等を利用される保護者の子育てを支援するために、希望者を対象に通常の教育時間の前後や長期休業期間中等に実施する預かり保育について、実施箇所の拡大や預かり時間の延長・実施日数の拡大等を推進するなどにより、保育を必要とする児童の受入拡大や子育て支援の充実を図ります。

（単位：人日）

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み （人日）	437,916	478,707	522,804	517,268	518,490

<教育委員会，保健福祉局>

【主な取組】

◇私学助成による預かり保育の実施・拡充 新規（推進中）

◇一時預かり事業（幼稚園型）の実施 新規

- 病児・病後児保育事業の充実

病氣中（病児）又は病氣回復期（病後児）にあり、自宅での保育や集団保育が困難な児童を一時的に保育することにより、保護者の子育てと就労の両立を支援するとともに、児童の福祉の向上を図るため、病後児保育施設については、病児・病後児併設型へ転換するなど、病児・病後児保育事業の拡充を図ります。

（単位：人日）

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み （人日）	3,952	4,521	5,078	5,818	6,847

<保健福祉局，教育委員会>

【主な取組】

◇病児・病後児保育の拡充

- 休日保育・夜間保育の実施

日曜日・祝日等の保護者の就労等により、家庭で保育ができない場合に保護者に代わって保育園（所）で保育を行う休日保育及び平日の夜間（午後10時まで）の保育需要に対応する夜間保育について、地域的なバランスや利用状況等を踏まえ、保育の提供を行います。

<保健福祉局>

【主な取組】

◇休日保育の実施

◇夜間保育の実施

- 幼稚園，保育園（所），認定こども園等における地域子育て支援の充実

地域の身近な子育て支援の拠点として、専門性をいかした子育て相談や子育て情報の発信及び親育ちや仲間づくり等の取組の充実を図ります。

<保健福祉局，教育委員会>

● 障害がある児童等の保育の充実

幼稚園，保育園（所），認定こども園，小規模保育事業等の施設において，障害のある子どもの受入体制の整備やきめ細かな保育を実施するとともに，小学校入学前の段階で行ってきた配慮・支援の情報を小学校に提供するなど，幼保小が連携した切れ目のない支援を行います。

また，多様な選択肢を提供するために，子ども・子育て支援新制度において新たに設けられる居宅訪問型保育事業について，提供体制の確保を図ります。

<保健福祉局，教育委員会>

【主な取組】

◇幼稚園，保育園（所），認定こども園における受入れの推進

◇小規模保育事業，家庭的保育事業における受入れの推進

◇「就学支援シート」の全小学校入学前施設での実施 新規（推進中）

◇障害児巡回相談事業等の充実

◇職員研修の充実

◇居宅訪問型保育事業の実施 新規

● 被虐待児の保育の充実及び保護者支援

<保健福祉局，教育委員会>

【主な取組】

◇保育園（所）等における受入れの推進

◇小規模保育事業等における受入れの推進

◇関係機関との連携による支援の強化

● 食育の推進及び多様な保育ニーズに即した対応（食事の提供の充実等）

幼稚園や保育園（所）等での地域の関係機関・団体等との連携により，栽培，収穫，調理，会食等の体験的な食育活動，また，保育園（所）等での食事の提供を通じて，楽しく食を経験し，子どもの食への関心を育み，「食を育む力」の基礎を培う食育の推進を図ります。また，食物アレルギーのある子ども，障害のある子ども，体調不良の子どもなど個別対応を必要とする子どもに対して，きめ細かな食事の提供等を行います。

さらに，幼稚園，保育園（所）等が最も身近な地域の子育て相談拠点として，子どもの食生活を含む，子育て相談を実施するとともに，子育て講座や園庭開放，子育てに関する情報提供等を行います。

<保健福祉局，教育委員会>

【主な取組】

◇食事の提供や食育の取組に関する研修，巡回等による相談業務の充実

◇幼稚園，保育園（所）等における家庭や地域と連携した食育の推進

◇保育園（所）等における食物アレルギー児の受入れの促進及び安全対応の徹底

◇地域の子育て家庭に対する食育の推進

● 認可外保育施設の保育水準の向上のための支援

すべての子どもの健やかな育ちを支援するという観点から，行政による指導・相談・研修の実施，認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書の発行を受けている施設が実施する入所児童の健康診断に要する経費を助成するなど，保育の質の向上を推進します。

<保健福祉局>

【主な取組】

◇運営指導及び監査の充実

◇認可外保育施設研修の実施 新規（推進中）

◇認可外保育施設健康診断助成事業の実施 新規（推進中）

● きめ細かな利用者支援 （再掲）

第5章 放課後の子どもたちの居場所づくり（放課後子ども総合プラン）

現状と課題

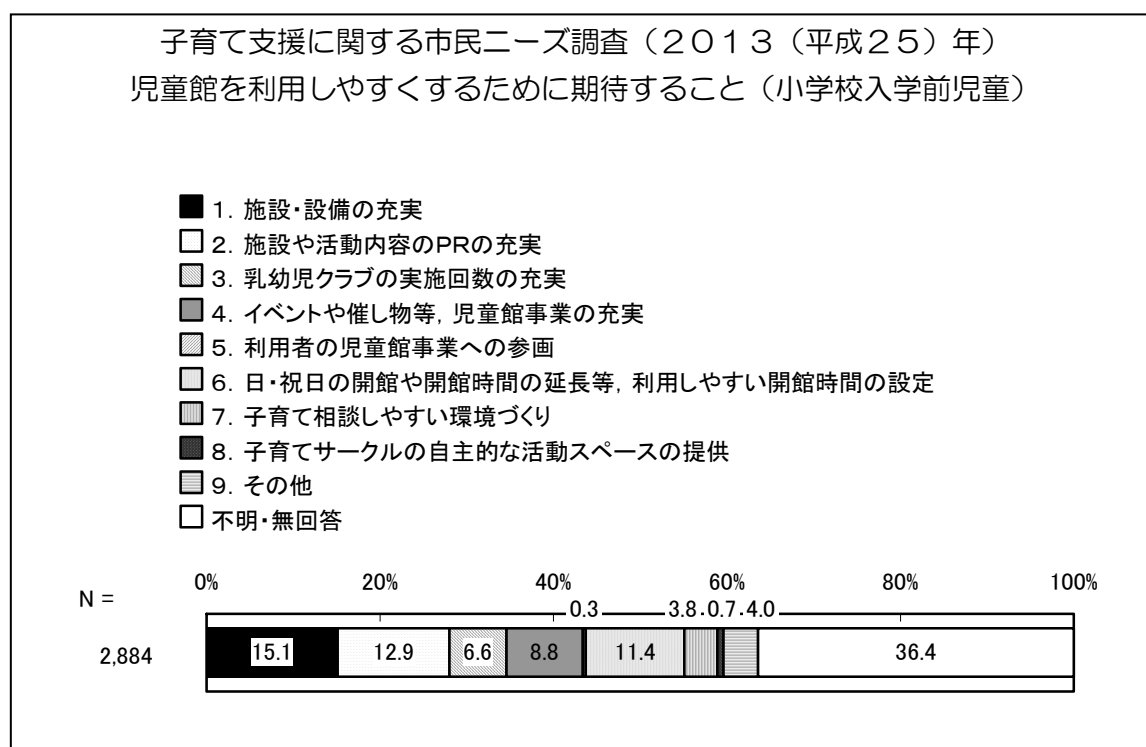
（１）児童館・学童クラブ事業

京都市では、広く地域の児童を対象とした「自由来館機能」と昼間留守家庭児童を対象とした「学童クラブ機能」を有する一元化児童館について、市民の身近な場所での整備を進め、前プランの５年間で１９館を開館し、２０１３（平成２５）年４月に前プランに掲げる１３０館の設置目標を達成しました。これをもって、山間部を除く市域において、おおむね児童の日常生活圏での一元化児童館の設置を完了しました。

ニーズ調査（小学校入学前児童）においては、「児童館は知っているが、利用したことはない」、「児童館を知らなかった」を合わせると、５０％となっており、前回ニーズ調査とほぼ同様の結果となっています。その理由については、「既に子どもが幼稚園・保育施設等に通っているため」、「利用する時間がない」のような児童の生活パターンによる理由のほか、「児童館でどのような事業を実施しているのかわからない」、「利用方法（手続き等）がわからない」といった児童館活動についての情報の周知が課題となっています。



また、ニーズ調査における児童館について期待することについては、「施設・設備の充実」、「日・祝日の開館や開館時間の延長等、利用しやすい開館時間の設定」（小学校入学前児童）などが多くなっており、施設の充実や開館時間等についても検討が必要となっています。一方、「施設や活動内容のPRを充実する」も多くなっており、児童館活動についての情報の周知が求められています。



児童館では、子育てに対する不安や負担感を軽減することを目的として、子育てに関するボランティア活動である「母親クラブ」、乳幼児親子の交流や仲間づくりの場である「乳幼児クラブ」を実施していますが、在宅での子育てが中心となる乳幼児親子には、他の親子や地域住民と気軽に交流できる機会が必要であり、より一層、身近な地域の子育て支援拠点として役割を果たすことが求められています。

また、中高生を中心とした思春期児童の利用については、赤ちゃんとふれ合い、関わることにより、子育ての喜びや他者に対する関心、共感の能力高めるなど、中高生の健全育成を図ることを目的に実施している「中高生と赤ちゃんの交流事業」の実施箇所の拡大を図ってきました。さらに、2009（平成21）年9月からの児童館の午後6時30分までの時間延長に伴い、中高生の居場所づくりを進めてきましたが、更なる中高生の利用促進に向けた取組の検討が必要となっています。

地域社会は子どもたちが成長するための重要な場であり、子どもたちが地域の人たちと交流を図ることは、子どもたちの人間関係を豊かにし、子どもたちが社会性を培うことにつながることから、地域と連携した児童館活動を展開することが重要となっています。

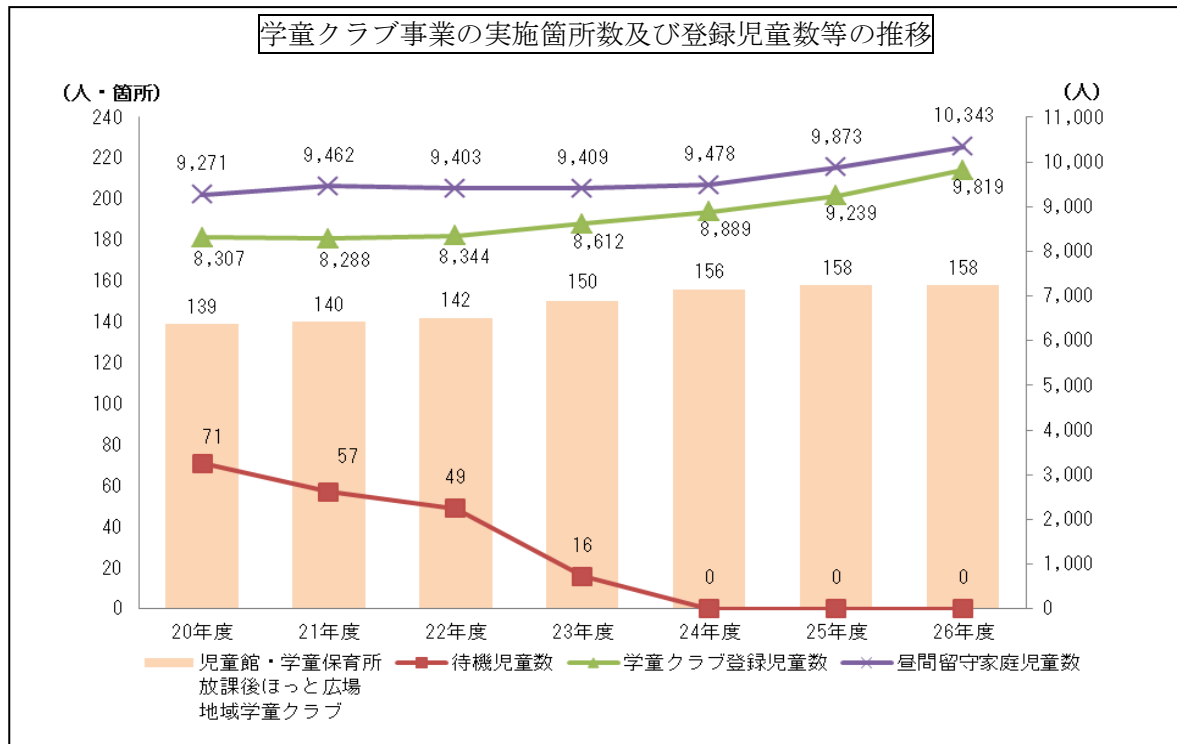
学童クラブ事業については、一元化児童館及び学童保育所において実施しており、一元化児童館の130館の設置完了に伴い、おおむね児童の日常生活圏において学童クラブ事業を実施しています。

また、2010（平成22）年度から新たな放課後児童対策として、放課後まなび教室と学童クラブ機能を有する事業とを緊密な連携により実施する「放課後ほっと広場」を現在8箇所で開催しています。

この他、近隣に学童クラブ事業を実施する児童館等がない地域や昼間留守家庭児童の多い地域については、民間の社会福祉法人等が実施する学童クラブ事業（以下「地域学童クラブ事業」という。）への補助を実施しています。地域学童クラブ事業は、山間地域など一定のニーズのある地域において学童クラブ事業を補完するとともに、大規模学童クラブや

待機児童の解消としての役割も担っています。

こうした取組により、学童クラブ事業については、計167箇所（一元化児童館130箇所、児童館分室9箇所、学童保育所9箇所、放課後ほっと広場8箇所、地域学童クラブ11箇所）での実施となり、その結果、待機児童数については、2009（平成21）年度の57人から年々減少し、2012（平成24）年度以降、3年連続で待機児童ゼロを達成しています。



しかし、この5年間、小学校児童数は減少傾向にあるにもかかわらず、昼間留守家庭児童数は増加の傾向を示しており、「学童クラブの大規模化」が課題となる中、2015（平成27）年度から施行が予定されている子ども・子育て支援新制度において、学童クラブ事業の対象が小学校3年生（障害のある児童は小学校4年生）までから、小学校6年生までに拡大されるとともに、国基準に基づき、各市町村において条例により放課後児童健全育成事業に関する設備及び運営に関する基準（以下「基準」という。）を定めることとされ、「面積（児童1人につきおおむね1.65㎡以上）」、「支援の単位（一の支援の単位を構成する児童の数はおおむね40人）」及び「支援の単位ごとに2名以上の職員の配置」などの基準に基づく学童クラブ事業の運営のための体制整備が求められることとなります。

また、民間の社会福祉法人等が実施する地域学童クラブ事業についても、この基準に基づく学童クラブ事業の運営を求められることから、地域学童クラブ事業についても円滑に基準に基づく運営が行えるよう、支援を行う必要があります。

京都市では、学童クラブ事業に従事する職員が必要な知識及び技術を身につけるための研修について科目の体系化を図るとともに、実技研修、全国研修への職員派遣など、初任者から中堅職員まで勤務経験等に応じた研修を実施しています。2013（平成25）年度には研修科目の追加等により内容を充実して研修を実施していますが、新たな職員の確保に当たっては、事業の質の確保・向上のために、既存の研修体系をいかした人材育成の手法の検討や、資格のない職員に対する資格取得支援等、更なる研修の充実を図る必要があります。

また、対象年齢の拡大により、新たに小学校4～6年生の児童を受け入れることに伴い、利用希望者の受入れを維持するため、放課後まなび教室とも十分に連携して対応するとともに、実施場所及び職員の確保により大規模クラブの解消に向けた取組が必要となります。併せて、利用児童の自立度の高さや社会性の向上などにより、小学校1～3年生の児童とは異なる関わり方が求められるなど、これまでとは異なる支援を行う必要があります。

学童クラブ事業における障害のある児童（小学校4年生まで）の受入れについても、この5年間年々増加する傾向にあり、介助者が不足している状況にあります。

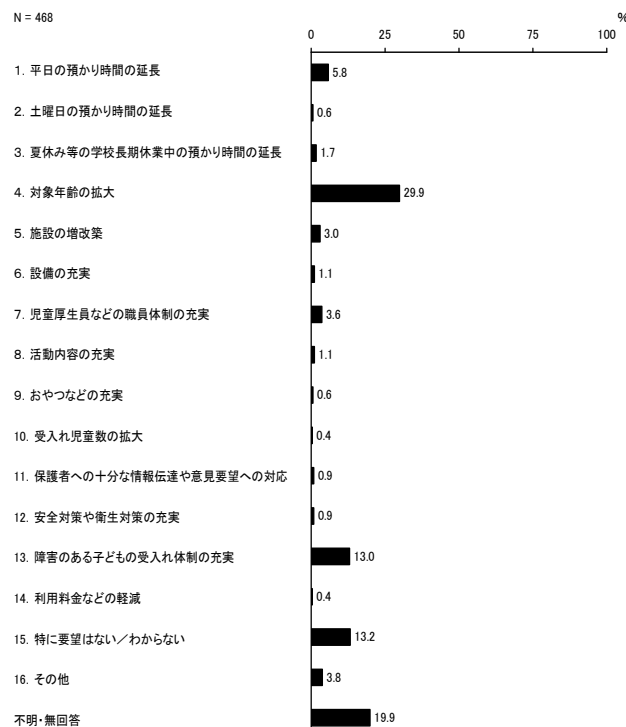
2007（平成19）年度から実施している、障害のある小学校5、6年生の児童を対象とした「障害のある児童のサマーステイ事業（現はあとステイ事業）」については、当初、小学校の夏期休業期間のみ実施していましたが、利用者からの夏期以外の休業期間の実施や利用施設の拡充の声を受け、2012（平成24）年度から順次、事業内容の充実を図り、実施期間を春期及び冬期休業期間に拡大するとともに、実施箇所についても全児童館で実施しています。

ニーズ調査（小学生児童）においても、学童クラブ事業等の「対象年齢の拡大」に次いで、「障害のある子どもの受入体制の充実」を望む割合が高くなっており、対象年齢の拡大により、登録児童の更なる増加に対応した受入体制の確保が必要となっています。

子育て支援に関する市民ニーズ調査（2013（平成25）年）（小学生児童）

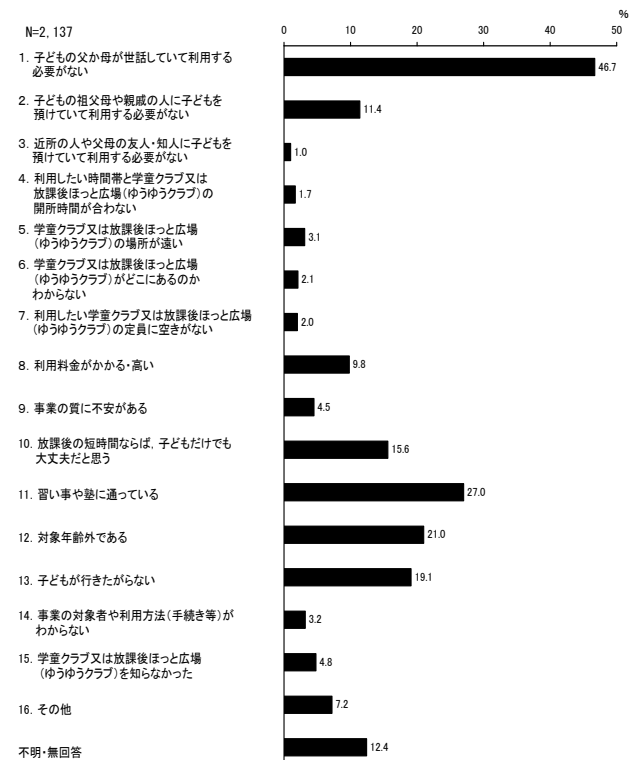
＜学童クラブ事業又は放課後ほっと広場（ゆうゆうクラブ）に関する要望＞

- 「4. 対象年齢の拡大」 29.9%
○「13. 障害のある子どもの受入体制の充実」 13.0%



＜学童クラブ事業又は放課後ほっと広場（ゆうゆうクラブ）を利用していない理由＞

- 「12. 対象年齢外である」 21.0%



（２）放課後まなび教室

京都市では、学校施設を有効に活用し、放課後の子どもたちの「自主的な学びの場」と「安心・安全な居場所」の充実を図ることを目的として、２００７（平成１９）年度から小学校４年生から６年生までを対象として「放課後まなび教室」を実施し、２００９（平成２１）年度からは、対象学年を小学校１年生から３年生までに拡大し、全学年を対象とするとともに、全小学校区において実施しています。

放課後まなび教室の希望者数は年々増加し、２０１３（平成２５）年度には、前プランの目標数である１０，５００人を大きく上回る１２，２６７人の登録数に達するとともに、登録希望者の全員登録を維持しており、着実に放課後まなび教室の推進が図られ、学童クラブ事業と同様に放課後の児童の安全・安心な居場所として大きな役割を果たしています。

また、新たな放課後児童対策として、放課後まなび教室と学童クラブ機能を有する事業とを緊密な連携により実施する「放課後ほっと広場」を２０１０（平成２２）年度から開始し、現在８箇所で開催しています。

放課後まなび教室と学童クラブ事業の連携については、両事業の登録児童を対象とした行事の実施や、児童の所在確認についての連携など、地域の状況に応じた連携を進めるとともに、２０１２（平成２４）年度から、小学校と同一敷地内に設置した児童館において、放課後まなび教室の登録児童が放課後まなび教室終了後に直接児童館を利用できるようにする取組を実施するなど、両事業の連携の一層の充実を図っています。

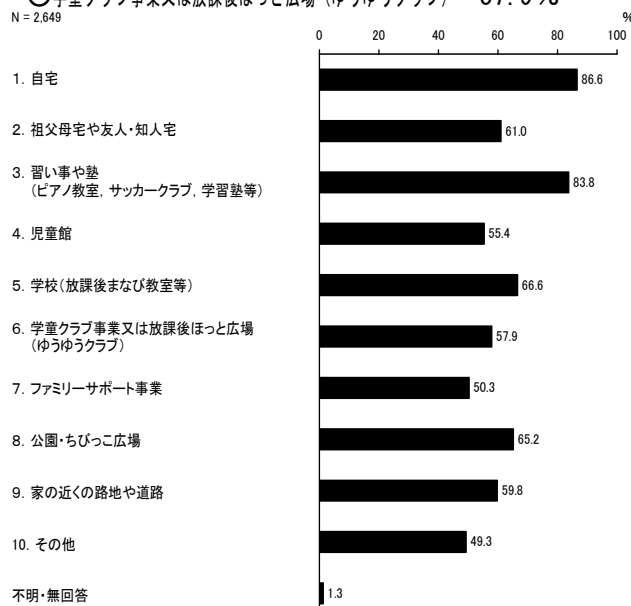
学童クラブ事業の対象年齢の拡大により、同じ放課後児童対策を担う放課後まなび教室と学童クラブ事業は、児童の立場に立った、より一層の連携が求められます。

子育て支援に関する市民ニーズ調査（２０１３（平成２５）年）（小学生児童）

<平日の放課後の児童の過ごす場>

○学校（放課後まなび教室等） 66.6%

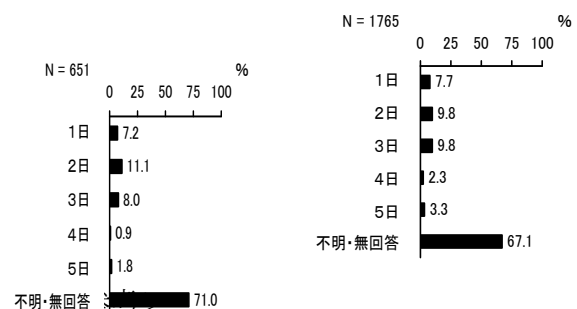
○学童クラブ事業又は放課後ほっと広場（ゆうゆうクラブ） 57.9%



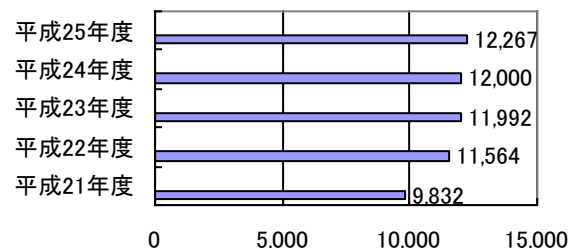
５．学校（放課後まなび教室等）

〔低学年の間〕

〔高学年になったら〕



放課後まなび教室登録児童数の推移



施策を展開する今後の方向性

児童館においては、今後も引き続き、積極的に「母親クラブ」、「乳幼児クラブ」などの子育て支援に関する事業の充実や施設のPRに努め、子育ての不安や悩み等を抱える保護者同士が気軽に集い交流できる場となるよう、取組を進めます。

中高生を中心とした思春期児童に対しては、児童の自主的な活動につながる取組の実施などにより、更なる利用促進を図っていきます。また「中高生と赤ちゃんの交流事業」については、思春期児童のうちから子育てへの関わりを学ぶことで、将来の子育てに対する不安を軽減するとともに、子どもたちが子育ての喜びを感じられるものとなるよう、引き続き取組を推進していきます。

また、児童館と地域の子どもに関する機関や団体が連携することにより、子どもや子育て家庭を支える地域づくりを推進していきます。

学童クラブ事業については、就労家庭の増加に伴う登録児童数の増加や対象年齢の拡大に対応するため、必要に応じて新たに小学校の余裕教室の活用を検討するなど実施場所を確保するとともに、登録児童数や昼間留守家庭児童数の動向を見極めながら、必要に応じて、新たな学童クラブ事業の実施場所の確保や放課後ほっと広場、地域学童クラブの設置により、提供体制の確保を図ります。

また、児童の支援の単位ごとに2人以上の職員配置が必要となり、多くの新任職員が従事することとなることから、事業の質の確保・向上のため、都道府県実施の研修に加え、これまで実施している研修の計画的な履修など人材育成の手法の検討や資格のない職員に対する資格取得支援等、職員研修の充実を図ります。

併せて、対象年齢の拡大に伴い、新たに小学校4～6年生の児童を受け入れることになる中で、児童の年齢に応じた支援が行えるよう、京都市の児童館・学童クラブ事業のガイドラインである児童館活動指針について、児童館関係職員の参画の下、改訂を行います。

障害のある児童の受入に当たっては、障害の状況や発達段階を踏まえた支援が必要であり、専門機関との連携や研修の充実により、職員のスキルアップ及び介助者の質の向上を図ります。また、登録児童数の増加に対応するため、大学との連携による学生ボランティアの確保や介助者募集の広報の充実などにより介助者の確保に向けた取組をより一層推進し、受入体制の充実を図ります。

放課後まなび教室については、今後も希望者全員の登録を維持するとともに、学童クラブ事業と放課後まなび教室のより一層の連携を進め、「放課後まなび教室」と「学童クラブ事業」を融合した「放課後ほっと広場」の実施を拡大するなど、引き続き、きめ細やかな放課後児童対策を推進し、子どもたちの安心、安全な活動場所の確保を図ります。

施策・主な取組

（１）児童館・学童クラブ事業

- 学童クラブ事業の待機児童ゼロの継続 新規（推進中）
- 児童館等の地域での子育て支援機能の充実

児童館や保育園（所）等で市民の身近な地域での子育て支援活動を実施します。

<保健福祉局>

【主な取組】

◇児童館での地域子育て支援拠点事業（児童館・子育てほっと広場）の実施

◇児童館における子育て情報の一元的な発信

● 児童館における次世代育成事業の推進

地域の児童館において、中高生を中心とした事業を推進し、思春期児童の活動を支援します。

<保健福祉局>

【主な取組】

◇中高生の居場所づくりと活動の支援

◇中高生と赤ちゃんの交流事業の充実

● 子どもや子育て家庭を支える地域づくり

児童館において、地域の関係機関や団体と連携し、子どもや子育て家庭を支える地域づくりを推進します。

<保健福祉局>

【主な取組】

◇地域住民との交流の推進

◇地域との連携の推進

● 学童クラブ事業及び放課後ほっと広場等の充実

【主な取組】

◇対象年齢を小学校6年生まで拡大 新規

◇基準に基づく実施場所の確保による利用児童の処遇の向上 新規

◇基準に基づく職員配置による利用児童の処遇向上 新規

◇職員研修の充実による事業の質の向上

◇児童館活動指針の改定 新規

◇放課後ほっと広場の実施拡大

◇地域学童クラブ事業への支援の充実

● 大規模学童クラブの解消に向けた取組の推進

<保健福祉局>

【主な取組】

◇基準に基づく実施場所の確保による利用児童の処遇の向上（再掲） 新規

◇基準に基づく職員配置による利用児童の処遇の向上（再掲） 新規

● 障害のある児童の受入れの促進

【主な取組】

<保健福祉局>

◇障害のある児童の受入体制の充実

・障害のある児童に係る職員研修の充実

・大学との連携による学生ボランティアの確保及び介助者募集、広報の充実による介助者の確保

（２）放課後まなび教室

● 放課後まなび教室の推進

<教育委員会>

【主な取組】

◇放課後まなび教室希望者全員の登録の維持

● 学童クラブ事業と放課後まなび教室の連携

<保健福祉局，教育委員会>

【主な取組】

- ◇行事や日常の取組に関する連携の推進等
- ◇放課後ほっと広場の実施拡大（再掲）

第6章 伝統と文化を受け継ぎ、次代と自らの未来を切り拓く子どもたちを育むまちづくり

(1) 開かれた学校づくりと市民ぐるみ・地域ぐるみで進める教育

ア 開かれた学校づくりの推進

現状と課題

明治2年に町衆が私財を出し合い、日本で初めて64の地域制小学校を設立した京都では、これまでから学校運営協議会の設置や学校評価の充実、PTAやおやじの会の活気ある活動など、市民ぐるみ・地域ぐるみの教育を進めています。こうした中で培われた学校と家庭・地域との相互の信頼関係を基盤として、生き方探究教育や伝統文化教育、環境教育、食育、自然体験活動など、京都ならではの教育活動を展開しています。これらの取組を一層推進するためには、より多くの方々に教育や子育てに参画していただく必要があります、市民や産業界、NPO、大学等との更なる連携も進んでいるところです。

また、「生きる力」を支える「確かな学力」、「豊かな心」、「健やかな体」をしっかりと育む教育実践を推進させることにより、市民・保護者が学校に信頼を寄せ、京都に住み続けたい、京都で子どもを育てたいと実感することができます。

そのためにも、市民との共汗で進める教育活動を通じて、まち全体を子どもたちの学びと育ちの場としていくことが重要です。また、参画していただいた方々同士の交流や連携を更に進める必要があります。

施策を展開する今後の方向性

京都の町に息づく「地域の子どもは地域で育てる」という教育風土をいかし、更に地域ぐるみ・市民ぐるみの教育を推進します。そのため、学校と家庭・地域が相互に信頼を高め合う関係を構築するとともに、学校を核として、保護者、地域、経済界、更に大学、NPO、ボランティア等、幅広い市民の方々との連携を進めます。

施策・主な取組

● 産学公連携の推進

社会のグローバル化が進展する中で、経済界や大学等と連携して次世代の人づくりに向けた取組をより一層推進します。とりわけ、経済界、大学、教育界、行政、メディア等がお互いの垣根を越えた新しい教育のあり方を創造するために設立された「京都教育懇話会」（2008（平成20）年5月設立）において、継続的に次世代の教育や人材育成のあり方について討議し、新しい日本の教育モデルを発信します。

また、教員自らが最先端の学問に触れるなど、学ぶ楽しさを再認識することにより、教員自身の教材開発や授業力の向上を図る取組を京都大学との連携で進めるとともに、5つの芸術系大学との連携の下、設立された「京都芸術教育コンソーシアム」（2012（平成24）年8月設立）では、芸術を大切にする風土づくりや大学のまち京都ならではの芸術教育を推進するなど、多様な大学やNPO等とのネットワークを構築することにより、教育内容の改善や教材開発、教員の質の向上を図ります。

<教育委員会>

【主な取組】

◇京都21世紀教育創造フォーラム等の開催

◇京都芸術教育フォーラム等の開催 新規(推進中)

● 学校運営協議会

保護者・地域の方々に教育活動や学校運営に積極的に参画いただく学校運営協議会の充実、支援を図ります。国の制度創設以来、常に全国最多の設置数を数え、多くのボランティアの方々の協力の下で全国をリードしてきた取組の成果をいかし、設置校を全小中学校に広げ、子どもたちと地域の大人がふれ合う取組を通じて、地域社会に誇りと愛情を持つ子どもたちの育成に努めます。さらに、中学校区単位で活動を行う小中合同の学校運営協議会の設置を拡大し、義務教育9年間の学びと育ち全体を見渡した、保護者・地域との協働体制の構築を推進します。

<教育委員会>

【主な取組】

◇学校運営協議会の設置校拡大の推進

◇小中合同の学校運営協議会を設置する中学校区の拡大 新規(推進中)

◇学校評価(学校関係者評価、第三者評価)の充実

● 学校評価システムの活用

2003(平成15)年度からすべての学校・幼稚園で導入している学校評価システムについて、教職員自らが行う「自己評価」、学校運営協議会等による「学校関係者評価」、学識経験者等による「第三者評価」の実施等を通して学校運営の組織的・継続的な改善を図り、教育水準の向上を目指します。

同時に、学校、家庭、地域がお互いの役割や取組を補い合い、情報や課題意識の共有を行うことで、それを行動、成果の共有にまで高め、最終的には子どもを共に育む喜びを分かち合うことができる信頼関係の構築に努めます。

<教育委員会>

【主な取組】

◇学校評価の効果的な公表

◇学校関係者評価の全校実施

◇学校運営協議会及び学校評価に関する検証委員会の活動充実

● 学校支援ボランティアの拡充

様々な分野の職業や学問についての豊富な知識や技能を有する地域の人たちを、「わたしたちの新しい先生」としてボランティア登録を行っています。ゲストティーチャーなどとして授業を支援する「学校支援ボランティア」の充実を図るとともに、地域を越えて他校でも活躍していただけるようネットワーク化を更に推進します。

<教育委員会>

【主な取組】

◇学校支援ボランティアのネットワーク化の推進

◇学校支援ボランティア表彰の実施

● 大学との連携による学生ボランティア学校サポート事業の推進

一人ひとりの子どもに対するきめ細やかな指導の充実に向けて、大学との連携の下、教職を目指す学生や専門的知識・技能を持った学生が、教科や部活動の指導補助など、学校・幼稚園で必要とされる教育活動の支援を行います。

あわせて、こうした学校・幼稚園における教育活動の体験を通して、学生が子どもたちの状況や教育実践を具体的に学び、自己の資質の向上を図る機会ともなっており、

2014年（平成26年）現在、104大学等と協定を締結し、約2千名の学生がボランティアとして活動をしています。

<教育委員会>

【主な取組】

◇学生ボランティア協定を中心とした大学との連携協定の締結の推進

◇ボランティア活動の募集・広報の実施

● みやこ子ども土曜塾

学校週5日制を契機とし、「まち全体が学び舎に！大人みんなが先生に！」を合言葉に、土曜日・日祝日、夏休み等の学校休業日において、企業や大学、NPO、市民ボランティア等の協力により、豊かな学びと育ちの場を子どもたちに提供しています。京都ならではの多様な学習資源をいかした伝統芸能、芸術、スポーツ、野外活動など多種・多様な体験活動を企画立案し、学校や地域、生涯学習施設等で実施しております。今後とも幅広い団体の参加・協力の下、情報誌「GoGo 土曜塾」やホームページ等による情報発信の充実に努めます。

<教育委員会>

【主な取組】

◇情報誌「GoGo 土曜塾」の発行

◇みやこ子ども土曜塾ホームページでの情報発信

◇みやこ子ども土曜塾主催事業の実施

● 地域生徒指導連絡協議会

中学校区を単位として、小中学校のPTAや地域の各種団体と学校が、地域ぐるみで、子どもたちの安心・安全の確保や健全育成に向けた活動に取り組んでいます。

今後とも小中連携を進めながら、各学区の実情や児童生徒の実態に応じた課題を踏まえた取組を、地域一体となって推進します。

<教育委員会>

【主な取組】

◇計画的な地域パトロール、見守り活動の実施

◇「インターネット・ケータイ、ソーシャルメディアの弊害」等の解決に向けた研修会の実施

イ 地域・各団体と連携した「子どもを共に育む京都市民憲章」（愛称：京都はぐくみ憲章）の普及・実践

現状と課題

2007（平成19）年2月に、子どもを健やかに育むための市民共通の行動規範として「子どもを共に育む京都市民憲章（愛称：京都はぐくみ憲章）」を制定し、更にその理念を総合的に実現するため、2011（平成23）年3月に「子どもを共に育む京都市民憲章の実践の推進に関する条例」を制定しました。教育・保育や青少年育成団体、経済界、マスコミなど112もの団体（2014（平成26）年6月現在）が参画する「人づくり21世紀委員会」（1998（平成10）年2月発足）をはじめとした団体等と連携し、具体的な取組を通して、家庭、地域、学校、企業、行政など、社会のあらゆる場で京都はぐくみ憲章の普及・実践に努めています。

施策を展開する今後の方向性

「子どもを共に育む京都市民憲章（愛称：京都はぐくみ憲章）」の更なる周知を図り、その理念が家庭、地域、育ち学ぶ施設、企業、行政など、社会のあらゆる場で普及・実践できるよう、学校を核として、家庭、地域、経済界、大学、NPO、ボランティア等、幅広い市民の方々との連携を進めています。

施策・主な取組

● 「京都はぐくみ憲章」の普及と憲章の理念に基づく実践の推進

憲章の理念に基づく実践行動が、市民生活のあらゆる場に息づくよう、毎年度の「行動指針」の制定、憲章の「実践推進者」の表彰をはじめ、憲章の実践を推進する機運づくりを進めます。

また、全庁が一体となって取組を進めることはもとより、家庭、地域、育ち学ぶ施設、企業、行政など、市民や社会のあらゆる構成団体と協働し、積極的な普及促進に取り組んでいます。

さらに、身近な地域で取り組まれている憲章の実践活動を、従来の広報媒体に加えて、スマートフォンアプリ等を活用して情報発信するなど、若い世代にも焦点を当てながら、市民が憲章を身近に感じ、その実践につながる効果的な取組を推進します。

<保健福祉局・教育委員会>

【主な取組】

◇毎年度制定する「行動指針」に基づく取組の啓発・実践 新規（推進中）

◇「子ども育みサポーター」制度の充実 新規（推進中）

◇「実践推進者表彰」の実施 新規（推進中）

◇愛称・ロゴマークを活用した啓発活動の推進 新規（推進中）

◇スマートフォンアプリ等を活用した情報発信 新規（推進中）

● 人づくり21世紀委員会

『子どもたちのために、今、大人として何ができるか』を共に考え行動するネットワークとして1998（平成10）年2月に発足した「人づくり21世紀委員会」は、市内112団体（2014（平成26）年6月現在）の参画の下、子どもたちを取り巻く今日的課題を共有し、子どもたちの命に関わる緊急課題や「京都はぐくみ憲章」の推進に取り組んでいます。

今後も加盟団体の一層の連携によるネットワークの拡大を支援するとともに、各行政区で組織される「人づくりネットワーク実行委員会」の主体的・創造的な活動を核として、地域活動の一層の推進、地域コミュニティの活性化を図ります。

<教育委員会>

【主な取組】

◇人づくり連続講座、人づくりフォーラムの開催

◇人づくりニュースの発行（年3回）

(2) 確かな学力・豊かな心・健やかな体の調和のとれた育成

ア 確かな学力の向上と創造性豊かな子どもの育成

現状と課題

「歴史都市」、「国際文化観光都市」、「ものづくり都市」、「大学のまち」など、多様な都市特性を持つ京都市は、学校での学びを深め、広げいくうえで、非常に恵まれた教育環境にあると言えます。こうした中、京都市では学んだことをいかして「課題を自ら克服し現状を変えていく」、「社会人として自立し、社会の発展に貢献する」ことができる子どもを育むため、「一人ひとりの子どもを徹底的に大切にする」という教育理念を掲げ、教員の熱意ある教育実践の積み重ねと、小中一貫教育を軸とした校種間連携や、保護者や市民、産業界、大学等との連携の下、子どもたちの確かな学力と豊かな創造性の育成に向け、様々な取組を進めています。

一方で、近年、自らの将来について夢や希望を見出せない、また、なりたい自分を見失っている若者が増加するなど、学校から社会・職業への円滑な移行や若者の社会的・職業的自立が全国的な課題となっています。こうした課題に対応するため、子どもたちが自らの生き方を考え、目的意識をもって進路目標を設定し、努力できるよう、京都市独自のキャリア教育である「生き方探究教育」をあらゆる教育活動において進めてきました。

さらに、団塊世代の退職等に伴う教職員の大幅な世代交代が進行する中、こうした京都ならではの教育をしっかりと若手教職員に受け継いでいくとともに、京都市教育の次代を担うミドルリーダーの育成に努めています。

施策を展開する今後の方向性

義務教育9年間を通じた系統的、計画的な指導が子どもたちの能力を最大限に伸ばすことができるという理念の下、小中学校9年間の指導内容を系統立てて編成した小中一貫カリキュラムに基づく教科指導の充実と、家庭と連携した生活習慣の確立や家庭学習の充実の両面で学力向上に努めます。

また、子どもたちが実生活において身につけた知識や技能を活用できるよう、学校、家庭、地域、大学、企業、NPO等との連携の下で、京都の豊かな学習資源をいかした体験活動を推進するとともに、自ら課題を見つけ、学び考え、主体的に判断して問題を解決する探究型の学習を推進します。

施策・主な取組

● 京まなびプロジェクトの推進

予習・復習プリントと確認テストを組み合わせた「京都市学習支援プログラム」(小学校の「ジョイントプログラム」、中学校の「学習確認プログラム」)等を活用し、子どもたちの家庭における自学自習の習慣化を図り、確かな学力の定着を目指します。

また、「基礎・基本」を徹底し、知識や技能を活用した問題解決の学習や探究活動の充実を図ることにより、自ら学ぼうとする力を引き出しながら、子どもたちが「わかる喜びと楽しさ」を実感できるよう授業改善を行っています。

<教育委員会>

【主な取組】

◇「京都市学習支援プログラム」(小学校)「ジョイントプログラム」、中学校「学習確認プログラム」等の活用の推進

◇京都市独自予算による少人数学級の推進

● 校種間連携・小中一貫教育の推進

子どもたちの「学び」と「育ち」を支える小中一貫教育を全中学校区で展開し、地域実態に応じた特色ある取組を推進します。教育目標（目指す子ども像）を小中学校が共有し、児童・生徒の9年間の育ちにすべての教職員が責任をもつ教育活動に取り組みます。

確かな学力の定着を図る「京まなびプロジェクト」との連携の下、小中学校間での人事交流や相互授業や専科教育を推進するとともに、合同行事の開催や地域行事への子どもたちの積極的な参加を進め、地域の力をいかした教育活動を展開します。

さらに、子どもの発達の連続性について相互理解を深め、校種間の滑らかな接続を図るために、保育園（所）、幼稚園、認定こども園と小学校、中学校に加え、進路実現を目指した中学校と高等学校・総合支援学校との連携に取り組み、交流事業の促進など、効果的な連携を進めます。

<教育委員会>

【主な取組】

◇保育要録・指導要録等の活用

◇小中学校間での人事交流による相互授業や専科教育の推進

◇教育課程の編成や指導形態の工夫・改善、交流事業の促進

◇保・幼・小・中連携の推進（再掲）

◇中高接続プロジェクトの実施 新規（推進中）

● 社会的・職業的自立に向けた生き方探究教育の充実

子どもたち一人ひとりの社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てることを通して、社会の中で職業人として、家庭や地域の一員としての自らの役割を果たしながら、自分らしい生き方を実現する「生き方探究教育」について更なる推進を図ります。

「京都まなびの街生き方探究館」では、小・中学生が職業体験や生活設計体験を行う「スチューデントシティ・ファイナンスパーク学習」のほか、中学生が職場体験・勤労体験を行う「生き方探究・チャレンジ体験」、企業創業者等の情熱・努力・生き方を学ぶとともに、モノづくり体験を行う工房での体験学習を通して、京都の先端産業・先端科学に関心を深め、将来や夢に向かう意欲を育成しています。引き続き各体験学習を体系的・系統的に実施し、「生き方探究教育」の更なる充実・深化を図ります。

<教育委員会>

【主な取組】

◇市立小・中学校での京都市キャリア教育スタンダード「生き方探究教育」の実践取組

◇市立小学校の4～6年生が施設の中に再現した「街」で職業体験を行うスチューデントシティ学習の実施

◇市立中学校と総合支援学校の生徒が施設の中に再現した「街」で生活設計体験を行うファイナンスパーク学習の実施

◇市立中学校の生徒が事業所の協力の下、職場体験・勤労体験を行う「生き方探究・チャレンジ体験」推進事業の実施

◇市立小学校の4～6年生対象の「京都モノづくりの殿堂・工房学習」をはじめ、京

(みやこ) 少年モノづくり倶楽部等の京都こどもモノづくり事業の実施

● グローバル人材の育成に向けた英語教育等の充実

国際文化観光都市・京都ならではの英語教育・伝統文化教育を推進し、子どもたちが京都の魅力を発信するとともに、観光客等に”おもてなし”を行う実践的英語力を培うなど、子どもたちが「日本・京都を知る取組」と「伝える取組」を充実します。また、市立高校生に豊かなコミュニケーション力、世界の文化、経済、歴史などに対する幅広い教養などを育み、グローバル化の進む社会を自ら切り拓くことができる力の育成を図ります。

<教育委員会>

【主な取組】

◇小学校英語活動の3・4年生への拡大や小学校英語の教科化等国の英語教育改革を見据えた拠点校による実践研究（タブレット端末の導入、英語教育指導員の配置）

新規（推進中）

◇全市立小・中・総合支援学校でのイングリッシュシャワー事業の実施

新規（推進中）

◇中・高校生の実用英語検定「英検」チャレンジの受験奨励（検定料補助）

新規（推進中）

◇「Kyoto Global Kids in スチューデントシティ」（小学生対象）の実施

新規（推進中）

◇市立高校グローバルリーダー育成研修の実施

新規（推進中）

◇ALT（外国人指導助手）の活用

◇市立高校における海外研修・海外留学への助成

新規（推進中）

◇日吉ヶ丘高校にける府内初となる「英語村」の設置

新規

● 京都ならではの伝統文化教育等の推進

伝統文化に関する教育については、社会科や総合的な学習の時間等で、地域とも連携した体験活動等を行うとともに、体験を通して学ぶ「ジュニア京都検定」を全小学校で実施するなど、京都市ならではの取組を展開しています。

また、「古典の日に関する法律」の趣旨を踏まえ、子どもたちが日本の心を伝える伝統文化や古典に親しめるよう、市立小中学校においては、古典の朗読コンテストの実施や和装、古典文学、日本舞踊、茶道等、伝統文化の専門家を学校へ派遣するなど、その振興に努めます。

<教育委員会>

【主な取組】

◇専門家の派遣等による全市立小中学校での伝統体験活動の実施

◇歴史都市京都から学ぶ「ジュニア京都検定」の実施

◇中学生による「京都・観光文化検定」チャレンジ

新規（推進中）

◇伝統文化の取組の拡充

● 理数教育の推進

子どもたちが数学的・科学的なものの見方や考え方等を身につけるとともに、疑問の解明に主体的に取り組む姿勢を育成する理数教育の充実を図るため、市立小・中学校における観察や実験の更なる活性化や教員研修の充実等に努めます。京都市の理科教育の殿堂である青少年科学センターにおいては、京都の企業や大学と連携し、イベントへの

「科学屋台（科学実験等）」を派遣する取組をはじめ、最先端の実験教室や実習・見学会を行うとともに、京都の最先端企業と連携した特別展を開催します。

さらに、青少年科学センター独自の企画立案による展示や洗練された演示実験、プラネタリウム番組等を駆使し、世代間の交流を促進しながら、市民の科学への興味・関心を育む展示場のリニューアルを行います。

<教育委員会>

【主な取組】

- ◇理科観察実験アシスタントの配置 新規（推進中）
- ◇未来のサイエンティスト養成事業の実施
- ◇京都科学屋台ネットワークの実施
- ◇展示場のリニューアル 新規（推進中）
- ◇企業連携特別展の実施 新規（推進中）
- ◇理科担当教員研修の充実

● 環境教育の推進

毎月16日は環境にいいことをする「DO YOU KYOTO?デー」です。学校では、自校の環境教育の基本指針として策定する環境宣言に基づく環境保全の活動に取り組み、全市立小・中・総合支援学校でKES学校版「環境に優しい学校」の認定を受けています。施設面では太陽光・風力発電設備の設置、校庭の芝生化や壁面緑化（緑のカーテン）など環境に優しい学校づくりを進め、これらの設備を学習にも活用しています。

また、教科等を越え横断的・総合的に推進すべき環境教育について、小中一貫して環境教育を学ぶ仕組みを整備するため作成した、京都ならではの「京都市環境教育スタンダード」を活用し、全市的に環境教育の一層の充実に取り組みます。

<教育委員会>

【主な取組】

- ◇京都市環境教育スタンダードの改訂と取組の充実
- ◇学校給食用牛乳パックのリサイクル
- ◇環境に優しい施設・設備を通じた環境学習の推進
- ◇「KES学校版」環境に優しい学校の認定に向けた取組
- ◇こどもエコライフチャレンジ推進事業（環境政策局所管）の実施
- ◇京都商工会議所による環境学習事業の実施

● 「第3次京都市子ども読書活動推進計画」を踏まえた魅力ある学校図書館づくりの推進

2014（平成26）年3月に策定した「第3次京都市子ども読書活動推進計画」に基づき家庭・地域・学校等の連携と社会全体での取組により、2014（平成26）年度から2018（平成30）年度の5年間で「本」大好きな子どもの育成を図る施策を推進します。

<教育委員会>

【主な取組】

- ◇学校図書館運営支援員の配置と、学校図書館を活用した学習の充実・推進
- ◇読書ノートを活用した「めざせ100冊！読書マラソン」運動の充実・推進
- ◇京都市地域産材「みやこ杣木」を使用した閲覧机・椅子等の整備による学校図書館大改造 新規（推進中）

◇家庭・地域における子どもの読書活動の推進

● 土曜学習の全市立小・中学校での実施

学校運営協議会や保護者、学生や地域のボランティア、退職教員などの参画の下、土・日・祝日などの学校休業日を有効に活用し、児童生徒の学習機会の充実、家庭学習や自学自習の習慣化に取り組む「土曜学習」を全市立小・中学校で実施し、取組の充実を図ります。

＜教育委員会＞

【主な取組】

◇学習意欲の向上や家庭学習の習慣化の促進

◇自学自習の態度の育成による基礎・基本の定着化

● 幼児教育の推進

2015（平成27）年4月に本格実施される子ども・子育て支援新制度の趣旨を踏まえ、心情、意欲、態度、基本的生活習慣など、生涯にわたる人間形成の基礎が培われる極めて重要な時期である幼児期に、幼児の主体的な活動である「遊び」を重要な学習と位置付け、教員の適切な援助の下、組織的、計画的な指導を行い、「生きる力」の基礎を育成します。

＜教育委員会＞

【主な取組】

◇私立幼稚園での「地域子育て相談事業」への助成

◇市立幼稚園での「地域に開かれた子育て支援推進事業」の推進

◇幼稚園における預かり保育の実施・拡充（再掲）

イ 心身ともに健全でたくましい子どもの育成

現状と課題

近年、子どもたちの自尊感情や規範意識の低下が懸念される中、子ども一人ひとりが自己肯定感やルール・法を守る意識を高めるとともに、命を重んじ、互いを認め支え合い、共に生きることの大切さを学ぶことにより、地域を大切にすることや公に資する態度、社会性を育むことが求められています。

また、いじめ、暴力行為などの問題行動のほか、不登校や児童虐待など、子どもを巡るトラブルが、若者の社会的な自立を阻害し、「ひきこもり」や「ニート」につながる一つの要因となる中で、これまで京都市が進めてきた家庭・学校・地域、そして関係機関やNPO等との連携を一層充実・推進し、総合的に子どもたちを支援していくことが必要です。

さらに、低年齢化や蔓延が危惧されている薬物乱用や喫煙・飲酒等の防止、HIV感染対策などの取組、インターネットやスマートフォンなどの情報通信機器が有する課題への対応など、子どもたちを取り巻く社会的課題の解決に向けた継続的な取組が重要です。また、スポーツは心身の成長過程にある子どもにとって、豊かな人間性の形成に重要な役割を果たすことから、より一層子どもたちがスポーツに親しむための取組の推進や望ましい生活習慣を育成するための指導の充実などが求められています。

施策を展開する今後の方向性

すべての子どもたちの自己肯定感を高めるため、あらゆる教育活動において、ルールや法の重要性について子どもたちの自覚を促すとともに、よりよい生活や人間関係を築ける

よう子どもたちの絆づくりに取り組み、家庭・地域・関係機関との連携により、いじめや暴力行為等の未然防止に努めます。また、健やかでたくましい子どもの育成に向け、学校・家庭・地域が一層連携し、子どもたち自身が、自らの心身の健康について考え、望ましい生活習慣を育成できるよう、運動やスポーツの実践、食育等の充実を図るとともに、困難な課題を抱えている子どもへの支援に取り組みます。

施策・主な取組

● 長期宿泊・自然体験活動の全小学校実施

子どもたちが、自然を愛し環境保全に取り組む態度を養うとともに、寝食を共にすることを通して、他人を思いやる気持ちや責任感、規範意識など豊かな人間性や社会性を育むため、奥志摩みさきの家での4年生の2泊3日、花背山の家等での5年生の3泊4日から最長5泊6日で実施する「長期宿泊・自然体験活動」を全市立小学校で取り組みます。

<教育委員会>

【主な取組】

◇長期宿泊・自然体験活動を通じた取組の実施

◇「活動資料集」の活用の推進

● 道德教育の推進

京都市独自の指導資料集「夢いっぱい」（小学校）や「心の旅」（中学校）、文部科学省選定の「私たちの道德」を活用し、子どもたちの自然や生命を尊重する心、規範意識や公德心、感謝する心等を育みます。また、子どもたちが自ら考え日常生活において道德的な行動の実践につなげられるよう、全市立小・中学校で選任している「道德教育推進教師」を中心とした学校教育活動を一層充実させるとともに、「しなやかな道德教育」推進校や研究校の指定等、「京都市道德教育振興市民会議」の提言を踏まえた京都ならではの道德教育を推進します。

<教育委員会>

【主な取組】

◇「夢いっぱい」（小学校）、「心の旅」（中学校）や「私たちの道德」を活用した道德教育の推進

◇市民参加型の道德の授業「親子で学ぶ道德の時間」の展開

◇「しなやかな道德教育」推進校・研究校の指定

◇全市立小・中学校での「道德教育推進教師」の選任・配置

● 人権教育の推進

京都市人権文化推進計画や学校において人権教育を推進するうえでの指針である「《学校における》人権教育をすすめるにあたって」を踏まえ、新たな人権に関する課題について正しく理解し対応できるよう、家庭・地域と連携しながら、人権という普遍的文化の担い手の育成を目指した取組の充実を図ります。

<教育委員会>

【主な取組】

◇各校の人権教育の全体計画及び年間指導計画による組織的な取組の推進

◇教職員に対する人権教育に係る研修、講座の実施

● いじめの防止等のための取組

京都市いじめの防止等に関する条例や京都市いじめ防止対策指針等に基づき、いじめを許さない学校づくりを進めるとともに、子どもたちが安心して生活し学ぶことができるよう、市民ぐるみでいじめの未然防止及び早期発見、迅速かつ適切な対応、並びにいじめの再発の防止等の取組を推進します。

<教育委員会>

【主な取組】

- ◇「京都市いじめの防止等に関する条例」の周知・取組の推進 新規（推進中）
- ◇子どもの豊かな心と規範意識を育む関係者会議の開催
- ◇いじめに関する各種相談体制の整備
- ◇スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの配置
- ◇全市立小・中・高等学校における非行防止教室の実施
- ◇ケータイ教室の実施、学校非公式サイト等のネット監視
- ◇京都市中学校生徒会議の開催

● 児童生徒等への支援・相談の実施

不登校やいじめをはじめとする様々な教育課題に対応するため、教育相談総合センター（こどもパトナ）では専門のカウンセラー等が支援・相談を行います。また、学校においては、心理面接等に関して専門知識や経験を有するスクールカウンセラーや、社会福祉等の知識・技術を活用して関係機関との連携の下に課題解決を図るスクールソーシャルワーカー等による支援・相談を更に充実するとともに、いわゆる別室登校の児童生徒の学習や活動を支援する学生ボランティア等の取組を推進します。

<教育委員会>

【主な取組】

- ◇教育相談総合センター（こどもパトナ）での支援・相談の実施
- ◇スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの配置
- ◇学生ボランティア「学びのパートナー」等の配置

● 不登校児童生徒に対する取組

各校に「不登校対策委員会」を組織し、不登校の未然防止や早期発見に努めています。不登校状態の児童生徒に対しては、児童生徒の個々の状態等を踏まえ、不登校の子どもたちの活動の場である教育支援センター（適応指導教室）「ふれあいの杜」への入級や、不登校生徒のための中学校への転入学などの支援を保護者等や学校と連携して進めます。

<教育委員会>

【主な取組】

- ◇教育支援センター（適応指導教室）「ふれあいの杜」を市内5箇所に設置
- ◇洛風中学校、洛友中学校（不登校生徒のための中学校）の設置
- ◇フリースクールとの連携、ICTを活用した学習支援事業の実施

● 子どもの体力向上の取組

子どもの体力向上について、新体力テスト等の調査結果の分析を基に、各学校の子どもの体力や運動習慣などにおける特徴と課題を明確にし、家庭や地域との連携を図りながら、2020年の東京オリンピック・パラリンピック開催を見据え、学校の教育活動全体を通じて、運動能力及び体力の向上に向けた各校の特色ある取組を更に推進します。

<教育委員会>

【主な取組】

- ◇運動部活動の活性化 新規（推進中）
- ◇スポーツ少年団等地域と連携した取組の実施
- ◇武道に親しめる環境づくり「まち道場」の創設
- ◇子どもの体力向上に向けた事業の実施
- ◇京都市小学校「大文字駅伝」大会の実施

● 食育の推進

和食のユネスコ無形文化遺産登録を契機に、日本の食文化を継承していくため、プロの料理人の食育授業を通して五感で味わう大切さ学び、食に対する感謝の心などを育成する「日本料理に学ぶ食育カリキュラム」を推進します。さらに、学校・家庭・地域との連携の下、食に感謝し食を大切にする心を育て、心身の成長や健康の更なる増進を図るために、生産の様子を紹介する指導資料を用いた「地産地消（知産知消）」の取組や、学校給食を通じた四季の行事にちなんだ献立、京都の伝統食を取り入れた「京のおばんざい献立」等の取組により、食に関する文化や知識の普及、食の楽しさを伝える食育の充実を図ります。

また2014（平成26）年4月に設置した「学校給食における『和食』の検討会議」での提言を踏まえ、学校給食における日本の食文化の伝承に向けた取組を推進します。

<産業観光局・保健福祉局・教育委員会>

【主な取組】

- ◇「学校給食における『和食』の検討会議」の提言を踏まえた取組 新規
- ◇学校給食を通じた地産地消（知産知消）の取組
- ◇日本料理アカデミーと連携した「日本料理に学ぶ食育カリキュラム推進事業」の実施
- ◇「学校給食にチャレンジしよう～チャレンジクッキング」の実施
- ◇小学校出前板さん教室の実施

● エイズ・性感染症等予防教育、薬物乱用防止教育の推進

若者の間でのHIV感染者や性感染症が増加傾向にあることから、エイズ・性感染症等の予防教育の充実を図ります。また、薬物乱用の低年齢化、危険ドラッグの使用の拡大が危惧されることから、2013（平成25）年8月に策定された「第四次薬物乱用防止五か年戦略」を踏まえ、全中・高等学校で実施している警察関係者や学校薬剤師等を講師とした「薬物乱用防止教室」の更なる充実や小学校での取組の推進を図ります。

<教育委員会>

【主な取組】

- ◇エイズ・性感染症等の予防教育の推進
- ◇薬物乱用防止教室の全中学校・高等学校での実施、小学校での推進

● インターネットの危険性から子どもを守る取組の推進

情報化社会の急速な進展の中、子どもたちをインターネットの被害者にも加害者にもしないため、地域で活動できる携帯電話市民インストラクターを養成し、各学校・地域で周知・啓発活動を展開します。また、関係各課、関係団体、携帯電話会社等と連携し「ケータイ教室」を実施するなど、子どもたちの安全確保の取組を進めます。

<教育委員会>

【主な取組】

- ◇携帯電話市民インストラクターによる啓発活動の実施 新規（推進中）
- ◇子どもの『携帯』利用に関する連絡会議の開催 新規（推進中）
- ◇「ケータイ教室」の実施，学校非公式サイト等のネット監視
- ◇啓発チラシやリーフレット等を活用した啓発活動の推進

ウ 障害のある子どもの教育の充実

現状と課題

京都市においては，総合支援学校・育成学級の子どものたちの障害の重度化・重複化等や普通学級に在籍する発達障害等の支援の必要な子どもへの対応など，障害のある児童・生徒の可能性を最大限に伸ばし，子どもたちの卒業後の進路を見据えながら，社会的参加や自立を目指した，きめ細かな支援に取り組んできました。

国においては，障害者権利条約の批准などを受け，障害のある子どももない子どもと共に学ぶインクルーシブ教育の理念に基づき，一人ひとりの子どもに最も適した教育を提供できる，多様で柔軟な連続性のある学びの環境整備が検討されています。こうした国の動向も踏まえ，京都市の教育の伝統である一人ひとりの子どもを徹底的に大切にする教育を更に推進していく必要があります。

施策を展開する今後の方向性

子どもや保護者の願いと教育的ニーズに応じた就学相談を行うとともに，医療・福祉・教育の連携による一貫した支援体制の仕組みの構築や，「就学支援シート」の活用等による就学期における情報の共有化，重層的な支援に努めます。

就学後においては，一人ひとりのニーズに応じたきめ細かな支援を行うために，総合支援学校や育成学級，通級指導教室等をはじめとする多様な学びの環境において，「個別の指導計画」や「個別の包括支援プラン」等を策定し，適切な教育を推進します。

また，総合支援学校高等部においては，関係機関と連携を図りながら，進路実現を目指す様々な取組を推進します。

施策・主な取組

● 切れ目のない支援の推進

子どもや保護者の願いと教育的ニーズに応じた就学相談・教育支援を行うとともに，すべての就学前施設で実施している「就学支援シート」の活用等による就学期における情報の共有化，重層的な支援に努めます。また，一人ひとりのニーズに応じたきめ細かな支援を行うために，総合支援学校や育成学級，通級指導教室等をはじめとする多様な学びの場において，「個別の指導計画」や「個別の包括支援プラン」等を策定し，個々の子どもの状況に応じた教育を推進します。

＜教育委員会＞

【主な取組】

- ◇「就学支援シート」の活用 新規（推進中）
- ◇インクルーシブ教育の理念の下，子どもや保護者の願いと教育ニーズを踏まえたきめ細かな就学相談の実施や支援体制の構築 新規（推進中）
- ◇総合支援学校における「個別の包括支援プラン」を活用した指導の推進

- ◇小・中学校等における「個別の指導計画」に基づく指導の充実
- ◇総合育成支援員の必要なすべての学校・幼稚園への配置
- ◇交流及び共同学習の推進
- ◇教職員の指導力・専門性の向上に向けた研修等の実施
- ◇医療機関等と連携した医療的ケアの充実
- ◇総合支援学校、育成学級等の多様な学びの環境の整備の充実

● 支援を要する子どもへの学習支援の充実

普通学級に在籍するLD（学習障害）等の発達障害のある児童生徒が学習するLD等通級指導教室を拡充し、通級指導を受けることのできる児童生徒数を増加させるとともに、指導者の専門性の向上を図ることで、LD等の発達障害のある児童・生徒の学習活動や学校生活の支援を充実します。

<教育委員会>

【主な取組】

- ◇普通学級に在籍するLD等の発達障害のある子どもへのきめ細かな指導や支援
- ◇全市立小・中・高等学校、幼稚園に設置している「総合育成支援教育主任」及び「総合育成支援教育委員会」による支援体制の充実
- ◇総合育成支援員や非常勤講師、ボランティアの活用
- ◇医師等専門家で構成される「学校サポートチーム」や総合支援学校に設置している「総合支援教育相談センター育（はぐくみ）支援センター」等による相談・支援体制の充実

● 総合支援学校における職業教育の充実

障害のある生徒及び保護者の高いニーズや総合支援学校児童生徒数増に対応するため設置した職業学科分校や増築校舎、新学習拠点等を活用し、企業や関係団体との連携の下、学校での学習と企業での長期実習を組み合わせた「デュアルシステム」やきめ細かな進路指導等の充実を図ることにより、総合支援学校高等部生徒の企業等における就労をはじめ、進路開拓に向けた取組を積極的に推進します。

<教育委員会>

【主な取組】

- ◇総合支援学校と企業の連携による「デュアルシステム」の取組の推進
- ◇進路開拓を目指す総合支援学校と関係機関のネットワーク「巢立ちのネットワーク」の取組の推進
- ◇地域とともに進める新たなキャリア教育プログラムの構築 新規（推進中）
- ◇白河総合支援学校東山分校の本校化の取組推進 新規

エ 魅力ある高校づくりの推進

現状と課題

京都市立高校では、これまでから、時代の変化に対応した教育内容の充実を図るとともに、生徒一人ひとりの進路希望の実現を図るため、多彩な学科・コース等を設け、各校それぞれが創意工夫を凝らした特色ある教育活動を展開してきました。

2014（平成26）年度入学者選抜からは、京都市・乙訓地域の公立高校において、中学生が自らのキャリア形成に向けて、目的意識を持って主体的に高校を選択できるよう、昭和60年度以降実施してきた普通科の類・類型制度の廃止や総合選抜制度に代えて単独

選抜制度の導入など、大きな改革を行いました。

この新しい教育制度の下、今後とも市立高校においては、グローバル化・多様化が進む社会の中で、生徒自らが未来を切り拓くことのできる力を育成し、一人ひとりの個性が輝く教育活動をより一層推進できるよう、更に魅力ある高校づくりを進めることが求められています。

施策を展開する今後の方向性

目まぐるしく変化する社会ニーズに対応し、力強く未来を切り拓いていく力を育成できるよう、魅力ある高校づくりを進めます。また、「ものづくり」、「まちづくり」を通して社会に貢献する人材の育成に向け、新たな工業高校を創設するなど、引き続き生徒たちの多様な進路実現を保障するため、教育内容の更なる充実を図ります。

施策・主な取組

● 進路希望の実現を目指す特色ある高校づくり

京都市・乙訓地域公立高校における新たな教育制度において、生徒一人ひとりの自己実現・きめ細かな進路指導が求められるところであり、大学、産業界、研究機関等と更に連携を密にしながら、各校の特色をいかした多彩な教育活動を展開し、それぞれの進路希望や学習ニーズにより柔軟に応えられるようにするとともに、生徒自身が学ぶ意義を理解し、自己のキャリア形成を実現して主体的に生きることができるよう力の育成に取り組めます。

<教育委員会>

【主な取組】

- ◇魅力あふれる高校づくりを推進するとともに、生徒一人ひとりの進路希望の実現に向け、創意工夫をいかした多彩な教育活動を展開（市立高校かがやきプラン、市立高校ハイパー・クリエイティブ・プロジェクト） **新規（推進中）**
- ◇生徒の進路展望を高め、キャリア発達を支援する高大・産学連携の推進
- ◇模擬試験や補習講座・資格取得講座・各種講演会等の土曜学習の実施
- ◇市立高校グローバルリーダー育成研修の実施（再掲）
- ◇市立高校における海外研修・海外留学への助成（再掲）
- ◇市立高校国際交流事業の推進

● 文化芸術の担い手の育成

芸術系高校において、芸術系大学、関係機関とも連携し、より高度な専門教育の充実・発展を図り、生徒の能力・適性の伸長を図るとともに、基礎学力・実技力の確実な修得により世界で活躍するために必要な資質を培い、「芸術創造都市・京都」の一翼を担って文化芸術の発展に貢献することのできる人材の育成に努めます。

<教育委員会>

【主な取組】

- ◇魅力あふれる高校づくりを推進するとともに、生徒一人ひとりの進路希望の実現に向け、創意工夫をいかした多彩な教育活動を展開（市立高校かがやきプラン、市立高校ハイパー・クリエイティブ・プロジェクト）（再掲）
- ◇専門性を高める実技学習や作品展、演奏会実施の充実

● 新しい工業高校の創設・教育活動の推進

洛陽工業高校・伏見工業高校を再編し創設する「新しい工業高校」においては、産業界の動向や生徒のニーズに対応していくために、企業、大学、地域等との連携の下、生徒の「ものづくり」、「まちづくり」への興味・関心、学習意欲を高めるとともに、「社会に役立つ製品開発」、「市民の暮らしを守る技術の取得」、「新たな価値の創造」を柱とした「プロジェクト工学」を推進するなど、京都はもとより、我が国の「ものづくり」、「まちづくり」を担う人材育成に努めます。

＜教育委員会＞

【主な取組】

◇新工業高校開設準備室の設置、教育方針・教育課程・募集方法等の具現化
(2014(平成26)年4月～) **新規(推進中)**

◇新工業高校の整備(元立命館中学・高校施設の大規模改修・一部増築)(2014(平成26)年度～) **新規(推進中)**

◇開校(2016(平成28)年4月) **新規**

● 定時制単独高校の創設に向けた検討

定時制高校は、近年、働きながら学ぶことを目的とした生徒が減少し、勤労青年の就労機会を提供する場としての役割が薄れています。一方、不登校経験や特別な支援が必要な生徒をはじめ、多様な学びの動機や学習歴を有する生徒たちが増加している状況の下、生徒たちの多様な教育的ニーズにきめ細かく応えられるよう、新たな定時制単独高校の創設を目指します。

＜教育委員会＞

【主な取組】

◇定時制単独高校の創設に関する基本方針の策定(2014(平成26)7月)

◇夜間定時制の教職員と教育委員会職員で構成するプロジェクトの設置
・基本方針の具体化(2014(平成26)9月～) **新規(推進中)**

(3) 子どもたちの「学び」を支える教育環境の充実

ア 安心安全でゆとりとうるおいのある学校づくりの推進

現状と課題

学校においては、安全管理と安全教育を一体的に推進するため、年間を通した「学校安全計画」を毎年策定し、児童生徒の安全確保に関わる取組を進めています。

毎月15日の「学校安全の日」等では、学校施設や遊具等の点検を実施し、通学路等の安全確保に向けて、スクールガードリーダーや全小学校における約2万人もの「見守り隊」のボランティアの協力をいただくとともに、「京都市通学路交通安全プログラム」を踏まえた警察署、土木事務所等との連携について、継続的に取り組んでいます。

また、子どもが自らの行動や身のまわりに存在する様々な危険を予測・回避して、安全に行動できることを目指し、各教科や道徳及び総合的な学習の時間、その他特別活動など学校生活におけるあらゆる時間を通じて、安全に係る知識や技能の習得、実践的な態度や能力の育成を図っています。

一方、学校施設については、これまでに小中学校の耐震補強をほぼ完了し、全普通教室の冷房化、ICT環境の整備など積極的に進めてまいりました。

今後、大規模災害時に避難所となる学校施設の防災機能強化が求められる中、児童生徒数が急増した昭和40～50年代に建築され、近く改築時期を迎える学校施設を多く保有

している状況にあります。引き続き、みやこ杉木など木材の活用を積極的に図りながら、施設の長寿命化改修を進め、将来の改築期の平準化を図るとともに、CO₂排出量の削減など環境に配慮した改修、非構造部材を含めた耐震性能の向上、災害時を想定した避難所施設としての機能向上等の取組を進めていきます。

施策を展開する今後の方向性

かけがえのない子どもの命を守る、また、子どもたちが自他の命を大切にする「命を守り、育む」防災教育・安全教育に取り組み、子どもの命を守り切るため、学校における安全管理を徹底します。さらに、学校施設の整備により安全性を確保するとともに、ゆとりとうるおいのある教育環境づくりを進めます。

施策・主な取組

● 学校における安全教育の推進・安全管理の徹底

児童・生徒に対し各教科及び特別活動等を通じ、安全に係る知識や技能の習得を図る安全学習と実践的な態度や能力の育成を図る安全指導を行います。

また、児童・生徒を取り巻く学校生活の安全管理（対人管理）、学校環境の安全管理（対物管理）について学校安全計画に基づいた取組の徹底を図ります。さらに、通学路の安全確保に向け、警察署や土木事務所等と連携し計画的・継続的な通学路の安全対策を実施します。

京都市立小学校で起きた水泳指導中の死亡事故に係るプール事故調査第三者委員会の提言に基づく取組を進めるとともに、再発防止に向けて作成した、水泳指導の「手引」と「指針」に基づき、各校の水泳に係る安全管理体制や指導手順等を点検し、引き続き安全な水泳指導に向けた取組の徹底を図ります。

<教育委員会>

【主な取組】

- ◇副読本「安全ノート」による児童生徒への指導（小・中学校）
- ◇児童生徒を対象とした交通安全教室、自転車教室の実施
- ◇スクールガードリーダーや地域のボランティア「見守り隊」による通学路の安全確保に向けた対策の推進
- ◇「学校安全の手引」を踏まえた、災害や不審者侵入、水泳学習等の学校事故への対応に関する危機管理マニュアルの策定・活用促進
- ◇「京都市通学路交通安全プログラム」による通学路の安全対策の推進

新規（推進中）

- ◇「小学校における水泳指導の手引」、小学校の水泳指導における安全管理指針等に基づく安全管理の徹底 **新規（推進中）**
- ◇学校給食における食物アレルギー対策の推進 **新規（推進中）**

● 学校における防災教育の推進

東日本大震災や、2013（平成25）年9月の台風18号による京都市の甚大な被害を教訓として、子どもたちに自然災害に関する知識を身につけさせ、危険に際して自らの命を守るため「主体的に行動する態度」を育成するとともに、災害時に復旧・復興を支えるための「支援者」として社会に貢献する意識を高める取組を推進します。

<教育委員会>

【主な取組】

◇学校防災研修会の開催

◇災害時の危機管理マニュアル（学校防災マニュアル）の整備

新規（推進中）

● 学校施設の長寿命化・防災機能強化の推進

災害発生時に重要な役割を果たす学校体育館，学校プールについて，防災機能強化に向けた整備を行います。さらに，校舎の長寿命化を図るための大規模改修を実施します。

＜教育委員会＞

【主な取組】

◇小・中学校体育館防災機能強化等整備事業の推進 新規（推進中）

◇防災機能強化型プールの整備 新規（推進中）

◇環境に配慮した学校施設の長寿命化事業の推進 新規（推進中）

● 学校トイレ整備の推進

学校における重要な生活空間であるトイレについて，明るく居心地の良い「快適トイレ」への全面改修や，大便器の洋式化に特化した改修工事の取組を推進します。

＜教育委員会＞

【主な取組】

◇明るく居心地の良い快適トイレ整備事業の推進

◇生活様式の変化を踏まえた洋式トイレ整備事業の推進 新規（推進中）

イ きめ細かな指導による子どもたちの教育の充実

現状と課題

子どもたちの教育の充実には，熱意溢れる教職員による指導が不可欠です。全国的に教職員の大量退職・大量採用が続く中，校内での自主的な研究・研修はもとより，京都市総合教育センターを中心に若手・中堅教職員の研修を充実するなど教職員の指導力向上を図るとともに，「希望転任制（教員版FA制）」・「教員公募制」や「教育実践功績表彰」，「査定評価制度」による教職員の意欲喚起，「指導力判定委員会」の取組による指導力不足教員への厳正な対処など，各学校・幼稚園の教職員の指導力の充実を図っています。

さらに，国が示す小・中学校の教職員定数が2014（平成26）年度には児童生徒数の減少に伴う自然減を超えて初めて「純減」されるなど極めて厳しい状況にある中，京都市独自予算で小学校2年生での35人学級，中学校3年での30人学級を実施するとともに，小学校全校での専科教育や普通学級に在籍するLD等支援を要する子どもの指導の充実を図るため，総合育成支援員を必要とする全校に配置するなど，教育環境の充実に努めているところです。

また，2017（平成29）年度から小・中・総合支援学校教職員のいわゆる県費負担教職員の給与等の負担が指定都市へ移譲されることとなり，移譲後に給与制度と人事制度を一体化した独自の人事政策を行うことが可能になりますが，給与システムの再構築など円滑な移管に向けた取組が必要です。

さらに，学校施設については，ICT環境の整備などを積極的に進め，教員のICT活用指導力の向上を図るとともに，2014（平成26）年度から全校に導入した校務支援システムの活用により教員が子どもたちと向き合う時間の確保に努めています。

施策を展開する今後の方向性

子どもたちの最大の教育条件である教職員の資質・指導力向上に向けた取組を一層推進し、少人数教育等に引き続き取り組むことにより、きめ細かな指導を図り、子どもたちの教育の充実を進めます。

施策・主な取組

● 教職員の資質・指導力向上に向けた取組の推進

教職員の資質・指導力の向上に向け、教員の養成から採用、研修、研究、教員評価を含めた一貫した取組を推進します。

＜教育委員会＞

【主な取組】

- ◇教員としての資質・実践的指導力を身につけた人材育成のための京都教師塾の充実
- ◇若手・中堅教職員の育成や授業改善に向けた校内研修の推進など、教職員研修の充実
- ◇教職員の活躍や貢献を積極的に認め、給与に反映させる「査定評価制度」を活用した人事評価制度の運用
- ◇教職員が自主的・自発的に取り組む教育研究団体等の活動支援の充実

● 少人数教育等の推進

全市立小中学校で、少人数教育を推進します。また、小学校2年生では、学習習慣、生活習慣の確実な定着を図るため35人学級を、中学校3年生では、よりきめ細かい学習指導・進路指導を行うため30人学級を、引き続き京都市の独自予算により実施します。

また、京都市独自予算により、「スクールサポーター」の配置による小学校における専科教育や「総合育成支援員」の配置によるLD等支援の必要な子どもたちに対するきめ細かな指導の一層の充実に取り組みます。

＜教育委員会＞

【主な取組】

- ◇京都市独自予算による小学校2年生35人学級、中学校3年生30人学級の実施
- ◇「スクールサポーター」の配置等による小学校における専科教育の充実
- ◇希望する全市立小中学校への総合育成支援員の配置

● ICT環境の充実

全校での整備が完了した校内LANや全市立小・中学校に設置の電子黒板等のICT環境を有効に活用し、各教科の目標達成に向けて教員が授業の中にICTを効果的に取り入れ、活用していけるよう、また、「生きる力」の重要な要素としての情報活用能力を児童・生徒が身につけていけるよう、研修等を通じて教員のICT活用指導力の更なる向上を図ります。

また、2014（平成26）年度から全校に本格導入した校務支援システムの適切な運用により教職員の事務負担を軽減し、子どもと向き合う時間の確保に努めます。

＜教育委員会＞

【主な取組】

- ◇ICT機器更新に伴う環境の充実及び新たな指導・研修方法の開発・改良の推進
- ◇教職員研修の充実による教職員のICT活用指導力の向上
- ◇校務支援システムの運用による教職員の事務負担の軽減

新規（推進中）

(4) 親と親になる世代への働きかけ、家庭教育の充実・支援

ア 親とこれから親になる青少年世代への働きかけ

現状と課題

家庭教育はすべての教育の原点であり、子どもが基本的な生活習慣や倫理観、豊かな情操、社会的なマナーなどを身につけるうえで重要な役割を果たします。

しかし、少子化の進行や家族形態の変化、地域のつながりの希薄化など、社会環境が変化する中で、身近な地域に相談できる相手がいないなど、子育てが孤立化しており、家庭教育の担い手である親を支え、家庭の教育力を高める働きかけが求められています。

また、これから親になる青少年世代についても、身近で乳幼児と接する機会が少なく、自らが親となるまでに親としての心構えや喜び、子育てに必要な知識等を学ぶ経験が減少しており、そのことが親になったときの子育てへの不安感や孤立感を増し、子どもの虐待につながる要因の一つになっているものと考えられています。「親になってからの学び」だけでなく、親になる前にこれらの体験をすることが一層効果的であると考えられています。

施策を展開する今後の方向性

「子どもを育む喜びを感じ、親も育ち学べる取組」をあらゆる機会体験できるように拡充し、子育て支援の取組や地域活動に「参加してほしい人が参加しない」現状の改善に向け、積極的な働きかけを進めていきます。

また、2012（平成24）年度から中学校技術・家庭（家庭分野）で「幼児とのふれあい体験」が必修化されたことも踏まえ、青少年が命の大切さや子育て、家族の素晴らしさについて学ぶ機会を拡充していきます。

さらに、子どもたちのインターネットの不適切利用等、子どもの健やかな育ちを阻む課題に関する情報提供や相談対応の充実に努めます。

施策・主な取組

● 「子どもを共に育む『親支援』プログラム」の実践推進

「子どもを共に育む京都市民憲章」の趣旨を踏まえ、親自身が「親」としての心構えや必要な知識・技術等を子どもの発育・発達段階に応じて身につけるプログラムを保育園（所）・幼稚園・認定こども園・学校、こどもみらい館、更に保健センター・児童館等で展開し、親育ちや仲間づくりの場につなげます。

<教育委員会>

【主な取組】

◇「子どもを共に育む『親支援』プログラム」の実践・推進

● 「青少年のための親学習プログラム」の推進

これから親になる世代を対象に、乳幼児とのふれあい体験を通して、親としての心構えや必要な知識・技術等を学び、命の大切さや親の役割、家族の重要性をあらためて認識することができる機会を設定します。

<教育委員会>

【主な取組】

◇「青少年のための親学習プログラム」の推進 **新規（推進中）**

● インターネットの危険性から子どもを守る取組の推進（再掲）

<教育委員会>

● 子ども・若者総合支援事業の推進

「子ども・若者育成支援推進法」に基づき設置した「子ども・若者総合相談窓口」及び教育、福祉、保健、雇用等の関係機関で構成する「子ども・若者支援地域協議会」などの取組により、ニート、ひきこもり、不登校等社会生活を円滑に営むうえでの困難を有する子ども・若者の社会的自立に向けた総合的な支援を推進します。

＜文化市民局・教育委員会＞

イ 家庭教育と子育て支援

現状と課題

子育ては次世代を育むだけでなく、親自らも学び、成長し、豊かな人生を送ることにつながります。また、将来の社会を支え発展を担う礎となるものであり、社会全体で取り組むべき大切な営みです。

しかし、近年、家庭環境の多様化や地域社会の変化により、子どもだけでなく保護者の育ちを支える人間関係が弱まり、多くの家庭が子育てについての悩みや不安を抱えています。

各地域では、地域ぐるみで子どもを育む環境づくりをPTAや「おやじの会」中心に進められるとともに、行政やNPO等によって保護者の交流の場づくりや各種子育て講座等が多数開催され、保護者が子育てや家庭教育に関する学習、相談をすることができる体制も整備されてきています。

また、乳幼児の子育て支援については、地域の子ども支援センター、保健センター、保育園（所）・幼稚園・認定こども園等での取組を進めるとともに、子育て支援の中核施設である子育て支援総合センターこどもみらい館において、総合的に支援するための「相談事業」、「情報発信事業」、「子育てのネットワークづくり」の取組を推進しています。

施策を展開する今後の方向性

子育てに喜びを感じられる社会の構築のためには、男女が共に子育てに関わり、仕事との両立を実現し、さらには地域のつながりのために貢献できる「真のワーク・ライフ・バランス」を推進することが重要であり、地域住民、育ち学ぶ施設、行政、NPO、企業等の協働による家庭教育支援の活性化を図ります。

施策・主な取組

● 行動するPTA

学校・家庭・地域を結ぶ要であるPTAの様々な活動への支援を通じて、子どもたちの健やかな育ちと家庭・地域の教育力の向上を図ります。

＜教育委員会＞

【主な取組】

- ◇ PTA指導者研修事業の充実（指導者育成事業や各種研修会、教育懇談会の実施）
- ◇ 京都市PTAフェスティバル
- ◇ PTA人権啓発活動
- ◇ 「ノーテレビ・ノーゲーム・ノーケータイデー」の取組
- ◇ PTAホームページやメール配信システムによる情報発信
- ◇ 「PTAしんぶん」、「京都市PTAハンドブック」の発行

● 父親の子育て参加を推進するおやじの会

「わが子の父親から地域のおやじへ」を合言葉に、父親が家庭や地域で果たすべき責任・役割を自然な形で自覚しながら行動できるよう、学校・幼稚園単位での父親によるサークル活動が市内全域で立ち上がり、父親の子育て参加と地域のボランティア活動を展開しています。

今後とも「おやじの会」の活動を支援していくとともに、各「おやじの会」相互での交流・情報交換の充実に努めます。

<教育委員会>

【主な取組】

◇親子体験活動、見守り活動等の実施

◇全市「おやじの会」総会・研修会の開催

● OK（O：おやじの／K：子育て参加に理解がある）企業の普及・啓発

父親の家庭教育への参加を推進するため、京都「おやじの会」連絡会が実施主体となり、企業（事業所）の事業主等に子育て支援への理解度や意識について問うアンケート調査を基に選考を行い、「O（おやじの）K（子育て参加に理解がある）企業」として認定しています。今後も仕事と生活、地域活動の調和（真のワーク・ライフ・バランス）の推進に向け、引き続きOK企業の普及・啓発に努めます。

<教育委員会>

【主な取組】

◇OK企業の認定（2014（平成26）6月現在1,099社）

◇OK企業研修の実施

◇OK企業通信の発行

● 温もりのある地域社会づくりの推進

子育ての悩みや生活の知恵などあらゆる相談に応じるボランティア電話相談事業「温もりの電話」をはじめ、地域での様々なふれあい事業、子育て支援活動など、京都市内の女性団体を中心に、子どもから大人まですべての人が安心して暮らせる温もりのある地域づくりのための取組を進めています。引き続き、地域女性団体の主体的な子育て支援活動の拡大・充実に支援するとともに、家庭や地域の絆づくりを担う女性指導者の育成を積極的に推進します。

<教育委員会>

【主な取組】

◇子育ての悩み相談などのボランティア電話相談事業「温もりの電話」の実施

◇地域の様々な課題解決に向けた自主的な学習と実践活動を促す「市民 スクール 21」事業の実施

● 乳幼児の子育て総合推進拠点「こどもみらい館」での取組充実

保育園（所）・幼稚園・認定こども園等施設の種別、私立・市立・国立の設置者の垣根を越えた「共同機構」として、「研究、研修」の取組を一層進めるとともに、利用者ニーズの変化を踏まえながら、「相談事業」、「情報発信事業」、「子育てのネットワークづくり」の子育て支援の取組を一層充実します。

<教育委員会・保健福祉局>

【主な取組】

◇「子どもを共に育む『親支援』プログラム」の実践（再掲）

- ◇幼児教育・保育の質の向上を図るための研究・研修の実施
- ◇総合的な子育て相談事業の実施
- ◇子育ての情報発信事業の実施
- ◇子育て支援ボランティアの養成事業の実施
- ◇子育てサークル等の支援情報の提供

● 「預かり保育」等幼稚園での子育て支援の充実

多様化する保護者の就労形態や様々な保育ニーズに応え、質の高い幼児教育が提供できる「教育・子育て環境日本一」のまちづくりを実現するため、保育時間終了後や長期休業期間中などの預かり保育の充実を図ります。

＜教育委員会＞

【主な取組】

- ◇私立幼稚園での「地域子育て相談事業」への助成（再掲）
- ◇市立幼稚園での「地域に開かれた子育て支援推進事業」の推進（再掲）
- ◇幼稚園における預かり保育の実施・拡充（再掲）

（５）青少年の自主性と創造力を育むまちづくり

現状と課題

昨今の我が国においては、地域における共同関係の希薄化やインターネット・スマートフォンの普及による情報化の著しい進展など、社会環境に大きな変化が生じています。

このような変化は、青少年の育成環境や行動スタイルにも大きな影響を及ぼしており、薬物乱用、非行などの問題行動、エイズをはじめとする性感染症の青少年への広がりなどのほか、近年では、スマートフォンを通じたソーシャルメディアの不適切利用等が新たな問題となっています。

また、全国における、いわゆる「ひきこもり」が約70万人（2010（平成22）年2月内閣府調査）となり、「ニート」を含む若年無業者も、2002（平成14）年以降、60万人を超える水準で推移（総務省労働力調査）するなど、社会的自立が遅れ、孤立する青少年の増加が社会問題となっています。この背景には、個人や家庭の問題のみならず、学校段階でのつまづきなど様々な要因が複合的に存在しており、関係機関が連携した総合的・継続的な支援を行うことが求められています。

こうした状況を踏まえ、京都市では、2011（平成23）年3月に、青少年施策の指針となる「はばたけ未来へ！京都市ユースアクションプランー第3次京都市青少年育成計画ー」を策定し、青少年の自主的な活動の促進や、課題に直面する子ども・若者の総合的支援のための取組等を進めています。とりわけ重点取組の一つであるニート、ひきこもり、不登校等の社会生活を円滑に営むうえでの困難を有する子ども・若者への支援については、2010（平成22）年4月に施行された「子ども・若者育成支援推進法」に基づき、同年10月に「京都市子ども・若者総合相談窓口」及び「京都市子ども・若者支援地域協議会」を設置し、社会的自立に向けた総合的な支援に取り組んでいます。

施策を展開する今後の方向性

青少年が将来に夢と希望を持ち、社会を構成する主体として自ら課題を解決する意思と能力を身につけるため、様々な体験や社会参加の機会を提供し、自主的な活動を促進していきます。

また、地域における人々のつながりや連帯意識が弱まり、地域での同世代や異世代の交流の中で人間関係や社会規範を学ぶ仕組みが失われつつあることから、地域社会全体で青少年を見守り、育てる意識を高めるとともに、地域における青少年の活動の場を整備するなど、青少年を支援する体制づくりに努めます。

様々な問題を背景として、ニート、ひきこもり、不登校などの困難な状況にある子ども・若者に対しては、「京都市子ども・若者総合相談窓口」、「京都市子ども・若者支援地域協議会」等の取組を中心に、教育、福祉、保健、医療等の幅広い関係機関が連携しながら、早期からの総合的・継続的な支援を行っていきます。

施策・主な取組

① 青少年の自主的な活動の促進

青少年が自主的な活動を通じて生きる力を身につけ、成長していくことを支援するため、青少年の自主的な活動のきっかけとなる様々な体験や社会参加の機会を提供します。

- 青少年の意見を市政やまちづくりに反映する取組の推進
- 職業体験と社会体験の推進
- 多様な職業観を育てる機会の充実
- 起業・就業の支援
- 野外活動を通じた青少年の育成
- 青少年活動センターでの成長支援、交流促進
- 中高生と赤ちゃんとの交流事業の充実（再掲）

② 地域社会全体で青少年を支援する体制づくりの推進

地域社会全体で青少年を支援する体制づくりを推進するため、家庭、育ち学ぶ施設、地域、関係団体の効果的連携を図るとともに、青少年を共に育む意識の向上に向けた啓発に努めます。

- 子どもの権利擁護の推進
- 地域資源を活用した青少年の「集いの場」づくり
- 青少年の情報交流の推進
- 社会全体で青少年を育成する取組の推進
- 中高生の居場所づくりの推進（再掲）

③ 課題を抱える子ども・若者の総合的支援の推進

ニート・引きこもりなど、課題を抱える青少年の自立を支援するため、相談・支援体制の整備のほか、京都ならではの総合的・継続的な支援の具体化を推進します。

- 子ども・若者総合支援事業の推進
- 若者サポートステーション事業の推進

第7章 支援を必要とする子どもや家庭を大切にするまちづくり

(1) 児童虐待対策・少年非行対策の推進

ア 児童虐待対策

現状と課題

京都市の児童相談所に寄せられた新規の児童虐待相談・通告件数は、2013（平成25）年度に1,382件と過去最高を更新し、5年前の2008（平成20）年度の824件と比較すると約1.7倍、10年前の2003（平成15）年度の348件と比較すると約4.0倍に増加しています。こうした相談・通告の増加に伴い、事実確認・各種調査等の結果、児童虐待と認定した件数は、2013（平成25）年度は960件と、5年前の2008（平成20）年度の622件と比較すると約1.5倍、10年前の2003（平成15）年度の268件と比較すると約3.6倍になっています。

これらは、児童虐待についての社会的な関心が高まり、早期の段階で相談・通告が行われるようになったことが大きな要因であると考えられます。

また、ニーズ調査や母子保健に関する意識調査によると、「子育てをされていて楽しい」、「子どもの成長や発達に感動した」などの子育ての喜びを実感している意見が多い一方で、「子育てに不安や負担を感じる」、「子どもを育てにくいと感じることがある」、「子どもに必要以上に厳しく接していると思うことがある」など、子育てに対する不安や負担感を感じている意見もありました。新生児等訪問指導事業（こんにちは赤ちゃん事業）や育児支援家庭訪問事業など子育て家庭への支援の継続的な実施や、地域子育て支援ステーションや子育て支援活動いきいきセンター等、地域における子育て支援の充実を図ってきたところですが、家族規模の縮小による世帯構造の変化や地域のつながりの希薄化等による家庭や地域の養育力の低下、子育てに対する不安や負担感の増大、子育ての孤立化等が背景にあると考えられます。

児童虐待の未然防止のためには、こうした家庭を見守り、支援を行っていくことが重要です。そのためには、行政が十分な施策を講じることと併せて、子育てに関する相談、情報提供、交流の場等の確保等、地域とつながるきっかけづくりをより一層進め、社会全体で子どもを育む環境を作り上げていくことが必要です。

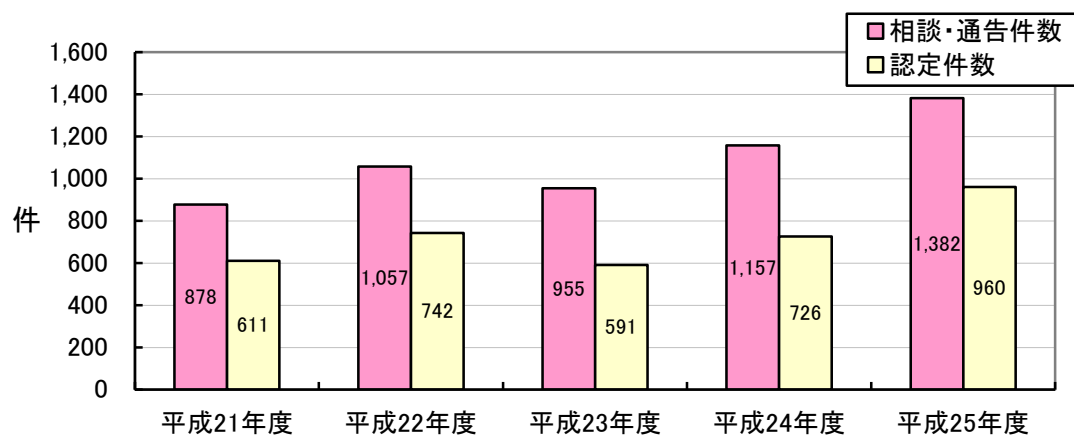
一方、国においては、2012（平成24）年4月に民法等の一部を改正する法律が施行されました。この改正により、親権停止制度が創設されたほか、親権者や未成年後見人がある措置児童等に対して、施設長等がその児童等の福祉のために必要な措置を採る場合は、当該児童等の親権者又は未成年後見人は当該措置を妨げてはならないとされ、施設長等の権限と親権との関係が明確化されました。

また、未成年後見人制度に関しても、複数又は法人を未成年後見人として選任することが可能となり、児童の権利擁護のための法制度が整いつつあります。

こうした法改正の趣旨も踏まえ、児童相談所等では、児童の最善の利益を確保するため、体制・機能の強化を図りながらより一層の取組を進めていくことが求められています。

児童虐待相談・通告件数及び認定件数の推移

年度	相談・通告件数	認定件数（割合）	（参考）全国
21	878	611（70％）	44,211
22	1,057	742（70％）	56,384
23	955	591（62％）	59,862
24	1,157	726（63％）	66,807
25	1,382	960（69％）	73,765 （速報値）



児童虐待認定後の支援等の内容（件数（括弧内は割合））

年度	施設入所	里親等委託	在宅指導・援助	計
21	25 (4.1％)	1 (0.2％)	585 (95.7％)	611
22	25 (3.4％)	—	717 (96.6％)	742
23	10 (1.7％)	—	581 (98.3％)	591
24	19 (2.6％)	—	707 (97.4％)	726
25	21 (2.2％)	3 (0.3％)	936 (97.5％)	960

施策を展開する今後の方向性

児童虐待は子どもの命に関わる重大な権利侵害です。

子どもたちの命を守るため、児童虐待の発生を未然に防ぐことが重要です。また、発生してしまった場合には、関係機関への速やかな相談、通告により、早期に発見、対応し、虐待を受けた子どもを保護するとともに、できる限り子どもが再び家庭で安定した生活を送ることができるよう支援を行い、家庭に戻ることができない場合には、子どもが自立して生活を送るための支援を行っていくことが必要です。

このため、児童相談所をはじめとする行政機関が体制や機能の強化を図り、主体的に取り組を進めるなど、京都市が施策を充実していくことに加え、引き続き市民一人ひとりの児童虐待に対する意識の向上を促すための啓発や保護者が親として育ち学べる取組を進めていきます。また、家族規模の縮小により子育てが孤立化する中、ひとりで悩むことなく、相談、交流できるよう、子育て家庭と地域や子育て関係機関とのつながりを強め、子育てを地域や社会で見守る仕組みづくりを進めるとともに、関係機関の対応力の強化を図り、多角的に支援するため、相互に十分な連携を図ることができる仕組みづくりをより一層進めていきます。

施策・主な取組

① 未然防止

● 関係機関・地域住民への啓発

学校や児童福祉施設等の関係機関だけでなく、市民一人ひとりが子どもを虐待から守っていくという意識の向上を図り、地域で子どもを守り育てる環境を築く。

<保健福祉局，教育委員会>

【主な取組】

- ◇広告やポスター等による広報及び民間団体と協働した街頭啓発等の実施
- ◇「子どもを共に育む京都市民憲章」の実践の推進
- ◇学校や児童福祉施設等、関係機関を通じた子ども・保護者への啓発
- ◇児童虐待相談ホームページによる情報発信

● 児童虐待未然防止対策としての母子保健事業の実施

すべての妊婦に妊婦相談事業（母子健康手帳交付時に面接）を実施し、早期に養育支援を必要とする家庭を把握し、切れ目のない支援を実施する。妊娠中及び出産直後から、速やかに、かつ確実な支援につなげていく。

<保健福祉局>

【主な取組】

- ◇妊婦相談事業 新規（推進中）
- ◇こんにちはプレママ事業 新規（推進中）
- ◇妊婦健康診査の公費負担の拡充
- ◇医療機関と保健センターの連携による妊娠・出産期からの家庭支援の強化
- ◇にんしんホッとナビの実施 新規（推進中）
- ◇新生児等訪問指導事業（こんにちは赤ちゃん事業）における保健指導等の実施
- ◇育児支援家庭訪問事業の充実 新規（推進中）
- ◇乳幼児健康診査及び未受診者への支援
- ◇スマイルママ・ホッと事業（産後ケア事業） 新規（推進中）

◇健康教育の実施（思春期保健・母子保健）

● 子育て支援事業の充実

子育て支援の交流拠点の設置や家庭訪問等を通じて子育て家庭と地域や社会とをつなげ、相談や育児支援、子育てを支え合う活動の活性化等により、子育て家庭の不安や孤立感、負担感の解消を図る。

<保健福祉局，教育委員会>

【主な取組】

◇育児支援家庭訪問事業の充実（再掲） 新規（推進中）

◇子育て支援短期利用事業（ショートステイ・トワイライトステイ）

◇～地域で支える～すくすく子育て応援事業 新規（推進中）

◇児童福祉施設等の子どもに関わる機関における地域支援活動の推進（子育て相談、イベント・行事等の検討・実施） 新規（推進中）

◇地域子育て支援ステーション事業や子育て支援活動いきいきセンター（つどいの広場）等の機能強化

◇子育て支援情報発信事業 新規（推進中）

◇第三子以降等産前産後ヘルパー派遣事業の実施

◇出産お祝いレター・子育て応援パンフレットの全戸配布

◇「子どもを共に育む『親支援』プログラム」の実践の推進

◇保育園（所）等との連携によるきめ細かな家庭訪問・相談の充実 新規（推進中）

● DV（ドメスティック・バイオレンス）対策の充実

子どもの目の前で行われるDVは心理的虐待として児童虐待に該当するなど、DVと児童虐待には密接な関わりがあることから、児童虐待対策としての観点も踏まえながらDV対策の充実を図るとともに、双方の対策の十分な連携を図っていく。

<文化市民局>

【主な取組】

◇DV根絶のための市民への普及啓発の推進（若年層を対象とした早い段階からの啓発）

◇被害者の早期発見及び相談体制の充実

◇被害者の保護及び自立支援の充実

◇関係機関との連携・協力の推進

◇インターネットを活用した情報提供 新規（推進中）

◇学校における人権教育の推進 新規（推進中）

② 早期発見・早期対応及び被虐待児等の保護と家族再統合・自立支援

● 児童福祉センター（児童相談所）の体制及び機能の強化

児童虐待対応の専門機関である児童福祉センター（児童相談所）の体制及び機能の強化により児童虐待への対応力を強化する。また、児童虐待による死亡事例等が発生した場合の検証及び再発防止策の点検・評価並びに定期的な児童相談所の業務評価を第三者が行うことで適切な運営を確保し、支援の質の向上を図る。

<保健福祉局>

【主な取組】

◇子ども虐待防止アクティブチーム等による総合的かつ系統的な対応

◇児童相談所の専門性の向上と体制強化

- ◇子ども支援専門官の配置
- ◇一時保護所入所児童の学習の保障
- ◇児童虐待死亡事例等検証委員会の設置
- ◇児童相談所の業務評価制度の運営 新規（推進中）
- ◇未成年後見人の支援 新規（推進中）
- ◇保護者支援，家族再統合の取組の充実
- ◇一時保護所の更なる拡充 新規（推進中）
- ◇児童福祉センターの再整備の検討 新規

● 子ども支援センターの機能強化

「子どもネットワーク」における行政区レベルの子育て支援拠点として，児童相談所，保健センター，保育園（所），児童館，学校，主任児童委員等をはじめとした子どもに関わる関係機関との連携を深め，区域内的ネットワークの充実に努める。

<保健福祉局>

【主な取組】

- ◇子育て支援調整会議の開催
- ◇子ども支援センターの専門性の向上
- ◇育児支援家庭訪問事業の充実（再掲） 新規（推進中）
- ◇要保護児童対策地域協議会の運営と機能強化 新規（推進中）
- ◇～地域で支える～すくすく子育て応援事業の実施（再掲） 新規（推進中）
- ◇子育て支援情報発信事業（再掲） 新規（推進中）
- ◇保育園（所）等との連携によるきめ細かな家庭訪問・相談の充実（再掲）
新規（推進中）

● 市立学校等の取組強化

児童虐待防止法において児童虐待の早期発見の努力義務が課されていることを踏まえ，関係機関との連携を含め，より一層迅速かつ的確に対応できるよう市立学校及び幼稚園の取組を強化する。

<教育委員会>

【主な取組】

- ◇児童虐待に係る校内の連携体制の構築・点検
- ◇教職員研修の充実
- ◇事前及び事後の継続的な情報共有など関係機関との連携強化
- ◇要保護児童対策地域協議会への積極的な参画 新規（推進中）
- ◇居所不明児童等への対応の徹底
- ◇スクールカウンセラー，スクールソーシャルワーカーの配置による教育相談体制の充実
- ◇子ども支援専門官の設置
- ◇クラスマネジメントシートの活用 新規（推進中）

● 児童福祉施設等の子どもに関わる機関における取組の強化

市立学校やそれ以外の学校，幼稚園，学校と同様に児童虐待の早期発見の努力義務が課されている児童福祉施設等において，関係機関との連携を含め，より一層迅速かつ的確に対応できるよう取組を強化する。

併せて，社会的養護関係施設は，被虐待児の保護及び家族再統合，自立支援におい

でも大きな役割を担っており、より一層効果的な支援ができるよう、取組の充実を図る。

＜保健福祉局，教育委員会＞

【主な取組】

- ◇要保護児童対策地域協議会への参画の推進
- ◇子育て支援短期利用事業の実施（受入先の確保）
- ◇退所児童の自立支援・進学支援に関する事業の実施 新規（推進中）
- ◇家族再統合等の推進（再掲）
- ◇地域支援活動の推進（子育て相談，イベント・行事等の検討・実施）（再掲）
新規（推進中）

（参照）（２）被虐待児をはじめとした養護等が必要な子どもの福祉

- 1 施設養護（乳児院・児童養護施設）における家庭的養護の推進
 - 地域支援・退所者支援の推進
- 3 その他の取組
 - 施設を退所した子ども等への支援の充実
- 地域・関係機関の連携強化
児童虐待等に対応するための地域におけるネットワークを構築し，効果的な運営に努めるなど，多様な関係機関との情報共有及び連携による支援を実施する。

＜保健福祉局，教育委員会＞

【主な取組】

- ◇児童虐待対策中核機関（児童相談所・子ども支援センター・保健センター）の連携強化
- ◇要保護児童対策地域協議会の運営と機能強化（再掲） 新規（推進中）
- ◇居所不明児童等への対応の徹底（再掲）
- ◇児童相談所と学校，保育園（所），幼稚園，認定こども園等との連携強化
- ◇～地域で支える～すくすく子育て応援事業（再掲） 新規（推進中）
- ◇地域子育て支援ステーション事業の機能強化（再掲）

イ 少年非行対策

現状と課題

京都市の児童相談所へのぐ犯・非行相談は、2010（平成22）年度の382件をピークに減少傾向にあります。年度によって増減があり、また、2004（平成16）年度から2008（平成20）年度までは200件台で推移していたことを踏まえると、状況が改善されているとは言い難い状況にあります。学齢別では、中学生の相談件数が依然として多く、また、小学生の相談件数が年々増加しており、低年齢化の傾向があります。

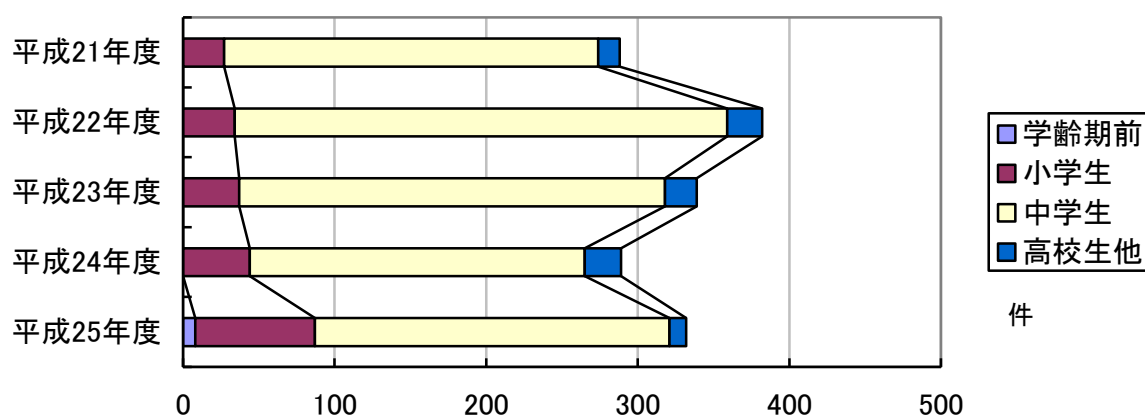
京都府における刑法犯の検挙・補導人員についても、中学生以下の少年の占める割合が増加傾向にあり、2013（平成25）年には半数を超え、50.8%となりました。刑法犯少年等の検挙・補導人員の推移をみると、刑法犯で検挙された少年（犯罪少年：14歳以上の罪を犯した少年）は、近年減少傾向で推移しており、触法少年（14歳未満で刑罰法令に触れる行為をした少年）についても、2011（平成23）年をピークに減少しています。

なお、2013（平成25）年に刑法犯で検挙された少年（1,344人）のうち、再犯者の割合は44.1%と、約半数が再犯であり、全国の再犯率を上回っています。

少年非行については、早期の段階で把握し、対応するとともに、再犯を防止するため、関係機関が十分に連携しながら取組を進めていく必要があります。

京都市の児童相談所におけるぐ犯・触法相談件数

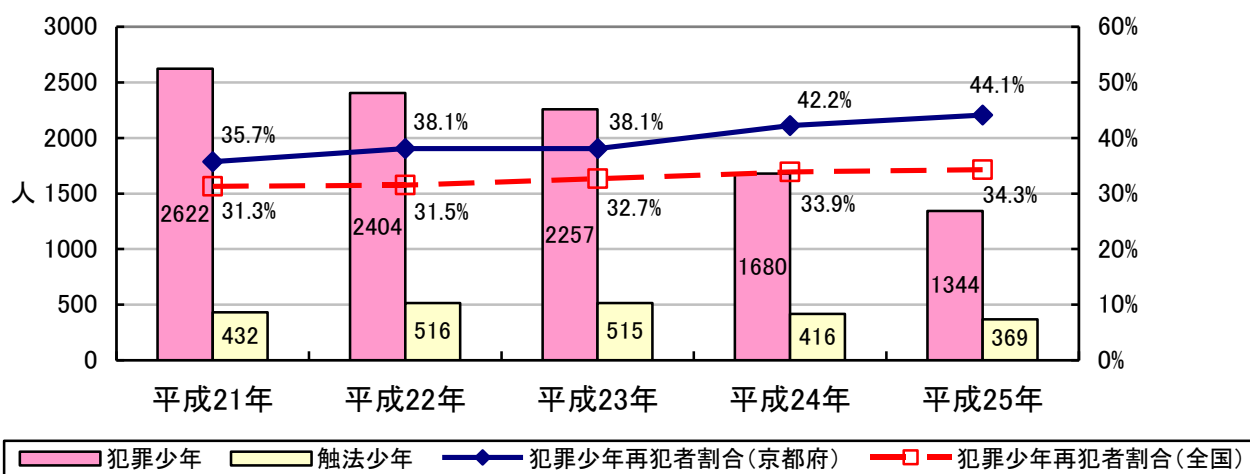
年度	0～学齢期前	小学生	中学生	高校生他	合計
21	0	27	247	14	288
22	0	34	325	23	382
23	0	37	281	21	339
24	0	44	221	24	289
25	1	59	252	20	332



京都府における刑法犯で検挙・補導された少年の人員数・犯罪少年のうち再犯者の割合

年	刑法犯少年			犯罪少年のうち再犯者の割合	
		犯罪少年	触法少年	京都府	全国
21	3,054	2,622	432	35.7%	31.3%
22	2,920	2,404	516	38.1%	31.5%
23	2,772	2,257	515	38.1%	32.7%
24	2,096	1,680	416	42.2%	33.9%
25	1,713	1,344	369	44.1%	34.3%

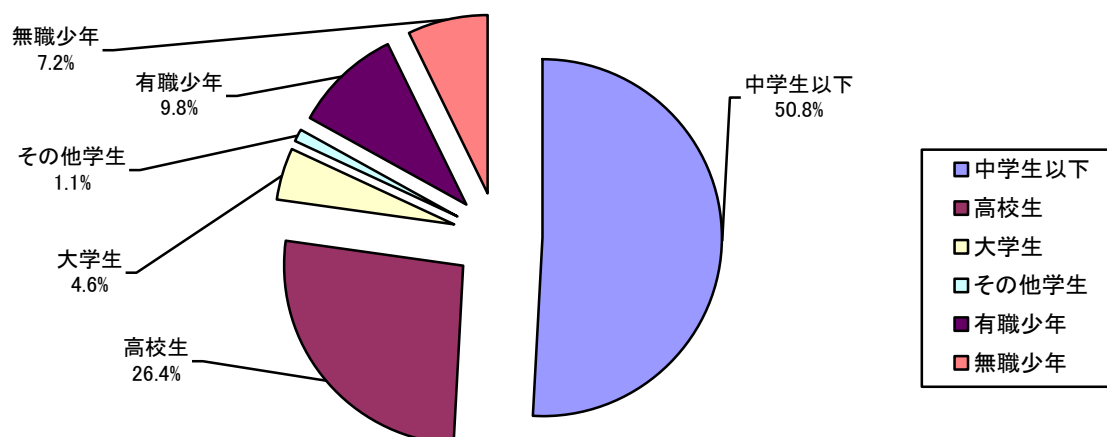
＊ 京都府警察ホームページから引用



京都府における刑法犯で検挙・補導された少年の学籍別人数（2013（平成25）年中）

小学生以下	中学生	高校生	大学生	その他学生	有職少年	無職少年	計
102	769	453	79	19	168	123	1,713
871							

＊ 京都府警察ホームページから引用



（参考）児童自立支援施設

非行や触法行為をした又はするおそれのある子ども等について、入所又は通所により必要な指導を行い、自立を支援しています。

施策を展開する今後の方向性

少年非行対策としては、引き続き少年非行に対応する相談機関や関係団体との連携を深めるとともに、家庭・地域との連携強化を図ることで、未然防止と早期発見、早期対応に取り組めます。

施策・主な取組

● 少年非行対策

少年非行に関わる相談機関や関係団体との連携を深め、家庭・地域との協力による非行の防止や早期対応に取り組む。

<保健福祉局，教育委員会>

【主な取組】

◇児童相談所，学校，警察等の関係機関及び司法との連携強化

◇家庭，地域社会（保護司，人権擁護委員を含む）や民間団体との連携・協力による取組

◇要保護児童対策地域協議会における支援 新規（推進中）

◇京都府再非行防止対策協議会への参画 新規（推進中）

(2) 被虐待児をはじめとした養護等が必要な子どもの福祉

現状と課題

＜乳児院（※1）・児童養護施設（※2）＞

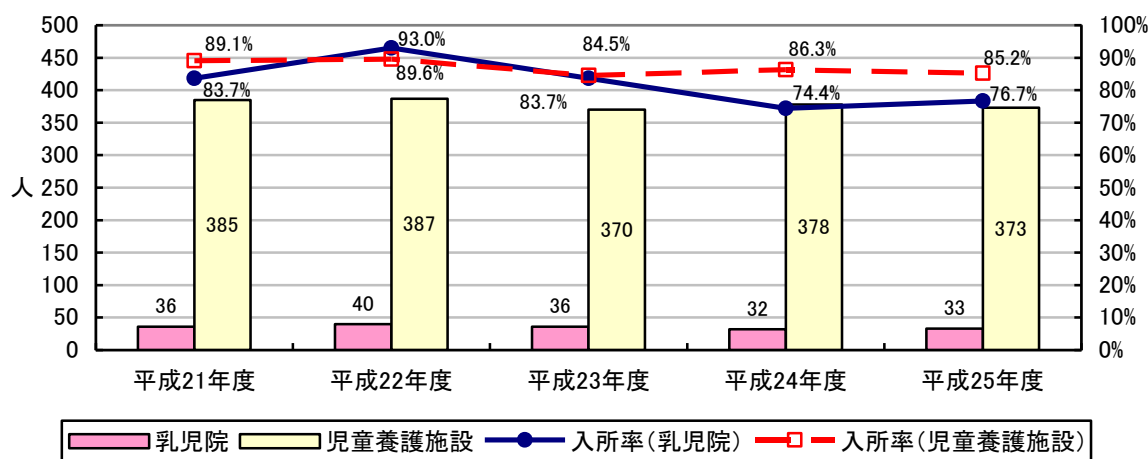
京都市には2箇所の乳児院と8箇所の児童養護施設（うち1箇所は京都府が所管）がありますが、入所している子どものうち、虐待を受けた子どもの割合は約6～7割、発達障害等の障害のある子どもの割合は約1～2割と、専門的なケアを必要とする子どもが数多く入所しています。そのため、様々な専門性を有する職員を配置した施設として果たすべき役割は大きいと言えます。

定員に対する入所率は、近年おおむね8割～9割で推移していますが、若干減少傾向にあります。しかしながら、京都市の虐待相談・通告件数が増加している現状を踏まえると、要保護児童が減少し、施設入所の必要な子どもが減少しているとは言い難いと考えられます（なお、措置による入所児童は減少傾向にあります、一時保護委託の児童数は年々増加しています。）。

京都市所管施設の入所状況（各年度年間平均）

年度	乳児院（2施設）			児童養護施設（7施設）		
	認可定員	入所児童数	入所率	認可定員	入所児童数	入所率
21	43	36	83.7%	432	385	89.1%
22	43	40	93.0%	432	387	89.6%
23	43	36	83.7%	438	370	84.5%
24	43	32	74.4%	438	378	86.3%
25	43	33	76.7%	438	373	85.2%

* 他都市措置による入所を含む。

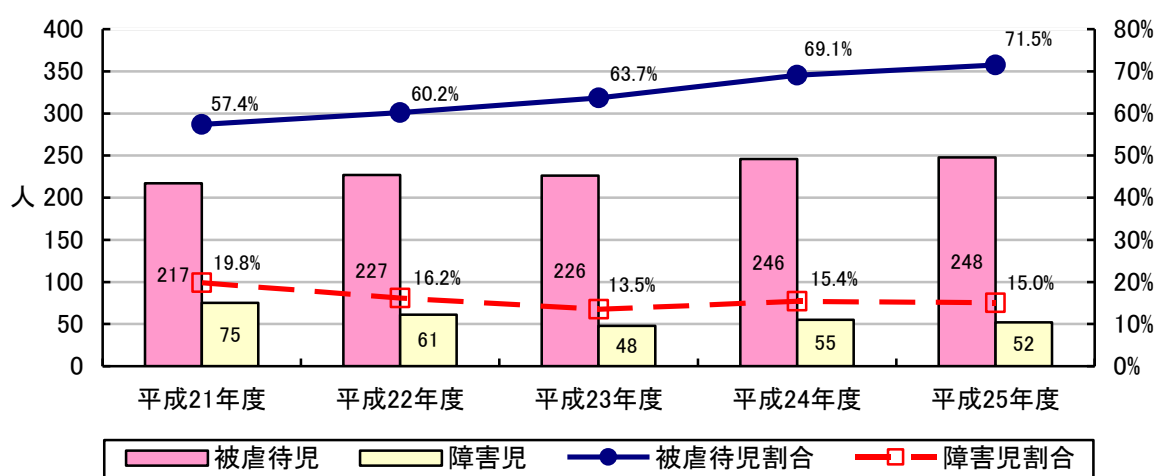


京都市所管施設に入所する被虐待児等の数（各年度4月1日現在）

年度	京都市措置児童数	被虐待児数	障害児数
21	378	217（57.4%）	75（19.8%）
22	377	227（60.2%）	61（16.2%）
23	355	226（63.7%）	48（13.5%）
24	356	246（69.1%）	55（15.4%）
25	347	248（71.5%）	52（15.0%）

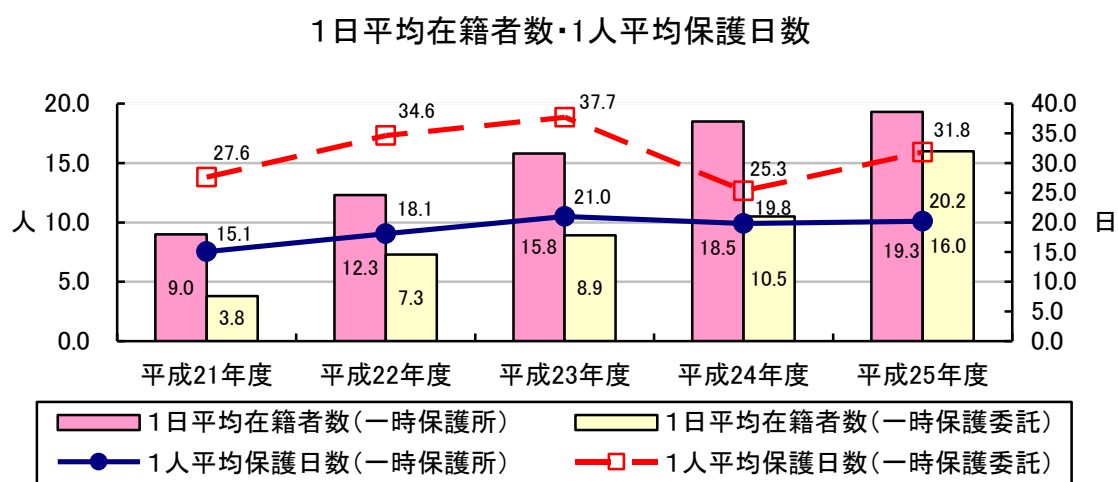
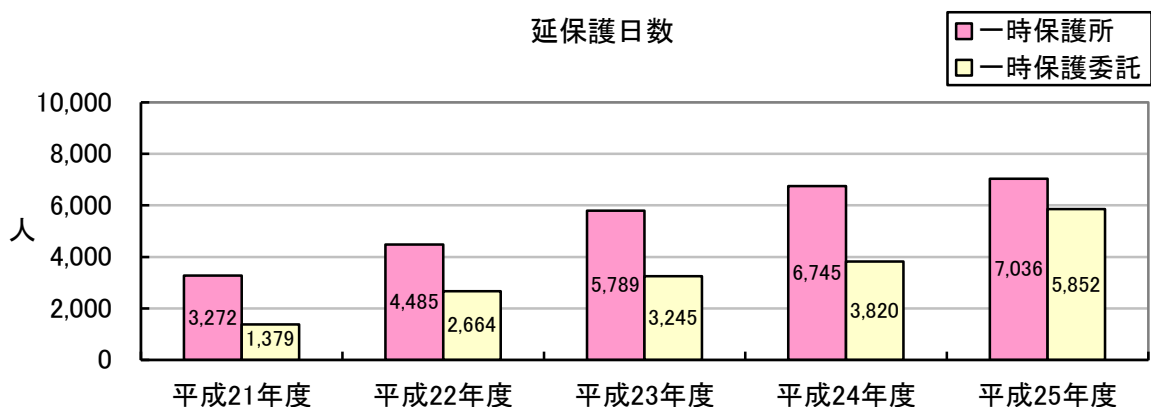
* 京都市が措置した入所児童についてのみ計上

* ここでいう「障害児」は、療育手帳又は身体障害者手帳（4級以上）を有する児童及び精神科に継続して通院加療中の児童である。



京都市における一時保護所・一時保護委託の状況

年度	一時保護所			一時保護委託		
	延保護 日数	1日平均 在籍者数	1人平均 保護日数	延保護 日数	1日平均 在籍者数	1人平均 保護日数
21	3,272日	9.0人	15.1日	1,379日	3.8人	27.6日
22	4,485日	12.3人	18.1日	2,664日	7.3人	34.6日
23	5,789日	15.8人	21.0日	3,245日	8.9人	37.7日
24	6,745日	18.5人	19.8日	3,820日	10.5人	25.3日
25	7,036日	19.3人	20.2日	5,852日	16.0人	31.8日



子どもの養育は、その子どもが将来、家庭生活を築くうえでのモデルとすることができるよう、親を中心とする特定の大人との愛着関係の下で、安心感、自己肯定感、信頼感を育むとともに、人間関係や地域社会での社会性を養うことが重要です。

しかしながら、京都市が所管する乳児院・児童養護施設にはユニット化（小規模グループケア化（※3））未実施の施設が多く、少人数での養育ができていない状況にあります。また、居室の個室化ができていないため、児童相談所が施設入所の必要があると判断した児童であっても、性別や年齢への配慮から受入れができないケースも見受けられます。

これらのことを踏まえ、国が推進し、「社会的養護の課題と将来像」にも掲げられているケア単位の小規模化を進め、施設における養育についても、本体施設の小規模化やオールユニット化（本体施設全体の小規模グループケア化）を図る、あるいはグループホーム（※4）の設置を推進していく必要があります。

また、ケア単位の小規模化により、職員は子どもとより密な関わりを持つこととなるため、職員の専門性の向上や施設機能の強化が必要です。

併せて、施設は里親等への委託をより一層推進するための里親支援や地域の子育て支援、児童の自立支援、家族支援の機能強化を図ることにより、社会的養護の地域の拠点となることが求められており、これらに係る取組についても、推進していく必要があります。

京都市所管施設における小規模グループケアの実施状況

	実施施設数	実施箇所数
乳児院（2施設）	2施設	3箇所（本体施設内1箇所、分園型2箇所）
児童養護施設（7施設）	5施設	8箇所（本体施設内7箇所、分園型1箇所）

京都市所管施設におけるグループホームの設置状況

施設種別	グループホーム設置施設数	グループホーム数	内訳
乳児院 （2施設）	1施設	2箇所	分園型小規模グループケア 2箇所（8名）
児童養護施設 （7施設）	3施設	4箇所	分園型小規模グループケア 1箇所（6名） 地域小規模児童養護施設 3箇所（17名）

* 内訳欄の括弧内は2014（平成26）年4月1日時点の入所児童数

<里親（※5）・ファミリーホーム（※6）>

京都市の里親等委託率（※7）は、2014（平成26）年3月時点で9.8%となっており、2009（平成21）年3月（5.3%）と比較すると増加していますが、全国平均（集計中）を依然として下回っています。

これは、京都市においては、養子縁組を希望する里親が多いこと、委託を受ける子どもの年齢が里親の希望に合わないことなどにより、委託している里親が少ないこと、児童養護施設等の受入枠が充実していることなどによるものです。しかし、前述のとおり、社会的養護を必要とする子どもたちが将来自立した生活を営むに当たっては、安心して自分を委ねられる特定の大人との愛着関係や信頼関係を形成しながら生活していくことが重要であり、24時間365日、特定の大人が養育を行う里親及びファミリーホームについては、より一層推進を図っていくことが必要です。

なお、「社会的養護の課題と将来像」において、今後15年の間に、施設の本体施設とグループホームと里親等で養育する子どもの数をおおむね3分の1ずつにしていこう、という目標が掲げられました。

このことも踏まえ、京都市において、より一層里親等への委託の推進を図っていく必要があります。積極的な広報により里親制度の社会的認知を高めるとともに、里親制度への理解が深い方々等を対象とした啓発の実施等一層効果的な取組により、里親登録数を増やしていくことが喫緊の課題です。

また、研修や施設におけるボランティアとしての里親の受入れ、京都市が独自に実施している週末里親制度（施設に入所している子どもが土日曜日や夏休み等の学校の長期休業期間中に家庭生活を体験する制度）の活用等により、子どもたちの里親についての理解を広げるとともに里親の養育経験の機会を設けることが必要です。さらに、委託を受けている里親等からの相談対応や、一時的な休息のためのレスパイト・ケア等、里親を支援する取組について、より一層充実していくことが求められています。

里親の種別

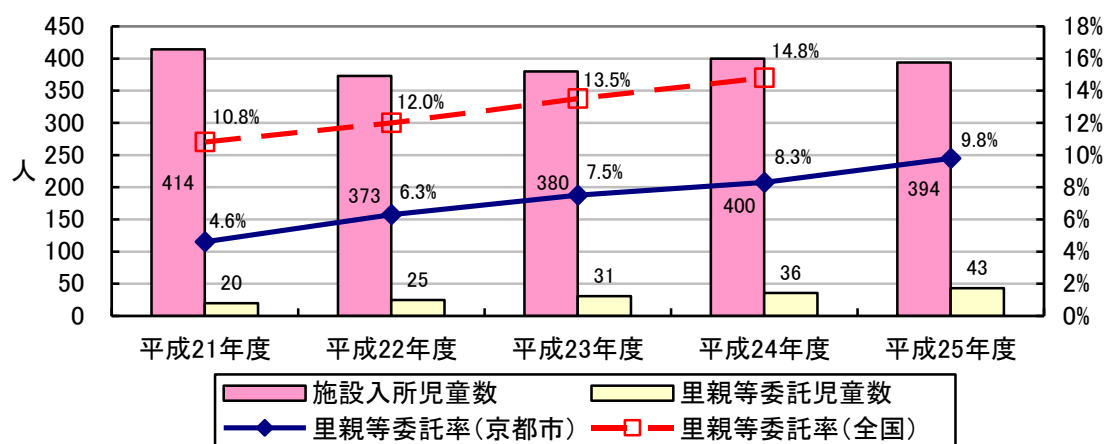
養育里親	保護者のない子ども又は保護者に監護させることが不適當であると認められる子どもを、実親が育てられるようになるまで、又は子どもが社会的に自立できるまでの間養育するもの
専門里親	専門的援助が必要な子ども（虐待を受けた子どもや障害のある子ども、非行傾向のある子ども）を養育するもの
親族里親	死亡、行方不明、入院等により両親が養育できなくなった子どもを養育する、当該子どもの民法上の扶養義務者及びその配偶者である親族
養子縁組里親	養子縁組によって養親となることを希望するもの

週末里親 (京都市独自施策)	施設入所児童を対象に、土日曜日や夏休み等の学校長期休業期間中に、一時的に家庭生活を体験させる里親
-------------------	--

京都市の登録里親数・里親等委託児童数・里親等委託率の状況（各年度末現在）

年度	登録里親数	委託里親数	委託児童数	施設入所児童数	里親等委託率	(参考) 全国
21	56	17	20	414	4.6%	10.8%
22	66	21	25	373	6.3%	12.0%
23	72	23	31	380	7.5%	13.5%
24	87	24	36	400	8.3%	14.8%
25	95	29	43	394	9.8%	—

- ＊1 登録里親数は、複数の種別の里親に重複して登録している場合は1人として計上し、2010（平成22）年度以降はファミリーホーム1箇所を含む。
- ＊2 委託里親数には、2011（平成23）年度以降はファミリーホーム1箇所を含む。
- ＊3 委託児童数は、2011（平成23）年度以降はファミリーホームへの委託児童（2011（平成23）年度末3名、2012（平成24）年度末、2013（平成25）年度末各4名）を含む。



登録里親数の内訳（2014（平成26）年4月1日現在）

養育里親	専門里親 (養育里親と重複)	養子縁組里親		親族里親	合計 (重複除く)
			うち養育里親と重複		
52	9	54	22	10	94

＊ 上記と別に、ファミリーホームが1箇所、週末里親が56組

<情緒障害児短期治療施設（※8）>

現在、京都市は、公設公営の「青葉寮」を設置運営していますが、児童の生活空間が狭隘となっていること、施設の構造・設備面での不備等、子どもの情緒面での発達を保障するには様々な課題があります。そのため、民設民営による移転再整備を進めており、2016（平成28）年4月の新施設開設を目指して取り組んでいます。

今後、移転再整備による子どもたちへの影響を最小限に止め、子どもたちが引き続き安心して生活が送れるよう、事業実施法人とも協議しながら、円滑な引継ぎを行うための体制の確保や、通学する地元小中学校を含めた教育部門との十分な連携等による学校教育の保障について、十分検討し、取り組んでいきます。

<児童自立生活援助事業所（自立援助ホーム）（※9）>

児童自立生活援助事業所（自立援助ホーム）は、義務教育修了後満20歳までの児童等に対し、相談その他の日常生活上の援助及び生活指導を通じて、入所児童の社会的自立を支援しています。

現在、京都市内には男子専用1箇所、女子専用2箇所（うち1箇所は子どもシェルター（※10））の自立援助ホームがあり、児童養護施設を退所した児童等が安定した自立生活を営むまでの間の生活の場としても重要な役割を果たしています。

今後、利用状況等を十分注視しながら、必要に応じて増設等、取組の充実を図っていく必要があります。

<母子生活支援施設（※11）>

母子生活支援施設では、経済的な困難、子どもの養育についての不安、病気や障害などの困難な課題を多く抱える母子家庭、近年増加しつつあるDV被害により保護が必要な母子に対し、安全で安心できる生活の場を提供し、子育てや生活の支援とともに自立に向けた就労支援を行っています。

京都市内には現在4箇所（うち1箇所は京都府が所管）の母子生活支援施設がありますが、DVを理由とする入所、精神疾患や心身に障害のある母子、発育に問題のある子どもや虐待を受けた子どもの入所が増えていることなどから、入所者の状況に応じた適切な支援を行う必要があります。

そのためには、「社会的養護の課題と将来像」に掲げられている職員配置の充実と支援技術の普及向上に努め、施設職員をはじめ福祉事務所、配偶者暴力相談支援センター、児童相談所、学校、保育園（所）等の関係機関との連携をより一層強化し、入所者支援の充実を図ることが必要です。併せて、DV被害者の広域入所や緊急保護の受入体制を十分に確保することも求められています。

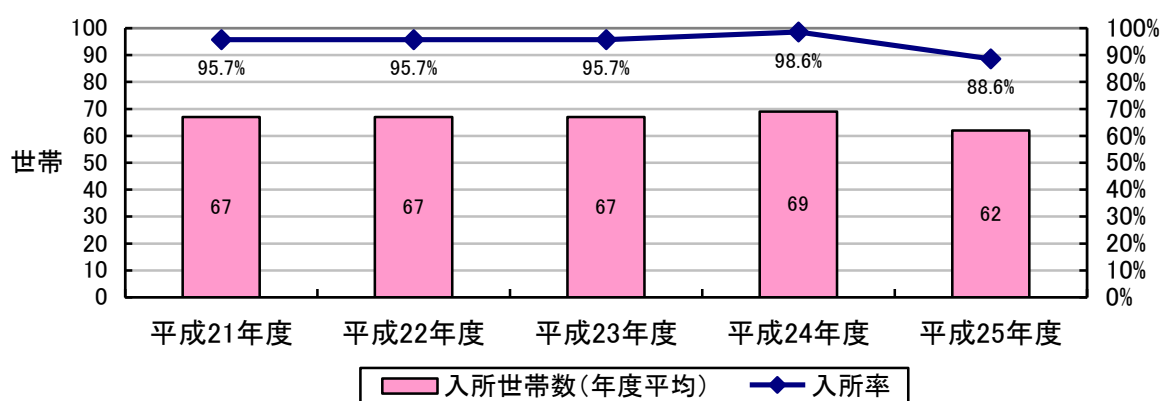
また、社会的養護に関わる施設、中でも母と子どもが生活を共にしながら支援を受けることができる施設として、親子分離に至る前段での支援や、児童養護施設を退所した児童等の家族再統合の支援等の役割を担うことも期待されています。

母子生活支援施設の入所状況（各年度年間平均）

年度	定員世帯数	入所世帯数	入所率
21	70	67	95.7%
22	70	67	95.7%
23	70	67	95.7%
24	70	69	98.6%
25	70	62	88.6%

* 京都市所管施設の入所世帯の状況

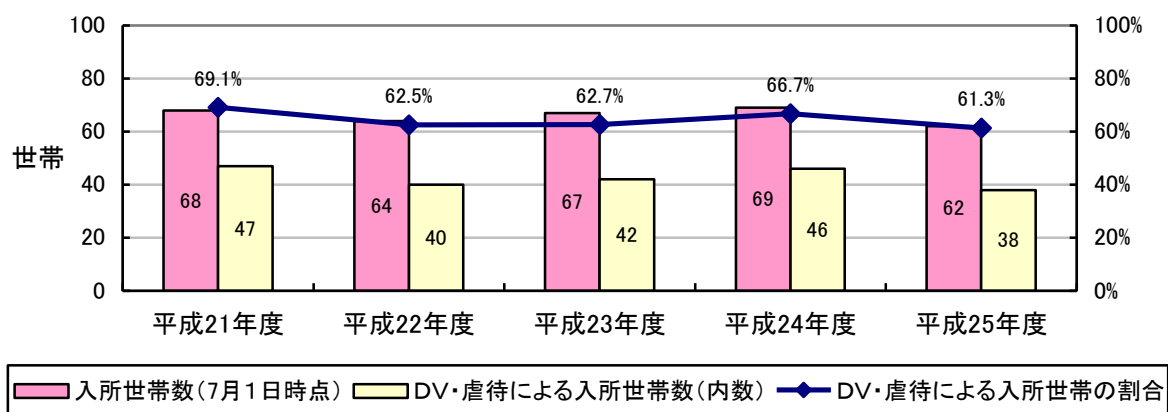
* 2013（平成25）年度は京都市所管施設（3施設）のうち1施設が改修工事を実施していた。



DV・虐待（主訴）による入所世帯の割合（各年度7月1日現在）

年度	定員世帯数	入所世帯数	DV・虐待による入所世帯数
21	70	68	47（69.1%）
22	70	64	40（62.5%）
23	70	67	42（62.7%）
24	70	69	46（66.7%）
25	70	62	38（61.3%）

* 京都市所管施設（3施設）の入所世帯の状況（他都市から入所している世帯を含む。）



<一時保護所（※12）>

京都市の一時保護所（入所定員30名）については、施設が狭隘なため、性別の配慮はできているものの、幼児から高校生までが同一空間で生活しており、生活面で指導が必要な子どもや被虐待児等の個別的な支援が必要な子どもに対する配慮ができていないなどの課題が生じています。

また、2013（平成25）年度の一日平均在籍者数は19.3名と、2009（平成21）年度の9名から大幅に増加していることから、一時保護所の環境改善は急務となっています（京都市においては、保護者のニーズに応じて利用されている乳児院や児童養護施設、母子生活支援施設における子育て支援短期利用事業（ショートステイ）が一時保護的に活用されています。）。

なお、一時保護所を含めた児童福祉センター機能については、リハビリテーションセンター及びこころの健康増進センターとの合築による再整備を行うこととしていますが、それまでの間、一時保護所については、青葉寮移転後のスペースを活用し、施設改善に取り組み、支援の質の向上等を図ることとします。

さらに、一時保護所入所中の子どもについては、保護者の連れ去りの危険性を考慮し学校への通学ができないため、所内での学習保障も十分に図っていく必要があります。

※ 一時保護所・一時保護委託の状況については、P165 表「京都市における一時保護所・一時保護委託の状況」参照

【参考】国における社会的養護の課題と将来像（2011（平成23）年7月） 要点抜粋

児童養護施設等の社会的養護の課題に関する検討委員会・社会保障審議会児童部会社会的養護専門委員会が2011（平成23）年7月にとりまとめた「社会的養護の課題と将来像」において、社会的養護の基本的な考え方及び施設種別ごとの課題と将来像が掲げられました。

1 社会的養護の基本的な考え方

（1）社会的養護の役割の変化

- 以前は、「親が無い、親に育てられない子どもへの施策」
- 現在は、「虐待を受けて心に傷を持つ子ども、何らかの障害がある子ども、DV被害の母子等への施策」

（2）社会的養護の理念

- ① 子どもの最善の利益のために
- ② 社会全体で子どもを育む

（3）社会的養護の機能

- ① 養育機能
- ② 心理的ケア等の機能
- ③ 地域支援等の機能

（4）子どもの養育における社会的養護の役割

- ① 子どもの養育の場としての社会的養護
- ② 虐待等からの保護と回復
- ③ 貧困や児童虐待の世代間連鎖の防止
- ④ ソーシャルインクルージョン（社会的包摂）

（5）社会的養護の基本的方向

① 家庭的養護（家庭養護）の推進

- ◇ 里親・ファミリーホームを優先
- ◇ 施設養護でもグループホームや小規模グループケアを推進

安心して自分を委ねられる養育者によって、一人ひとりの個別的な状況が十分に考慮されながら養育される環境を整える。

- ・ 社会的養護を必要とする子どもたちに「あたりまえの生活」を保障していく。

② 専門的ケア、自立支援、家族支援、地域支援の充実

施設は、社会的養護の地域の拠点として、施設から家庭に戻った子どもへの継続的な支援、里親支援、自立支援やアフターケア、地域の子育て家庭への支援など、専門的な地域支援の機能を強化する。

- ・ ソーシャルワークとケアワークを適切に組み合わせ、家庭を総合的に支援していく。

2 施設種別ごとの課題と将来像（京都市所管施設に関する部分のみ抜粋）

<児童養護施設>

- ① 小規模化と施設機能の地域分散化による家庭的養護の推進
 - ◇ ケア単位の小規模化
 - ・ 将来は全施設を小規模グループケア化（オールユニット化）する。
 - ◇ 本体施設の小規模化
 - ・ 本体施設の定員を45人以下にする。
 - ◇ グループホームの推進，ファミリーホームの設置，里親の支援
 - ・ 施設は地域の社会的養護の拠点となる。
- ② 本体施設は，精神的な不安定さ等が落ち着くまでの専門的ケアや地域支援を行うセンター施設として高機能化

<乳児院>

- ① 専門的養育機能の充実（個別対応職員や心理療法担当職員の全施設配置等）
- ② 養育単位の小規模化（4～6人の小規模グループケアを推進）
- ③ 保護者支援機能，地域支援機能の充実

<情緒障害児短期治療施設>

- ① 設置推進
- ② 専門的機能の充実
- ③ 短期入所機能，通所機能の活用，外来機能の設置
- ④ 名称の見直し

<母子生活支援施設>

- ① 入所者支援の充実
「生活に困窮する母子に対する住居の提供」から「DV被害者や被虐待児等への支援」への役割の変化
- ② 職員配置の充実（基本配置の引上げ，個別対応職員の配置等）
- ③ 広域利用の確保
- ④ 子どもの学習支援の充実
- ⑤ 児童相談所・婦人相談所との連携
- ⑥ 公立施設の課題（加配職員の配置推進等）

<ファミリーホーム>

- ① 大幅な整備促進
- ② 専門性の向上と支援体制の構築（研修の充実・訪問や相互交流等）

<自立援助ホーム>

- ① 整備推進
- ② 対応が難しい児童等への対応
- ③ 運営費の充実
- ④ 20歳以降のアフターケア

3 里親委託の推進と里親支援機関

(1) 里親等委託率の引上げ

今後十数年の間に「本体施設：グループホーム：里親等≒1：1：1」を目指す

(2) 新生児里親，親族里親，週末里親等の活用

- ◇ 望まない妊娠出産で保護者が養育できない場合の「特別養子縁組を前提とした新生児の里親委託」の推進
- ◇ 親族里親の積極的活用
- ◇ 児童養護施設入所に対する，週末や夏休みを利用した「週末里親」，「季節里親」の活用

(3) 里親委託の推進と里親支援機関

- ◇ 里親には研修，相談，相互交流，レスパイト等の支援が重要
- ◇ 里親支援機関は，里親会，児童家庭支援センター，施設等，多方面からの支援と自治体との連携が必要

4 社会的養護の共通事項の課題と将来像

(1) 施設の運営の質の向上

- ① 「施設運営指針」，「施設運営の手引書」の作成
- ② 第三者評価の義務付け

(2) 施設職員の専門性の向上

- ① 施設長の資格要件及び研修の義務化
- ② 施設の組織力の向上
- ③ 職員研修の充実

施策を展開する今後の方向性

子どもの養育は、その子どもが将来家庭生活を築くうえでのモデルとすることができるよう、親を中心とする特定の大人との愛着関係の下で、安心感、自己肯定感、信頼感を育み、人間関係や地域社会での社会性を養うことが重要です。

このため、「社会的養護の課題と将来像」に基づき、家庭養護（里親やファミリーホームへの委託）と共に、施設養護についても、家庭的養護（グループホームの設置や小規模グループケアの実施）を推進します。

併せて、里親等については、支援体制の充実を図ることなどにより安定的な養育環境を整えることを、施設については児童への専門的ケアや、自立支援、家族支援、地域支援の充実を図ることなどにより、社会的養護の地域の拠点としての役割を担うことを目指します。

さらに、「社会的養護の課題と将来像」を実現するため、2029（平成41）年度までの15年間を取組期間とする京都市の方針を「京都市家庭的養護推進計画」として定め、その前期計画部分（5年間）を本プランに盛り込み、主体的かつ積極的に取組を進めていきます。

また、情緒障害児短期治療施設「青葉寮」については、民設民営による移転再整備を着実に実施します。さらに、一時保護所については、児童福祉センターが身体障害者リハビリテーションセンター及びこころの健康増進センターとの合築により再整備される計画があることを視野に入れながら、当面の方策として、「青葉寮」移転後のスペースを活用して、環境改善と入所児童に対する支援の質の向上を図ります。

京都市家庭的養護推進計画

～社会的養護の課題と将来像の実現に向けて～

(計画期間：2015（平成27）年度～2029（平成41）年度)

1 基本方針及び計画の柱

京都市では、「京都市未来こどもはぐくみプラン（仮称）」に掲げる「現状と課題」を踏まえ、「社会的養護の課題と将来像」に掲げられた将来像の実現を目指すことを基本方針とし、

- ① 本体施設：グループホーム：里親等の割合をおおむね1：1：1（里親等委託率約30%）を目指すこと
- ② 本体施設は全体を小規模グループケア化するとともに、専門性の向上等による高機能化を目指すこと
- ③ 全施設が地域支援・退所者支援等に取り組み、地域の子育て支援の拠点となることを目指すこと

の3つを計画の柱とし、取組を進めていきます。

また、計画期間の15年間で5年単位で前期、中期、後期に分け、各期ごとに、その時の状況を踏まえ、必要に応じて目標及び取組内容の見直しを行っていきます。

基本方針

「社会的養護の課題と将来像」に掲げられた将来像の実現を目指す

柱①

本体施設：グループホーム：里親等≒1：1：1（里親等委託率約30%）を目指す

柱②

本体施設は全体を小規模グループケア化するとともに、専門性の向上等による高機能化を目指す

柱③

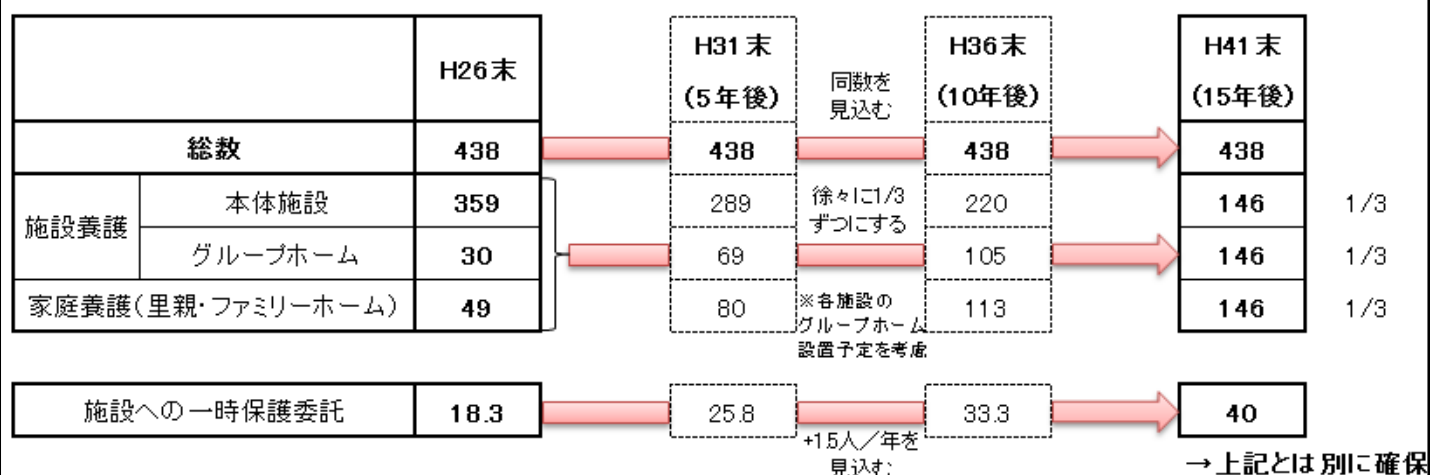
全施設が地域支援・退所者支援等に取り組み、地域の子育て支援の拠点となることを目指す

2 社会的養護を必要とする子どもの数の見込み

社会的養護を必要とする子どもの数については、近年、おおむね同数で推移していることを踏まえ、将来的にも現在と同数（438人）を見込むこととします。

また、正規の入所や委託以外に、一時保護委託により施設等で生活している子どももあり、この受入枠についても、別途確保する必要があります。

この一時保護委託を必要とする子どもの数については、近年増加傾向にあることを踏まえ、将来的にも増加することを見込むこととします（増加数については、近年の平均値の半数程度の1年当たり1.5人を見込みます。）。



3 取組項目及び項目ごとの方向性（15年後に目指す姿）

家庭的養護の推進（乳児院及び児童養護施設）と家庭養護の推進（里親及びファミリーホーム）の2つの観点から、取組を進めていきます。

（1）家庭的養護の推進（乳児院・児童養護施設）

家庭的養護の推進については、①本体施設の小規模化と施設機能の地域分散化、②施設による里親支援等、③地域支援・退所者支援の推進、④本体施設の高機能化の4つの取組項目を掲げ、それぞれ次の方向性に基づき取組を推進していきます。

取組項目	方向性（15年後に目指す姿）
本体施設の小規模化と施設機能の地域分散化	①本体施設の定員を45名以下にする。（※1） ②本体施設とグループホームの割合をおおむね1：1にする。
施設による里親支援等	①施設養護と家庭養護の割合をおおむね2：1にする。 ②各施設が最低2箇所のファミリーホームの運営又は支援をする。（※2）
地域支援・退所者支援の推進	全施設が地域支援等の取組を実施し、子育て支援の拠点となる。（※3）
本体施設の高機能化	専門性のある職員配置の推進及び各職員の専門性の向上を図る。

※1 施設定員の調整は、社会的養護を必要とする子どもの受入れができるよう、次のとおり、状況を踏まえながら順次行います。

- ① 施設全体の定員は維持しながらグループホームの設置を推進します。
 - ② 小規模グループケア化未実施施設は、老朽・耐震等による改修・改築の際に小規模グループケア化を実施します。
 - ③ 施設定員の削減は、里親等への委託状況を踏まえながら、基本的に後期に実施します。
 - ④ ③に当たっては、一部の居室の他用途（ショートステイ等）への転用を基本とし、居室に戻すことも可能な方法を採用します。
- ※ ③④に関し、改修等が必要な施設は、後期以外であっても、改修等に併せた定員削減や他用途への転用以外の方法による居室数の調整も検討します。

※2 施設による里親支援等については、まずは各施設に里親支援専門相談員を配置し、施設による様々な里親支援を展開できる体制を整えます。そのうえで、将来的には各施設が最低2箇所のファミリーホームを支援するとともに、施設によるファミリーホームの開設、運営も検討します。

※3 地域支援や退所者支援については、基本的に既存の人材や資源、事業等を活用しながら実施します。

(2) 家庭養護の推進

家庭養護の推進については、①里親登録の推進・ファミリーホームの設置推進、②里親等への委託推進・支援の充実、③施設による里親支援等、④児童福祉センターの取組強化の4つの取組項目を掲げ、それぞれ次の方向性に基き取組を推進していきます。

取組項目	方向性（15年後に目指す姿）
里親登録の推進・ ファミリーホームの設置推進	委託先の拡大を図る（※1）。
里親等への委託推進・ 支援の充実	施設養護と家庭養護の割合をおおむね2：1にする（※2）。
施設による里親支援等	（再掲） （1）家庭的養護の推進（乳児院・児童養護施設）の「施設による里親支援等」
児童福祉センターの取組強化	里親への委託を積極的に行うことができるよう、ソフト・ハードの両面で体制を整える（※3）。

※1 養育里親候補者の開拓、里親からファミリーホームへの転換、施設によるファミリーホーム開設等により、委託先の拡大を図っていきます。

※2 里親等への委託を推進するため、委託中の里親だけでなく未委託の里親も含めた支援や研修を実施するとともに、里親委託が望ましい子どもを広く把握するよう努めます。また、里親同士の相互交流や相互支援等も実施していきます。

※3 児童福祉司等の里親制度への理解を深め、里親委託優先の原則を徹底するとともに十分な里親支援が可能な体制を整備していきます。また、里親支援機関と密に連携し、相互に協力していきます。

4 具体的な取組内容（次ページ参照）

上記の方向性を踏まえ、前期、中期、後期のそれぞれについて、次ページのとおり取組を進めていきます。

なお、「京都市未来こどもはぐくみプラン（仮称）」と期間の重複する前期5年間の取組については、「京都市未来こどもはぐくみプラン（仮称）」と整合性を図りながら取組を進めていきます。また、各期ごとに、取組状況や推進状況を踏まえ、必要に応じて目標及び取組内容の見直しを行っていきます。

取組内容		前期 (H27～H31)	中期 (H32～H36)	後期 (H37～H41)
(乳児院・児童養護施設)	家庭養護の推進			
	本体施設の小規模化と施設機能の地域分散化	①本体施設の定員45名以下、②本体施設：グループホーム≒1：1を目指す ○老朽・耐震改修等に併せたオールユニット化の推進 ○本体施設内における小規模グループケアの推進 ○グループホーム（地域小規模児童養護施設・分園型小規模グループケア）設置推進（定員45名以上の施設は最低1箇所）		
	施設による里親支援等	①施設養護：家庭養護≒2：1、②各施設最低2箇所のファミリーホームの運営又は支援を目指す ○すべての乳児院・児童養護施設における里親支援専門相談員の配置 ○週末里親の積極的な活用の推進 ○里親等への措置変更推進（前期は主として措置変更に向けた調整が中心） ○里親・ファミリーホームの支援（相談・研修の実施やボランティア・レスパイト受入れ等）		
	地域支援・退所者支援の推進	全施設が地域支援等の取組を実施し、子育て支援の拠点となることを目指す ○子育て支援短期利用事業（ショートステイ・トワイライトステイ）の実施 ○地域の子育て支援活動の推進（相談・サロン等の検討・実施） ○退所児童のアフターケアの充実（雇用主等との連携、訪問相談、サロン等） ○保護者支援、家族再統合の取組の充実		
	本体施設の高機能化	専門性のある職員配置の推進及び各職員の専門性の向上を図る ○職員の質の向上（研修等）・人材確保の推進・処遇改善 ○専門職員配置の推進（措置費加算等の活用） ○保護者支援、家族再統合の取組の充実【再掲】		
(里親・ファミリーホーム)	家庭養護の推進			
	里親登録の推進 ファミリーホーム設置推進	委託先の拡大を図る（受け皿の確保） ○すべての乳児院・児童養護施設における里親支援専門相談員の配置【再掲】 ○里親制度の周知啓発（社会的認知度の向上） ○養育里親の登録推進（福祉関係者等への重点的周知） ○ファミリーホームの設置推進（里親等による開設）		
	里親等への委託推進・支援の充実	施設養護：家庭養護≒2：1を目指す（里親委託の推進） ○委託中・未委託の里親への相談等の支援及び研修の実施・充実 ○未委託里親への委託の推進（里親適児の幅広い把握） ○里親同士の相互交流の実施 ○週末里親・短期委託の積極的な活用【一部再掲】 ○単費援護等による経済的支援・レスパイトケアの実施		
	施設による里親支援等	<再掲>		
	児童福祉センターの取組強化	里親への委託を積極的に行うことができるよう、ソフト・ハードの両面で体制を整える ○里親委託優先の原則の徹底（研修等による意識向上）・体制強化 ○里親支援機関との連携・協力の実施 ○週末里親・短期委託の積極的な活用【再掲】		

※各期において目標及び取組内容の見直しを行う。

施策・主な取組

① 施設養護（乳児院・児童養護施設）における家庭的養護の推進

施設養護において、可能な限り家庭的な養育を実現するための環境づくりを行うとともに、ケア単位の小規模化により必要とされる職員の専門性の向上や負担軽減を図るための職員の処遇改善等の取組、入所児童に対する支援の質の向上のための取組を推進する。

● 本体施設の小規模化と施設機能の地域分散化の推進

施設養護の家庭的養護化を推進するため、本体施設の改修による小規模グループケア化やグループホームの設置を推進する。

<保健福祉局>

【主な取組】

- ◇老朽改築、耐震改修等に併せたオールユニット化の推進 新規（推進中）
- ◇本体施設内における小規模グループケアの推進
- ◇グループホーム（地域小規模児童養護施設・分園型小規模グループケア）の設置推進（定員45名以上の施設は最低1箇所設置 新規）

● 施設による里親支援等

里親等の家庭養護を推進するため、施設による支援体制の充実を図る。

<保健福祉局>

【主な取組】

- ◇すべての乳児院・児童養護施設における里親支援専門相談員の配置 新規（推進中）
- ◇週末里親制度の積極的な活用 新規（推進中）
- ◇里親への措置変更の推進（アフターケアとしての里親支援の実施） 新規（推進中）
- ◇里親・ファミリーホームへの支援（相談・研修の実施，ボランティア・レスパイトケアの受入れ等）

● 地域支援・退所者支援の推進

施設が地域の子育て支援の拠点となることを目指し、地域支援の取組を推進するとともに、施設を退所した子どもが安定した自立生活を営むことができるよう、継続的な支援を実施する。

<保健福祉局>

【主な取組】

- ◇子育て支援短期利用事業（ショートステイ・トワイライトステイ）の実施
- ◇地域の子育て支援活動の推進（相談・サロン等の検討・実施） 新規
- ◇退所児童のアフターケアの充実（雇用主との連携，訪問相談，サロン等）

新規（推進中）

- ◇保護者支援，家族再統合の取組の充実（再掲）

● 本体施設の高機能化

専門性のある職員の配置や職員の質の向上により、施設の支援機能の強化を図る。

<保健福祉局>

【主な取組】

- ◇研修等による施設職員の質の向上
- ◇施設職員の人材確保の推進・処遇改善 新規（推進中）

◇専門職員の配置推進（措置費加算等の活用） 新規（推進中）

◇保護者支援，家族再統合の取組の充実 （再掲）

② 家庭養護（里親・ファミリーホーム）の推進

社会的養護が必要な子どもたちが養育者の家庭において養育を受けることができる里親制度の普及啓発を行うとともに，登録里親数の拡大を図り，併せて，委託中の里親等への支援等を引き続き実施することで，里親及びファミリーホームへの委託を一層推進していく。

● 里親登録の推進・ファミリーホームの設置推進

家庭養護を推進するため，その受け手となる里親やファミリーホームの拡大を図る。

<保健福祉局>

【主な取組】

◇すべての乳児院・児童養護施設における里親支援専門相談員の配置 （再掲）

新規（推進中）

◇里親制度の周知啓発（社会的認知度の向上）

◇養育里親の登録推進（福祉関係者等への重点的周知） 新規（推進中）

◇ファミリーホームの設置推進（里親等による開設の検討・実施） 新規（推進中）

● 里親等への委託推進・支援の充実

「京都市家庭的養護推進計画」に掲げた里親等委託率約30%を目指すため，里親及びファミリーホームへの委託を推進するとともに，その支援の充実を図り，安心して子どもの委託を受けることができる環境を整える。

<保健福祉局>

【主な取組】

◇委託中・未委託の里親への相談等の支援及び研修の実施・充実

◇未委託里親への委託の推進（里親委託に適する子どもの幅広い把握）

新規（推進中）

◇里親同士の相互交流の実施 新規（推進中）

◇週末里親制度・短期委託（一時保護委託）の積極的な活用 新規（推進中）

◇単費援護等による経済的支援・レスパイトケアの実施

● 施設による里親支援等 （再掲）

里親等の家庭養護を推進するため，施設による支援体制の充実を図る。

<保健福祉局>

【主な取組】

◇すべての乳児院・児童養護施設における里親支援専門相談員の配置 （再掲）

新規（推進中）

◇週末里親制度の積極的な活用 （再掲） 新規（推進中）

◇里親への措置変更の推進（アフターケアとしての里親支援の実施） （再掲）

新規（推進中）

◇里親・ファミリーホームへの支援（相談・研修の実施，ボランティア・レスパイトケアの受入れ等） （再掲）

● 児童福祉センターにおける取組の強化

里親等への委託を積極的に行い，家庭養護の推進を図ることができるよう，ソフト，ハードの両面で体制を整える。

<保健福祉局>

【主な取組】

- ◇里親委託優先の原則の徹底（研修の充実等による意識向上） 新規（推進中）
- ◇里親支援機関との連携・協力の実施 新規（推進中）
- ◇週末里親制度・短期委託（一時保護委託）の積極的な活用（再掲） 新規（推進中）
- ◇児童相談所の体制強化 新規（推進中）

③ その他の取組

ア 社会的養護を必要とする子どもに対する支援の質の向上等

● 施設入所中・里親委託中の子どもに対する支援の質の向上

子どもたちが安心できる環境で落ち着いた生活を送ることができるよう、権利擁護や生活環境の向上のための取組を行う。

<保健福祉局>

【主な取組】

- ◇子どもの権利ノートの活用 新規（推進中）
 - ◇被措置児童等虐待の防止の徹底
 - ◇単費援護等（学習指導奨励費、修学旅行援助金、障害児等加算等）による施設入所児童等に対する支援の質の向上
 - ◇第三者評価受審の徹底 新規（推進中）
- 施設を退所した子ども等への支援の充実
- 子どもたちが安定した自立生活を営むことができるよう、施設を退所した後も、継続的な支援を実施する。

<保健福祉局>

【主な取組】

- ◇児童の状況に応じた措置延長の実施 新規（推進中）
 - ◇自立援助ホームの積極的な活用と必要に応じた増設の検討・実施
 - ◇退所児童のアフターケアの充実（雇用主との連携、訪問相談、サロン等）（再掲） 新規（推進中）
 - ◇退所児童の自立支援・進学支援に関する事業の実施（再掲） 新規（推進中）
- 児童福祉センターにおける取組の強化
- 社会的養護を必要とする子どもたちがより良い生活を送ることができるよう、ハード面での環境改善やソフト面での支援技術の向上を図る。

<保健福祉局>

【主な取組】

- ◇民設民営での青葉寮の移転再整備による支援の質の向上 新規（推進中）
- ◇情緒障害児短期治療施設の短期入所機能の活用 新規
- ◇一時保護所の更なる拡充（再掲） 新規（推進中）
- ◇一時保護所入所児童の学習の保障（再掲）
- ◇児童養護施設等との連携・必要に応じた一時保護委託の実施
- ◇児童の状況に応じた措置延長の実施（再掲） 新規（推進中）
- ◇児童相談所の体制強化・児童福祉司の質の向上
- ◇児童福祉センターの再整備の検討（再掲） 新規

イ 母子生活支援施設

● 母子生活支援施設の支援体制の充実

社会的養護に関わる施設，中でも母と子どもが生活を共にしながら支援を受けることができる施設として，増加するDV被害者や精神疾患等を有する母子への十分な支援を行うため，職員配置の充実と支援技術の普及向上に努める。また，施設職員をはじめ福祉事務所，配偶者暴力相談支援センター（DVセンター），児童相談所，学校，保育園（所）等との関係機関の連携のより一層の強化による入所者支援の充実を図る。

＜文化市民局，保健福祉局＞

【主な取組】

- ◇研修等による施設職員の質の向上（再掲）
- ◇施設職員の人材確保の推進・処遇改善（再掲） 新規（推進中）
- ◇専門職員の配置推進（措置費加算等の活用）（再掲） 新規（推進中）
- ◇DV被害者・緊急に保護が必要な世帯の受入体制の確保
- ◇京都市配偶者暴力相談支援センター（DVセンター）及び児童相談所等の関係機関との連携・相互理解の推進 新規（推進中）
- ◇子どもの学習・就職支援等の充実
- ◇親子分離に至る前段での支援や家族再統合の支援の場等としての利用の促進 新規（推進中）

※1 乳児院

保護者の健康上の理由等により、家庭で養育を受けることができないおおむね1歳未満の乳児（特に必要のある場合は幼児を含む。）が生活する施設

※2 児童養護施設

保護者の健康上の理由等により、家庭で養育を受けることができないおおむね1歳以上の幼児及び少年（原則18歳未満）が生活する施設

※3 小規模グループケア

虐待を受けた子ども等を対象に、できる限り家庭的な環境の下で職員との個別的な関係を重視した小人数での養育（乳児院の場合は4～6名、児童養護施設の場合は6～8名）を行い、他者との関係性の回復や愛着障害のケアを図るもの。このうち、本体施設外で行う小規模グループケアを「分園型小規模グループケア」という。

※4 グループホーム

社会的養護においては、分園型小規模グループケア及び地域小規模児童養護施設をいう。
（参考）地域小規模児童養護施設

本体施設から離れた家庭的な環境の下で養育することが適切な子どもを対象に、地域の中の住宅地等に設置した小規模施設（定員6名）において、近隣住民との関係を保持しつつ、家庭生活の体験を積むことにより、入所している子どもの社会的自立の促進を図るものをいう。

※5 里親

保護者の健康上の理由等により、家庭で養育を受けることができない子どもを自分の家庭に迎え入れて養育する人

※6 ファミリーホーム（小規模住居型児童養育事業）

保護者の健康上の理由等により、家庭で養育を受けることができない子どもを事業を実施する住居（ファミリーホーム）において養育するもの

※7 里親等委託率

乳児院、児童養護施設への入所及び里親等に委託されている子どもの総数に占める里親等に委託されている子どもの割合

$$\text{里親等委託率} = \frac{\text{里親及びファミリーホーム委託児童数}}{\text{乳児院及び児童養護施設入所児童数} + \text{里親及びファミリーホーム委託児童数}}$$

※8 情緒障害児短期治療施設

軽度の情緒障害のある子どもを短期間の入所又は通所により治療する施設

※9 児童自立生活援助事業（自立援助ホーム）

義務教育修了後満20歳までの子ども等が共同で生活し、生活を共にする職員から生活指導や就労支援を受けながら、安定的な就労と社会的自立を目指すもの

※10 子どもシェルター

親子関係のこじれ、児童虐待等を理由に家庭に戻ることができないおおむね10代後半の児童等の緊急の避難先として当面の衣食住を提供する施設（2014（平成26）年4月現在、全国に12箇所（ホームページ等調べ））

※11 母子生活支援施設

子どもを養育している母子家庭（準ずる家庭を含む。）が、自立生活を目指して心身と生活の安定のために、相談や援助を受けながら生活する施設

※12 一時保護所

虐待を受けた子どもや一時的に保護者等の養育が受けられなくなった子どもを保護する施設

(3) 障害や疾病等で支援が必要な子どもの福祉

現状と課題

児童福祉センター（児童相談所及び発達相談所）及び第二児童福祉センター（児童相談所及び発達相談部門）が2013（平成25）年度に受け付けた児童に係る相談件数は11,545件であり、そのうち約7割（8,163件）が障害相談です。

障害相談件数は増加の一途をたどっており、相談種別では、言葉や発達の遅れ等についての相談のほか、近年は自閉症スペクトラムや学習障害（LD）、注意欠如／多動性障害（AD／HD）等の発達障害に関する相談が増加しています。

また、年齢階層別では、3歳以上の未就学児及び小学生の相談件数の伸び率が特に高くなっています。

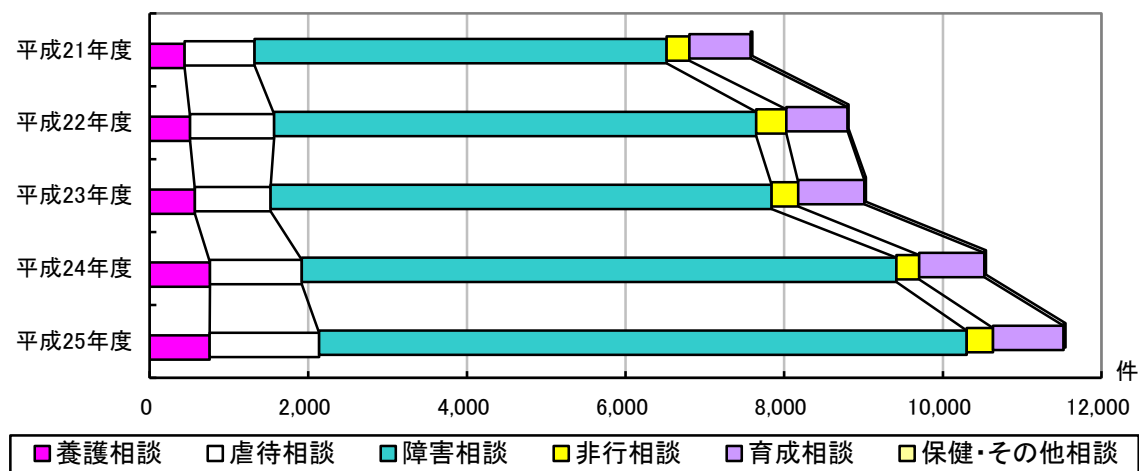
なお、2011（平成23）年4月に地域支援の役割を担う「総合支援担当係」を児童福祉センターに設置し、地域における発達支援に係る人材育成、各機関における子どもの発達支援や保護者支援に関するコンサルテーション、関係機関や地域ネットワークとの発達支援に関する連携等を行っています。

さらに、2012（平成24）年4月に第二児童福祉センターを開設し、相談体制の強化を図っています。

相談種別ごとの件数の推移

年度	養護相談	虐待相談	障害相談	非行相談	育成相談	保健・その他相談	合計
21	443	878	5,197 (68.4%)	288	772	20	7,598
22	511	1,057	6,077 (69.0%)	382	773	13	8,813
23	570	955	6,314 (69.9%)	339	834	17	9,029
24	759	1,157	7,497 (71.1%)	289	822	21	10,545
25	755	1,382	8,163 (70.7%)	332	892	21	11,545

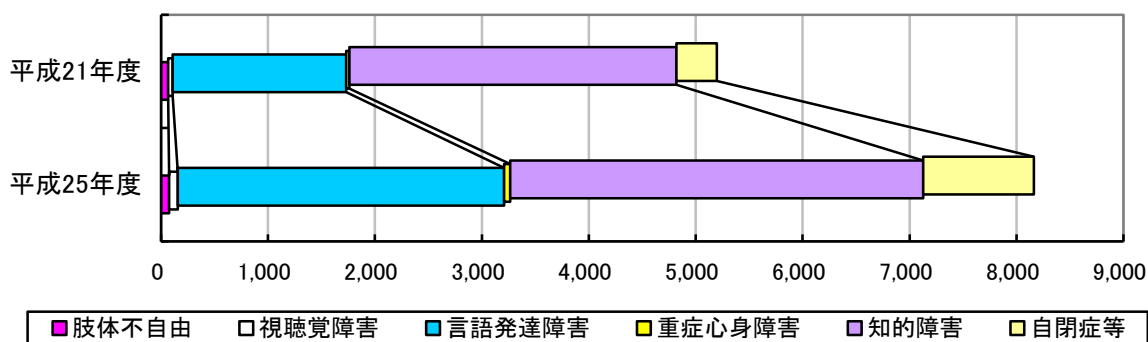
＊ 障害相談の欄の括弧書は合計に占める割合



障害相談の内容別相談件数の増加率

年度	肢体不自由	視聴覚障害	言語発達障害	重症心身障害	知的障害	自閉症等	合計
21	67	42	1,623	31	3,058	376	5,197
25	75	80	3,054	55	3,862	1,037	8,163
②①→②⑤増加率	112%	190%	188%	177%	126%	276%	157%

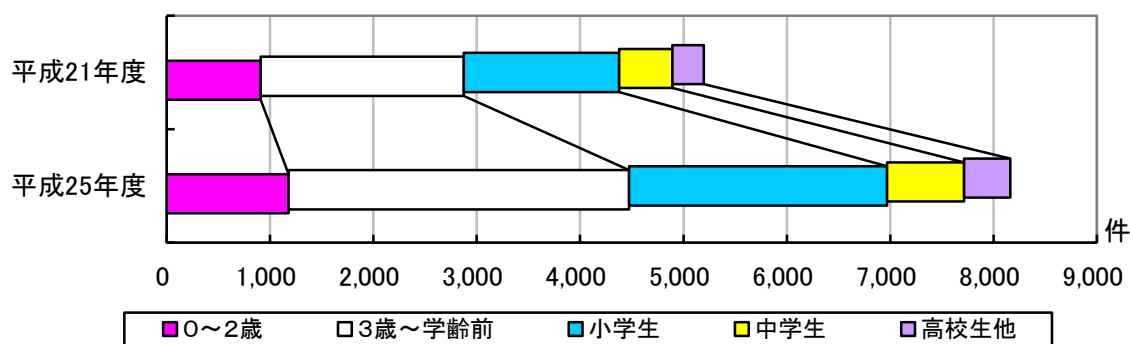
* 増加率は2009（平成21）年度を100%とした2013（平成25）年度の率



障害相談の年齢別相談件数の増加率

年度	0～2歳	3歳～学齢前	小学生	中学生	高校生他	合計
21	910	1,964	1,504	515	304	5,197
25	1,181	3,293	2,496	745	448	8,163
②①→②⑤増加率	130%	168%	166%	145%	147%	157%

* 増加率は2009（平成21）年度を100%とした2013（平成25）年度の率



児童福祉センター（発達相談所）及び第二児童福祉センター（発達相談部門）においては、発達の遅れなどを早期に発見し、支援するため、保護者からの相談に応じるとともに発達検査を実施し、助言指導を行っています。また、必要に応じて療育施設の紹介や医学診断も行っています。

第二児童福祉センターの開設（2012（平成24）年4月）や医師の増員等により体制の強化を図ったところですが、診断希望者の増加により長期の待機が生じています。

また、発達障害者支援センター「かがやき」においては、自閉症スペクトラム等の発達障害のある児童等とその家族が地域で安定した生活を送ることができるよう、「相談支援」、「発達支援」、「就労支援」、「普及啓発及び研修」の4つを柱に事業を展開しており、本人や家族への直接支援、関係機関への間接支援等を行っています。

特に、自閉症スペクトラムと診断された児童とその保護者に対しては、障害特性に応じた各種学習会を定期的で開催し、具体的な支援方法の学習の場を設けるとともに、児童福祉センター及び第二児童福祉センターの診療所との連携による専門療育（直接指導プログ

ラム（※1）を行っています。

また、療育については、新たな児童発達支援事業所や、2012（平成24）年度に制度が創設された放課後等デイサービス（※2）事業所の設置拡大等により療育体制の充実を図っており、利用者数も増加しています。

しかしながら、体制の充実を上回る障害相談の件数の増加により、新規利用までの療育待機期間が長期化の傾向にあることから、更なる充実を図る必要があります。

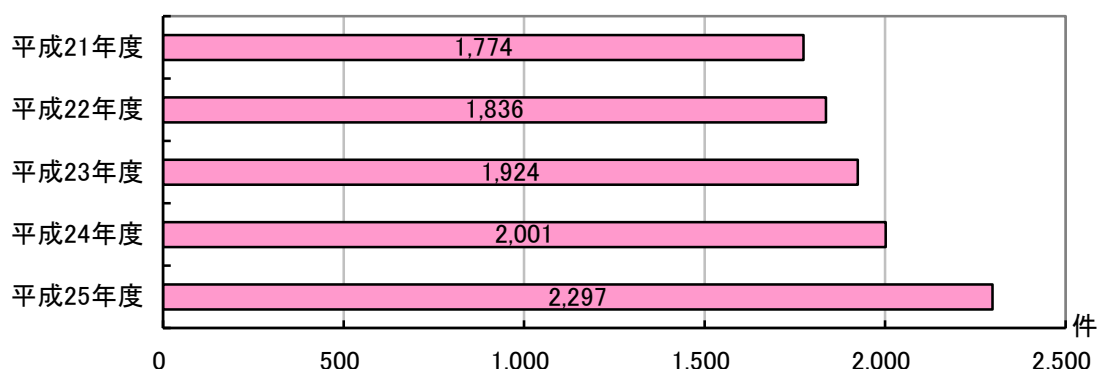
発達検査・自閉症の確定診断の待機状況（2014（平成26）年6月末現在）

相談受付から発達検査まで	未就学児	約3箇月
	就学児	約6箇月
自閉症診断の申込受付から診察まで		約1年8箇月

障害児通所サービスの利用状況（支給決定数）（各年度12月現在）

21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
1,774人	1,836人	1,924人	2,001人 (168人)	2,297人 (408人)

* 2013（平成24）年度以降の（ ）は放課後等デイサービス利用児童数の再掲



就学児に対する支援については、総合支援学校や育成学級・通級指導教室での指導、支援をはじめ、様々な取組を行う中で、一人ひとりに応じた教育について相談と支援を行っていますが、就学前後に支援が途切れることなく継続的な支援を実施するため、関係機関の連携体制を充実する必要があります。

施策を展開する今後の方向性

障害や疾病のある子どもが可能性を最大限に伸ばし、自立し社会参加していく力を育むため、「気になる」段階で早期に発見し、ノーマライゼーションの観点を踏まえながら、成長や発達の各段階においてきめ細かな支援を行うとともに、家族に寄り添った支援により、保護者の負担を軽減し、子どもを安定的に養育できる環境を整えていきます。

また、支援が途切れることなく継続的に行われるよう、関係機関の十分な連携を図っていきます。

施策・主な取組

① 早期発見・早期支援

● 保健センターの取組

妊娠出産期から関わりのある保健センターにおいて、健診や事業等を通じて子どもの状態を把握し、障害の早期発見に取り組む。

<保健福祉局>

【主な取組】

- ◇妊婦相談事業（再掲）新規（推進中）
- ◇こんにちはプレママ事業（再掲）新規（推進中）
- ◇医療機関と保健センターの連携による妊娠・出産期からの家庭支援の強化（再掲）
- ◇妊婦健康診査の公費負担の拡充（再掲）
- ◇風しん予防対策の推進新規（推進中）
- ◇先天性代謝異常等検査の実施
- ◇新生児等訪問指導事業（こんにちは赤ちゃん事業）における保健指導等の実施
- ◇親子の健康づくり講座の実施
- ◇絵本ふれあい事業の実施
- ◇乳幼児健診及び未受診者への支援
- ◇1歳6か月児健康診査における心理スクリーニングの充実新規（推進中）
- ◇乳幼児健診後の家庭訪問等による支援の充実
- ◇親子すこやか発達教室の実施
- ◇育児支援家庭訪問事業の充実（再掲）新規（推進中）

● 児童福祉センターの取組

子どもの発達の専門機関である発達相談所や発達障害者支援センター等がある児童福祉センターの体制・機能の強化を図り、早期発見から、早期に適切な支援に結び付ける。

<保健福祉局>

【主な取組】

- ◇児童福祉センター・第二児童福祉センターにおける専門相談
- ◇発達検査や自閉症の確定診断の待機解消に向けた職員体制の充実
- ◇発達障害者支援センター「かがやき」における支援の実施
- ◇療育事業の充実
 - ・親支援プログラム（家庭支援）の実施
 - ・利用児童に応じた各専門職の総合的な支援の実施
 - ・利用児童に応じた柔軟な療育形態の実施

- ・児童虐待等のため支援が必要な家庭の積極的な受入れ
- ・療育が必要な子どもが直ちに療育を受けられるような体制の充実

◇地域における発達支援に係る人材育成 新規（推進中）

◇関係機関における子どもの発達支援や保護者支援に関するコンサルテーション

新規（推進中）

◇関係機関や地域ネットワークとの発達支援に関する連携等

◇保護者への支援

◇障害児施設への通所・入所が必要な子どもに係る相談・調整の実施

◇児童福祉センターの再整備の検討（再掲） 新規

● 地域における支援体制の充実

保育園（所）や幼稚園、学校、児童館、子育て支援活動いきいきセンター等、日常的に子どもと関わる機関等をはじめ、地域における相談支援体制を充実し、互いに連携を図りながら、早期発見から、早期に適切な支援に結び付ける。

<保健福祉局>

【主な取組】

◇身近な地域における相談体制の充実（障害者地域生活支援センター運営事業）

◇京都市障害者地域自立支援協議会における支援策の検討及び支援体制の充実（障害者地域生活支援センター運営事業）

◇障害者相談員制度の実施

◇学校教員や施設職員等を対象にした発達障害のある子どもへの支援技術研修の実施と相談・指導・助言の強化

◇保育園（所）・幼稚園・認定こども園等への訪問支援

② 就学前の児童等への支援

● 療育支援体制の充実

障害のある子どもの発達や成長を促すとともに、保護者への子育ての助言等を通じて、安定的な養育環境を整える。

<保健福祉局>

【主な取組】

◇児童発達支援の提供体制の充実 新規（推進中）

◇児童発達支援センターにおける地域支援の提供体制の確保 新規（推進中）

◇放課後等デイサービス等設置促進事業（児童発達支援） 新規（推進中）

◇療育事業の充実（再掲）

● 障害のある子どもの保育の充実

障害のある子どもが集団生活の中で社会への適応能力を身につけることができるよう、保育園（所）・幼稚園・認定こども園等の受入体制を整備するとともに、支援の質の向上を図る。

<保健福祉局，教育委員会>

【主な取組】

◇保育園（所）・幼稚園・認定こども園等における障害のある子どもの受入促進

◇保育園（所）・幼稚園・認定こども園等への訪問支援（再掲）

◇市立幼稚園における京都市総合育成支援員配置事業

◇就学に向けた早期の教育相談・就学相談・指導の充実

◇「就学支援シート」等を活用した学校への引継ぎ **新規（推進中）**

◇保護者への支援 （再掲）

③ 就学後の児童等への支援

● 総合支援学校に在籍する児童・生徒への支援

総合支援学校に在籍する児童・生徒に対する、一人ひとりの障害の特性に応じた支援を強化する。

＜保健福祉局，教育委員会＞

【主な取組】

◇インクルーシブ教育の理念の下，子どもや保護者の願いと教育的ニーズを踏まえたきめ細かい就学相談の実施や支援体制の構築 **新規（推進中）**

◇教職員の指導力・専門性の向上に向けた研修等の実施

◇「個別の包括支援プラン」を活用した指導の推進

◇「就学支援シート」の活用 （再掲） **新規（推進中）**

◇障害のある中高生のタイムケア事業の推進

◇放課後等デイサービス等設置促進事業 （再掲） **新規（推進中）**

◇総合支援学校と企業の連携による「デュアルシステム」の取組の推進

新規（推進中）

◇進路開拓を目指す総合支援学校と関係機関のネットワーク「巣立ちのネットWORK」の取組の推進 **新規（推進中）**

◇地域と共に進める新たなキャリア教育プログラムの構築 **新規（推進中）**

◇白河総合支援学校東山分校の本校化の取組推進 **新規**

◇総合支援学校における多様な学びの環境の整備充実

◇交流及び共同学習の推進

◇医師等専門家で構成される「学校サポートチーム」や総合支援学校7校に設置している「総合育成支援教育相談センター育（はぐくみ）支援センター」等による相談・支援体制の充実

◇いじめに関する電話相談や，教育相談総合センターにおける教育相談（カウンセリング）等の教育相談機能の充実

● 小学校，中学校等の取組

障害のある児童・生徒の可能性を最大限伸ばし，自立し社会参加していく力を育むため，小学校や中学校等における支援を充実する。

＜教育委員会＞

【主な取組】

◇インクルーシブ教育の理念の下，子どもや保護者の願いと教育的ニーズを踏まえたきめ細かい就学相談の実施や支援体制の構築 （再掲） **新規（推進中）**

◇教職員の指導力・専門性の向上に向けた研修等の実施 （再掲）

◇普通学級に在籍するLD等の発達障害のある子どもへのきめ細かな指導や支援

◇すべての小中高等学校，幼稚園に設置している「総合育成支援教育主任」及び「総合育成支援教育委員会」による支援体制の充実

◇「個別の指導計画」に基づく指導の充実

◇「就学支援シート」の活用 （再掲） **新規（推進中）**

◇総合育成支援員の必要なすべての学校・幼稚園への配置

◇育成学級・通級指導教室での指導・支援

◇総合育成支援教育ボランティアの養成・活用

◇医師等専門家で構成される「学校サポートチーム」や総合支援学校7校に設置している「総合育成支援教育相談センター育（はぐくみ）支援センター」等による相談・支援体制の充実（再掲）

◇育成学級等の多様な学びの環境の整備充実

◇交流及び共同学習の推進（再掲）

◇いじめに関する電話相談や、教育相談総合センターにおける教育相談（カウンセリング）等の教育相談機能の充実（再掲）

● 放課後・学校長期休業中の支援

障害のある児童の学童クラブ登録が増加しているなど、障害のある子どもが放課後や学校の長期休業中も安心・安全に過ごせる環境を作ることが求められている中、子どもの居場所づくりや健全育成、保護者の就労支援の観点からの取組を推進する。

<保健福祉局，教育委員会>

【主な取組】

◇児童館・学童クラブにおける障害のある児童の受入促進・対象年齢の拡大 新規

◇「放課後まなび教室」における障害のある子どもの利用推進 新規（推進中）

◇放課後等デイサービス等設置促進事業（再掲） 新規（推進中）

◇普通学級，育成学級や総合支援学校の障害のある子どもを対象とした放課後等における居場所づくり 新規（推進中）

◇子育て支援短期利用事業（トワイライトステイ）の実施（再掲）

◇移動支援事業の拡充（ほほえみネット）による障害のある子どもの放課後支援・通学支援の実施 新規（推進中）

④ 家族への支援

● 家族の養育等の支援

障害のある児童・生徒の保護者に対し，児童福祉センターをはじめとした専門機関において相談支援を実施し，安定的な養育環境を整える。

<保健福祉局>

【主な取組】

◇児童福祉センター，子ども支援センター，保健センターにおける心理的なケアやカウンセリングの実施

◇居宅介護等事業（ホームヘルプサービス・ガイドヘルプサービス）

● レスパイト支援体制の強化

障害のある子どもを家庭で養育している家族の負担を軽減し，安定的な養育環境を整えるため，一時的な休息の支援を行う。

<保健福祉局>

【主な取組】

◇障害者総合支援法に基づく短期入所（ショートステイ）・心身障害児者レスパイトサービス

◇子育て支援短期利用事業（ショートステイ・トワイライトステイ）の実施（再掲）

◇障害のある中高生のタイムケア事業（再掲）

⑤ 切れ目のない支援・長期療養への支援

● 切れ目のない支援体制の確立

より早く親子をサポートするとともに、成長の各段階で支援が途切れることのないよう、関係機関が十分な連携を図り、支援機関が変わった場合でも的確に引継ぎを行うなどにより、支援の一貫性を担保する。

＜保健福祉局，教育委員会＞

【主な取組】

◇「就学支援シート」の活用 （再掲） 新規（推進中）

◇乳幼児期，学齢期，青年期の円滑な支援の継続

◇発達障害者支援連携協議会における関係団体・機関との連携の推進

◇障害児相談支援事業所の設置と児童福祉センターとの連携のあり方の検討

新規（推進中）

◇児童発達支援センター等と保育園（所）・幼稚園・認定こども園との連携体制づくり 新規（推進中）

◇放課後等デイサービスを実施する事業所と学校との連携体制づくり

新規（推進中）

◇総合支援学校と障害者地域生活支援センターや障害福祉サービス事業所等関係機関との連携体制づくり 新規（推進中）

◇ライフステージに対応する一貫した支援体制の検討 新規（推進中）

● 長期療養が必要な子どもへの支援の充実

長期療養が必要な子どもが地域で安心して生活し続けることができるよう，日々の生活の中で生じる問題等に関する継続的な相談支援や必要な給付等を行う。

＜保健福祉局＞

【主な取組】

◇保健師の家庭訪問による療養相談等の支援

◇小児慢性特定疾患治療研究事業の充実

◇自立支援医療（育成医療）給付

◇未熟児養育医療給付

◇障害者地域生活支援センター運営事業 （再掲）

⑥ 障害児施設における子どもに対する支援の質の向上

将来の自立を見据え，連続性や継続性のある支援機能の充実や，障害が重複しているなどにより，多角的な支援が必要な子どもに対する支援機能の充実という観点を含め，障害児施設で生活している又は通所している子どもに対する支援の質の向上のための取組を実施する。

＜保健福祉局＞

【主な取組】

◇研修等による施設職員の質の向上 （再掲）

◇施設職員の人材確保の推進・処遇改善 （再掲） 新規（推進中）

※1 直接指導プログラム

継続した評価プログラムを通して障害特性を正しく理解していただくとともに、家庭・学校・地域などでの支援につながるよう児童とその保護者に主体的な参加を求める評価・親支援のプログラム

※2 放課後等デイサービス

学校（学校教育法に規定する学校（幼稚園，大学を除く。））通学中の障害のある子どもに対して，放課後や夏休み等の長期休暇中に，生活能力向上のための訓練等を継続的に提供することにより，学校教育と相まって障害のある子どもの自立を促進するとともに，放課後等の居場所づくりを推進。

（提供サービス内容）

学校と連携，協働を図りながら，

- ① 自立した日常生活を営むために必要な訓練
- ② 創作的活動，作業活動
- ③ 地域交流の機会の提供
- ④ 余暇の提供

第8章 ひとり親家庭の自立促進（ひとり親家庭自立促進計画）

現状と課題

ア ひとり親家庭の支援を巡る状況

国におけるひとり親家庭等への支援施策については、戦後の戦争未亡人対策から始まり、「児童扶養手当」、「母子寡婦福祉資金貸付」など、主に母子家庭を対象に経済的支援を中心とした施策が進められてきました。

その後、離婚件数の増加に伴いひとり親家庭、特に母子家庭が急増したことや、臨時・パートタイムの形態の就労の割合が高まったことなど、ひとり親家庭を巡る状況の変化に応じて、子育てをしながら母がより条件の良い仕事に就き、経済的に自立するための自立支援策の必要性が一層高まりました。そのため、ひとり親自身の就労等による自立を促進し生活の安定と向上を図ることにより、子どもの健全な育成を目指すために、2002（平成14）年に就業・自立に向けた総合的な支援策へと制度の再構築が図られ、支援施策が充実してきています。

京都市においても、「高等職業訓練促進給付金等事業」や「自立支援教育訓練給付金事業」などの就職に有利な資格取得を促進する事業を実施し、また、就業相談において家庭状況や個々の適性に応じた適切な助言を行う「就業・自立支援センター事業」の実施や、子どもの養育費確保についての相談・支援の実施など、ひとり親家庭に対する様々な自立支援施策を実施しており、これらの施策の一層効果的な展開が求められています。

また、父子家庭においても、母子家庭と同様に就業と子育ての両立が困難であることに加え、経済情勢等の影響により経済的に厳しい状況にあるため支援を必要とする家庭があることから、2010（平成22）年度から児童扶養手当の支給対象となったほか、京都市においても支援施策の対象を順次父子家庭に拡大してきました。

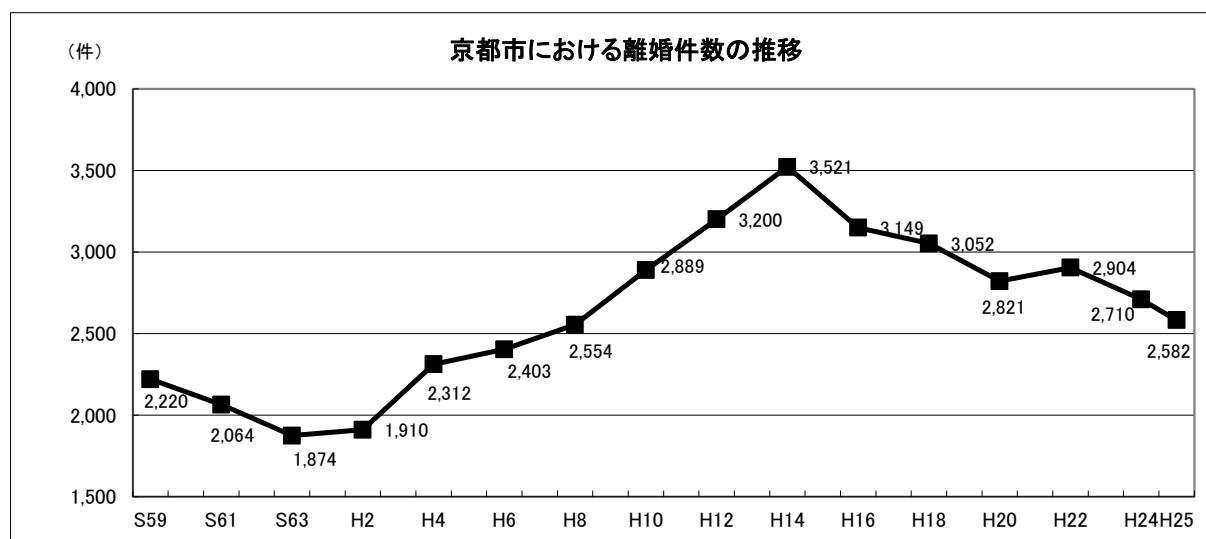
さらに、2014（平成26）年10月に母子及び寡婦福祉法が母子及び父子並びに寡婦福祉法へと改正され、父子家庭についても、母子家庭と同様に支援対象であることが法律上明文化されましたが、母子家庭と比較すると施策の認知度が低いことから、情報提供の更なる充実が必要です。

イ ひとり親家庭の増加

ひとり親家庭となった理由について、「京都市ひとり親家庭実態調査」（以下「ひとり親家庭調査」という。）では、母子家庭については、「離婚」が80.6%（前回調査（2008（平成20）年度実施）では78.4%）、「死別」が8.2%（前回調査9.1%）、父子家庭については、「離婚」が67.1%（前回調査70.3%）、「死別」が26.1%（前回調査22.1%）となっており、「離婚」が大部分を占めています。

京都市における近年の離婚件数は、1989（平成元）年以降増加し、2002（平成14）年の3,521件をピークに減少傾向にはありますが、2013（平成25）年で2,582件と、なお高い水準となっています。

このように高い水準にある離婚件数を背景として、京都市のひとり親家庭数は増加傾向にあり、2013（平成25）年度の推計世帯数は母子家庭で20,860世帯、父子家庭で2,310世帯となっており、2008（平成20）年度の推計世帯数（母子家庭19,379世帯、父子家庭2,258世帯）と比較すると、母子家庭では7.6%、父子家庭では2.3%増加しています。



ひとり親世帯の状況

【全国】

	区分	平成 17 年	平成 22 年	増減率
母子	母子家庭数	749,048	755,972	0.9%
	母子家庭数（他の世帯員がいる世帯を含む）	922,168	1,081,699	17.3%
父子	父子家庭数	92,285	88,689	△3.9%
	父子家庭数（他の世帯員がいる世帯を含む）	166,198	204,192	22.9%
全世帯数		49,566,305	51,950,504	4.8%

【京都市】

	区分	平成 17 年	平成 22 年	増減率
母子	母子家庭数	10,062	9,793	△2.7%
	母子家庭数（他の世帯員がいる世帯を含む）	—	12,771	—
父子	父子家庭数	930	895	△3.8%
	父子家庭数（他の世帯員がいる世帯を含む）	—	1,729	—
全世帯数		641,455	680,634	6.1%

※ 資料：2005（平成17）年及び2010（平成22）年国勢調査

※ 国勢調査における母子家庭、父子家庭とは、未婚、死別又は離別の女親又は男親とその未婚の20歳未満の子どものみで構成される世帯（他の世帯員がいない）をいい、「他の世帯員がいる世帯」とは、祖父母等他の世帯員と同居している場合をいう。

※ 2010（平成22）年の調査時に統計分類が変更され、新たに「他の世帯員がいる」母子家庭、父子家庭の数が追加された。その際、全国の調査結果については2005（平成17）年以前のものも遡及集計が行われ、公表されている。

国勢調査結果を基に推計した京都市のひとり親家庭数

区分	平成 20 年度	平成 25 年度	増減率
母子家庭数	19,379	20,860	7.6%
父子家庭数	2,258	2,310	2.3%
全世帯数	671,261	693,401	3.3%

ウ 子どもの養育と生活の状況

ひとり親家庭調査では、家事の分担状況について、母子家庭、父子家庭ともに本人が行っている割合が最も高く、ひとり親家庭の親に家事の負担がかかっていることがうかがえます。また、ひとり親家庭が困っていることについては、母子家庭、父子家庭ともに、ひとり親家庭になった当時も現在も「子どもの養育・教育」の割合が高くなっています。子どもについての悩みでは、母子家庭、父子家庭ともに「しつけ」の割合が高くなっているほか、父子家庭では「食事・栄養」の悩みが母子家庭と比較して高くなっています。これらの結果から、子どものしつけ、教育、育児・健康管理等生活の様々な面における支援や家事についての支援が求められていることがわかります。

ひとり親家庭調査では、「昼間に就学前児童の世話をしている」のは、「保育園（所）」が母子家庭で72.2%，父子家庭で68.4%と共に最も高くなっています。また、「放課後等に小学校低学年児童の世話をしている」のは、特に母子家庭で「学童クラブ・放課後ほっと広場（ゆうゆうクラブ）」が34.6%と高くなっています。

ニーズ調査では、他の世帯区分と比較して病児・病後児保育や土日の幼稚園・保育園（所）等の子育て支援サービスの利用希望の割合が高くなっています。

ひとり親家庭が就業により自立を図るためには、病児・病後児保育や延長保育、一時保育、休日保育等といった多様な保育サービスの提供が必要です。

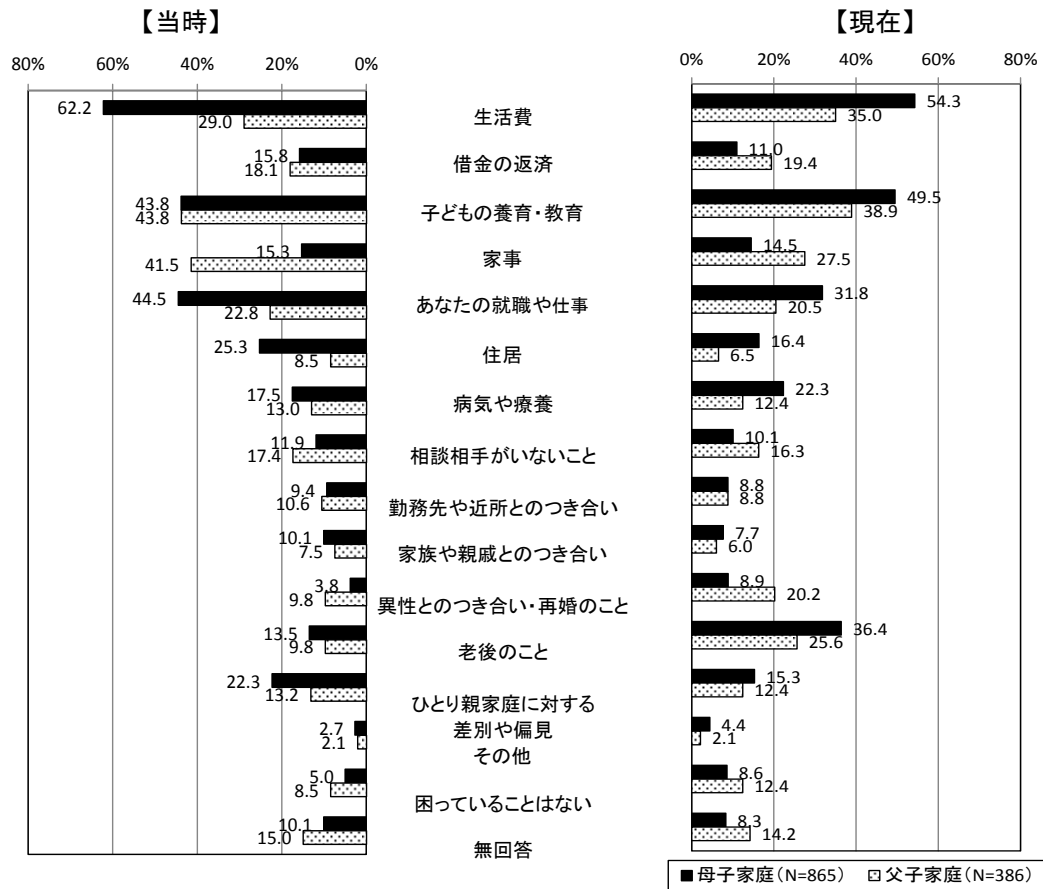
さらに、子どもの養育において、配偶者をはじめ、他に頼る家族、親族が少ないひとり親家庭においては、出張や残業、病気などのために一時的に養育が困難な場合、「ひとり親家庭等日常生活支援事業」や「子育て支援短期利用事業」（ショートステイ、トワイライトステイ）等の公的支援に頼らざるを得ないことが多く、ショートステイについては、利用者に占めるひとり親家庭の割合が非常に高くなっています。

このように、ひとり親家庭にとっては、母子家庭や父子家庭に特有の課題に対応するための施策（ひとり親家庭等日常生活支援事業など）の推進や情報提供の充実も重要であるとともに、これらの世帯の生活を支える幅広い子育て支援施策（保育園（所）、学童クラブ事業、ショートステイなど）の充実や地域の子育て支援力の強化も必要となっています。

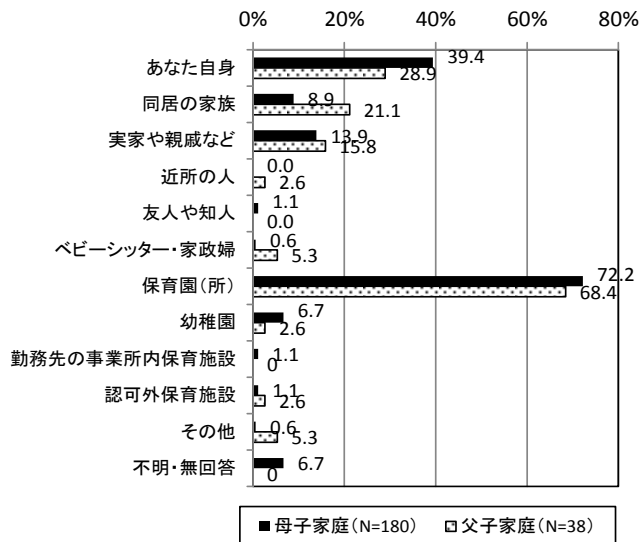
住宅の状況については、ひとり親家庭調査では、「持ち家」の割合が母子家庭で22.7%，父子家庭で53.1%と、特に母子家庭で低くなっています。また、母子家庭で25.2%，父子家庭で13.5%が公営住宅への転居を希望されており、生活基盤の安定のために、引き続き比較的低廉な家賃の市営住宅への優先入居を実施していくことが必要と考えられます。

ひとり親家庭実態調査（2013（平成25）年）

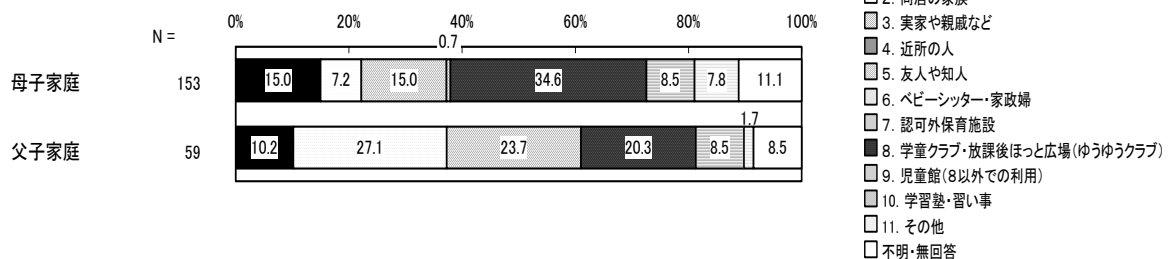
■ひとり親になった当時困ったこと、現在困っていること



■就学前児童の世話



■小学生低学年児童の放課後の世話



エ 就業の状況

ひとり親家庭調査によると、ひとり親家庭の就労率は、母子家庭では81.4%、父子家庭では89.1%となっています。しかし、母子家庭では、ひとり親家庭になったときの就労率は、58.4%、現在就労している人の勤続年数については、「10年未満」が77.1%となっていることから、ひとり親家庭になってから職に就いたり、転職した人が多いと思われます。こうしたことから、ひとり親家庭になった当初に、子育ての状況やこれまでの就労経験等、一人ひとりの状況に応じたきめ細かな就労支援を行う必要があります。

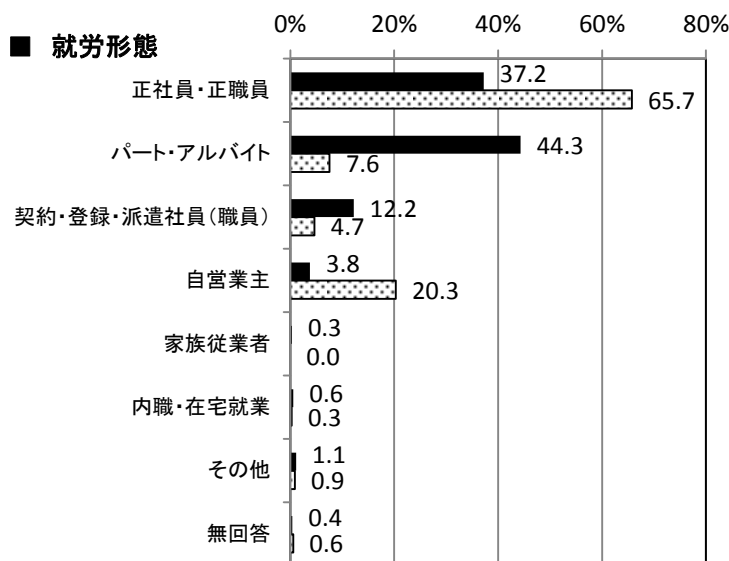
また、就労形態についてみると、父子家庭では「正社員・正職員」が65.7%、「非正規社員」（パート・アルバイトと契約・登録・派遣社員（職員）の合計）が12.3%となっているのに対し、母子家庭では「正社員・正職員」が37.2%、「非正規社員」（同前）が56.5%となっており、多くの母子家庭が不安定な雇用状況にあることがうかがえます。

転職希望についてみると、母子家庭では38.1%、父子家庭では24.4%が転職を希望しており、また、転職後の就労形態では、母子家庭では78.0%、父子家庭では78.6%の人が「正社員・正職員」を希望しています。

現在就いている仕事の種類別でみると「専門技術をいかした仕事」において、母子家庭にあっても60.3%が「正社員・正職員」に就いていることから、専門技術に関する資格の取得が正社員としての就職に有効と考えられます。「高等職業訓練促進給付金等事業」については、この間対象資格の拡大を行う等、施策の充実を進めてきており、「自立支援教育訓練給付金事業」と併せて就職につながりやすい資格取得を支援する事業の一層の推進が必要です。

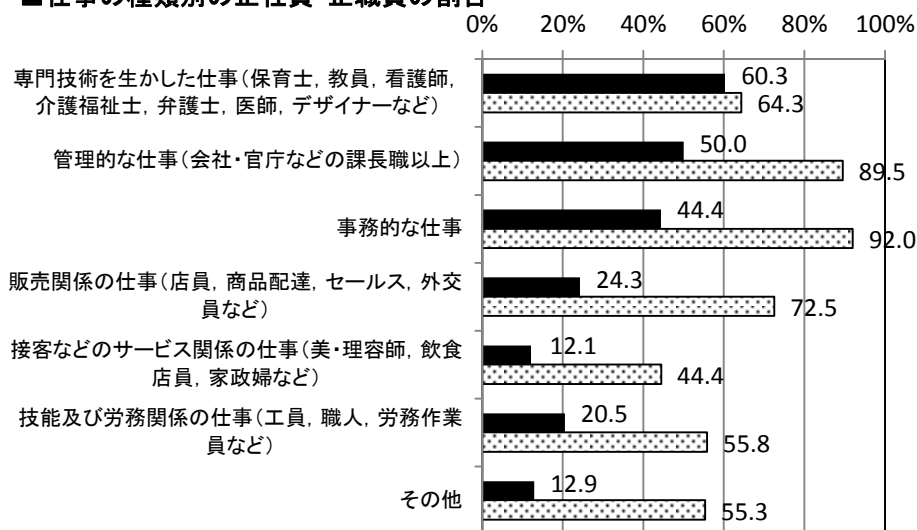
一方で、「子どもがいても仕事と生活は両立できる環境である」と思うと答えた人の割合は、ニーズ調査では小学校入学前児童のいる家庭で17.5%、小学生児童のいる家庭で22.2%、ひとり親家庭調査では母子家庭で29.4%、父子家庭で24.1%にとどまっており、子育て家庭共通の課題として、企業への働きかけを行うなど、子どもがいても仕事と生活が両立できる環境づくりの取組が求められています。

ひとり親家庭実態調査（2013（平成25）年）



■ 母子家庭 (N=704) □ 父子家庭 (N=344)

■ 仕事の種類別の正社員・正職員の割合

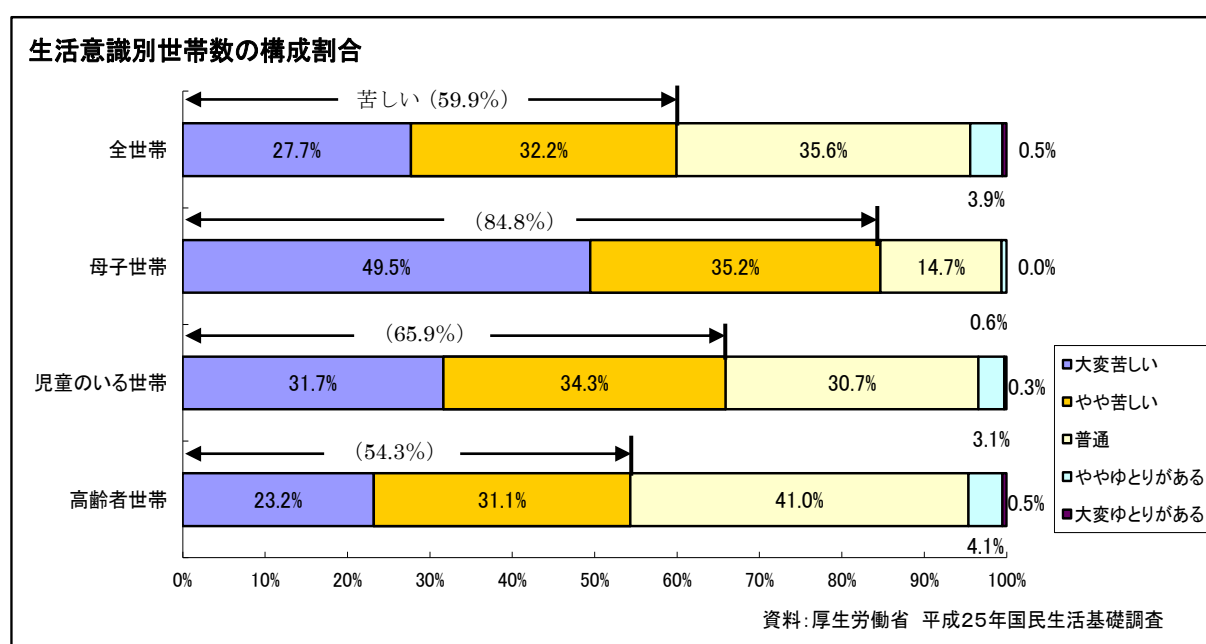
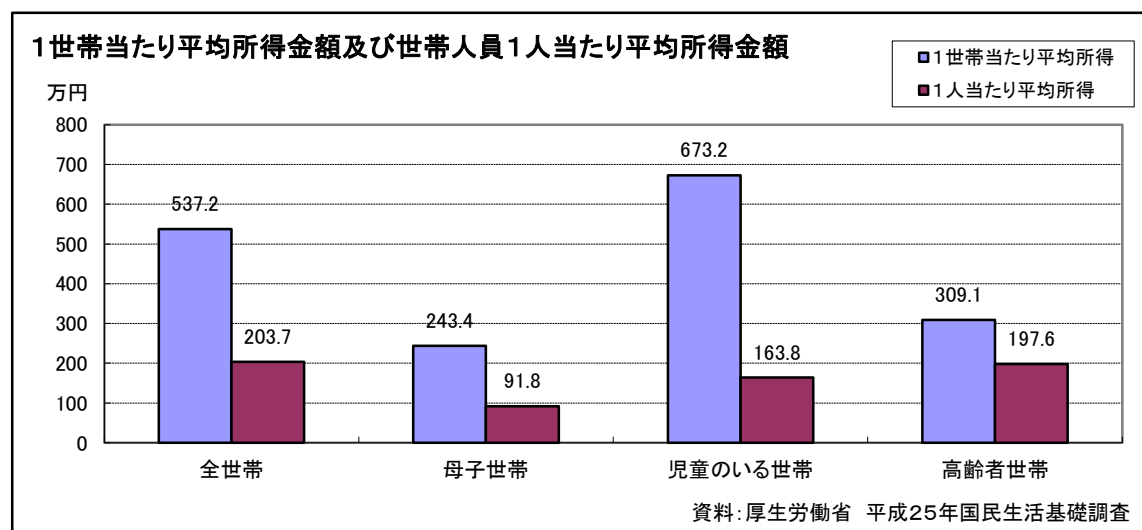


■ 母子家庭 (N=690) □ 父子家庭 (N=330)

オ 収入等の状況

「2013（平成25）年国民生活基礎調査」（厚生労働省）によると母子家庭の厳しい就労状況を背景に、2012（平成24）年の全国の母子家庭の平均所得金額は243.4万円で、全世帯の537.2万円の約45％、児童のいる世帯の673.2万円の約36％と低い水準となっています。また、相対的貧困率は子どもがいる現役世帯で15.1％と高くなっており、中でも、ひとり親世帯（子どもがいる現役世帯のうち大人が1人の世帯）では54.6％と非常に高くなっていました。生活意識についても「苦しい」と感じている割合が、全世帯の59.9％に対して、母子家庭では84.8％と高くなっています。

このような状況を背景に、京都市においては、生活保護を受給している母子家庭は増加傾向にあり、2014（平成26）年3月現在で3,469世帯となっており、母子家庭全体の16.6％を占めています。



母子家庭等の経済的自立と生活の安定などを図るために実施している「母子寡婦福祉資金貸付」は、現在12種類の貸付金があり、子どもの「修学」及び「就学支度」に係る資金を中心に、年間500件を超える利用があり、母子家庭の自立を支援するとともに、子どもの福祉の増進に大きな役割を果たしています。しかし、他制度における高等学校等就学支援金や京都市高校進学・修学支援金支給事業の実施の影響等により当該貸付件数は漸減傾向にあります。

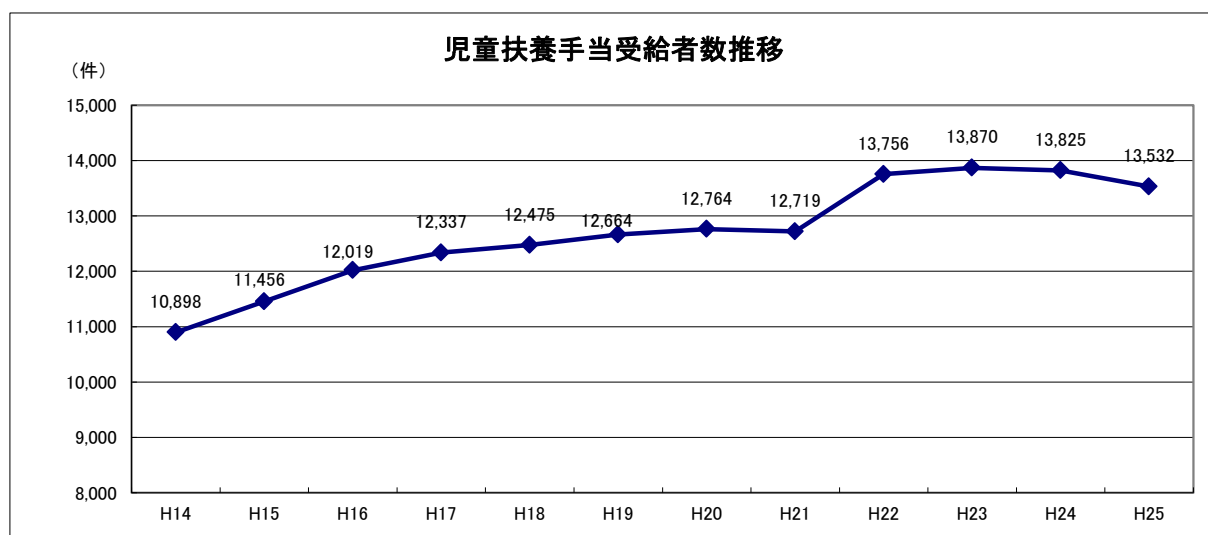
こうした状況の中、2014（平成26）年10月からは、貸付対象を父子家庭にも拡大しており、引き続き十分な制度周知を行っていくことが必要です。

一方、貸付金の償還については、厳しい経済状況や雇用環境など様々な要因もあり、十分な状況とはいえないことから、ひとり親家庭を取り巻く厳しい経済状況を踏まえつつも、制度の安定的な運営と公平性の確保を図るためには、借受世帯への相談や指導など適切な対応が必要です。

母子寡婦福祉資金貸付状況

年度	21	22	23	24	25
事業開始	－	－	－	－	－
事業継続	1	－	－	－	－
修学	458	524	534	485	456
技能習得	16	18	16	16	15
修業	8	10	9	9	4
就職支度	－	－	－	－	1
医療介護	－	－	－	－	1
生活	20	11	6	11	9
住宅	1	－	1	－	1
転宅	7	10	3	3	5
就学支度	178	216	93	59	53
結婚	－	－	－	－	－
計	689	789	662	583	545

ひとり親家庭の生活を経済的に支える「児童扶養手当」については、離婚件数が減少に転じた2002（平成14）年以降も受給者数が年々増加していましたが、2012（平成24）年度から減少に転じており、2013（平成25）年度末時点では13,532人となっています。また、2013（平成22年）8月から父子家庭に支給対象を拡大しており、2013（平成25）年度末時点で619人が受給しています。ひとり親家庭調査においては、ひとり親になった当時も現在も困っていることとして「生活費」を挙げているひとり親家庭の割合が高いことから、この制度は今後ともひとり親家庭の生活を支える基本的施策の一つになると考えられます。



民法改正により、協議離婚の際に父母が協議で定める事項の具体例として「親子の面会交流」と「養育費の分担」が明示され、協議においては子どもの利益を最優先に考慮しなければならないことが明記されるなど、養育費の確保に向けた制度の整備等も進められています。

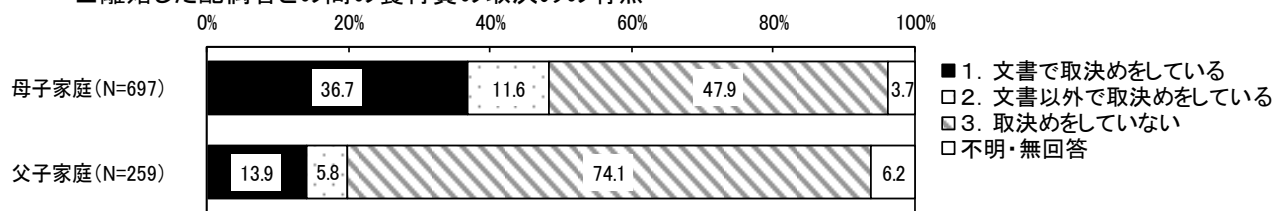
ひとり親家庭調査では、養育費の取決めを行っている割合は母子家庭で48.3%、父子家庭で19.7%にとどまっており、更にそのうち取決めどおり受け取っている割合は母子家庭で38.6%、父子家庭で43.1%（他に、受取りが終わった割合が母子家庭で5.6%、父子家庭で2.0%）にとどまっています。

また、面会交流については、取決めを行っている割合は母子家庭で29.5%、父子家庭では26.7%にとどまっており、そのうち現在も面会交流を行っている割合は、母子家庭で48.1%、父子家庭で50.7%にとどまっています。

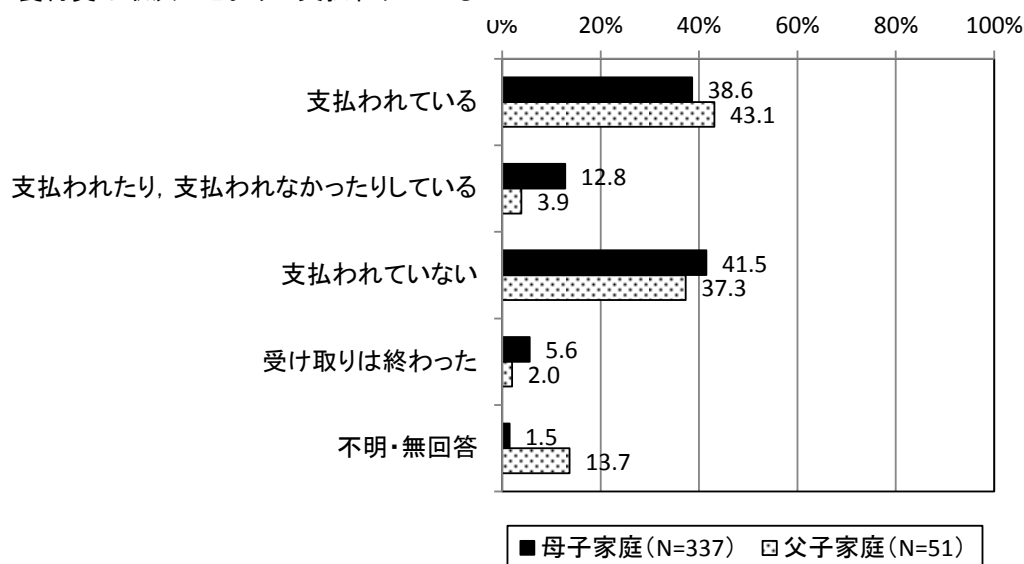
養育費の支払は親としての扶養義務を果たすもので、低収入の状況にある割合が高いひとり親家庭にとっては子どもの成長を支える重要な収入となります。また、適切な面会交流は、親と離れて暮らす子どもが安心感や自尊心を育むことにつながるなど、子どもの健やかな育ちのために大切であるとともに、養育費の支払意欲の向上にもつながります。こうしたことから、養育費の確保と適切な面会交流について、効果的な啓発や情報提供及び相談支援等を行っていく必要があります。

ひとり親家庭実態調査（2013（平成25）年）

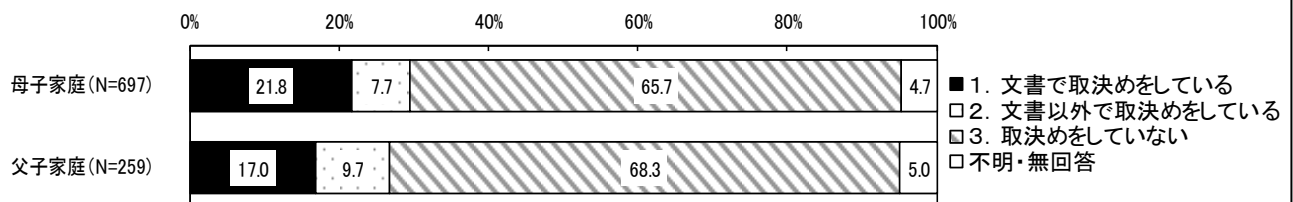
離婚した配偶者との間の養育費の取決めの有無



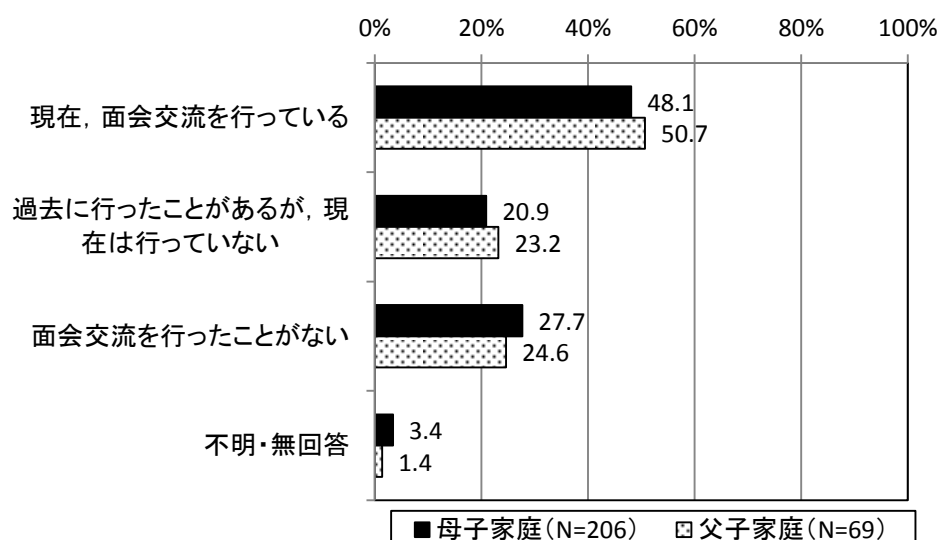
養育費は取決めどおりに支払われているか



離婚した配偶者との間の面会交流の取決めの有無



離婚した配偶者との間の面会交流の状況



カ 相談や情報提供の状況

ひとり親家庭調査では「子育てに不安を感じたときに気軽に相談できるところがあるので安心できる」という質問について、「思う」と答えた方は、母子家庭で23.9%、父子家庭で11.1%となっており、ニーズ調査における小学校入学前児童保護者の34.7%、小学生児童保護者の33.5%と比較して低くなっています。家族規模の縮小や地域の協力・共同関係の希薄化などにより、子育ての孤立化が進んでいることが問題となっていますが、なかでもひとり親家庭は、一般の子育て家庭と比較して気軽に相談できる相手が少なく、悩み等を抱えて孤立することが多いと考えられます。

ひとり親家庭の親は、家事、子育てと生計の担い手という複数の役割を1人で担うことが多いことから、生活や子どもの養育に関することや、就労や収入に関することなど多岐にわたる悩みに応じたきめ細かな相談や支援を気軽に受けられる体制を充実させる必要があります。近年の経済状況、雇用状況の悪化やドメスティック・バイオレンス（以下「DV」という。）事案の増加など、ひとり親家庭を取り巻く環境は複雑化しており、ひとり親家庭ごとに状況は異なっています。それぞれの状況に応じた、きめ細かで充実した相談や支援を行うためには、ひとり親家庭支援センター、福祉事務所、母子生活支援施設、配偶者暴力相談支援センター、婦人相談所、児童福祉センター、ハローワーク等の関係する機関の緊密な連携と役割の発揮による、総合的・計画的な対応が求められます。

各種施策の情報提供についても、きめ細かく丁寧に発信することが重要であり、メール、ウェブサイト、SNS（ソーシャルネットワークサービス）等のインターネットメディアを積極的に活用したリアルタイムの情報発信や、幼稚園・保育園（所）等の関係機関と連携した情報発信なども行っていく必要があります。

また、ひとり親家庭調査によると、行政施策への要望として「ひとり親家庭に対する偏見のない世の中をつくる」と回答した方は、母子家庭で17.2%と前回調査の22.8%より5.6ポイント減っており、ひとり親家庭に対する社会の見方・対応は徐々に改善されている状況がうかがえますが、同調査の住民実感においては、「世間には、ひとり親家庭に対する偏見があると思う」という質問に対して、「思う」と答えた方は、母子家庭で41.5%（前回調査：47.4%）となっており、社会の偏見を感じているひとり親家庭もいまだに多く、こういった人権に対する配慮や啓発の推進が求められます。

キ 「京都市ひとり親家庭支援センター（愛称：ゆめあす）」について

ひとり親家庭の親と子どもがその心身の健康を保持し、生活の向上を図るための総合的自立支援施設である「京都市ひとり親家庭支援センター」については、父子家庭の方も気軽に利用できるよう施設の愛称を公募により選定し「ゆめあす」としました。また、2012（平成24）年度には、父子家庭も含めたひとり親家庭全体を支援する施設として位置付けを明確にするとともに、名称を「母子福祉センター」から「ひとり親家庭支援センター」に改正しました。この間、実施事業についても、順次父子家庭に対象を拡大し、現在すべての事業が父子家庭も対象としており、「生活支援講習会事業」、「ファミリーネットワーク事業」については、父子家庭のみを対象としたイベントを年1回実施するなど、充実を図っています。

ひとり親家庭支援センターは、京都市におけるひとり親施策推進の中核的施設として、

相談、研修、交流事業、就業支援など、ひとり親家庭の課題に対応した様々な施策展開が求められています。ひとり親家庭調査の結果をみると、ひとり親家庭支援センターの認知度が低いことから、今後は、より効果的な情報提供を行っていく必要があります。

ク 母子生活支援施設について

経済的な困難、子どもの養育についての不安、病気や障害などの困難な課題を数多く抱える母子家庭に対して、安全で安心できる生活の場を提供し、子育てや生活の支援と共に自立に向けた就労支援を行う母子生活支援施設は重要な役割を果たしています。また、施設の老朽化に伴う大規模改修を行うなど居住環境の整備も進めています。

近年、母子生活支援施設については、DVを理由とする入所者が増加しており、これに伴い市町村を越えた広域入所が増加しています。また、精神疾患や心身に障害のある母子、発育に問題のある子どもや虐待を受けた子どもの入所が増えていることなどから、入所者の状況に応じた多様で重層的な支援を行う必要があります。

このような多様な入所者に対して自立に向けたきめ細かな支援を行うためには、施設職員をはじめ、福祉事務所、配偶者暴力相談支援センター、児童福祉センター、保育園（所）等において職員の質の向上を図るとともに、これら関係機関の一層の連携強化が必要です。

ケ ドメスティック・バイオレンス（DV）について

母子生活支援施設入所者の多くがDVを理由としたものであることや、ひとり親家庭調査において、離婚を決意した主たる要因として、「暴力を振るう」と答えた方が、離婚した母子家庭の約1割とあることなどから、関係機関が連携して、DV被害者に対する適切な支援を行う必要があります。京都市では、2011（平成23）年10月にDV相談支援センターを開設し、2012（平成24）年度からはDV相談支援員を1名増員し、支援の充実を図っています。DV相談支援センターに寄せられたDVに関する相談は増加傾向にあり、2013（平成25）年度は5,132件となっており、更なる支援の充実が今後の検討課題となっております。

女性の人権保護のための体制を総合的に構築するために29の機関により構成される「京都市域の女性への暴力に関するネットワーク会議」や、DVの防止に関する各種施策を円滑に推進するための「配偶者等からの暴力の防止に関する庁内連絡会議」などにより、関係機関の連携が図られていますが、DVの防止及び迅速かつ効果的な被害者の支援を実施するため、関係機関において職員の質の向上を図るとともに、連携を更に強化していく必要があります。

また、DVの防止には、若年層を対象として、早い段階から啓発を行うことが有効であり、交際相手等からの暴力（デートDV）の問題について考える機会を積極的に提供するとともに、学校・家庭・地域において、人権尊重の意識を高める教育啓発や、男女平等の理念に基づく教育等を行う必要があります。

施策を展開する今後の方向性

ひとり親家庭への支援については、2002（平成14）年に母子及び寡婦福祉法及び児童扶養手当法等が改正され、それまでの「児童扶養手当中心の支援」から「就業・自立に向けた総合的な支援」へと転換したところであり、京都市においても就業・自立に向けた様々な施策を実施しています。また、2014（平成26）年10月には、「母子及び寡婦福祉法」が「母子及び父子並びに寡婦福祉法」へと改正され、父子家庭についても、母子家庭と同様に支援対象であることが法律上明文化されたところであり、今後とも、ひとり親家庭の実態やニーズに応じたきめ細かな支援を行っていく必要があります。

ひとり親家庭の自立にとって、子育てと仕事の両立は必要不可欠であり、保育園（所）、学童クラブ事業、子育て支援短期利用事業などの子育て支援施策の充実と合わせて、延長保育、一時保育、休日保育、病児・病後児保育、ひとり親家庭等日常生活支援事業等のひとり親家庭のニーズに応じた多様なサービスの提供を行うとともに、子どものしつけ・育児・教育・健康管理等生活の様々な面における支援施策を推進します。また、ひとり親家庭の子どもは、精神面や経済面で不安定な状況に置かれることにより、悩みを抱えて孤立してしまうことや、学習や進学意欲が低下したり、学習の機会が制限されることもあることから、こうした家庭の子ども同士の交流の場も兼ねた学習支援について、効果的な方法を検討する必要があります。

ひとり親家庭の就業による自立を促進するため、就業相談をはじめ就業セミナーや技能講習等の総合的な就業支援を充実させるとともに、ハローワーク等の関係機関とも連携してきめ細かな支援を推進します。また、正社員としての就職につながりやすい資格取得を支援する「高等職業訓練促進給付金等事業」等の利用促進に向けた一層の取組が必要です。

児童扶養手当や母子父子寡婦福祉資金貸付等の経済的支援策については、制度の更なる周知を図るとともに、ひとり親家庭等の自立の促進につながるよう適切な給付及び貸付を行います。また、養育費の確保及び面会交流については、関係機関との連携も含む一層の啓発や情報提供を行うとともに、専門家による法律相談等の支援を推進していきます。子どもとの面会交流については、子どもの健やかな育ちを確保するうえで有意義であること、養育費を支払う意欲につながるものであることから、支援の充実が必要です。

ひとり親家庭の自立に向けた支援を効果的かつ総合的に実施していくためには、関係機関の連携の強化と関係職員の質の向上が必要です。また、「京都市ひとり親家庭支援センター」については、父子家庭も含めたひとり親家庭の総合的自立支援施設として、より一層きめ細かな相談と支援を行うことができるよう施策の充実を図るとともに、更なる周知及び利用の促進に努めます。

また、父子家庭に対する支援については、施策の充実を図っている一方で、施策の認知度が低いことから、各種施策が十分活用されるよう、これまで以上に積極的かつ効果的な情報発信を行います。

施策・主な取組

① 子育て・生活支援

ひとり親家庭の自立にとって、安心して子育てと仕事が両立できることが必要です。そのために、子育て支援施策を推進するとともに、生活基盤の安定のための生活面での支援を推進します。

- 保育園（所）や学童クラブ事業などの保育サービスの一層の充実（再掲）
- 子育て支援事業の充実（子育て支援短期利用事業（ショートステイ，トワイライトステイ）等）（再掲）
- ファミリーサポート事業の推進（再掲）
- ひとり親家庭等日常生活支援事業の推進

必要な時に生活援助・保育サービスを受けることができるように、家庭生活支援員の確保を含め施策を推進します。

<保健福祉局>

【主な取組】

◇ひとり親家庭等日常生活支援事業

- ひとり親家庭生活支援事業（生活支援事業，ファミリーネットワーク事業）の推進
父子家庭を含めたひとり親家庭全体が生活上の様々な課題や悩み，不安を解消し親子ともに充実した生活を送ることができるよう，よりニーズに則した事業を実施することで，利用の促進を図っていきます。

<保健福祉局>

【主な取組】

◇ひとり親家庭生活支援講習会

◇ファミリーネットワーク事業

- 学習支援の取組

経済困窮等により支援を必要とするひとり親家庭の子どもを対象に，子ども同士の交流の場も兼ねた学習支援の取組を行います。

<保健福祉局>

【主な取組】

◇学習支援 **新規**

- 母子生活支援施設の支援体制の充実（再掲）

増加するDV被害者や精神疾患等を有する母子への十分な支援を行うため，また，社会的養護に関わる施設として家族再統合の役割を担うため，職員配置の充実と支援技術の普及向上に努めるとともに，施設職員をはじめ福祉事務所，配偶者暴力相談支援センター，児童相談所，学校，保育園（所）等との関係機関の連携のより一層の強化による入所者支援の充実を図っていきます。

<保健福祉局>

【主な取組】

◇研修等による施設職員の質の向上（再掲）

◇施設職員の人材確保の推進・処遇改善（再掲） **新規（推進中）**

◇専門職員の配置推進（措置費加算等の活用）（再掲） **新規（推進中）**

◇DV被害者・緊急に保護が必要な世帯の受入体制の確保

◇京都市配偶者暴力相談支援センター（DVセンター）及び児童相談所等の関係機関との連携・相互理解の推進 新規（推進中）

◇子どもの学習・就職支援等の充実

◇家族再統合等の支援の場としての利用の促進 新規（推進中）

● 市営住宅優先入居制度の継続と情報提供の推進

優先入居を継続し、比較的低廉な家賃の住まいを確保していくとともに、情報提供を行います。

＜保健福祉局，都市計画局＞

【主な取組】

◇市営住宅優先入居

② 就業支援

ひとり親家庭の経済的自立を促進するため、就業・自立支援センターを中心とした総合的な就業支援を推進するとともに、就業につながる資格取得等に向けた支援を推進します。

● 就業相談から就業支援講習会，就業情報の提供まで一貫した就業支援を行うための母子家庭等就業・自立支援センター事業の推進

個々のひとり親家庭の事情やライフステージに応じた支援ニーズを把握したうえで、就職・転職や資格取得等の支援に関する積極的な助言・指導を行っていくことができるよう、就業支援の専門性の強化と体制の確保を行います。

＜保健福祉局＞

【主な取組】

◇就業相談

◇就職準備セミナー

◇パソコン講習会

● ハローワークと連携した自立支援プログラム事業の推進

利用者の状況やニーズに応じたきめ細かな支援を行う自立支援プログラムについて、引き続きハローワークと連携して取り組みます。

＜保健福祉局＞

【主な取組】

◇自立支援プログラム事業

● 高等職業訓練促進給付金等事業の推進

対象を父子家庭に拡大したことについて、利用促進に向けた周知及び情報提供を行うことと併せて、安定した就労につながりやすい対象資格についての検討を行います。

＜保健福祉局＞

【主な取組】

◇高等職業訓練促進給付金等事業による職域の拡大

③ 経済的支援及び養育費の確保

全世帯の平均所得と比較して平均所得の低いひとり親家庭について、経済的支援は重要であり、児童扶養手当や母子父子寡婦福祉資金貸付等について、制度の周知を図るとともに、ひとり親家庭の自立の促進につながるよう効果的な運用を行います。また、養育費の取決めの促進と履行の確保を図るために、養育費に関する情報提供ときめ細かな相談を推進します。

- 児童扶養手当，母子父子寡婦福祉資金貸付等の各種制度施策情報の周知
制度の認知度を高めるために，更なる周知を進めます。

<保健福祉局>

【主な取組】

◇パンフレットの配布

- 母子父子寡婦福祉資金貸付の推進

償還能力，貸付の必要性等について適切に審査したうえで母子父子寡婦福祉資金貸付を行うことで，経済的自立の助成と生活意欲の助長を図っていくとともに，財政基盤の安定及び借受人間の公平性確保のために，引き続き適切な償還指導を行います。

<保健福祉局>

【主な取組】

◇母子父子寡婦福祉資金貸付

- 高等職業訓練促進給付金等事業の推進（再掲）

- ひとり親家庭等医療費支給制度の推進

社会情勢の変化を踏まえつつ，京都府とも連携しながら取組を進めていきます。

<保健福祉局>

【主な取組】

◇ひとり親家庭等医療費支給制度

- 養育費の確保及び子どもとの面会交流に関する相談支援，啓発及び情報提供の推進
関係機関との連携も含めて，養育費の確保及び子どもとの面会交流についての効果的な周知を行っていきます。また，子どもとの面会交流については，子どもの健やかな育ちを確保するうえで有意義であること，養育費を支払う意欲につながるものであることから，支援の充実が必要です。

<保健福祉局>

【主な取組】

◇養育費及び面会交流に関するリーフレットの配布

◇特別相談

◇面会交流の支援 新規

④ 相談・支援機能及び情報提供の充実強化

一人ひとりの考え方や価値観を踏まえ，ニーズに応じたきめ細かな相談・支援を行うため，関係職員の質の向上及び関係機関の連携強化に取り組みます。また，各種施策について積極的な活用を促進するために，情報発信及び啓発の強化に取り組みます。

京都市のひとり親家庭支援の拠点であるひとり親家庭支援センターについて，更なる機能の充実と利用促進に取り組みます。

DV被害者の自立支援についても，引き続き関係機関と連携を図り，適切な支援に取り組みます。

- ひとり親家庭の相談・支援機能の強化及び支援に関わる職員の質の向上

家庭の状況に応じたきめ細かな支援を行うために，母子・父子自立支援員等の職員の質の向上を図ります。

<保健福祉局>

【主な取組】

◇業務主管課が実施する業務研修への参加

◇他都市等との合同研修会等の派遣研修への参加

- ひとり親家庭に関わる関係機関の連携（福祉事務所、ひとり親家庭支援センター、母子生活支援施設、配偶者暴力相談支援センター、婦人相談所、児童福祉センター、ハローワーク等）

DV、子どもへの虐待の増加等により、ひとり親家庭を取り巻く状況が複雑化しているため、より効果的な支援を行うため関係機関の更なる連携強化を行います。

<保健福祉局>

【主な取組】

◇関係機関の連携推進

- 各種施策のリーフレットやパンフレット等の活用
パンフレットの配布場所の拡大等、効果的な周知を行います。

<保健福祉局>

【主な取組】

◇ひとり親家庭応援パンフレットの作成 新規（推進中）

◇パンフレット、リーフレットの配布場所の拡大

- ひとり親家庭支援施策のホームページを通じた情報発信等の推進
インターネット等の媒体を活用したリアルタイムの情報発信等を行います。

<保健福祉局>

【主な取組】

◇子育て応援ウェブサイト 新規（推進中）

◇スマートフォンアプリによる情報発信（再掲）

- 「京都市ひとり親家庭支援センター（愛称：ゆめあす）」の認知度を高めるための取組の推進

さまざまな取組を通じて、認知度を高めていきます。

<保健福祉局>

【主な取組】

◇事業内容についてわかりやすく紹介するパンフレットの作成 新規

◇「ゆめあす通信」の配布部数の拡大

◇ホームページの充実

◇インターネットメディアを活用したリアルタイムの情報発信 新規

- DV（ドメスティック・バイオレンス）対策の充実

DV防止のために、DVの正確な知識などについて広く啓発を行うとともに、被害者を保護するために、相談体制の充実や関係機関との連携・協力を行います。

<文化市民局>

【主な取組】

◇DV根絶のための市民への普及啓発（若年層を対象とした早い段階からの啓発）

◇被害者の早期発見及び相談体制の充実

◇被害者の保護及び自立支援

◇関係機関との連携・協力の推進

◇インターネットを活用した情報提供 新規（推進中）

◇学校における人権教育の推進 新規（推進中）

第9章 子ども・子育て支援事業計画（幼児教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込み並びに提供体制の確保の内容及びその実施時期）

「子ども・子育て支援法」の規定に基づき、ニーズ調査の結果や現在の利用状況等を踏まえ、今後5年間（2015（平成27）年度～2019（平成31）年度）の幼児教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」と「提供体制確保の方策並びにその実施時期」を設定します。

（1）教育・保育提供区域の設定

事業ごとに提供体制を確保すべき区域の単位が異なるものと考えられることから、京都市では、次のとおり、4層の区域設定を行います。

教育・保育提供区域	設定の考え方	対象となる給付・事業
第一次区域 (1 区域)	広域で提供体制を確保する必要があるもの	・ 病児保育事業 ・ 子育て短期支援事業 ・ 妊婦に対して健康診査を実施する事業
第二次区域 (14 区域)	福祉事務所や保健センター・支所単位で事業を実施しているもの	・ 利用者支援に関する事業 ・ 乳児家庭全戸訪問事業 ・ 養育支援訪問事業等 ・ 子育て援助活動支援事業
第三次区域 (34 区域)	保育園（所）、幼稚園、認定こども園等の通園区域を考慮して設定するもの	・ 施設型給付 （幼稚園、保育園（所）、認定こども園） ・ 地域型保育給付 （家庭的保育事業、小規模保育事業、事業所内保育事業、居宅訪問型保育事業） ・ 時間外保育事業 ・ 一時預かり事業
第四次区域 (70 区域)	身近な地域で提供体制を確保する必要があるもの	・ 放課後児童健全育成事業 ・ 地域子育て支援拠点事業

第9章 京都市子ども・子育て支援事業計画に記載する幼児教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の
量の見込み並びに提供体制の確保の内容及びその実施時期

＜京都市における教育・保育提供区域＞

第一次教育・ 保育提供区域 (全市)	第二次教育・ 保育提供区域 (区・支所)	第三次教育・ 保育提供区域	第四次教育・ 保育提供区域 (中学校区)	小学校区
京都市	北区	北区 1	西賀茂	柊野
				大宮
			加茂川	紫明
				元町
				上賀茂
				紫竹
		北区 2	旭丘	待鳳
				鳳徳
				鷹峯
			嘉楽（上京）	紫野
				楽只
			衣笠	柏野
				金閣
				衣笠
			北野（中京）	大將軍
	上京区	上京区 1	上京	京極
				新町
			烏丸	室町
				西陣中央
			上京	
			京都御池（中京）	御所南
		上京区 2	嘉楽	乾隆
			衣笠（北）	翔鸞
			二条	正親
				二条城北
			北野（中京）	仁和
	左京区	左京区 1	花背	花脊
		左京区 2	大原	大原
			修学院	八瀬
		左京区 3	洛北	鞍馬
				静原
				市原野
				岩倉北
				岩倉南
				明德
		左京区 4	修学院	上高野
				修学院
				修学院第二
			下鴨	松ヶ崎
				葵
				下鴨
			高野	養正
				養徳
		左京区 5	近衛	北白川
				錦林
			岡崎	第三錦林
			近衛	第四錦林
	中京区	中京区 1	京都御池	御所南
				高倉
		中京区 2	中京	洛中
			中京朱雀	朱雀第一
			北野	朱雀第二
			西ノ京	
			松原	朱雀第三
			朱雀	朱雀第四
			西ノ京	
			中京朱雀	朱雀第六
			西ノ京朱雀	朱雀第七
			北野西ノ京	朱雀第八

第9章 京都市子ども・子育て支援事業計画に記載する幼児教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の
量の見込み並びに提供体制の確保の内容及びその実施時期

第一次教育・ 保育提供区域 (全市)	第二次教育・ 保育提供区域 (区・支所)	第三次教育・ 保育提供区域	第四次教育・ 保育提供区域 (中学校区)	小学校区
京都市	東山区	東山区	開晴	開晴
			月輪	一橋
				月輪
				今熊野
	山科区	山科区 1	音羽	音羽
				音羽川
				大塚
			大宅	大宅
		山科区 2	安祥寺	安朱
				山階
				西野
			花山	鏡山
				陵ヶ岡
		山科区 3	山科	山階南
				百々
			勸修	勸修
				小野
	下京区	下京区 1	下京	洛央
				淳風
				醒泉
				下京渉成
				梅小路
			松原（中京）	光徳
		下京区 2	七条	七条
				西大路
				七条第三
	南区	南区 1	八条	南大内
				唐橋
			九条	九条弘道
				九条塔南
			洛南	吉祥院
				祥栄
				祥豊
				上鳥羽
			凌風	凌風
		南区 2	久世	大藪
				久世西
	右京区	右京区 1	高雄	高雄
			双ヶ岡	御室
				宇多野
				花園
		右京区 2	嵯峨	嵯峨
				広沢
				嵐山
		右京区 3	四条	安井
				山ノ内
			太秦	太秦
				南太秦
			蜂ヶ岡	常磐野
				嵯峨野
		右京区 4	西院	西院
			西京極	西京極
				西京極西
				葛野
		右京区 5	宕陰	宕陰
		右京区 6	周山	京北第一
				京北第二
				京北第三

第9章 京都市子ども・子育て支援事業計画に記載する幼児教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の
量の見込み並びに提供体制の確保の内容及びその実施時期

第一次教育・ 保育提供区域 (全市)	第二次教育・ 保育提供区域 (区・支所)	第三次教育・ 保育提供区域	第四次教育・ 保育提供区域 (中学校区)	小学校区
京都市	西京区本所	西京区本所 1	松尾	松尾
				嵐山東
			檜原	松陽
			桂	桂川
		西京区本所 2		桂
				桂徳
			桂川	川岡
				川岡東
	洛西支所	洛西支所		桂東
			檜原	檜原
			大枝	大枝
				桂坂
			洛西	新林
				境谷
			西陵	竹の里
				福西
	伏見区本所	伏見区本所 1	大原野	上里
				大原野
			藤森	竹田
			伏見	伏見板橋
		伏見区本所 2		伏見住吉
				下鳥羽
			桃陵	伏見南浜
			桃山	桃山
		伏見区本所 3		桃山東
				桃山南
			向島	向島南
				向島二の丸
		伏見区本所 4		二の丸北
			向島東	向島
				向島藤の木
			洛水	横大路
	深草支所	深草支所		納所
			神川	神川
				久我の杜
				羽束師
			大淀	明親
				美豆
			深草	深草
			藤森	稲荷
	醍醐支所	醍醐支所		藤ノ森
				藤城
			醍醐	砂川
				北醍醐
			栗陵	醍醐西
				池田
			春日丘	池田東
			小栗栖	春日野
				日野
				小栗栖
				小栗栖宮山
				石田

(2) 幼児教育・保育の量の見込み並びに提供体制の確保の内容及びその実施時期

対象となる 施設・事業	【教育・保育施設】 認定こども園，幼稚園，保育園（所） 【地域型保育事業】 小規模保育事業，家庭的保育事業，居宅訪問型保育事業， 事業所内保育事業
教育・保育提供区域	第三次区域

ア 幼児教育・保育の量の見込み並びに提供体制の確保方策について（P 102再掲）

従来からの保育所整備等を中心とした確保策に加えて，幼稚園をはじめとした地域資源の積極的な活用，預かり保育や小規模保育事業等の実施などにより「量の拡充」を図っていきます。

(ア) 3歳児から5歳児までに対する提供体制の確保方策

2014（平成26）4月1日時点の保育所入所児童のうち，1日の保育時間が8.5時間以下の者が全体の半数近くを占める（44.6％）ことや，将来的に要保育認定に係る就労時間の下限をこれまでの月64時間から，月48時間に引き下げることを踏まえて，3歳児から5歳児までに係る今後確保すべき幼児教育・保育の提供体制については，その50％を幼稚園の預かり保育（一時預かり事業（幼稚園型）を含む。）により確保します。

幼稚園の預かり保育以外の50％については，保育園（所）及び認定こども園の新設，増改築，分園設置等により確保します。

(イ) 0歳児から2歳児までに対する提供体制の確保方策

上記（ア）により預かり保育を実施する幼稚園が，小規模保育事業等の連携施設となることも想定して，これと同数は0歳児から2歳児までを対象とする小規模保育事業等により提供体制を確保することとします。

それ以外の保育ニーズについては，保育園及び認定こども園の新設，増改築，分園設置等により確保します。

① 各年度における京都市全域の教育・保育の量の見込み

（単位：人）

年度			27	28	29	30	31
保育	0歳児	小学校入学前児童数	10,928	10,854	10,783	10,708	10,655
		保育の量(3号)	2,947	3,457	3,966	3,966	3,966
		保育利用率	27.0%	31.9%	36.8%	37.0%	37.2%
	1・2歳児	小学校入学前児童数	21,823	21,959	21,879	21,730	21,579
		保育の量(3号)	10,618	10,853	11,086	11,086	11,086
		保育利用率	48.7%	49.4%	50.7%	51.0%	51.4%
	3～5歳児	小学校入学前児童数	33,118	32,709	32,439	32,208	32,259
		保育の量(2号)	18,226	18,927	19,629	19,629	19,629
		保育利用率	55.0%	57.9%	60.5%	60.9%	60.8%
3～5歳児教育の量(1号)		14,892	13,782	12,810	12,579	12,630	
合計	小学校入学前児童数	65,869	65,522	65,101	64,646	64,493	
	保育の量	31,791	33,237	34,681	34,681	34,681	
	保育利用率	48.3%	50.7%	53.3%	53.6%	53.8%	

※ 各年度とも，年度末時点の数値

イ 各年度における教育・保育提供区域ごとの教育・保育の量の見込み

(単位：人)

教育・保育 提供区域	平成27年度				平成28年度				平成29年度				平成30年度				平成31年度			
	1号	2号	3号		1号	2号	3号		1号	2号	3号		1号	2号	3号		1号	2号	3号	
			0歳	1,2歳			0歳	1,2歳			0歳	1,2歳			0歳	1,2歳			0歳	1,2歳
北1	266	599	103	369	244	616	125	380	192	633	148	390	208	633	148	390	209	633	148	390
北2	652	943	149	516	571	972	164	523	542	1,002	180	530	534	1,002	180	530	573	1,002	180	530
上京1	457	346	78	254	467	362	88	257	447	377	97	261	440	377	97	261	408	377	97	261
上京2	710	522	74	276	576	555	89	283	534	588	105	290	483	588	105	290	515	588	105	290
左京1	0	4	0	7	0	4	0	7	0	4	0	7	0	4	0	7	0	4	0	7
左京2	0	23	2	18	0	23	2	18	0	23	2	18	0	23	2	18	0	23	2	18
左京3	269	398	58	205	250	417	66	207	237	436	72	212	252	436	72	212	256	436	72	212
左京4	900	854	160	525	792	880	174	531	678	905	186	538	658	905	186	538	671	905	186	538
左京5	762	603	114	388	728	637	131	397	598	671	149	404	645	671	149	404	636	671	149	404
中京1	366	197	37	134	340	257	67	147	333	317	95	161	336	317	95	161	348	317	95	161
中京2	420	1,008	176	596	383	1,061	209	611	334	1,115	241	627	343	1,115	241	627	369	1,115	241	627
東山	439	560	89	337	473	584	105	345	441	608	121	352	476	608	121	352	488	608	121	352
山科1	245	745	93	374	239	745	113	383	245	745	132	392	217	745	132	392	214	745	132	392
山科2	551	546	80	307	539	560	98	315	512	573	116	323	511	573	116	323	497	573	116	323
山科3	642	558	78	304	650	558	89	311	635	558	102	316	546	558	102	316	494	558	102	316
下京1	523	559	117	392	468	586	137	400	503	613	155	410	511	613	155	410	538	613	155	410
下京2	516	147	31	125	489	176	42	130	456	206	53	134	429	206	53	134	425	206	53	134
南1	547	1,205	218	751	508	1,224	238	760	509	1,244	258	769	520	1,244	258	769	510	1,244	258	769

※ 各年度とも、年度末時点の数値

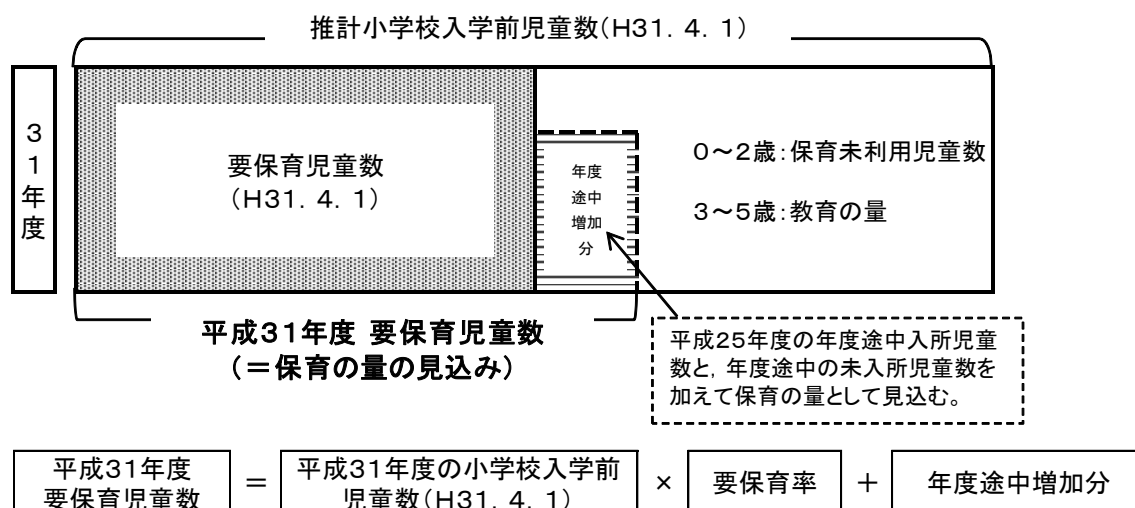
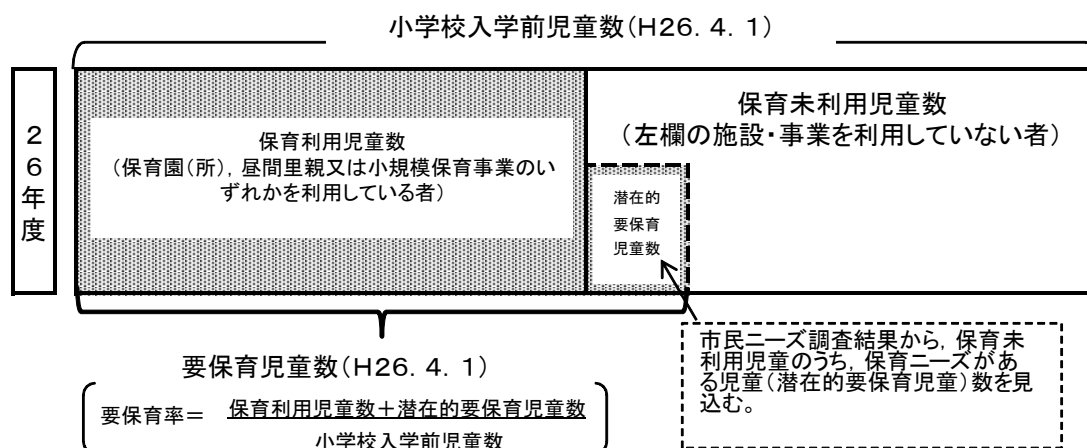
(単位：人)

教育・保育 提供区域	平成27年度				平成28年度				平成29年度				平成30年度				平成31年度			
	1号	2号	3号		1号	2号	3号		1号	2号	3号		1号	2号	3号		1号	2号	3号	
			0歳	1,2歳			0歳	1,2歳			0歳	1,2歳			0歳	1,2歳			0歳	1,2歳
南2	0	367	61	227	0	383	75	235	0	399	91	240	0	399	91	240	0	399	91	240
右京1	187	301	44	147	161	320	48	150	136	338	53	152	125	338	53	152	132	338	53	152
右京2	394	228	37	130	348	243	47	134	286	259	57	138	268	259	57	138	288	259	57	138
右京3	900	1,055	173	621	779	1,090	196	631	766	1,124	218	642	753	1,124	218	642	799	1,124	218	642
右京4	671	491	104	340	640	528	126	349	584	564	146	359	598	564	146	359	569	564	146	359
右京5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
右京6	0	91	4	20	0	91	6	20	0	91	7	21	0	91	7	21	0	91	7	21
西京1	706	530	82	317	645	578	107	328	576	626	132	340	574	626	132	340	581	626	132	340
西京2	600	691	142	495	550	750	175	511	535	809	209	526	547	809	209	526	558	809	209	526
洛西	831	618	99	347	741	643	120	356	673	669	140	366	659	669	140	366	666	669	140	366
伏見1	345	500	66	262	329	508	86	272	302	516	106	281	259	516	106	281	256	516	106	281
伏見2	604	495	80	281	537	520	97	290	509	546	116	298	503	546	116	298	513	546	116	298
伏見3	448	442	59	234	400	442	59	234	369	442	60	234	348	442	60	234	338	442	60	234
伏見4	318	882	121	523	341	882	142	532	300	882	163	541	293	882	163	541	254	882	163	541
深草	350	549	83	312	351	563	95	318	348	577	108	323	350	577	108	323	337	577	108	323
醍醐	273	1,169	135	484	243	1,169	141	488	230	1,169	148	491	193	1,169	148	491	188	1,169	148	491
合計	14,892	18,226	2,947	10,618	13,782	18,927	3,457	10,853	12,810	19,629	3,966	11,086	12,579	19,629	3,966	11,086	12,630	19,629	3,966	11,086

※ 各年度とも、年度末時点の数値

ウ 「量の見込み」の算定に当たっての考え方

(7) 算定の基本的な考え方



(イ) 算定手順

I ニーズ調査結果から、保育を利用していないと回答した児童のうち潜在的に保育を必要としている児童の割合を算出する。(上図参照)

- ① 年齢区分(0歳, 1～2歳, 3～5歳の3区分)ごとに、小学校入学前児童数(住民基本台帳人口)から、保育園(所), 昼間里親又は小規模保育事業のいずれかを利用している児童数を引いて、保育未利用児童数を算出する。
- ② ニーズ調査結果から潜在的な要保育児童を抽出する。

<潜在的な要保育児童>

保育園(所)等の保育を利用していない児童のうち、次のいずれかに該当するもの

- a 父母両方とも月48時間以上就労している。
- b 父母両方とも就労しているものの、いずれかの就労時間が月48時間未満であるが、フルタイムへの転換を希望している。
- c 父母の両方又はいずれかが未就労で、未就労の者が1年以内に月48時間以上の就労を希望している。

注) 月48時間以上: 子ども・子育て支援新制度において保育の必要性が認められるための保護者の就労時間の下限(例: 週3日かつ1日4時間以上)

Ⅱ 2014（平成26）年度における保育利用児童数と潜在的要保育児童数を合わせた要保育率を推計する。

- ③ 年齢区分ごとの保育未利用児童数に、潜在的要保育児童の比率を乗じて、潜在的要保育児童数を算出する。
- ④ 年齢区分ごとに、保育園（所）、昼間里親又は小規模保育事業のいずれかを利用して
いる児童数に、潜在的要保育児童数を加えて、要保育児童数を算出する。
- ⑤ 年齢区分ごとに、平成26年4月1日の小学校入学前児童数（住民基本台帳人口）
に対する要保育児童の比率（要保育率）を算出する。

**Ⅲ 2019（平成31）年4月1日の小学校入学前児童数（推計）に要保育率を乗
じ、更に年度途中で新たに保育を利用する児童数を加えて、事業計画期間最終年度
（＝2019（平成31）年度）の要保育児童数を推計する。**

- ⑥ 年齢区分ごとに、2019（平成31）年4月1日の小学校入学前児童数（推計）
に要保育率を乗じて、同日の要保育児童数を算出する。
- ⑦ ⑥の要保育児童数に、年度途中で新たに保育を利用する児童数を加え、事業計画期
間最終年度（＝2019（平成31）年度）の要保育児童数を算出する。

**Ⅳ 事業計画期間最終年度の要保育児童数から、事業計画期間各年度（2015（平
成27）年度～2019（平成31）年度）の要保育児童数及び教育のみの児童数
を推計する。**

- ⑧ 保育ニーズのピークが平成29年度末となるとの国の見込みを踏まえ、2017（平
成29）年度に事業計画期間最終年度の要保育児童数に達するものとし、2015（平
成27）年度から2017（平成29）年度の要保育児童数まで均等に増加するもの
と見込む。
- ⑨ 各年度の小学校入学前児童数から⑧で算出した要保育児童数を引いて、教育のみの
児童数を算出する。

Ⅴ 教育・保育提供区域ごとの要保育児童数及び教育のみの児童数を推計する。

- ⑩ 提供区域をまたぐ通園については、2014（平成26）年4月1日時点の状況を
勘案することとし、区域外に通園する児童の割合が50%を超える提供区域（「2号」
にあつては、上京1，中京1，下京2，「3号」にあつては、中京1，下京2）につい
ては、当該超える部分を自区域の教育・保育の量の見込みとして推計する。

**Ⅵ 教育・保育の量の見込み並びに教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施
時期の見直し**

- ⑪ 毎年、教育・保育の申込状況及び待機児童の状況等を踏まえ子ども・子育て会議で
点検し、計画期間の途中においても必要に応じ、教育・保育の量の見込み並びに実施
しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期の見直し・修正を
行う。

エ 教育・保育提供区域別の量の見込み及び提供体制の確保の内容

幼児教育・保育の提供区域によって、幼稚園や保育園（所）の分布に偏りがあるため、
区域内で提供体制を調整するとともに、提供区域をまたぐ通園の状況を勘案して、区域
間でもこれを調整します。

第9章 京都市子ども・子育て支援事業計画に記載する幼児教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の
量の見込み並びに提供体制の確保の内容及びその実施時期

エ 教育・保育提供区域別の量の見込み及び提供体制の確保の内容

教育・保育 提供区域		27年度					28年度					29年度					30年度					31年度				
		1号	2号	3号		1号	2号	3号		1号	2号	1号	2号	3号		1号	2号	1号	2号	3号		1号	2号	3号		
				0歳	1,2歳			0歳	1,2歳					0歳	1,2歳					0歳	1,2歳			0歳	1,2歳	
北 1	量の見込み	266	599	103	369	244	616	125	380	192	633	148	390	148	390	208	633	209	633	148	390	209	633	148	390	
	特定教育・保育施設	46	590	100	343	42	599	114	347	33	608	131	347	131	347	36	608	36	608	131	347	36	608	131	347	
	特定地域型保育事業	0	0	3	26	0	0	11	33	0	0	0	17	43	0	0	0	0	0	17	43	0	0	17	43	
	幼稚園預かり保育	0	9	0	0	0	17	0	0	0	25	0	0	0	0	0	25	0	0	0	0	0	25	0	0	
	確認を受けない幼稚園	220	0	0	0	202	0	0	0	159	0	0	0	0	0	172	0	0	173	0	0	173	0	0	0	
北 2	量の見込み	652	943	149	516	571	972	164	523	542	1,002	180	530	180	530	534	1,002	573	1,002	180	530	573	1,002	180	530	
	特定教育・保育施設	0	919	146	498	0	927	155	500	0	937	168	500	0	937	0	937	0	937	168	500	0	937	168	500	
	特定地域型保育事業	0	0	3	18	0	0	9	23	0	0	0	12	30	0	0	0	0	0	12	30	0	0	12	30	
	幼稚園預かり保育	0	24	0	0	0	45	0	0	0	65	0	0	0	0	0	65	0	0	0	0	0	65	0	0	
	確認を受けない幼稚園	652	0	0	0	571	0	0	0	542	0	0	0	0	0	534	0	0	573	0	0	573	0	0	0	
上京 1	量の見込み	457	346	78	254	467	362	88	257	447	377	97	261	97	261	440	377	261	408	97	261	408	377	97	261	
	特定教育・保育施設	129	331	77	245	132	334	83	245	126	336	90	245	90	245	124	336	115	336	90	245	115	336	90	245	
	特定地域型保育事業	0	0	1	9	0	0	5	12	0	0	0	7	16	0	0	0	0	0	7	16	0	0	7	16	
	幼稚園預かり保育	0	15	0	0	0	28	0	0	0	41	0	0	0	0	0	41	0	0	0	0	0	41	0	0	
	確認を受けない幼稚園	328	0	0	0	335	0	0	0	321	0	0	0	0	0	316	0	0	293	0	0	293	0	0	0	
上京 2	量の見込み	710	522	74	276	576	555	89	283	534	588	105	290	105	290	483	588	515	588	105	290	515	588	105	290	
	特定教育・保育施設	173	498	72	263	141	512	81	265	130	525	94	265	94	265	118	525	126	525	94	265	126	525	94	265	
	特定地域型保育事業	0	0	2	13	0	0	8	18	0	0	0	11	25	0	0	0	0	0	11	25	0	0	11	25	
	幼稚園預かり保育	0	24	0	0	0	43	0	0	0	63	0	0	0	0	0	63	0	0	0	0	0	63	0	0	
	確認を受けない幼稚園	537	0	0	0	435	0	0	0	404	0	0	0	0	0	365	0	0	389	0	0	389	0	0	0	
左京 1	量の見込み	0	4	0	7	0	4	0	7	0	4	0	7	0	7	0	4	0	7	0	7	0	4	0	7	
	特定教育・保育施設	0	4	0	0	0	4	0	0	0	4	0	0	0	0	0	4	0	0	4	0	0	4	0	0	
	特定地域型保育事業	0	0	0	7	0	0	0	7	0	0	0	7	0	0	0	0	7	0	0	0	0	7	0	0	
	幼稚園預かり保育	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	確認を受けない幼稚園	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
左京 2	量の見込み	0	23	2	18	0	23	2	18	0	23	2	18	2	18	0	23	2	18	2	18	0	23	2	18	
	特定教育・保育施設	0	23	2	10	0	23	2	10	0	23	2	10	2	10	0	23	2	10	2	10	0	23	2	10	
	特定地域型保育事業	0	0	0	8	0	0	0	8	0	0	0	8	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	幼稚園預かり保育	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	確認を受けない幼稚園	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
左京 3	量の見込み	269	398	58	205	250	417	66	207	237	436	72	212	72	212	252	436	256	436	72	212	256	436	72	212	
	特定教育・保育施設	91	389	57	200	85	401	62	200	80	413	67	201	67	201	86	413	87	413	67	201	87	413	67	201	
	特定地域型保育事業	0	0	1	5	0	0	4	7	0	0	0	5	11	0	0	0	0	0	5	11	0	0	5	11	
	幼稚園預かり保育	0	9	0	0	0	16	0	0	0	23	0	0	0	0	0	23	0	0	0	0	0	23	0	0	
	確認を受けない幼稚園	178	0	0	0	165	0	0	0	157	0	0	0	0	0	166	0	169	0	0	0	169	0	0	0	
左京 4	量の見込み	900	854	160	525	792	880	174	531	678	905	186	538	186	538	658	905	671	905	186	538	671	905	186	538	
	特定教育・保育施設	0	826	151	488	0	828	160	490	0	830	169	490	0	830	0	830	0	830	169	490	0	830	169	490	
	特定地域型保育事業	0	0	9	37	0	0	14	41	0	0	17	48	0	17	0	0	0	0	17	48	0	0	17	48	
	幼稚園預かり保育	0	28	0	0	0	52	0	0	0	75	0	0	0	75	0	75	0	75	0	0	0	75	0	0	
	確認を受けない幼稚園	900	0	0	0	792	0	0	0	678	0	0	0	0	0	658	0	671	0	0	0	671	0	0	0	
左京 5	量の見込み	762	603	114	388	728	637	131	397	598	671	149	404	149	404	645	671	636	671	149	404	636	671	149	404	
	特定教育・保育施設	0	578	112	358	0	592	122	362	0	605	136	361	0	605	0	605	0	605	136	361	0	605	136	361	
	特定地域型保育事業	0	0	2	30	0	0	9	35	0	0	13	43	0	13	0	0	0	0	13	43	0	0	13	43	
	幼稚園預かり保育	0	25	0	0	0	45	0	0	0	66	0	0	0	66	0	66	0	66	0	0	0	66	0	0	
	確認を受けない幼稚園	762	0	0	0	728	0	0	0	598	0	0	0	0	0	645	0	636	0	0	0	636	0	0	0	

(単位：人)

第9章 京都市子ども・子育て支援事業計画に記載する幼児教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の
量の見込み並びに提供体制の確保の内容及びその実施時期

教育・保育 提供区域	27年度	28年度			29年度			30年度			31年度		
		1号	2号	3号 0歳 1,2歳	1号	2号	3号 0歳 1,2歳	1号	2号	3号 0歳 1,2歳	1号	2号	3号 0歳 1,2歳
中京 1	量の見込み	366	197	37	134	340	257	67	147	333	317	95	161
	特定教育・保育施設	170	185	32	103	158	236	50	108	155	286	72	108
	特定地域型保育事業	0	0	5	31	0	0	17	39	0	0	23	53
	幼稚園預かり保育 施設	0	12	0	0	0	21	0	0	0	31	0	0
中京 2	量の見込み	196	0	0	0	182	0	0	0	178	0	0	0
	特定教育・保育施設	420	1,008	176	596	383	1,061	209	611	334	1,115	241	627
	特定地域型保育事業	0	996	168	556	0	1,039	188	561	0	1,083	213	561
	幼稚園預かり保育 施設	0	0	8	40	0	0	21	50	0	0	28	66
東山	量の見込み	420	0	0	0	383	0	0	0	334	0	0	0
	特定教育・保育施設	439	560	89	337	473	584	105	345	441	608	121	352
	特定地域型保育事業	0	538	87	326	0	543	97	329	0	549	109	329
	幼稚園預かり保育 施設	0	22	0	0	0	41	0	0	0	59	0	0
山科 1	量の見込み	439	0	0	0	473	0	0	0	441	0	0	0
	特定教育・保育施設	245	745	93	374	239	745	113	383	245	745	132	392
	特定地域型保育事業	0	745	90	353	0	745	102	356	0	745	117	356
	幼稚園預かり保育 施設	0	0	3	21	0	0	11	27	0	0	15	36
山科 2	量の見込み	245	0	0	0	239	0	0	0	245	0	0	0
	特定教育・保育施設	551	546	80	307	539	560	98	315	512	573	116	323
	特定地域型保育事業	0	530	78	294	0	530	89	297	0	530	103	297
	幼稚園預かり保育 施設	0	0	2	13	0	0	9	18	0	0	13	26
山科 3	量の見込み	551	0	0	0	539	0	0	0	512	0	0	0
	特定教育・保育施設	642	558	78	304	650	558	89	311	635	558	102	316
	特定地域型保育事業	0	558	76	290	0	558	83	292	0	558	93	292
	幼稚園預かり保育 施設	0	0	2	14	0	0	6	19	0	0	9	24
下京 1	量の見込み	516	147	31	125	489	176	42	130	456	206	53	134
	特定教育・保育施設	0	132	30	96	0	149	37	98	0	166	45	98
	特定地域型保育事業	0	0	1	29	0	0	5	32	0	0	8	36
	幼稚園預かり保育 施設	0	15	0	0	0	27	0	0	0	40	0	0
下京 2	量の見込み	516	0	0	0	489	0	0	0	456	0	0	0
	特定教育・保育施設	547	1,205	218	751	508	1,224	238	760	509	1,244	258	769
	特定地域型保育事業	0	1,188	212	709	0	1,192	224	713	0	1,198	239	713
	幼稚園預かり保育 施設	0	17	0	0	0	32	0	0	0	46	0	0
南 1	量の見込み	547	0	0	0	508	0	0	0	509	0	0	0
	特定教育・保育施設	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	特定地域型保育事業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	幼稚園預かり保育 施設	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

第9章 京都市子ども・子育て支援事業計画に記載する幼児教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の
量の見込み並びに提供体制の確保の内容及びその実施時期

（単位：人）

教育・保育 提供区域	27年度					28年度					29年度					30年度					31年度				
	1号	2号	3号			1号	2号	3号			1号	2号	3号			1号	2号	3号			1号	2号	3号		
			0歳	1,2歳				0歳	1,2歳				0歳	1,2歳				0歳	1,2歳				0歳	1,2歳	
南 2	量の見込み																								
	特定教育・保育施設																								
	特定地域型保育事業																								
	幼稚園預かり保育																								
	確認を要しない幼稚園																								
右京 1	量の見込み																								
	特定教育・保育施設																								
	特定地域型保育事業																								
	幼稚園預かり保育																								
	確認を要しない幼稚園																								
右京 2	量の見込み																								
	特定教育・保育施設																								
	特定地域型保育事業																								
	幼稚園預かり保育																								
	確認を要しない幼稚園																								
右京 3	量の見込み																								
	特定教育・保育施設																								
	特定地域型保育事業																								
	幼稚園預かり保育																								
	確認を要しない幼稚園																								
右京 4	量の見込み																								
	特定教育・保育施設																								
	特定地域型保育事業																								
	幼稚園預かり保育																								
	確認を要しない幼稚園																								
右京 5	量の見込み																								
	特定教育・保育施設																								
	特定地域型保育事業																								
	幼稚園預かり保育																								
	確認を要しない幼稚園																								
右京 6	量の見込み																								
	特定教育・保育施設																								
	特定地域型保育事業																								
	幼稚園預かり保育																								
	確認を要しない幼稚園																								
西京 1	量の見込み																								
	特定教育・保育施設																								
	特定地域型保育事業																								
	幼稚園預かり保育																								
	確認を要しない幼稚園																								
西京 2	量の見込み																								
	特定教育・保育施設																								
	特定地域型保育事業																								
	幼稚園預かり保育																								
	確認を要しない幼稚園																								

第9章 京都市子ども・子育て支援事業計画に記載する幼児教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の
量の見込み並びに提供体制の確保の内容及びその実施時期

教育・保育 提供区域		27年度					28年度					29年度					30年度					31年度				
		1号	2号	3号		1号	2号	3号		1号	2号	3号		1号	2号	3号		1号	2号	3号		1号	2号	3号		
				0歳	1,2歳			0歳	1,2歳			0歳	1,2歳			0歳	1,2歳			0歳	1,2歳			0歳	1,2歳	0歳
洛西	量の見込み	831	618	99	347	741	643	120	356	673	669	140	366	659	669	140	366	666	669	140	366	666	669	140	366	
	特定教育・保育施設	0	593	96	324	0	598	109	327	0	603	124	328	0	603	124	328	0	603	124	328	0	603	124	328	
	特定地域型保育事業	0	0	3	23	0	0	11	29	0	0	16	38	0	0	16	38	0	0	16	38	0	0	16	38	
	幼稚園預かり保育	0	25	0	0	0	45	0	0	0	66	0	0	0	66	0	0	0	66	0	0	0	66	0	0	
	方策	831	0	0	0	741	0	0	0	0	673	0	0	0	659	0	0	0	666	0	0	0	666	0	0	
伏見 1	量の見込み	345	500	66	262	329	508	86	272	302	516	106	281	259	516	106	281	256	516	106	281	256	516	106	281	
	特定教育・保育施設	260	491	64	247	248	492	76	251	228	493	91	251	195	493	91	251	193	493	91	251	193	493	91	251	
	特定地域型保育事業	0	0	2	15	0	0	10	21	0	0	15	30	0	0	15	30	0	0	15	30	0	0	15	30	
	幼稚園預かり保育	0	9	0	0	0	16	0	0	0	23	0	0	0	23	0	0	0	23	0	0	0	23	0	0	
	方策	85	0	0	0	81	0	0	0	0	74	0	0	0	64	0	0	0	63	0	0	0	63	0	0	
伏見 2	量の見込み	604	495	80	281	537	520	97	290	509	546	116	298	503	546	116	298	513	546	116	298	513	546	116	298	
	特定教育・保育施設	76	482	76	252	67	495	86	255	64	510	101	255	63	510	101	255	64	510	101	255	64	510	101	255	
	特定地域型保育事業	0	0	0	4	29	0	11	35	0	0	15	43	0	0	15	43	0	0	15	43	0	0	15	43	
	幼稚園預かり保育	0	13	0	0	0	25	0	0	0	36	0	0	0	36	0	0	0	36	0	0	0	36	0	0	
	方策	528	0	0	0	470	0	0	0	0	445	0	0	0	440	0	0	0	449	0	0	0	449	0	0	
伏見 3	量の見込み	448	442	59	234	400	442	59	234	369	442	60	234	348	442	60	234	338	442	60	234	338	442	60	234	
	特定教育・保育施設	0	442	59	227	0	442	59	226	0	442	60	226	0	442	60	226	0	442	60	226	0	442	60	226	
	特定地域型保育事業	0	0	0	7	0	0	0	8	0	0	0	8	0	0	0	8	0	0	0	8	0	0	0	8	
	幼稚園預かり保育	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	方策	448	0	0	0	400	0	0	0	0	369	0	0	0	348	0	0	0	338	0	0	0	338	0	0	
伏見 4	量の見込み	318	882	121	523	341	882	142	532	300	882	163	541	293	882	163	541	254	882	163	541	254	882	163	541	
	(他市町村の子ども)	0	8	2	5	0	8	2	5	0	8	2	5	0	8	2	5	0	8	2	5	0	8	2	5	
	特定教育・保育施設	0	882	116	486	0	882	129	489	0	882	145	489	0	882	145	489	0	882	145	489	0	882	145	489	
	(他市町村の子ども)	0	8	2	5	0	8	2	5	0	8	2	5	0	8	2	5	0	8	2	5	0	8	2	5	
	特定地域型保育事業	0	0	0	5	37	0	0	13	43	0	0	18	52	0	0	18	52	0	0	18	52	0	0	18	52
深草	幼稚園預かり保育	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	方策	318	0	0	0	341	0	0	0	300	0	0	0	293	0	0	0	254	0	0	0	254	0	0	0	
	量の見込み	350	549	83	312	351	563	95	318	348	577	108	323	350	577	108	323	337	577	108	323	337	577	108	323	
	特定教育・保育施設	45	540	76	273	45	547	83	275	45	554	93	275	45	554	93	275	43	554	93	275	43	554	93	275	
	特定地域型保育事業	0	0	7	39	0	0	12	43	0	0	15	48	0	0	15	48	0	0	15	48	0	0	15	48	
醍醐	幼稚園預かり保育	0	9	0	0	0	16	0	0	0	23	0	0	0	23	0	0	0	23	0	0	0	23	0	0	
	方策	305	0	0	0	306	0	0	0	303	0	0	0	305	0	0	0	294	0	0	0	294	0	0	0	
	量の見込み	273	1169	135	484	243	1169	141	488	230	1169	148	491	193	1169	148	491	188	1169	148	491	188	1169	148	491	
	特定教育・保育施設	0	1,169	134	479	0	1,169	138	481	0	1,169	143	481	0	1,169	143	481	0	1,169	143	481	0	1,169	143	481	
	特定地域型保育事業	0	0	1	5	0	0	3	7	0	0	5	10	0	0	5	10	0	0	5	10	0	0	5	10	
合計	幼稚園預かり保育	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	方策	273	0	0	0	243	0	0	0	230	0	0	0	193	0	0	0	188	0	0	0	188	0	0	0	
	量の見込み	14,892	18,226	2,947	10,618	13,782	18,927	3,457	10,853	12,810	19,629	3,966	11,086	12,579	19,629	3,966	11,086	12,630	19,629	3,966	11,086	12,630	19,629	3,966	11,086	
	(他市町村の子ども)	0	8	2	5	0	8	2	5	0	8	2	5	0	8	2	5	0	8	2	5	0	8	2	5	
	特定教育・保育施設	1,103	17,804	2,831	9,864	1,021	18,154	3,142	9,947	966	18,505	3,534	9,946	930	18,505	3,534	9,946	935	18,505	3,534	9,946	935	18,505	3,534	9,946	
合計	特定教育・保育施設	0	8	2	5	0	8	2	5	0	8	2	5	0	8	2	5	0	8	2	5	0	8	2	5	
	(他市町村の子ども)	0	0	0	1	5	0	3	7	0	0	5	10	0	0	5	10	0	0	5	10	0	0	5	10	
	特定地域型保育事業	0	0	116	754	0	0	315	906	0	0	432	1,140	0	0	432	1,140	0	0	432	1,140	0	0	432	1,140	
	幼稚園預かり保育	0	422	0	0	0	773	0	0	0	1,124	0	0	0	1,124	0	0	0	1,124	0	0	0	1,124	0	0	
	方策	13,789	0	0	0	12,761	0	0	0	11,844	0	0	0	11,649	0	0	0	11,695	0	0	0	11,695	0	0	0	

(単位：人)

(3) 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み並びに提供体制の確保の内容及び
 その実施時期

ア 利用者支援事業	
	(京都市事業名) 区役所・支所福祉部（福祉事務所）における相談・支援
事業の 趣旨・目的	子ども及びその保護者等や妊娠している方が教育・保育施設や地域の 子育て支援事業等を円滑に利用できるよう、身近な実施場所で情報収集 と提供を行い、必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との 連絡調整等を実施するなどのことにより、支援を行う。
教育・保育 提供区域	第二次区域

(7) 京都市全域における量の見込み及び提供体制の確保の内容

	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
量の見込み (箇所)	14	14	14	14	14
確保方策 (箇所)	14	14	14	14	14

(4) 検討の視点

- 区役所・支所福祉部（福祉事務所）において、これまでから、市民からの保育所
入所、子育て支援施策等に関する相談に対応し、必要な支援を実施していることか
ら、量の見込みを区役所・支所数としています。
- 子ども・子育て支援新制度では、市町村事業として、保育を希望する保護者の相
談に応じて、児童の年齢や保護者の就労時間、預け先のニーズ等に合わせて、保育
園（所）のほか、認定こども園や幼稚園（預かり保育を含む。）、地域型保育事業（小
規模保育事業、家庭的保育事業、事業所内保育事業、居宅訪問型保育事業）、一時預
かり事業等といった多様な施設・事業の中から適切なものを選択し円滑に利用でき
るよう、必要な情報提供を行い、支援を行うこととされています。

(7) 対応方針

- 区役所・支所福祉部（福祉事務所）に保育園（所）の入所相談に来られた保護者
に対して、ケースワーカーが児童の年齢や保護者の就労時間等に応じて、保育園（所）
のほか、認定こども園や幼稚園（預かり保育を含む。）、地域型保育事業（小規模保
育事業、家庭的保育事業、事業所内保育事業、居宅訪問型保育事業）、一時預かり事
業等といった多様な施設・事業の中からニーズに合うものを選択し円滑に利用でき
るよう、必要な情報提供を行い、支援を行います。
- 区役所・支所福祉部（福祉事務所）での相談対応に活用できるよう、幼稚園（施
設型給付を受けない幼稚園を含む。）や保育園（所）、認定こども園、小規模保育事
業等の情報をまとめたリーフレットを作成します。
- ケースワーカー等に対して、子ども・子育て支援新制度や利用者支援に関する研
修を実施します。

イ 時間外保育事業	
	(京都市事業名) 延長保育事業
事業の 趣旨・目的	保護者の就労時間の長時間化や周辺部の住宅開発等による通勤距離の 広がり等に伴う保育時間帯の拡大のニーズに対応するため、11時間(保 育所の開所時間)を超えて保育を実施する。
教育・保育 提供区域	第三次区域

(7) 量の見込み及び提供体制の確保の内容

① 京都市全域

	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
量の見込み (人日)	627,152	682,069	736,372	791,066	849,608
確保方策 (人日)	627,152	682,069	736,372	791,066	849,608

② 教育・保育提供区域別

※ 次ページに記載

(イ) 検討の視点

○ これまでの利用状況について

多くの保育園(所)で時間外保育事業(延長保育事業)の取組が進んでおり
 (195箇所/260箇所 75.0%)、保育園(所)の所在する提供区域では、
 京北地域である右京区6区域を除き、すべて実施施設があります。

ただし、保育園(所)数に対する事業実施率は、提供区域ごとにばらつきがあり、
 それに伴い、小学校入学前児童数に対する利用率にもばらつきがみられます。

○ 子ども・子育て支援新制度における時間外保育事業について

従来の延長保育事業は、11時間を超える保育のみを指しましたが、子ども・子
 育て支援新制度においては、保育短時間(8時間)認定を受けた方が8時間を超え
 て保育の提供を受ける場合も、時間外保育事業として取り扱うこととなります。

(ロ) 対応方針

○ 提供体制の確保方策については、延長保育事業の利用率の伸びから見込んだ量
 の見込みに対応するよう、事業実施施設の割合が低い提供区域や、待機児童・未入所
 児童数が多い提供区域を中心に実施施設数を順次増やすとともに、事業実施施設
 1箇所当たりの受入児童数を増やしていきます。

第9章 京都市子ども・子育て支援事業計画に記載する幼児教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の
量の見込み並びに提供体制の確保の内容及びその実施時期

※ 教育・保育提供区域別

第三次教育・ 保育提供区域		27年度		28年度		29年度		30年度		31年度	
		0～2歳児	3～5歳児	0～2歳児	3～5歳児	0～2歳児	3～5歳児	0～2歳児	3～5歳児	0～2歳児	3～5歳児
北1	量の見込み	7,156	9,614	8,393	11,102	9,405	12,266	10,685	13,935	11,849	15,453
	確保方策	7,156	9,614	8,393	11,102	9,405	12,266	10,685	13,935	11,849	15,453
北2	量の見込み	8,184	10,995	8,644	11,435	9,167	11,956	9,637	12,568	10,279	13,406
	確保方策	8,184	10,995	8,644	11,435	9,167	11,956	9,637	12,568	10,279	13,406
上京1	量の見込み	9,021	12,121	9,729	12,870	10,492	13,684	10,991	14,334	11,375	14,834
	確保方策	9,021	12,121	9,729	12,870	10,492	13,684	10,991	14,334	11,375	14,834
上京2	量の見込み	12,768	17,154	13,315	17,614	14,061	18,337	14,517	18,932	15,464	20,167
	確保方策	12,768	17,154	13,315	17,614	14,061	18,337	14,517	18,932	15,464	20,167
左京1	量の見込み	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	確保方策	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
左京2	量の見込み	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	確保方策	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
左京3	量の見込み	5,745	7,719	6,855	9,068	8,049	10,497	9,159	11,945	10,232	13,344
	確保方策	5,745	7,719	6,855	9,068	8,049	10,497	9,159	11,945	10,232	13,344
左京4	量の見込み	10,253	13,775	11,445	15,140	12,639	16,483	13,765	17,951	14,994	19,555
	確保方策	10,253	13,775	11,445	15,140	12,639	16,483	13,765	17,951	14,994	19,555
左京5	量の見込み	14,132	18,987	15,119	20,001	15,843	20,661	16,908	22,051	17,767	23,170
	確保方策	14,132	18,987	15,119	20,001	15,843	20,661	16,908	22,051	17,767	23,170
中京1	量の見込み	4,213	5,660	5,687	7,524	7,176	9,359	8,585	11,196	10,040	13,094
	確保方策	4,213	5,660	5,687	7,524	7,176	9,359	8,585	11,196	10,040	13,094
中京2	量の見込み	16,079	21,603	17,314	22,905	18,323	23,896	19,372	25,264	20,682	26,972
	確保方策	16,079	21,603	17,314	22,905	18,323	23,896	19,372	25,264	20,682	26,972
東山	量の見込み	7,821	10,509	8,622	11,406	9,251	12,064	9,873	12,875	10,446	13,624
	確保方策	7,821	10,509	8,622	11,406	9,251	12,064	9,873	12,875	10,446	13,624
山科1	量の見込み	8,061	10,831	8,536	11,293	8,958	11,683	9,146	11,928	9,567	12,476
	確保方策	8,061	10,831	8,536	11,293	8,958	11,683	9,146	11,928	9,567	12,476
山科2	量の見込み	7,133	9,583	7,692	10,175	8,201	10,695	8,590	11,202	8,971	11,700
	確保方策	7,133	9,583	7,692	10,175	8,201	10,695	8,590	11,202	8,971	11,700
山科3	量の見込み	8,050	10,816	8,316	11,001	8,579	11,188	8,719	11,371	8,981	11,712
	確保方策	8,050	10,816	8,316	11,001	8,579	11,188	8,719	11,371	8,981	11,712
下京1	量の見込み	6,382	8,575	7,382	9,765	8,490	11,072	9,404	12,264	10,410	13,577
	確保方策	6,382	8,575	7,382	9,765	8,490	11,072	9,404	12,264	10,410	13,577
下京2	量の見込み	2,883	3,874	3,580	4,736	4,295	5,602	4,883	6,368	5,517	7,195
	確保方策	2,883	3,874	3,580	4,736	4,295	5,602	4,883	6,368	5,517	7,195
南1	量の見込み	29,458	39,579	31,119	41,167	33,260	43,376	35,156	45,848	36,901	48,124
	確保方策	29,458	39,579	31,119	41,167	33,260	43,376	35,156	45,848	36,901	48,124
南2	量の見込み	3,091	4,153	3,798	5,024	4,472	5,832	5,142	6,706	5,789	7,549
	確保方策	3,091	4,153	3,798	5,024	4,472	5,832	5,142	6,706	5,789	7,549
右京1	量の見込み	3,491	4,690	3,830	5,067	4,122	5,376	4,383	5,717	4,758	6,204
	確保方策	3,491	4,690	3,830	5,067	4,122	5,376	4,383	5,717	4,758	6,204
右京2	量の見込み	4,347	5,841	4,620	6,112	4,792	6,250	4,962	6,471	5,268	6,871
	確保方策	4,347	5,841	4,620	6,112	4,792	6,250	4,962	6,471	5,268	6,871
右京3	量の見込み	12,264	16,477	14,316	18,938	16,413	21,405	18,229	23,774	20,385	26,585
	確保方策	12,264	16,477	14,316	18,938	16,413	21,405	18,229	23,774	20,385	26,585
右京4	量の見込み	7,025	9,438	8,384	11,091	9,751	12,716	11,072	14,440	12,220	15,936
	確保方策	7,025	9,438	8,384	11,091	9,751	12,716	11,072	14,440	12,220	15,936
右京5	量の見込み	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	確保方策	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
右京6	量の見込み	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	確保方策	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
西京1	量の見込み	6,461	8,681	7,400	9,789	8,225	10,727	9,068	11,826	9,923	12,941
	確保方策	6,461	8,681	7,400	9,789	8,225	10,727	9,068	11,826	9,923	12,941
西京2	量の見込み	15,616	20,981	16,720	22,118	18,116	23,626	19,153	24,979	20,243	26,401
	確保方策	15,616	20,981	16,720	22,118	18,116	23,626	19,153	24,979	20,243	26,401
洛西	量の見込み	8,007	10,758	8,513	11,262	8,933	11,650	9,411	12,274	9,970	13,002
	確保方策	8,007	10,758	8,513	11,262	8,933	11,650	9,411	12,274	9,970	13,002
伏見1	量の見込み	6,344	8,524	7,124	9,424	7,752	10,110	8,253	10,763	8,924	11,639
	確保方策	6,344	8,524	7,124	9,424	7,752	10,110	8,253	10,763	8,924	11,639
伏見2	量の見込み	7,860	10,560	8,269	10,939	8,783	11,454	9,222	12,027	9,767	12,738
	確保方策	7,860	10,560	8,269	10,939	8,783	11,454	9,222	12,027	9,767	12,738
伏見3	量の見込み	3,326	4,468	3,659	4,840	4,056	5,290	4,416	5,759	4,809	6,272
	確保方策	3,326	4,468	3,659	4,840	4,056	5,290	4,416	5,759	4,809	6,272
伏見4	量の見込み	8,831	11,866	10,304	13,631	11,609	15,140	12,963	16,906	13,968	18,216
	確保方策	8,831	11,866	10,304	13,631	11,609	15,140	12,963	16,906	13,968	18,216
深草	量の見込み	8,399	11,284	9,410	12,449	10,488	13,679	11,389	14,853	12,149	15,844
	確保方策	8,399	11,284	9,410	12,449	10,488	13,679	11,389	14,853	12,149	15,844
醍醐	量の見込み	15,205	20,430	15,536	20,552	15,883	20,714	16,269	21,217	17,082	22,277
	確保方策	15,205	20,430	15,536	20,552	15,883	20,714	16,269	21,217	17,082	22,277
全市	量の見込み	267,606	359,546	293,631	388,438	319,584	416,788	343,322	447,744	368,730	480,878
	確保方策	267,606	359,546	293,631	388,438	319,584	416,788	343,322	447,744	368,730	480,878

ウ 一時預かり事業（一般型）	
	（京都市事業名）一時預かり事業（保育所型）
事業の 趣旨・目的	保護者の就労形態の多様化に伴う一時的な保育，保護者の傷病などによる緊急時の保育など，様々な保育ニーズに対応する。
教育・保育 提供区域	第三次区域

(7) 量の見込み及び提供体制の確保の内容

① 京都市全域

	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度
量の見込み (人日)	41,005	42,814	43,620	46,653	49,736
確保方策 (人日)	41,005	42,814	43,620	46,653	49,736

② 教育・保育提供区域別

※ 次ページに記載

(イ) 検討の視点

○ これまでの利用状況について

約2割の保育園（所）で実施している（50箇所／260箇所 19.2%）。ほとんどの提供区域で一時預かり実施施設がありますが，山間部以外の中心部においても，一部，実施施設がない区域があります。

ただし，保育園（所）数に対する事業実施率は，提供区域ごとにばらつきがあり，それに伴い，小学校入学前児童数に対する利用率にもばらつきがみられます。

○ 実施主体について

これまで，入所（園）児以外の児童を受け入れる保育所型（子ども・子育て支援新制度においては「一般型」）は，保育園（所）においてのみ実施していましたが，今後，幼稚園での実施についても検討します。

(ウ) 対応方針

○ 提供体制の確保方策については，一時預かり事業の利用率の伸びから見込んだ量の見込みに対応するよう，事業実施施設がない，或いは実施施設の割合が低い提供区域や，待機児童・未入所児童数が多い提供区域を中心に，実施施設数を順次増やすとともに，実施施設1箇所当たりの受入児童数を増やしていきます。

第9章 京都市子ども・子育て支援事業計画に記載する幼児教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の
量の見込み並びに提供体制の確保の内容及びその実施時期

※ 教育・保育提供区域別

第三次教育・ 保育提供区域		27年度		28年度		29年度		30年度		31年度	
		0～2歳児	3～5歳時	0～2歳児	3～5歳時	0～2歳児	3～5歳時	0～2歳児	3～5歳時	0～2歳児	3～5歳時
北1	量の見込み	1,880	146	1,911	148	1,825	142	1,977	153	2,093	162
	確保方策	1,880	146	1,911	148	1,825	142	1,977	153	2,093	162
北2	量の見込み	1,319	102	1,358	106	1,404	109	1,480	115	1,610	125
	確保方策	1,319	102	1,358	106	1,404	109	1,480	115	1,610	125
上京1	量の見込み	1,160	90	1,191	92	1,220	95	1,296	100	1,333	103
	確保方策	1,160	90	1,191	92	1,220	95	1,296	100	1,333	103
上京2	量の見込み	961	75	929	72	915	71	935	73	1,024	80
	確保方策	961	75	929	72	915	71	935	73	1,024	80
左京1	量の見込み	6	0	10	1	13	1	18	1	18	1
	確保方策	6	0	10	1	13	1	18	1	18	1
左京2	量の見込み	37	3	38	3	35	3	37	3	45	3
	確保方策	37	3	38	3	35	3	37	3	45	3
左京3	量の見込み	1,198	93	1,237	96	1,284	100	1,437	111	1,537	119
	確保方策	1,198	93	1,237	96	1,284	100	1,437	111	1,537	119
左京4	量の見込み	1,815	141	1,819	141	1,810	140	1,943	151	2,076	162
	確保方策	1,815	141	1,819	141	1,810	140	1,943	151	2,076	162
左京5	量の見込み	864	67	895	69	879	68	987	77	1,040	81
	確保方策	864	67	895	69	879	68	987	77	1,040	81
中京1	量の見込み	1,316	102	1,360	106	1,393	108	1,486	115	1,602	124
	確保方策	1,316	102	1,360	106	1,393	108	1,486	115	1,602	124
中京2	量の見込み	1,412	110	1,470	114	1,467	114	1,572	122	1,711	133
	確保方策	1,412	110	1,470	114	1,467	114	1,572	122	1,711	133
東山	量の見込み	2,261	175	2,486	193	2,562	199	2,810	218	3,020	234
	確保方策	2,261	175	2,486	193	2,562	199	2,810	218	3,020	234
山科1	量の見込み	1,067	83	1,139	89	1,164	90	1,164	90	1,222	95
	確保方策	1,067	83	1,139	89	1,164	90	1,164	90	1,222	95
山科2	量の見込み	998	78	1,062	83	1,075	83	1,139	88	1,192	92
	確保方策	998	78	1,062	83	1,075	83	1,139	88	1,192	92
山科3	量の見込み	1,048	81	1,106	86	1,125	87	1,109	86	1,119	87
	確保方策	1,048	81	1,106	86	1,125	87	1,109	86	1,119	87
下京1	量の見込み	1,734	135	1,782	138	1,855	144	1,978	154	2,140	166
	確保方策	1,734	135	1,782	138	1,855	144	1,978	154	2,140	166
下京2	量の見込み	1,008	78	1,032	80	1,051	81	1,086	84	1,143	89
	確保方策	1,008	78	1,032	80	1,051	81	1,086	84	1,143	89
南1	量の見込み	1,686	130	1,785	138	1,878	146	2,012	156	2,113	164
	確保方策	1,686	130	1,785	138	1,878	146	2,012	156	2,113	164
南2	量の見込み	653	51	681	53	678	52	716	56	753	58
	確保方策	653	51	681	53	678	52	716	56	753	58
右京1	量の見込み	558	43	575	45	561	44	589	46	637	49
	確保方策	558	43	575	45	561	44	589	46	637	49
右京2	量の見込み	639	50	670	52	653	51	692	54	754	58
	確保方策	639	50	670	52	653	51	692	54	754	58
右京3	量の見込み	2,199	169	2,303	179	2,337	181	2,527	196	2,748	214
	確保方策	2,199	169	2,303	179	2,337	181	2,527	196	2,748	214
右京4	量の見込み	1,421	110	1,483	115	1,501	116	1,650	128	1,711	133
	確保方策	1,421	110	1,483	115	1,501	116	1,650	128	1,711	133
右京5	量の見込み	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	確保方策	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
右京6	量の見込み	57	4	56	4	56	4	56	4	70	5
	確保方策	57	4	56	4	56	4	56	4	70	5
西京1	量の見込み	1,202	93	1,271	99	1,297	101	1,411	109	1,536	119
	確保方策	1,202	93	1,271	99	1,297	101	1,411	109	1,536	119
西京2	量の見込み	1,691	131	1,799	139	1,937	150	2,132	166	2,330	181
	確保方策	1,691	131	1,799	139	1,937	150	2,132	166	2,330	181
洛西	量の見込み	1,950	151	1,916	149	1,870	145	1,963	152	2,095	163
	確保方策	1,950	151	1,916	149	1,870	145	1,963	152	2,095	163
伏見1	量の見込み	957	74	1,057	82	1,081	84	1,137	88	1,224	95
	確保方策	957	74	1,057	82	1,081	84	1,137	88	1,224	95
伏見2	量の見込み	906	70	970	75	1,010	78	1,121	87	1,228	95
	確保方策	906	70	970	75	1,010	78	1,121	87	1,228	95
伏見3	量の見込み	393	31	428	33	473	37	514	40	548	43
	確保方策	393	31	428	33	473	37	514	40	548	43
伏見4	量の見込み	1,361	106	1,515	118	1,563	121	1,729	134	1,755	136
	確保方策	1,361	106	1,515	118	1,563	121	1,729	134	1,755	136
深草	量の見込み	1,308	101	1,357	105	1,423	110	1,516	118	1,578	122
	確保方策	1,308	101	1,357	105	1,423	110	1,516	118	1,578	122
醍醐	量の見込み	987	77	1,040	81	1,085	84	1,075	83	1,151	89
	確保方策	987	77	1,040	81	1,085	84	1,075	83	1,151	89
全市	量の見込み	38,053	2,952	39,731	3,083	40,480	3,140	43,294	3,359	46,156	3,580
	確保方策	38,053	2,952	39,731	3,083	40,480	3,140	43,294	3,359	46,156	3,580

エ 一時預かり事業（幼稚園型）	
	（京都市事業名）幼稚園における預かり保育（市立・私立幼稚園）
事業の趣旨・目的	保護者の子育てを支援するため、通常教育時間の前後や長期休業期間中などに、預かり保育を実施する。
教育・保育提供区域	第三次区域

(7) 量の見込み及び提供体制の確保の内容

① 京都市全域

	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
量の見込み (人日)	437,916	478,707	522,804	517,268	518,490
確保方策 (人日)	437,916	478,707	522,804	517,268	518,490

② 教育・保育提供区域別

※ 下表のとおり

(イ) 検討の視点

通常保育日及び長期休業期間中の「実施時間」や「実施日数」は、各園により異なりますが、市内私立幼稚園の9割近くの幼稚園、及び全市立幼稚園（16園）で、預かり保育が実施されています。

(ウ) 対応方針

- 保護者の就労形態も踏まえながら、2号認定の量の見込みに対応するよう提供体制を確保します。
- 既に市内私立幼稚園の9割近く、また市立幼稚園の全16園で預かり保育が実施されています。
- こうした実態を踏まえ、今後、私立幼稚園の協力も得て、一時預かり事業（幼稚園型）も含む「預かり保育」の実施箇所の拡大や預かり時間の延長・実施日数の拡大等を推進することで対応します。

※ 教育・保育提供区域別

第三次教育・保育提供区域		27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
北1	量の見込み	8,103	9,112	9,401	9,785	9,809
	確保方策	8,103	9,112	9,401	9,785	9,809
北2	量の見込み	20,233	22,324	25,469	25,277	26,212
	確保方策	20,233	22,324	25,469	25,277	26,212
上京1	量の見込み	13,832	16,568	18,585	18,417	17,650
	確保方策	13,832	16,568	18,585	18,417	17,650
上京2	量の見込み	21,623	22,060	24,893	23,671	24,438
	確保方策	21,623	22,060	24,893	23,671	24,438
左京1	量の見込み	0	0	0	0	0
	確保方策	0	0	0	0	0
左京2	量の見込み	0	0	0	0	0
	確保方策	0	0	0	0	0

第9章 京都市子ども・子育て支援事業計画に記載する幼児教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の
量の見込み並びに提供体制の確保の内容及びその実施時期

第三次教育・ 保育提供区域		27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
左京 3	量の見込み	8,175	9,063	10,096	10,455	10,551
	確保方策	8,175	9,063	10,096	10,455	10,551
左京 4	量の見込み	26,945	28,964	30,649	30,169	30,481
	確保方策	26,945	28,964	30,649	30,169	30,481
左京 5	量の見込み	23,062	26,087	27,003	28,130	27,914
	確保方策	23,062	26,087	27,003	28,130	27,914
中京 1	量の見込み	11,075	12,180	13,933	14,004	14,292
	確保方策	11,075	12,180	13,933	14,004	14,292
中京 2	量の見込み	12,369	13,403	14,148	14,364	14,987
	確保方策	12,369	13,403	14,148	14,364	14,987
東山	量の見込み	14,745	19,208	21,897	22,736	23,023
	確保方策	14,745	19,208	21,897	22,736	23,023
山科 1	量の見込み	5,872	5,728	5,872	5,201	5,129
	確保方策	5,872	5,728	5,872	5,201	5,129
山科 2	量の見込み	16,277	18,677	20,526	20,502	20,167
	確保方策	16,277	18,677	20,526	20,502	20,167
山科 3	量の見込み	15,386	15,577	15,218	13,085	11,839
	確保方策	15,386	15,577	15,218	13,085	11,839
下京 1	量の見込み	15,990	17,360	21,079	21,270	21,917
	確保方策	15,990	17,360	21,079	21,270	21,917
下京 2	量の見込み	15,246	16,903	18,608	17,961	17,865
	確保方策	15,246	16,903	18,608	17,961	17,865
南 1	量の見込み	16,373	18,318	21,030	21,294	21,054
	確保方策	16,373	18,318	21,030	21,294	21,054
南 2	量の見込み	0	0	0	0	0
	確保方策	0	0	0	0	0
右京 1	量の見込み	5,634	6,163	6,523	6,260	6,428
	確保方策	5,634	6,163	6,523	6,260	6,428
右京 2	量の見込み	11,938	12,756	13,382	12,951	13,430
	確保方策	11,938	12,756	13,382	12,951	13,430
右京 3	量の見込み	27,521	29,613	34,293	33,982	35,084
	確保方策	27,521	29,613	34,293	33,982	35,084
右京 4	量の見込み	20,497	23,402	25,708	26,043	25,348
	確保方策	20,497	23,402	25,708	26,043	25,348
右京 5	量の見込み	0	0	0	0	0
	確保方策	0	0	0	0	0
右京 6	量の見込み	0	0	0	0	0
	確保方策	0	0	0	0	0
西京 1	量の見込み	21,720	24,290	26,668	26,620	26,788
	確保方策	21,720	24,290	26,668	26,620	26,788
西京 2	量の見込み	18,603	20,861	23,957	24,245	24,509
	確保方策	18,603	20,861	23,957	24,245	24,509
洛西	量の見込み	24,715	26,398	28,801	28,465	28,633
	確保方策	24,715	26,398	28,801	28,465	28,633
伏見 1	量の見込み	9,996	10,957	11,654	10,623	10,551
	確保方策	9,996	10,957	11,654	10,623	10,551
伏見 2	量の見込み	16,971	17,669	19,110	18,967	19,206
	確保方策	16,971	17,669	19,110	18,967	19,206
伏見 3	量の見込み	10,736	9,586	8,843	8,340	8,100
	確保方策	10,736	9,586	8,843	8,340	8,100
伏見 4	量の見込み	7,621	8,172	7,190	7,022	6,087
	確保方策	7,621	8,172	7,190	7,022	6,087
深草	量の見込み	10,116	11,484	12,756	12,804	12,492
	確保方策	10,116	11,484	12,756	12,804	12,492
醍醐	量の見込み	6,542	5,824	5,512	4,625	4,506
	確保方策	6,542	5,824	5,512	4,625	4,506
全市	量の見込み	437,916	478,707	522,804	517,268	518,490
	確保方策	437,916	478,707	522,804	517,268	518,490

オ 病児保育事業	
	(京都市事業名) 病児・病後児保育
事業の 趣旨・目的	病氣中(病児)・病氣回復期(病後児)にあり、集団保育が困難な児童を一時的に保育することにより、保護者の子育てと就労の両立を支援するとともに、児童の福祉の向上を図る。
教育・保育 提供区域	第一次区域

(7) 量の見込み及び提供体制の確保の内容

	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
量の見込み (人日)	3,952	4,521	5,078	5,818	6,847
確保方策 (人日)	3,952	4,521	5,078	5,818	6,847

(イ) 検討の視点

- これまでの利用状況について
地域バランスを考慮し、病児・病後児保育を市内6箇所で開催(病児対応型3箇所、病後児対応型3箇所)しており、病児保育の利用が特に多くなっています。
- 仕事と家庭の両立支援対策について
育児休業の取得促進、ワーク・ライフ・バランスへの配慮、休暇の取得促進など、仕事と家庭の両立支援対策等の視点が必要です。
- 実施主体
現在、医療機関において病児対応型・病後児対応型を実施していますが、保育園(所)における体調不良児対応型、訪問型の実施についても必要に応じて検討していきます。

(ウ) 対応方針

- 提供体制の確保方策については、京都市全体としての地域バランスや交通の利便性を考慮しながら、病児対応型について、新設や病後児対応型の施設からの転換により順次増やし、また必要に応じて既存施設の定員数の拡大を図るなどして、病児保育のニーズの増加に対応します。

力 放課後児童健全育成事業	
	(京都市事業名) 児童館・学童クラブ事業、放課後ほっと広場、地域学童クラブ事業補助
事業の 趣旨・目的	保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校就学児童に対し、授業の終了後に児童厚生施設等を利用して適切な遊び及び生活の場を提供し、児童の健全な育成を図る。
教育・保育 提供区域	第四次区域

(7) 量の見込み及び提供体制の確保の内容

① 京都市全域

(単位：人)

		26年度 (26年4月実績)	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
小学校 1～3年生	量の見込み	9,768	10,123	10,344	10,619	10,892	11,071
	確保方策	9,768	10,123	10,344	10,619	10,892	11,071
小学校 4～6年生	量の見込み		2,323	2,342	2,345	2,364	2,350
	確保方策		2,323	2,342	2,345	2,364	2,350
合計	量の見込み	9,768	12,446	12,686	12,964	13,256	13,421
	確保方策	9,768	12,446	12,686	12,964	13,256	13,421

② 教育・保育提供区域別

※ 2ページ後に記載

(4) 検討の視点

① 小学校1～3年生の利用者数について

小学校1～3年生の児童については、ニーズ調査結果や就労家庭の増加に伴う昼間留守家庭児童数の増加傾向を踏まえ、2015（平成27）年度以降も利用者は増加する見込みとなっています。

② 対象学年の拡大に伴う小学校4～6年生の児童の受入れについて

児童福祉法の改正により、放課後児童健全育成事業の対象年齢が小学校6年生までとなり、対象拡大により小学校4～6年生の児童が新たに増加する見込みとなっています。

③ 量の見込みに対する提供体制の確保の検討について

放課後児童健全育成事業に係る教育・保育提供区域については、中学校区単位としており、提供体制の確保の方策の検討に当たっては、中学校区単位で、これまでの学童クラブ小学校1～3年生の利用者数に加え対象拡大による小学校4～6年生の新たな利用者数の増加や施設の設置状況等を考慮する必要があります。

(5) 対応方針

- 児童1人につきおおむね1.65㎡以上の面積基準を満たしていない施設については、現在の施設外に、実施場所を確保し、事業を実施することで対応します。
なお、実施場所については、小学校の余裕教室、公共施設の空きスペースの活用

などにより確保していきます。

- 児童数おおむね40人の支援の単位ごとに、2人以上の職員（うち1人は放課後児童支援員）を配置する必要があるため、現在の職員に加えて、新たに多くの職員を確保する必要があります。このため、就職フェアの開催や市内各大学との連携などにより、職員の確保に努めるとともに、男女比にも考慮した職員配置に努めます。
- 面積基準、支援の単位ごとの児童数については、5年間の経過措置を設ける中で、できるだけ早急に実施場所の確保や職員の確保など必要な受入体制を整えます。
- 提供体制の確保に当たって、提供区域である中学校区単位で検討を進める必要があります。現在の登録児童数や今後のニーズの動向を見極めながら、必要に応じて、新たな学童クラブ事業の実施場所の確保や放課後ほっと広場、地域学童クラブの設置により提供体制を確保します。

※ 本項目の内容は、第5章の内容と合わせて「放課後子ども総合プラン」に位置付けるものです。

第9章 京都市子ども・子育て支援事業計画に記載する幼児教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の
量の見込み並びに提供体制の確保の内容及びその実施時期

※ 教育・保育提供区域別

第四次教育・ 保育提供区域		27年度			28年度			29年度			30年度			31年度		
		1～6年生	うち 1～3年	うち 4～6年	1～6年生	うち 1～3年	うち 4～6年	1～6年生	うち 1～3年	うち 4～6年	1～6年生	うち 1～3年	うち 4～6年	1～6年生	うち 1～3年	うち 4～6年
西賀茂	量の見込み	256	208	48	261	213	48	266	218	48	273	224	49	275	227	48
	確保方策	256	208	48	261	213	48	266	218	48	273	224	49	275	227	48
加茂川	量の見込み	181	147	34	184	150	34	188	154	34	192	158	34	195	161	34
	確保方策	181	147	34	184	150	34	188	154	34	192	158	34	195	161	34
旭丘	量の見込み	181	147	34	184	150	34	188	154	34	192	158	34	195	161	34
	確保方策	181	147	34	184	150	34	188	154	34	192	158	34	195	161	34
衣笠	量の見込み	224	182	42	228	186	42	233	191	42	239	196	43	241	199	42
	確保方策	224	182	42	228	186	42	233	191	42	239	196	43	241	199	42
上京	量の見込み	173	141	32	177	144	33	181	148	33	184	151	33	187	154	33
	確保方策	173	141	32	177	144	33	181	148	33	184	151	33	187	154	33
鳥丸	量の見込み	76	62	14	77	63	14	79	65	14	81	67	14	82	68	14
	確保方策	76	62	14	77	63	14	79	65	14	81	67	14	82	68	14
嘉楽	量の見込み	97	79	18	98	80	18	101	83	18	103	85	18	104	86	18
	確保方策	97	79	18	98	80	18	101	83	18	103	85	18	104	86	18
二条	量の見込み	96	78	18	97	79	18	99	81	18	102	84	18	103	85	18
	確保方策	96	78	18	97	79	18	99	81	18	102	84	18	103	85	18
花背	量の見込み	1	1	0	1	1	0	1	1	0	1	1	0	1	1	0
	確保方策	1	1	0	1	1	0	1	1	0	1	1	0	1	1	0
大原	量の見込み	11	9	2	12	10	2	12	10	2	12	10	2	12	10	2
	確保方策	11	9	2	12	10	2	12	10	2	12	10	2	12	10	2
洛北	量の見込み	355	289	66	362	295	67	370	303	67	378	311	67	383	316	67
	確保方策	355	289	66	362	295	67	370	303	67	378	311	67	383	316	67
修学院	量の見込み	304	247	57	310	253	57	316	259	57	324	266	58	327	270	57
	確保方策	304	247	57	310	253	57	316	259	57	324	266	58	327	270	57
下鴨	量の見込み	216	176	40	221	180	41	226	185	41	230	189	41	233	192	41
	確保方策	216	176	40	221	180	41	226	185	41	230	189	41	233	192	41
高野	量の見込み	177	144	33	180	147	33	184	151	33	189	155	34	190	157	33
	確保方策	177	144	33	180	147	33	184	151	33	189	155	34	190	157	33
近衛	量の見込み	214	174	40	218	178	40	222	182	40	228	187	41	230	190	40
	確保方策	214	174	40	218	178	40	222	182	40	228	187	41	230	190	40
岡崎	量の見込み	111	90	21	113	92	21	115	94	21	118	97	21	119	98	21
	確保方策	111	90	21	113	92	21	115	94	21	118	97	21	119	98	21
京都御池	量の見込み	294	239	55	299	244	55	306	251	55	313	257	56	317	261	56
	確保方策	294	239	55	299	244	55	306	251	55	313	257	56	317	261	56
中京	量の見込み	101	82	19	103	84	19	105	86	19	107	88	19	108	89	19
	確保方策	101	82	19	103	84	19	105	86	19	107	88	19	108	89	19
朱雀	量の見込み	146	119	27	150	122	28	153	125	28	156	128	28	158	130	28
	確保方策	146	119	27	150	122	28	153	125	28	156	128	28	158	130	28
北野	量の見込み	150	122	28	153	125	28	156	128	28	160	131	29	162	134	28
	確保方策	150	122	28	153	125	28	156	128	28	160	131	29	162	134	28
西ノ京	量の見込み	76	62	14	77	63	14	79	65	14	81	67	14	82	68	14
	確保方策	76	62	14	77	63	14	79	65	14	81	67	14	82	68	14
松原	量の見込み	123	100	23	126	103	23	128	105	23	131	108	23	133	110	23
	確保方策	123	100	23	126	103	23	128	105	23	131	108	23	133	110	23
開晴	量の見込み	150	122	28	153	125	28	156	128	28	160	131	29	162	134	28
	確保方策	150	122	28	153	125	28	156	128	28	160	131	29	162	134	28
月輪	量の見込み	116	94	22	118	96	22	121	99	22	123	101	22	125	103	22
	確保方策	116	94	22	118	96	22	121	99	22	123	101	22	125	103	22
音羽	量の見込み	312	254	58	319	260	59	326	267	59	333	274	59	337	278	59
	確保方策	312	254	58	319	260	59	326	267	59	333	274	59	337	278	59
大宅	量の見込み	127	103	24	130	106	24	133	109	24	135	111	24	137	113	24
	確保方策	127	103	24	130	106	24	133	109	24	135	111	24	137	113	24
安祥寺	量の見込み	155	126	29	158	129	29	161	132	29	165	136	29	167	138	29
	確保方策	155	126	29	158	129	29	161	132	29	165	136	29	167	138	29
花山	量の見込み	152	124	28	156	127	29	159	130	29	163	134	29	165	136	29
	確保方策	152	124	28	156	127	29	159	130	29	163	134	29	165	136	29
山科	量の見込み	182	148	34	185	151	34	189	155	34	194	159	35	196	162	34
	確保方策	182	148	34	185	151	34	189	155	34	194	159	35	196	162	34
勧修	量の見込み	179	146	33	183	149	34	187	153	34	191	157	34	194	160	34
	確保方策	179	146	33	183	149	34	187	153	34	191	157	34	194	160	34
下京	量の見込み	227	185	42	232	189	43	237	194	43	242	199	43	246	203	43
	確保方策	227	185	42	232	189	43	237	194	43	242	199	43	246	203	43
七条	量の見込み	261	212	49	266	217	49	272	223	49	278	228	50	281	232	49
	確保方策	261	212	49	266	217	49	272	223	49	278	228	50	281	232	49
八条	量の見込み	144	117	27	146	119	27	150	123	27	153	126	27	155	128	27
	確保方策	144	117	27	146	119	27	150	123	27	153	126	27	155	128	27
九条	量の見込み	98	80	18	99	81	18	103	84	19	105	86	19	106	87	19
	確保方策	98	80	18	99	81	18	103	84	19	105	86	19	106	87	19
洛南	量の見込み	470	382	88	478	390	88	489	401	88	500	411	89	507	418	89
	確保方策	470	382	88	478	390	88	489	401	88	500	411	89	507	418	89
凌風	量の見込み	140	114	26	142	116	26	145	119	26	149	122	27	151	124	27
	確保方策	140	114	26	142	116	26	145	119	26	149	122	27	151	124	27

第9章 京都市子ども・子育て支援事業計画に記載する幼児教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の
量の見込み並びに提供体制の確保の内容及びその実施時期

第四次教育・ 保育提供区域		27年度			28年度			29年度			30年度			31年度		
		1～6年生	うち 1～3年	うち 4～6年	1～6年生	うち 1～3年	うち 4～6年	1～6年生	うち 1～3年	うち 4～6年	1～6年生	うち 1～3年	うち 4～6年	1～6年生	うち 1～3年	うち 4～6年
久世	量の見込み	178	145	33	182	148	34	186	152	34	190	156	34	192	158	34
	確保方策	178	145	33	182	148	34	186	152	34	190	156	34	192	158	34
高雄	量の見込み	20	16	4	21	17	4	21	17	4	22	18	4	22	18	4
	確保方策	20	16	4	21	17	4	21	17	4	22	18	4	22	18	4
双ヶ丘	量の見込み	175	142	33	178	145	33	182	149	33	186	153	33	188	155	33
	確保方策	175	142	33	178	145	33	182	149	33	186	153	33	188	155	33
嵯峨	量の見込み	204	166	38	207	169	38	212	174	38	217	178	39	220	181	39
	確保方策	204	166	38	207	169	38	212	174	38	217	178	39	220	181	39
四条	量の見込み	134	109	25	136	111	25	139	114	25	142	117	25	144	119	25
	確保方策	134	109	25	136	111	25	139	114	25	142	117	25	144	119	25
太秦	量の見込み	148	120	28	151	123	28	154	126	28	157	129	28	159	131	28
	確保方策	148	120	28	151	123	28	154	126	28	157	129	28	159	131	28
蜂ヶ岡	量の見込み	224	182	42	228	186	42	233	191	42	239	196	43	241	199	42
	確保方策	224	182	42	228	186	42	233	191	42	239	196	43	241	199	42
梅津	量の見込み	151	123	28	154	126	28	158	129	29	161	132	29	164	135	29
	確保方策	151	123	28	154	126	28	158	129	29	161	132	29	164	135	29
西院	量の見込み	112	91	21	114	93	21	117	96	21	119	98	21	121	100	21
	確保方策	112	91	21	114	93	21	117	96	21	119	98	21	121	100	21
西京極	量の見込み	226	184	42	231	188	43	236	193	43	241	198	43	244	201	43
	確保方策	226	184	42	231	188	43	236	193	43	241	198	43	244	201	43
宕陰	量の見込み	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	確保方策	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
周山	量の見込み	19	15	4	20	16	4	20	16	4	21	17	4	21	17	4
	確保方策	19	15	4	20	16	4	20	16	4	21	17	4	21	17	4
松尾	量の見込み	160	130	30	163	133	30	167	137	30	170	140	30	173	143	30
	確保方策	160	130	30	163	133	30	167	137	30	170	140	30	173	143	30
檉原	量の見込み	250	203	47	254	207	47	260	213	47	265	218	47	269	222	47
	確保方策	250	203	47	254	207	47	260	213	47	265	218	47	269	222	47
桂	量の見込み	245	199	46	249	203	46	254	208	46	260	214	46	263	217	46
	確保方策	245	199	46	249	203	46	254	208	46	260	214	46	263	217	46
桂川	量の見込み	320	260	60	325	265	60	332	272	60	340	279	61	344	284	60
	確保方策	320	260	60	325	265	60	332	272	60	340	279	61	344	284	60
大枝	量の見込み	215	175	40	220	179	41	224	183	41	229	188	41	232	191	41
	確保方策	215	175	40	220	179	41	224	183	41	229	188	41	232	191	41
洛西	量の見込み	123	100	23	126	103	23	128	105	23	131	108	23	133	110	23
	確保方策	123	100	23	126	103	23	128	105	23	131	108	23	133	110	23
西陵	量の見込み	107	87	20	109	89	20	111	91	20	114	94	20	115	95	20
	確保方策	107	87	20	109	89	20	111	91	20	114	94	20	115	95	20
大原野	量の見込み	104	85	19	107	87	20	109	89	20	111	91	20	113	93	20
	確保方策	104	85	19	107	87	20	109	89	20	111	91	20	113	93	20
藤森	量の見込み	409	333	76	417	340	77	427	350	77	436	358	78	441	364	77
	確保方策	409	333	76	417	340	77	427	350	77	436	358	78	441	364	77
伏見	量の見込み	342	278	64	348	284	64	357	292	65	364	299	65	369	304	65
	確保方策	342	278	64	348	284	64	357	292	65	364	299	65	369	304	65
桃陵	量の見込み	75	61	14	76	62	14	78	64	14	80	66	14	81	67	14
	確保方策	75	61	14	76	62	14	78	64	14	80	66	14	81	67	14
桃山	量の見込み	315	256	59	320	261	59	327	268	59	335	275	60	339	280	59
	確保方策	315	256	59	320	261	59	327	268	59	335	275	60	339	280	59
向島	量の見込み	166	135	31	169	138	31	173	142	31	178	146	32	180	148	32
	確保方策	166	135	31	169	138	31	173	142	31	178	146	32	180	148	32
向島東	量の見込み	102	83	19	104	85	19	106	87	19	108	89	19	110	91	19
	確保方策	102	83	19	104	85	19	106	87	19	108	89	19	110	91	19
洛水	量の見込み	136	111	25	139	113	26	142	116	26	145	119	26	147	121	26
	確保方策	136	111	25	139	113	26	142	116	26	145	119	26	147	121	26
神川	量の見込み	460	374	86	470	383	87	480	393	87	490	403	87	497	410	87
	確保方策	460	374	86	470	383	87	480	393	87	490	403	87	497	410	87
大淀	量の見込み	184	150	34	188	153	35	192	157	35	196	161	35	199	164	35
	確保方策	184	150	34	188	153	35	192	157	35	196	161	35	199	164	35
深草	量の見込み	168	137	31	172	140	32	175	143	32	179	147	32	181	149	32
	確保方策	168	137	31	172	140	32	175	143	32	179	147	32	181	149	32
醍醐	量の見込み	141	115	26	144	117	27	148	121	27	151	124	27	153	126	27
	確保方策	141	115	26	144	117	27	148	121	27	151	124	27	153	126	27
栗陵	量の見込み	224	182	42	228	186	42	233	191	42	239	196	43	241	199	42
	確保方策	224	182	42	228	186	42	233	191	42	239	196	43	241	199	42
春日丘	量の見込み	215	175	40	220	179	41	224	183	41	229	188	41	232	191	41
	確保方策	215	175	40	220	179	41	224	183	41	229	188	41	232	191	41
小栗栖	量の見込み	118	96	22	120	98	22	123	101	22	126	104	22	127	105	22
	確保方策	118	96	22	120	98	22	123	101	22	126	104	22	127	105	22
全市計	量の見込み	12,446	10,123	2,323	12,686	10,344	2,342	12,964	10,619	2,345	13,256	10,892	2,364	13,421	11,071	2,350
	確保方策	12,446	10,123	2,323	12,686	10,344	2,342	12,964	10,619	2,345	13,256	10,892	2,364	13,421	11,071	2,350

キ 養育支援訪問事業	
	(京都市事業名) 育児支援家庭訪問事業(福祉事務所(子ども支援センター)実施分, 保健センター実施分, 育児支援ヘルパー派遣事業)
事業の 趣旨・目的	児童の養育について支援が必要でありながら, 積極的に自ら支援を求めるとが困難な状況にある家庭に対し, 加重的負担がかかる前の段階において, 訪問等による支援を行うことにより, 当該家庭の養育機能を回復させ, 安定した児童の養育を可能にする。
教育・保育 提供区域	第二次区域

京都市では, 本事業を3つの類型(福祉事務所(子ども支援センター)実施分, 保健センター実施分, 育児支援ヘルパー派遣事業)により実施しているため, それぞれについて量の見込み及び提供体制確保の方策を設定します。

(福祉事務所(子ども支援センター)実施分)

(7) 量の見込み及び提供体制の確保の内容

		27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
北	量の見込み(単位:回)	151	162	173	185	197
	量の見込み(単位:人)	15	16	17	18	19
	確保方策(単位:人)	15	16	17	18	19
上京	量の見込み(単位:回)	138	148	158	169	181
	量の見込み(単位:人)	13	14	15	16	18
	確保方策(単位:人)	13	14	15	16	18
左京	量の見込み(単位:回)	212	227	243	260	278
	量の見込み(単位:人)	21	23	24	26	27
	確保方策(単位:人)	21	23	24	26	27
中京	量の見込み(単位:回)	134	143	153	164	175
	量の見込み(単位:人)	13	14	15	16	17
	確保方策(単位:人)	13	14	15	16	17
東山	量の見込み(単位:回)	56	59	63	68	72
	量の見込み(単位:人)	5	6	6	7	7
	確保方策(単位:人)	5	6	6	7	7
山科	量の見込み(単位:回)	263	282	301	322	344
	量の見込み(単位:人)	26	27	29	31	33
	確保方策(単位:人)	26	27	29	31	33
下京	量の見込み(単位:回)	91	96	103	110	117
	量の見込み(単位:人)	9	9	10	11	11
	確保方策(単位:人)	9	9	10	11	11
南	量の見込み(単位:回)	126	135	145	154	165
	量の見込み(単位:人)	12	13	14	15	16
	確保方策(単位:人)	12	13	14	15	16
右京	量の見込み(単位:回)	281	300	321	343	368
	量の見込み(単位:人)	27	29	31	33	36
	確保方策(単位:人)	27	29	31	33	36
西京	量の見込み(単位:回)	186	199	213	228	243
	量の見込み(単位:人)	18	20	21	22	24
	確保方策(単位:人)	18	20	21	22	24
洛西	量の見込み(単位:回)	138	148	158	169	181
	量の見込み(単位:人)	13	14	15	16	18
	確保方策(単位:人)	13	14	15	16	18

伏見	量の見込み(単位:回)	319	342	365	389	417
	量の見込み(単位:人)	31	33	35	38	40
	確保方策(単位:人)	31	33	35	38	40
深草	量の見込み(単位:回)	80	85	91	97	104
	量の見込み(単位:人)	8	8	9	9	10
	確保方策(単位:人)	8	8	9	9	10
醍醐	量の見込み(単位:回)	124	132	141	151	161
	量の見込み(単位:人)	12	13	14	15	16
	確保方策(単位:人)	12	13	14	15	16
合計	量の見込み(単位:回)	2,299	2,458	2,628	2,809	3,003
	量の見込み(単位:人)	223	239	255	273	292
	確保方策(単位:人)	223	239	255	273	292

※ 量の見込み(単位:人)については、量の見込み(単位:回)の値を1人当たり平均訪問回数(10.3回)で割り戻して算出しています。

※ 2015(平成27)年度～2019(平成31)年度における提供体制の確保については、これまでの実施体制を維持することで対応することとします。

(イ) 検討の視点

○ 現在の事業の実施体制について

本事業は、子ども支援センターの育児支援活動員(各区役所・支所1名、非常勤嘱託員、午前9時20分から午後4時30分まで、週5日勤務)を主として、児童母子ケースワーカー(各区役所・支所により1～4名、正規職員)も訪問活動を実施しています。

○ 量の見込みの傾向について

2015(平成27)年度～2019(平成31)年度にかけて、6.9%ずつ増加する見込みです。

○ 事業の提供区域について

第二次区域(区役所・支所)であり、他の区域への訪問はありません。

(ウ) 対応方針

各区役所・支所とも年々増加することを見込んでいる中、最大値となる2019(平成31)年度において、最も回数が多くなることを見込んでいる伏見区における件数は417件です。

この件数について、例えば育児支援活動員1人で対応した場合、想定実働日(年間の要勤務日数(2013(平成25)年度の場合、244日)から年次休暇20日、夏季休暇5日を控除)219日で換算すると、1日当たり2件未満であり、午前・午後に1回ずつの訪問で対応可能です。

更に、児童母子ケースワーカーも本事業の実施に携わることから、現在の体制により増加分への対応は可能であると考えられます。

今後も、職員研修の充実や人事異動、活発な情報交換等により、支援の質の向上と行政区間での平準化に努めます。

(保健センター実施分)

(ア) 量の見込み及び提供体制の確保の内容

		27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
北	量の見込み(単位:回)	140	152	165	180	195
	量の見込み(単位:人)	67	73	79	86	93
	確保方策(単位:人)	67	73	79	86	93

第9章 京都市子ども・子育て支援事業計画に記載する幼児教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の
量の見込み並びに提供体制の確保の内容及びその実施時期

上京	量の見込み(単位:回)	128	139	151	164	178
	量の見込み(単位:人)	61	66	72	78	85
	確保方策(単位:人)	61	66	72	78	85
左京	量の見込み(単位:回)	197	214	232	253	275
	量の見込み(単位:人)	94	102	110	120	131
	確保方策(単位:人)	94	102	110	120	131
中京	量の見込み(単位:回)	124	135	146	159	173
	量の見込み(単位:人)	59	64	70	76	82
	確保方策(単位:人)	59	64	70	76	82
東山	量の見込み(単位:回)	51	56	61	66	72
	量の見込み(単位:人)	24	27	29	31	34
	確保方策(単位:人)	24	27	29	31	34
山科	量の見込み(単位:回)	244	265	288	313	340
	量の見込み(単位:人)	116	126	137	149	162
	確保方策(単位:人)	116	126	137	149	162
下京	量の見込み(単位:回)	83	90	98	107	116
	量の見込み(単位:人)	40	43	47	51	55
	確保方策(単位:人)	40	43	47	51	55
南	量の見込み(単位:回)	117	127	138	150	163
	量の見込み(単位:人)	56	61	66	71	78
	確保方策(単位:人)	56	61	66	71	78
右京	量の見込み(単位:回)	260	283	308	334	364
	量の見込み(単位:人)	124	135	147	159	173
	確保方策(単位:人)	124	135	147	159	173
西京	量の見込み(単位:回)	172	187	204	221	241
	量の見込み(単位:人)	82	89	97	105	115
	確保方策(単位:人)	82	89	97	105	115
洛西	量の見込み(単位:回)	128	139	151	165	179
	量の見込み(単位:人)	61	66	72	79	85
	確保方策(単位:人)	61	66	72	79	85
伏見	量の見込み(単位:回)	297	322	350	380	413
	量の見込み(単位:人)	140	152	166	181	197
	確保方策(単位:人)	140	152	166	181	197
深草	量の見込み(単位:回)	73	80	87	94	102
	量の見込み(単位:人)	35	38	41	45	49
	確保方策(単位:人)	35	38	41	45	49
醍醐	量の見込み(単位:回)	114	124	135	147	160
	量の見込み(単位:人)	54	59	64	70	76
	確保方策(単位:人)	54	59	64	70	76
合計	量の見込み(単位:回)	2,128	2,313	2,514	2,733	2,971
	量の見込み(単位:人)	1,013	1,101	1,197	1,301	1,415
	確保方策(単位:人)	1,013	1,101	1,197	1,301	1,415

※ 量の見込み(単位:人)については、量の見込み(単位:回)の値を1人当たり平均訪問回数(2.1回)で割り戻して算出しています。

※ 2015(平成27)年度～2019(平成31)年度における提供体制の確保については、これまでの実施体制を維持することで対応することとします。

(イ) 検討の視点

○ 現在の事業の実施体制について

本事業は、保健センター・支所の保健師(各区役所・支所5～11名、正規職員)を主として、母子保健訪問指導員(各区役所・支所1～3名、非常勤嘱託員、午前8時30分から午後5時15分まで、週1～2日勤務)も、他の業務を行いながら、

訪問活動を実施しています。

○ 量の見込みの傾向について

2015（平成27）年度～2019（平成31）年度にかけて、8.7%ずつ増加する見込みです。

(ウ) 対応方針

各区役所・支所とも年々増加することを見込んでいる中、最大値となる2019（平成31）年度において、最も回数が多くなることを見込んでいる伏見区における件数は413件です。

この件数について、例えば保健師1人で対応した場合、想定実働日219日（子ども支援センターと同様に想定）で換算すると、1日当たり2件未満であり、午前・午後に1回ずつの訪問で対応可能です。

さらに、母子保健訪問指導員も本事業の実施に携わることから、現在の体制により増加分への対応は可能であると考えられます。

今後も、職員研修の充実や人事異動、活発な情報交換等により、支援の質の向上と行政区間での平準化に努めます。

(育児支援ヘルパー派遣事業)

(ア) 量の見込み及び提供体制の確保の内容

		27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
北	量の見込み(単位:回)	125	128	132	136	140
	量の見込み(単位:人)	13	14	14	14	15
	確保方策(単位:人)	13	14	14	14	15
上京	量の見込み(単位:回)	113	118	121	124	128
	量の見込み(単位:人)	12	12	13	13	13
	確保方策(単位:人)	12	12	13	13	13
左京	量の見込み(単位:回)	176	181	186	191	197
	量の見込み(単位:人)	18	19	19	20	21
	確保方策(単位:人)	18	19	19	20	21
中京	量の見込み(単位:回)	111	114	117	121	124
	量の見込み(単位:人)	12	12	13	13	13
	確保方策(単位:人)	12	12	13	13	13
東山	量の見込み(単位:回)	46	47	48	50	51
	量の見込み(単位:人)	5	5	5	5	5
	確保方策(単位:人)	5	5	5	5	5
山科	量の見込み(単位:回)	218	224	230	237	244
	量の見込み(単位:人)	23	24	24	25	26
	確保方策(単位:人)	23	24	24	25	26
下京	量の見込み(単位:回)	74	76	79	81	83
	量の見込み(単位:人)	8	8	8	9	9
	確保方策(単位:人)	8	8	8	9	9
南	量の見込み(単位:回)	104	107	111	114	117
	量の見込み(単位:人)	11	11	12	12	12
	確保方策(単位:人)	11	11	12	12	12
右京	量の見込み(単位:回)	232	239	246	253	260
	量の見込み(単位:人)	24	25	26	27	28
	確保方策(単位:人)	24	25	26	27	28
西京	量の見込み(単位:回)	154	158	163	168	173
	量の見込み(単位:人)	16	17	17	18	18
	確保方策(単位:人)	16	17	17	18	18

洛西	量の見込み(単位:回)	114	118	121	125	128
	量の見込み(単位:人)	12	12	13	13	13
	確保方策(単位:人)	12	12	13	13	13
伏見	量の見込み(単位:回)	264	272	280	287	297
	量の見込み(単位:人)	28	29	29	30	31
	確保方策(単位:人)	28	29	29	30	31
深草	量の見込み(単位:回)	66	67	69	71	73
	量の見込み(単位:人)	7	7	7	7	8
	確保方策(単位:人)	7	7	7	7	8
醍醐	量の見込み(単位:回)	102	105	108	111	114
	量の見込み(単位:人)	11	11	12	12	12
	確保方策(単位:人)	11	11	12	12	12
合計	量の見込み(単位:回)	1,899	1,954	2,011	2,069	2,129
	量の見込み(単位:人)	200	206	212	218	224
	確保方策(単位:人)	200	206	212	218	224

※ 量の見込み(単位:人)については、量の見込み(単位:回)の値を1人当たり平均訪問回数(9.5回)で割り戻して算出しています。

※ 2015(平成27)年度～2019(平成31)年度における提供体制の確保については、これまでの実施体制を維持することで対応することとします。

(イ) 検討の視点

○ 現在の事業の実施体制について

本事業は、次の2箇所の事業所に委託して実施しています。

- ・ 社会福祉法人京都福祉サービス協会(京北地域を除く市内全域)
- ・ 社会福祉法人北桑会 豊和園(京北地域)

今後、提供サービスの増加が見込まれる京北地域を除く市内全域においては、京都福祉サービス協会が、ヘルパー(原則ヘルパー2級の講習を受講。子育てに関して適切な知識を有し、心身ともに健全で、家事又は育児に関する援助を適切に実行する能力を有する者)30名の人員を確保しています。

※ 京北地域においては、ほぼ実績がありません。

○ 量の見込みの傾向について

2015(平成27)年度～2019(平成31)年度にかけて、2.9%ずつ増加する見込みです。

(ウ) 対応方針

各区役所・支所とも年々増加することを見込んでいる中、最大値となる2019(平成31)年度において、全市で2,129回の派遣回数を見込んでいます。

この件数について、例えば京都福祉サービス協会がすべて対応した場合、1名のヘルパーが年間に対応する回数は約71回、月平均では、5.9回となり、週1～2回の派遣で対応が可能であることから、現在の体制により増加分への対応は可能であると考えられます。

今後も、利用者ニーズの動向を注視しながら、必要な委託予算を確保するとともに、円滑な事業実施に向け、委託事業所における人員の確保及びヘルパー向け研修会等による質の向上とサービス水準の平準化に努めます。

ク 子育て短期支援事業	
	(京都市事業名) 子育て支援短期利用事業
事業の 趣旨・目的	児童を養育している家庭の保護者が、疾病や仕事等の事由によって、家庭における児童の養育が一時的に困難となった場合に、当該児童を児童福祉施設において一定期間養育することにより、これらの児童及びその家庭の福祉の向上を図ること。
教育・保育 提供区域	第一次区域

(ショートステイ)

(7) 量の見込み及び提供体制の確保の内容

(単位：人日)

	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度
量の見込み	10,416	10,729	11,051	11,383	11,725
確保方策	10,416	10,729	11,051	11,383	11,725

(イ) 検討の視点

○ 現在の事業の実施体制について

本事業は、市内11箇所の児童福祉施設（乳児院2箇所、児童養護施設8箇所、母子生活支援施設1箇所）に委託して実施しており、うち2箇所については、ショートステイ専用スペースを設けています。

○ 量の見込みの傾向について

2015（平成27）年度～2019（平成31）年度にかけて、3.0%ずつ増加する見込みです。

(ウ) 対応方針

○ ショートステイ専用スペースを設けている2施設については、その受入実績を踏まえると、2施設合計で、1日当たり約23人の受入れが可能であると考えられます（年間延べ8,395人日）。

○ 専用スペースのない9施設については、措置等による入所の状況を踏まえながら受け入れていますが、各施設の定員に対する入所者数の差を平均すると、1施設1日当たり約4.5人分の空きがある状況であり、各施設1日2人ずつ受け入れたとして、1日当たり18人の受入れが可能です（年間の延べ日数に換算すると、6,570人日）。

○ 以上を合計すると、既存施設の受入可能日数は、年間延べ14,965人日であり、2019（平成31）年度の量の見込み（延べ11,725人日）に対する提供体制は確保可能と考えられます。

○ 質の向上等については、引き続き施設での職員研修や、施設監査の実施等により、サービスの質の向上と高いレベルでの平準化を図ります。

(トワイライトステイ)

(7) 量の見込み及び提供体制の確保の内容

(単位：人日)

	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度
量の見込み	157	157	157	157	157
確保の方策	157	157	157	157	157

(イ) 検討の視点

○ 現在の事業の実施体制について

本事業は、市内 11 箇所の児童福祉施設（児童養護施設 8 箇所、母子生活支援施設 3 箇所）に委託して実施しています（ショートステイ専用スペースを設けている施設については、同スペースを活用して受け入れています。）。

○ 量の見込みの傾向について

2015（平成27）年度～2019（平成31）年度は同数（2009（平成21）年度～2012（平成24）年度の4年度平均）で推移する見込みです。

(ウ) 対応方針

- 受入児童数は現状維持の見込みであるため、現状の体制で提供体制の確保可能と考えられます。
- 質の向上等については、引き続き施設での職員研修や、施設監査の実施等により、サービスの質の向上と高いレベルでの平準化を図ります。

ケ 地域子育て支援拠点事業	
	(京都市事業名) 保育所拠点事業、児童館事業、京都市子育て支援活動いきいきセンター（つどいの広場）事業
事業の 趣旨・目的	地域において子育て親子の交流等を促進する子育て支援拠点を設置し、地域の子育て支援機能の充実に図り、子育ての不安感等を緩和し、子どもの健やかな育ちを支援することを目的とする。 子育て親子の交流の場の提供及び交流の促進、子育て等に関する相談、援助、地域の子育て関連情報の提供、子育て及び子育て支援に関する講習等の実施、子育て関連事業の利用を支援する取組、地域における親・子の育ちを支援する取組を実施している。
教育・保育 提供区域	第四次区域

(7) 量の見込み及び提供体制の確保の内容

① 京都市全域

(単位：人日)

	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度
量の見込み	404,806	420,801	431,685	459,388	489,357
確保の方策	404,806	420,801	431,685	459,388	489,357

② 教育・保育提供区域別

※ 2 ページ後に記載

(4) 検討の視点

① 現状

一部の山間地域の中学校区を除き、各中学校区で1箇所から複数箇所の拠点事業を実施済みであり、2014（平成26）年度末には、全市183箇所で開催する予定としています。

事業名	実施箇所数	実施日時
保育所拠点事業（一般型）	17箇所	月曜日～土曜日（祝日休み） 午前8時30分から午後5時15分までのうちおおむね5時間以上
児童館事業（連携型）	131箇所	月曜日～土曜日（祝日休み） 午前10時から午後6時30分までのうちおおむね3時間以上
つどいの広場（一般型）	31箇所 (2014（平成26） 年度末で35箇所の 予定)	原則として土曜日又は日曜日のいずれかを含む週5日以上実施（祝日休み） 午前10時から午後4時まで

② 分析

区分	24 年度	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度
0～2歳推計児童数に おける量の見込み (人回)	372,523	404,806	420,801	431,685	459,388	489,357
箇所数	1 7 6	1 8 3	1 8 3	1 8 3	1 8 3	1 8 3
1箇所1日当たりの 利用児童数(人回)	7.43	7.76	8.07	8.28	8.81	9.38

※ 2015（平成27）年度～2019（平成31）年度における箇所数については、2014（平成26）年度末時点で見込まれる箇所数をそのまま置いたもの

(ウ) 対応方針

- 地域子育て支援拠点事業については、これまで、計画に基づき児童館、子育て支援活動いきいきセンターの箇所数の増加を図ってきました。
- 算定した量の見込みを既存施設の箇所数で提供した場合、2019（平成31）年度で、1箇所1日当たり約9組（2012（平成24）年度実績は約7組であり、2組の増）の利用が見込まれますが、これはこれまでの提供体制で受入れが可能であると考えられるため、拠点事業の実施箇所数は、引き続き、これまでの実施箇所数を維持することとします。

※ 教育・保育提供区域別

中学校区（第四次教育・保育提供区域）		27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
西賀茂	量の見込み	8,096	8,416	8,634	9,188	9,787
	確保方策	8,096	8,416	8,634	9,188	9,787
加茂川	量の見込み	7,691	7,995	8,202	8,728	9,298
	確保方策	7,691	7,995	8,202	8,728	9,298
旭丘	量の見込み	4,048	4,208	4,317	4,594	4,894
	確保方策	4,048	4,208	4,317	4,594	4,894
衣笠	量の見込み	5,667	5,891	6,044	6,431	6,851
	確保方策	5,667	5,891	6,044	6,431	6,851
上京	量の見込み	7,691	7,995	8,202	8,728	9,298
	確保方策	7,691	7,995	8,202	8,728	9,298
烏丸	量の見込み	2,024	2,104	2,158	2,297	2,447
	確保方策	2,024	2,104	2,158	2,297	2,447
嘉楽	量の見込み	3,238	3,366	3,453	3,675	3,915
	確保方策	3,238	3,366	3,453	3,675	3,915
二条	量の見込み	4,453	4,629	4,749	5,053	5,383
	確保方策	4,453	4,629	4,749	5,053	5,383
花背	量の見込み	81	84	86	92	98
	確保方策	81	84	86	92	98
大原	量の見込み	405	421	432	459	489
	確保方策	405	421	432	459	489
洛北	量の見込み	12,144	12,624	12,951	13,782	14,681
	確保方策	12,144	12,624	12,951	13,782	14,681
修学院	量の見込み	9,311	9,678	9,929	10,566	11,255
	確保方策	9,311	9,678	9,929	10,566	11,255
下鴨	量の見込み	6,072	6,312	6,475	6,891	7,340
	確保方策	6,072	6,312	6,475	6,891	7,340
高野	量の見込み	4,453	4,629	4,749	5,053	5,383
	確保方策	4,453	4,629	4,749	5,053	5,383
近衛	量の見込み	5,262	5,470	5,612	5,972	6,362
	確保方策	5,262	5,470	5,612	5,972	6,362
岡崎	量の見込み	4,858	5,050	5,180	5,513	5,872
	確保方策	4,858	5,050	5,180	5,513	5,872
京都御池	量の見込み	12,549	13,045	13,382	14,241	15,170
	確保方策	12,549	13,045	13,382	14,241	15,170
中京	量の見込み	3,238	3,366	3,453	3,675	3,915
	確保方策	3,238	3,366	3,453	3,675	3,915
朱雀	量の見込み	4,453	4,629	4,749	5,053	5,383
	確保方策	4,453	4,629	4,749	5,053	5,383
北野	量の見込み	3,643	3,787	3,885	4,134	4,404
	確保方策	3,643	3,787	3,885	4,134	4,404
西ノ京	量の見込み	5,667	5,891	6,044	6,431	6,851
	確保方策	5,667	5,891	6,044	6,431	6,851
松原	量の見込み	4,858	5,050	5,180	5,513	5,872
	確保方策	4,858	5,050	5,180	5,513	5,872
開晴	量の見込み	4,048	4,208	4,317	4,594	4,894
	確保方策	4,048	4,208	4,317	4,594	4,894
月輪	量の見込み	3,238	3,366	3,453	3,675	3,915
	確保方策	3,238	3,366	3,453	3,675	3,915
音羽	量の見込み	8,501	8,837	9,065	9,647	10,276
	確保方策	8,501	8,837	9,065	9,647	10,276

第9章 京都市子ども・子育て支援事業計画に記載する幼児教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の
量の見込み並びに提供体制の確保の内容及びその実施時期

中学校区（第四次教育・保育提供区域）		27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
大宅	量の見込み	5,262	5,470	5,612	5,972	6,362
	確保方策	5,262	5,470	5,612	5,972	6,362
安祥寺	量の見込み	6,477	6,733	6,907	7,350	7,830
	確保方策	6,477	6,733	6,907	7,350	7,830
花山	量の見込み	5,667	5,891	6,044	6,431	6,851
	確保方策	5,667	5,891	6,044	6,431	6,851
山科	量の見込み	5,667	5,891	6,044	6,431	6,851
	確保方策	5,667	5,891	6,044	6,431	6,851
勧修	量の見込み	6,072	6,312	6,475	6,891	7,340
	確保方策	6,072	6,312	6,475	6,891	7,340
下京	量の見込み	12,144	12,624	12,951	13,782	14,681
	確保方策	12,144	12,624	12,951	13,782	14,681
七条	量の見込み	7,287	7,574	7,770	8,269	8,808
	確保方策	7,287	7,574	7,770	8,269	8,808
八条	量の見込み	4,453	4,629	4,749	5,053	5,383
	確保方策	4,453	4,629	4,749	5,053	5,383
九条	量の見込み	3,238	3,366	3,453	3,675	3,915
	確保方策	3,238	3,366	3,453	3,675	3,915
洛南	量の見込み	12,144	12,624	12,951	13,782	14,681
	確保方策	12,144	12,624	12,951	13,782	14,681
凌風	量の見込み	3,643	3,787	3,885	4,134	4,404
	確保方策	3,643	3,787	3,885	4,134	4,404
久世	量の見込み	8,906	9,258	9,497	10,107	10,766
	確保方策	8,906	9,258	9,497	10,107	10,766
高雄	量の見込み	405	421	432	459	489
	確保方策	405	421	432	459	489
双ヶ丘	量の見込み	5,262	5,470	5,612	5,972	6,362
	確保方策	5,262	5,470	5,612	5,972	6,362
嵯峨	量の見込み	6,477	6,733	6,907	7,350	7,830
	確保方策	6,477	6,733	6,907	7,350	7,830
四条	量の見込み	4,858	5,050	5,180	5,513	5,872
	確保方策	4,858	5,050	5,180	5,513	5,872
太秦	量の見込み	8,501	8,837	9,065	9,647	10,276
	確保方策	8,501	8,837	9,065	9,647	10,276
蜂ヶ岡	量の見込み	8,096	8,416	8,634	9,188	9,787
	確保方策	8,096	8,416	8,634	9,188	9,787
梅津	量の見込み	6,072	6,312	6,475	6,891	7,340
	確保方策	6,072	6,312	6,475	6,891	7,340
西院	量の見込み	8,501	8,837	9,065	9,647	10,276
	確保方策	8,501	8,837	9,065	9,647	10,276
西京極	量の見込み	8,501	8,837	9,065	9,647	10,276
	確保方策	8,501	8,837	9,065	9,647	10,276
宕陰	量の見込み	0	0	0	0	0
	確保方策	0	0	0	0	0
周山	量の見込み	810	842	863	919	979
	確保方策	810	842	863	919	979
松尾	量の見込み	6,882	7,154	7,339	7,810	8,319
	確保方策	6,882	7,154	7,339	7,810	8,319
檉原	量の見込み	8,096	8,416	8,634	9,188	9,787
	確保方策	8,096	8,416	8,634	9,188	9,787

第9章 京都市子ども・子育て支援事業計画に記載する幼児教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の
量の見込み並びに提供体制の確保の内容及びその実施時期

中学校区（第四次教育・保育提供区域）		27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
桂	量の見込み	8,906	9,258	9,497	10,107	10,766
	確保方策	8,906	9,258	9,497	10,107	10,766
桂川	量の見込み	10,930	11,362	11,655	12,403	13,213
	確保方策	10,930	11,362	11,655	12,403	13,213
大枝	量の見込み	5,262	5,470	5,612	5,972	6,362
	確保方策	5,262	5,470	5,612	5,972	6,362
洛西	量の見込み	3,643	3,787	3,885	4,134	4,404
	確保方策	3,643	3,787	3,885	4,134	4,404
西陵	量の見込み	2,024	2,104	2,158	2,297	2,447
	確保方策	2,024	2,104	2,158	2,297	2,447
大原野	量の見込み	2,429	2,525	2,590	2,756	2,936
	確保方策	2,429	2,525	2,590	2,756	2,936
藤森	量の見込み	14,087	14,644	15,023	15,987	17,030
	確保方策	14,087	14,644	15,023	15,987	17,030
伏見	量の見込み	8,906	9,258	9,497	10,107	10,766
	確保方策	8,906	9,258	9,497	10,107	10,766
桃陵	量の見込み	3,643	3,787	3,885	4,134	4,404
	確保方策	3,643	3,787	3,885	4,134	4,404
桃山	量の見込み	8,096	8,416	8,634	9,188	9,787
	確保方策	8,096	8,416	8,634	9,188	9,787
向島	量の見込み	3,643	3,787	3,885	4,134	4,404
	確保方策	3,643	3,787	3,885	4,134	4,404
向島東	量の見込み	2,834	2,946	3,022	3,216	3,425
	確保方策	2,834	2,946	3,022	3,216	3,425
洛水	量の見込み	3,238	3,366	3,453	3,675	3,915
	確保方策	3,238	3,366	3,453	3,675	3,915
神川	量の見込み	12,144	12,624	12,951	13,782	14,681
	確保方策	12,144	12,624	12,951	13,782	14,681
大淀	量の見込み	4,048	4,208	4,317	4,594	4,894
	確保方策	4,048	4,208	4,317	4,594	4,894
深草	量の見込み	5,667	5,891	6,044	6,431	6,851
	確保方策	5,667	5,891	6,044	6,431	6,851
醍醐	量の見込み	2,834	2,946	3,022	3,216	3,425
	確保方策	2,834	2,946	3,022	3,216	3,425
栗陵	量の見込み	4,453	4,629	4,749	5,053	5,383
	確保方策	4,453	4,629	4,749	5,053	5,383
春日丘	量の見込み	4,453	4,629	4,749	5,053	5,383
	確保方策	4,453	4,629	4,749	5,053	5,383
小栗栖	量の見込み	3,238	3,366	3,453	3,675	3,915
	確保方策	3,238	3,366	3,453	3,675	3,915
全市	量の見込み	404,806	420,801	431,685	459,388	489,357
	確保方策	404,806	420,801	431,685	459,388	489,357

コ 子育て援助活動支援事業	
	(京都市事業名) 京（みやこ）いきいき子育てサポート事業 (京都市ファミリーサポート事業)
事業の 趣旨・目的	育児の援助を受けたい方（依頼会員：おねがいさん）と育児の援助を行いたい方（提供会員：おまかせさん）からなる会員組織として、「ファミリーサポートセンター」を設立し、地域における会員同士の育児に関する相互援助活動を支援する。
教育・保育 提供区域	第二次区域

(7) 量の見込み及び提供体制の確保の内容

(単位：人日)

	24年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
北	1,570	2,223	2,223	2,223	2,223	2,223
上京	872	1,194	1,194	1,194	1,194	1,194
左京	1,779	2,600	2,600	2,600	2,600	2,600
中京	1,468	2,361	2,361	2,361	2,361	2,361
東山	475	850	850	850	850	850
山科	693	1,351	1,351	1,351	1,351	1,351
下京	564	1,459	1,459	1,459	1,459	1,459
南	1,174	1,549	1,549	1,549	1,549	1,549
右京	2,375	3,055	3,055	3,055	3,055	3,055
西京	1,065	1,711	1,711	1,711	1,711	1,711
洛西	432	1,041	1,041	1,041	1,041	1,041
伏見	974	1,620	1,620	1,620	1,620	1,620
深草	444	876	876	876	876	876
醍醐	280	481	481	481	481	481
市外	54	222	222	222	222	222
合計	14,219	22,593	22,593	22,593	22,593	22,593

(イ) 検討の視点

本事業は、(公社)京都市児童館学童連盟に事業を委託しており、同連盟内に本部としての機能を有するファミリーサポートセンターを設置し、実施しています。

また、同センターの支部を各区・支所ごとに児童館14箇所に設置し、会員募集、登録をはじめ、会員になるための講習会、レベルアップ講習会、会員からの相談対応や会員間の交流事業の開催等、地域に密着した事業として安心して利用いただけるよう取組を実施するとともに、利用会員数の拡大を図っています。

(ウ) 対応方針

2012（平成24）年度末時点において、提供会員の登録人数1,114人（両方会員含む。）に対して、実際に活動した提供会員は300人（両方会員含む。）であ

り、利用希望に対応できる提供体制は確保できていると考えられ、これまでの実施体制を維持することとしますが、今後も提供会員数を確保するため、ボランティア活動の多い図書館等へのチラシ配架や市民しんぶんでの講習会の開催周知等、様々な手法による広報活動に努めます。

併せて、今後も講習会や会員同士の交流の機会の充実に取り組み、安心して利用していただけるよう、提供会員の質の向上を図ります。

サ 乳児家庭全戸訪問事業	
	(京都市事業名) 新生児等訪問指導事業（こんにちは赤ちゃん事業）
事業の 趣旨・目的	母子保健法第11条、第17条及び児童福祉法第21条の10の3を根拠に、生後4か月までの乳児のいるすべての家庭とその母親に対して、家庭訪問による保健指導を行うことにより、乳児家庭の孤立化を防ぎ、育児環境を整え、適切な支援につなぐとともに、乳児の健全な発育と母親の健康増進を図ることを目的とする。
教育・保育 提供区域	第二次区域

(7) 量の見込み及び提供体制の確保の内容

① 教育・保育提供区域

当該事業については、各区・支所ごとに設置している保健センターが実施主体であるとともに、事業を実施する区域も、当該区・支所内の乳児等に限られるため、教育・保育提供区域は、第二次区域（区役所・支所）で設定します。

② 量の見込み及び確保の方策

全戸訪問を目指す事業であり、量の見込み数は出生数の見込みとなります。

なお、出生数（下表）については、2014（平成26）年4月までの実績に基づいて京都市において独自に推計したものです。

○新生児等訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）量の見込み（各年度の推計出生数）

	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
北区	718	711	704	698	695
上京区	546	549	551	556	562
左京区	1,073	1,057	1,040	1,025	1,015
中京区	799	802	804	803	805
東山区	204	206	209	212	213
山科区	1,086	1,081	1,076	1,072	1,066
下京区	726	735	745	752	763
南区	977	982	985	985	986
右京区	1,591	1,583	1,571	1,558	1,551
西京区	1,278	1,257	1,238	1,220	1,206
伏見区	2,148	2,111	2,079	2,043	2,009
全市計	11,146	11,074	11,002	10,924	10,871

	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
量の見込み (人)	11,146	11,074	11,002	10,924	10,871
確保方策 (人日)	実施機関：京都市内保健センター・支所 実施職員：保健センター・支所保健師、母子保健訪問指導員	実施機関：京都市内保健センター・支所 実施職員：保健センター・支所保健師、母子保健訪問指導員	実施機関：京都市内保健センター・支所 実施職員：保健センター・支所保健師、母子保健訪問指導員	実施機関：京都市内保健センター・支所 実施職員：保健センター・支所保健師、母子保健訪問指導員	実施機関：京都市内保健センター・支所 実施職員：保健センター・支所保健師、母子保健訪問指導員

(イ) 検討の視点

○ 乳児家庭全戸訪問事業ガイドライン（厚生労働省）について

本事業は、すべての乳児のいる家庭を訪問し、子育ての孤立化を防ぐために、その居宅において様々な不安や悩みを聴き、子育て支援に関する必要な情報提供を行うとともに、支援が必要な家庭に対して適切なサービス提供に結び付けることにより、地域の中で子どもが健やかに育成できる環境整備を図ることを目的とした、広く一般を対象とした子育て支援事業です。原則として生後4か月を迎えるまでの、すべての乳児のいる家庭を事業の対象としています。

母子保健法に基づく訪問指導は、母子保健の観点から、乳幼児のいる家庭を対象として必要な保健指導等を行う事業であり、両事業は法的な位置付けや、第一義的な目的は異なるものの、効果的かつ効率的な事業実施の観点から、市町村の判断により、これらの訪問指導等と併せて本事業を実施することとして差し支えないとされています。

○ 現在の事業の実施体制について

京都市は、すべての乳児のいる家庭への訪問を、母子保健事業による新生児訪問指導と併せて、専門職（保健師、助産師などの看護職）が実施しており、保健センター・支所の保健師（各区・支所5～11名、正規職員）を主として、母子保健訪問指導員（各区・支所1～3名、非常勤嘱託員、午後8時30分から午後5時15分まで、週1～2日勤務）も訪問活動を実施しています。

(ウ) 対応方針

各区・支所とも出生数の減少に伴い、年々微減していることを見込んでいる中、最大値となる2015（平成27）年度において、各行政区のうち最も回数が多くなることを見込んでいる伏見区での見込みは2,148件であり、想定実働日219日で換算すると、1日当たり9.8件です。

この件数について、伏見区内を担当する伏見保健センター、深草支所、醍醐支所の保健師22人及び母子保健訪問指導員19人の計41人で対応するため、現在の体制を維持することで、提供体制は十分確保できるものと考えられます。

今後も、職員研修の充実や活発な情報交換等による質の向上及び行政区間の高い水準でのサービスの平準化に努めます。

シ 妊婦に対する健康診査	
(京都市事業名) 京都市妊婦健康診査	
事業の 趣旨・目的	母子保健法第13条に基づく妊婦健康診査を実施し、その費用を公費で負担することにより、妊婦の健康管理の充実及び経済的負担の軽減を図ることを目的とする。
教育・保育 提供区域	第一次区域

(7) 量の見込み及び提供体制の確保の内容

① 教育・保育提供区域

当該事業については、各保健センター・支所で妊婦健康診査受診券の交付を行うが、事業を実施する区域は、京都市内の医療機関のみならず、全国の医療機関で利用されるため、教育・保育提供区域については、第一次区域（全市）で設定する。

② 量の見込み及び確保の方策

		27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
量の 見込み	妊娠届出件数 (母子健康手帳交付数)	11,837	11,729	11,622	11,517	11,412
	妊婦健康診査 受診券交付数	12,154	12,045	11,938	11,832	11,727
確保方策		実施場所：(表1)参照 検査項目： (表2参照)	実施場所：(表1)参照 検査項目： (表2参照)	実施場所：(表1)参照 検査項目： (表2参照)	実施場所：(表1)参照 検査項目： (表2参照)	実施場所：(表1)参照 検査項目： (表2参照)

(4) 検討の視点

(1) 「すこやか親子21」の取組について

妊娠期間中に望ましい14回の妊婦健康診査を受診するには、「妊娠11週以下での妊娠届出」が必要となります。このため、「健やか親子21（21世紀の母子保健の主要な取組を提示し、みんなで推進する国民運動計画）」において目標値（100%）が設定されています。

(2) 妊娠11週までの届出率について

項目	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
妊娠11週までの届出率	85.3%	91.8%	93.6%	93.6%	92.8%

(3) 現在の事業の実施体制について

妊娠に伴う健康診査の受診を図り、経済的な負担を軽減するため、国が望ましいとしている妊娠期間中14回の健康診査（基本健診、血液検査、免疫検査、B群溶血性レンサ球菌検査、HIV抗体値検査、子宮頸がん検査、超音波検査等）を、医療機関等に委託して実施しています。

(ウ) 対応方針

○ 妊婦健康診査委託医療機関（表1）

	医療機関	助産所等
京都府内	京都府医師会の会員である医療機関のうち産婦人科を標榜するもの	京都府助産師会の会員である助産所及び出張開業助産師
滋賀県・大阪府内	滋賀県医師会又は大阪府医師会の会員である医療機関のうち産婦人科を標榜するもの	個別契約（所在地助産師会員に限る） （10月1日現在 ※41箇所）
兵庫県内	兵庫県医師会の会員である医療機関のうち産婦人科を標榜するもの （ただし、京都市の妊婦健康診査についての「協力医療機関」に限る。） （10月1日現在 ※102箇所）	
その他都道府県	個別契約 （10月1日現在 ※1,019箇所）	

○ 厚生労働省が示している標準的な妊婦健康診査の受診を推進するため、妊婦相談指導事業、こんにちはプレママ事業等を活用し、妊産婦に対し普及啓発や保健指導を実施します。

○ 償還払い制度（2011（平成23）年4月～）

他都市の医療機関との契約が医療機関の都合により京都市との委託契約を締結できないなど、妊婦がやむを得ない理由により受診券を使用できなかったときのために、「償還払い制度」（妊婦健康診査費助成金）を設けています。

○ 検査項目、検査時期、単価（平成26年4月～）（表2）

受診券種別	受診時期	内容	単価(円)
妊婦健康診査基本受診券（白）	① 8週前後	基本健診 （問診・診察、体重測定、血圧測定、尿検査、保健指導）	3,230
	② 12週前後		3,230
	③ 16週前後		3,230
	④ 20週前後		3,230
	⑤ 24週前後		3,230
	⑥ 26週前後		3,230
	⑦ 28週前後		3,230
	⑧ 30週前後		3,230
	⑨ 32週前後		3,230
	⑩ 34週前後		3,230
	⑪ 36週前後		3,230
	⑫ 37週前後		3,230
	⑬ 38週前後		3,230
	⑭ 39週前後		3,230
妊婦健康診査追加受診券（ピンク）	前期－血液①	血液検査（貧血（末梢血液一般検査）、血糖）	3,210
	前期－血液②	血液検査（血液型）	420
	中期－血液③	血液検査（貧血（末梢血液一般検査）、血糖）	3,210
	後期－血液④	血液検査（貧血（末梢血液一般検査））	1,660
	前期－免疫	免疫検査（間接クームス、B型肝炎抗原検査、C型肝炎抗体検査、風しんウイルス抗体価検査、梅毒検査（梅毒脂質抗原（定性）使用、TPHA（定性）検査）	4,490
	中期～後期－B群	B群溶血性レンサ球菌検査	3,400
	前期－HIV	HIV抗体価検査	1,230
	前期－がん	子宮頸がん検査（細胞診）	3,400
	前期－超音波①	超音波検査	5,300
	前期－超音波②		5,300
	中期－超音波③		5,300
	後期－超音波④		5,300
	前期－HTLV-1	HTLV-1抗体検査	850
	クラミジア	性器クラミジア検査	2,440